

国指定史跡「出島和蘭商館跡」 保存活用計画



平成 28 年 3 月

長崎市
長崎市教育委員会

国指定史跡「出島和蘭商館跡」保存活用計画

目次

序章 沿革と目的

1. 保存活用計画策定に到る経緯と目的	1
2. 検討体制及び委員会の審議経過	2

第1章 史跡「出島和蘭商館跡」の概要

1. 史跡の概要	5
(1) 立地	5
(2) 指定の概要	6
(3) 史跡の特徴	8
2. 史跡の現状	10
(1) 保存管理の履歴	10
(2) 土地利用及び土地所有状況	14
(3) 史跡内の現状	16
(4) 出土遺物、所有資料	42
(5) 公開活用	42
(6) 史跡整備	48
(7) 運営・体制	52

第2章 出島をとりまく環境

1. 自然環境	55
(1) 地形・地質	55
(2) 気候	57
(3) 植生	57
2. 社会環境	59
(1) 関連法規制等	59
(2) 出島周辺の関連文化財	77
(3) 出島周辺の現状と課題	79

第3章 出島に関する主な歴史調査

1. 出島の歴史と変遷	85
(1) 出島の歴史	85
(2) 出島の土地利用の変遷	90
(3) 出島の形状の変遷	92
2. 発掘調査	99
(1) 出島の発掘調査概要	99
(2) 出島内の発掘調査成果	104
(3) 出島の範囲確認調査	116
(4) 護岸石垣の修復・復元	129
3. 歴史資料	134
(1) 歴史資料の概要	134
(2) 関連遺跡及び文化財	140
(3) 関連資料	142

第4章 保存管理

1. 保存管理の基本方針	143
(1) 史跡の特性	143
(2) 保存管理の目標	145
(3) 保存管理の基本方針	146

2. 史跡を構成する諸要素	147
(1) 史跡の構成要素の分類	147
(2) 構成要素一覧	149
3. 地区区分	152
4. 保存管理の方法	154
(1) 地区別の保存管理方針	154
(2) 本質的価値を構成する諸要素の保存管理方針	155
(3) 本質的価値に準じた諸要素の保存管理方針	156
(4) 本質的価値と密接に関わる諸要素の保存管理方針	157
(5) その他の諸要素の保存管理方針	158
(6) 維持管理	160
5. 現状変更等の取扱基準	163
(1) 史跡の現状変更	163
(2) 現状変更の許可の区分と手続	164
(3) 現状変更取扱基準	165

第5章 史跡の追加や周辺環境に関する考え方

1. 史跡の拡大の考え方	169
2. 史跡の追加指定の検討	171
(1) 追加指定範囲の考え方	171
(2) 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素	172
(3) 追加指定を検討する範囲の地区区分	176
(4) 追加指定地に関する保存管理の基本方針	177
3. 周辺環境の保全	178
(1) 周辺景観の現状と出島の歴史的景観	178
(2) 出島及び周辺における景観の保全の考え方	182
4. 都市計画変更の検討に向けて	185
(1) 都市計画に関する課題	185
(2) 史跡指定拡大と都市計画変更の進め方	185
(3) 都市計画変更に向けた今後の流れ	186

第6章 整備と公開・活用

1. 基本的な考え方	187
(1) 整備と公開活用の基本的な考え方	187
(2) 整備の推進に向けて	188
2. 整備計画	190
(1) 短中期及び長期の整備計画	190
(2) 整備に関する今後の課題	191

第7章 保存管理の体制整備

1. 保存管理体制	195
(1) 現在の保存管理体制	195
(2) 今後の保存管理体制に向けて	195
(3) 保存管理・整備活用推進のための体制づくり	196

附属資料

1. 文化財保護法等に係る規定	199
2. 復元建造物基本図面	222
3. 出島の榜示杭に関する主な資料	280
4. 『史跡 出島和蘭商館跡 復元整備構想 -答申書-』	283
5. 『史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書』概要	284
6. 参考文献一覧	290

【例言】

1. 本書は、長崎市出島町 6 番 1 号に所在する国指定史跡出島和蘭商館跡の保存活用計画書である。
2. 本保存活用計画は、長崎市が事業主体となり、平成 26・27 年度に国庫補助を受けて策定した。
3. 本保存活用計画は、長崎市附属機関に関する条例に基づき、「長崎市出島保存管理計画策定委員会」の会議によりまとめられたものを、事務局である長崎市が所定の手続きを経て策定したものである。
なお、計画及び報告書の名称について、当初の案は、「保存管理計画」としていたが、文化庁の「史跡等保存活用計画等策定費国庫補助要項」の改正（平成 27 年 4 月 1 日）に基づき「保存活用計画」と改めることとした。
4. 本保存活用計画策定に関わる事務は、長崎市経済局文化観光部出島復元整備室が担当した。また、保存管理計画の策定支援として関連業務を株式会社文化財保存計画協会に委託した。
5. 本保存活用計画書の執筆は、長崎市経済局文化観光部出島復元整備室及び株式会社文化財保存計画協会が行った。なお、全体の編集は、長崎市文化観光部出島復元整備室の監修のもと、株式会社文化財保存計画協会が行った。
6. 本保存活用計画の策定にあたり、次の機関から多大なる御指導と御協力を賜った。
文化庁文化財部記念物課、長崎県教育庁学芸文化課
7. 本保存活用計画報告書の作成に伴い、次の機関から資料掲載の許可を得た。
九州大学附属図書館、神戸市立博物館、国立公文書館内閣文庫、東京藝術大学美術館、東京大学史料編纂所、東洋文庫、長崎大学附属図書館本館、同経済学部分館、長崎歴史文化博物館、松浦史料博物館、立正大学図書館
オランダ海事史博物館、デフェンデル市立図書館、デンマーク国立博物館、ライス・エンゲルホルン博物館、ライデン国立民族学博物館、ライデン大学図書館（国内・海外 50 音順）
8. 本保存活用計画報告書の無断転載を禁じる。写真・図版などの掲載にあたっては、所蔵者および長崎市文化観光部出島復元整備室（長崎市出島町 6-1 電話 095-829-1194）に連絡の上、許可を得るものとする。

序

出島は、寛永 13 年（1636）、江戸幕府の命を受け長崎の 25 人の有力町人が築造した人工の島です。それまで長崎の町の中で暮らしていたポルトガル人が居住し貿易を継続していましたが、島原・天草一揆の後、同 16 年（1639）にポルトガル船の来航が禁止されました。その後、オランダ商館が、寛永 18 年（1641）、平戸から出島に移転し、安政 6 年（1859）に廃止されるまでの 218 年間、出島はヨーロッパとの唯一の貿易地となりました。

幕末の開国によりその役割を終えた出島は、次第に周囲の埋め立てが進み、明治 37 年（1904）の長崎港港湾改良工事の完成により都市の中に埋没しその姿を失いました。その後、大正 11 年（1922）に国指定史跡「出島和蘭商館跡」となっています。

本史跡は、オランダ政府と日本政府の協議を経て、昭和 26 年（1951）以降長崎市が主体となり史跡の公有化及び整備事業を進めてきました。石倉復元や庭園整備を進めながら昭和 57 年（1982）には、長崎市出島史跡整備審議会により長期的・総合的な復元整備構想である「史跡 出島和蘭商館跡 復元整備構想 答申書」がまとめられ、さらに、平成 8 年（1996）には、15 年程度を目標にした短中期計画と完全復元を目指す長期計画の答申を受け、19 世紀前半の出島の姿を復元する復元整備事業に着手いたしました。

これまで、史跡の保存管理を行いながら、民有地の公有化や建造物・護岸石垣の復元、既存建物の整備を進めてまいりましたが、その一方で、史跡周辺のビルの建替えに伴う高層化が進み、史跡が建物の中に埋没していく傾向にあります。

そこで、史跡の本質的価値をあらためて明確にし、保存・活用の方針を定め、後世に出島の世界的な価値を伝えていくとともに、史跡範囲を拡大し、海に浮かぶ出島の姿を取り戻すべく保存管理（活用）計画を策定いたしました。

今後は、この計画をもって、日本史のみならず世界史においても貴重な史跡を適切に保存・管理していくと同時に、出島の完全復元に向け関係機関並びに地元の皆様の御協力を仰ぎながら長期的な視点で事業を進めてまいり所存ですので、なお一層の御理解と御協力をお願いいたします。

計画策定にあたっては、長崎市出島保存管理（活用）計画策定委員会において御審議をいただくとともに、文化庁ならびに長崎県教育委員会の御指導をいただきました。この場をお借りして委員並びに関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

長崎市長 田上 富久

長崎市教育長 馬場 豊子

序章. 沿革と目的

1. 保存活用計画策定に到る経緯と目的

出島は、寛永13年（1636）、江戸幕府が長崎の有力町人（25人）に築造させた人工の島である。当初はポルトガル人が居住したが、その後、同18年（1641）、平戸のオランダ商館が出島に移転し、オランダ商館が廃止される安政6年（1859）までの218年間、出島はヨーロッパとの唯一の貿易地であった。

幕末の開国に伴い、その役割を終えた出島は、次第に周囲の埋め立てが進み、明治37年（1904）の長崎港港湾改良工事の完成により完全に内陸化し、その姿を失った。その後、大正11年（1922）に国指定史跡「出島和蘭商館跡」となった。

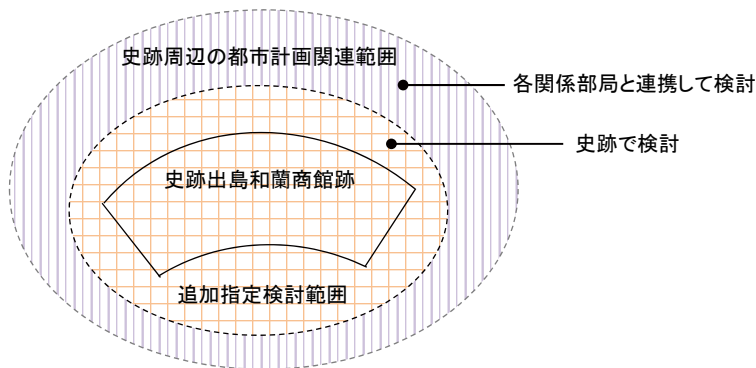
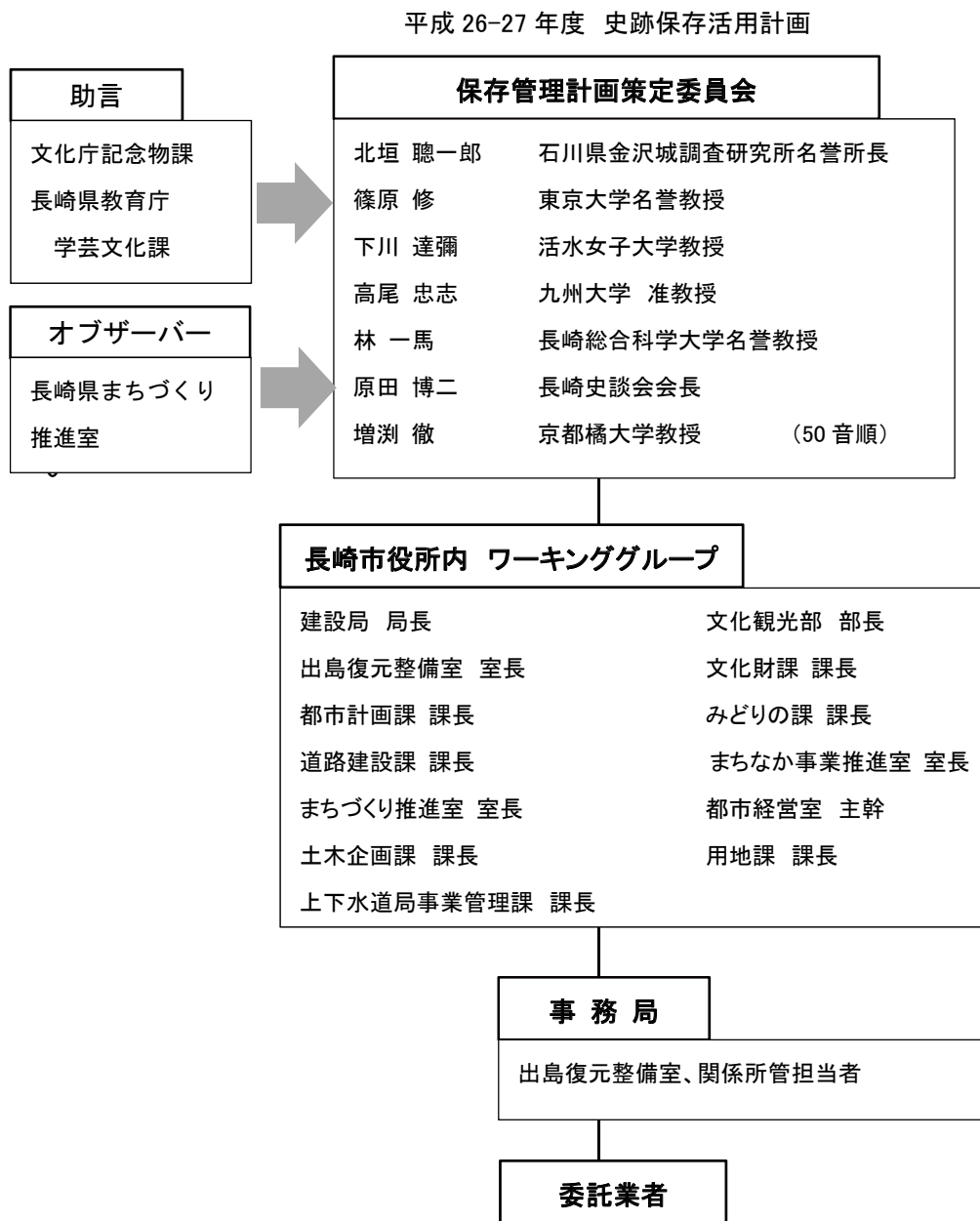
戦後、昭和26年（1951）、オランダ政府と日本政府の協議を経て、長崎市が主体となり史跡の公有化及び整備計画に着手した。昭和53年（1978）には長崎市出島史跡整備審議会を発足し、資料調査をもとにした検討が行われ、昭和57年（1982）に長期的・総合的な復元整備構想である「史跡 出島和蘭商館跡 復元整備構想 答申書」がまとめられた。これは、遺跡の境界確認調査と範囲の確定、史跡の公有地化、19世紀初頭の建造物の復元整備など7項目に及ぶものであった。この答申を具体化し、事業の一層の進捗を図るため、平成5年に長崎市教育委員会内に出島復元整備室を設置し、第2次の長崎市出島史跡整備審議会を平成6年（1994）に発足させ、復元整備事業の具体的な目標と手順が審議された。平成8年（1996）に15年程度を目標にした短中期計画と完全復元を目指す長期計画が答申され、これを受けて出島復元整備事業が開始された。

史跡の保存管理を行いつつ、史跡内民有地の公有化や施設整備を進めてきた。その後、平成13年度（2001）には史跡内の公有化が完了し、平成20年（2008）から、出島復元整備室が一体的に保存管理及び施設の運営を行っている。

一方で、平成8年（1996）から当初の短中期計画の期間であった15年以上が経過し、当初計画のプロセスと進捗状況が乖離していた。また、長期計画については、この間、具体的な方向性や事業手法についての検討を行ってこなかったが、ビルの建替に伴う高層化が進み、復元整備事業が進む一方で史跡が都市の中に埋没してその価値を失っていく危機感が高まりつつある。このため、現在進めている出島の復元整備第Ⅲ期事業を含め、現状を踏まえて短中期計画を見直すと同時に史跡の本質的価値を明らかにし、現在の史跡周辺も含めた史跡の価値を再度見直し、史跡の指定の拡大を視野に入れるとともに、その価値に基づく特別史跡の指定も目指しつつ保存活用計画を策定することとなった。

策定にあたっては、平成16年度に刊行された『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』（文化庁記念物課監修）にある史跡の保存管理計画に定めるべき事項や『史跡等、重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（文化庁記念物課発行）の内容をふまえて、地域の発展を見据え、世界にとって貴重な史跡を適切に保存・管理し後世に伝えていくための計画を定めることを目的とする。

2. 検討体制及び委員会の審議経過



平成 26 年以降の検討体制イメージ

委員会の審議経過

委員会	開催日及び開催場所	内容
第1回	平成27年3月31日 旧出島神学校2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長選出 ・目次案と今後の進め方 ・史跡の本質的価値の整理について ・史跡追加指定の範囲及び根拠
第2回	平成27年5月19日 旧出島神学校2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の価値の考え方について ・出島概略年表と出島変遷図について ・報告書原案4章（保存管理） ・報告書原案5章（史跡の追加指定の考え方）
第3回	平成27年11月6日 長崎市中央公民館 研修室7・8	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書原案4章（保存管理） ・報告書原案5章（史跡の追加や周辺環境に関する考え方）
第4回	平成28年3月22日 長崎市市議会 会議室1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画書（原案）まとめ ・史跡拡大に伴う都市計画変更の検討

「長崎市出島保存管理計画策定委員会」委員

氏名	所属・役職	専門分野	備考
北垣 聡一郎	石川県金沢城調査研究所名誉所長	土木技術	
篠原 修	東京大学名誉教授	都市景観	委員長
下川 達彌	活水女子大学教授	考古学	
高尾 忠志	九州大学持続可能な社会のための決断科学センター准教授	景観、都市計画	
林 一馬	長崎総合科学大学名誉教授	建造物	
原田 博二	長崎史談会会長	日本近世史	
増渕 徹	京都橘大学教授	文化財保護史	

第1章. 史跡「出島和蘭商館跡」の概要

1. 史跡の概要

(1) 立地

国指定史跡「出島和蘭商館跡」が立地する長崎市は、九州西部の長崎県南部に位置し、主に西彼杵半島の南部と長崎半島からなる。当史跡は、長崎半島の付け根にある長崎港の中に位置する。国際貿易都市としての長崎は、長崎港を中心に周囲を小高い山々に囲まれ、立山の麓から現在の県庁付近まで伸びる段丘の周辺と、東から長崎港に流入する中島川、銅座川によって形成されたわずかな平野部を中心に形成されてきた。

出島は、この段丘の南側に位置していた。寛永13年(1636)、段丘の地先を人工的に埋め立てた扇形の島として築造され、開国までの間、ヨーロッパとの貿易地として機能した。

明治期の中島川の変流工事により出島の一部が削られ、さらに周辺は港湾事業により周辺は埋め立てられ、出島は内陸となった。現在の出島周辺は臨港地区を中心に開発が進み、市内中心部における、商業・業務機能と文化・観光施設が集積する場所となっている。

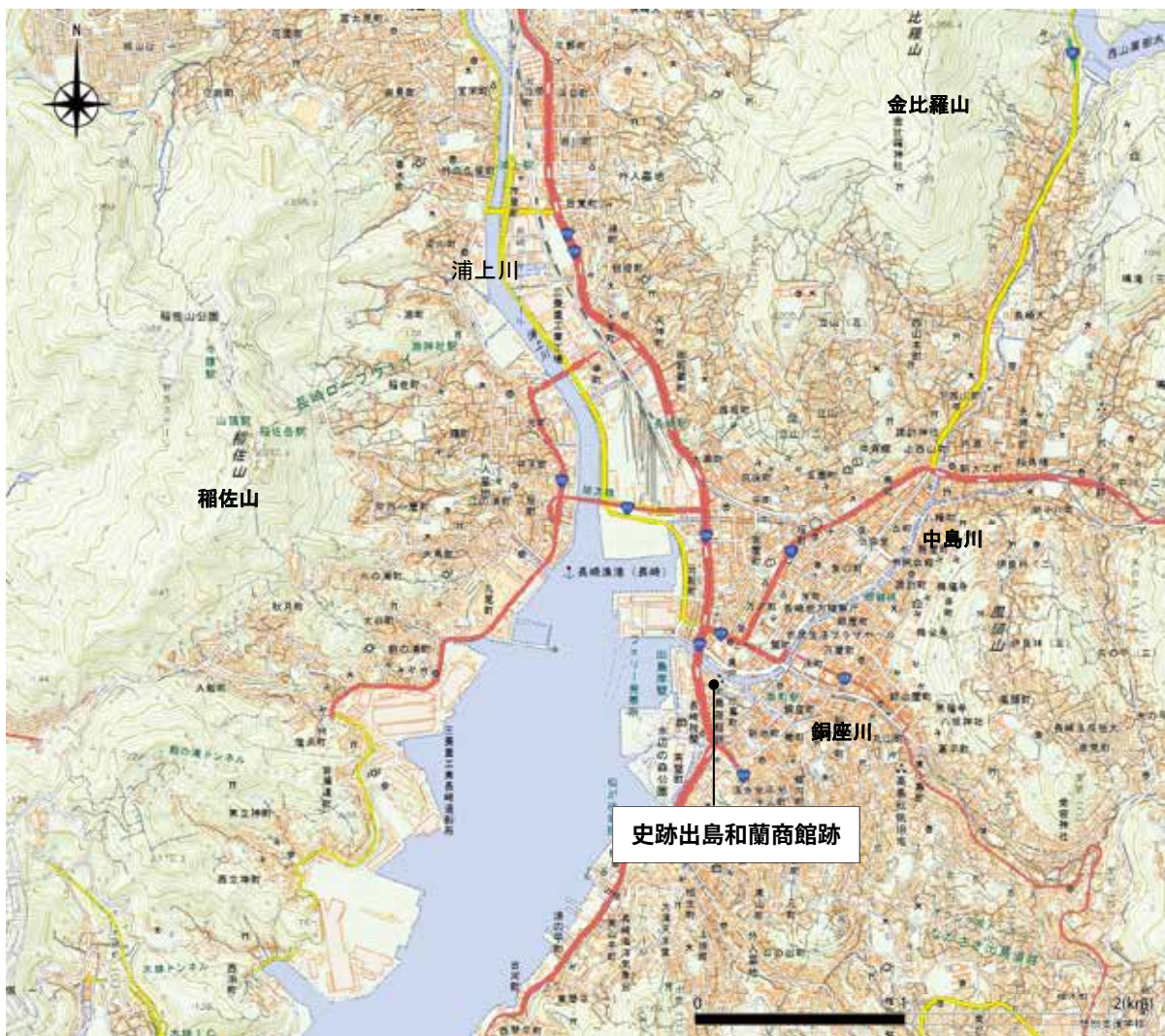


図1 長崎市中心部と出島

(2) 指定の概要**① 指定に至る経緯**

出島は、寛永16年（1639）ポルトガル人の来航が禁止されたのち、オランダ商館が平戸から移転した鎖国期における唯一のヨーロッパとの貿易地であること、海中に浮かぶ扇形の人工島の形状が現在でもしのばれるという理由により、外国及び外国人に関する遺跡として大正11年（1922）10月12日付で『史跡名勝天然記念物保存法』（大正8年4月10日に公布）により史跡指定された。その後、文化財保護法（昭和25年8月29日施行）による史跡として継承されている。

② 指定の範囲説明**【史跡指定】**

指定名称 出島和蘭商館跡

区別 九. 外国及び外国人に関する遺跡

指定年月日 1922. 10. 12(大正 11. 10. 12)

指定面積 4500. 33 坪

指定理由 其ノ形状扇面ニ似タルヲ以テニ扇島トス寛永十一年徳川幕府ノ長崎町人ニ命シテ海中ニ築カシメシモノニシテ同十三年其ノ工成リ葡萄牙ノ商館ヲ對岸ヨリ移シ同十六年葡萄牙人退去ヲ命セラレテ翌年平戸ヨリ和蘭ノ商館ヲ移セリ爾來安政元年神奈川條約ニ至ルマテ本邦ニ於ケル唯一ノ海外貿易地タリ ナポレオン一世威ヲ歐洲ニ振フノ時ニ當リ和蘭國旗ノ揚ゲラレシ所ハ唯此ノ地ノミナリシト云フ安政六年後地域狹隘ヲ告ケシ爲埋立ヲ爲セシト雖舊規尚觀ルヘキモノアリ

※下記の文章は、指定理由のカナ文字の一部をかな文字に置き換えるなどして読みやすくしたもの

その形状扇面に似たるをもって、一に扇島とす。寛永十一年（1634）、徳川幕府の長崎町人に命じて海中に築かしめしものにして、同十三（1636）年その工成り、ポルトガルの商館を対岸より移し、同十六年ポルトガル人退去を命ぜられて翌年平戸よりオランダの商館を移せり。爾來、安政元年（1854）神奈川条約に至るまで、本邦における唯一の海外貿易地たり。

ナポレオン1世、威を欧州に振るうときにあたり、オランダ国旗の掲げられし所はただ此の地のみなりしと言う。安政六年（1859）ののち、地域狹隘を告げしため、埋め立てをなせしといえども旧規なお見るべきものあり。

【管理団体】 なし

【所有者】 長崎市、国

【史跡指定範囲図】

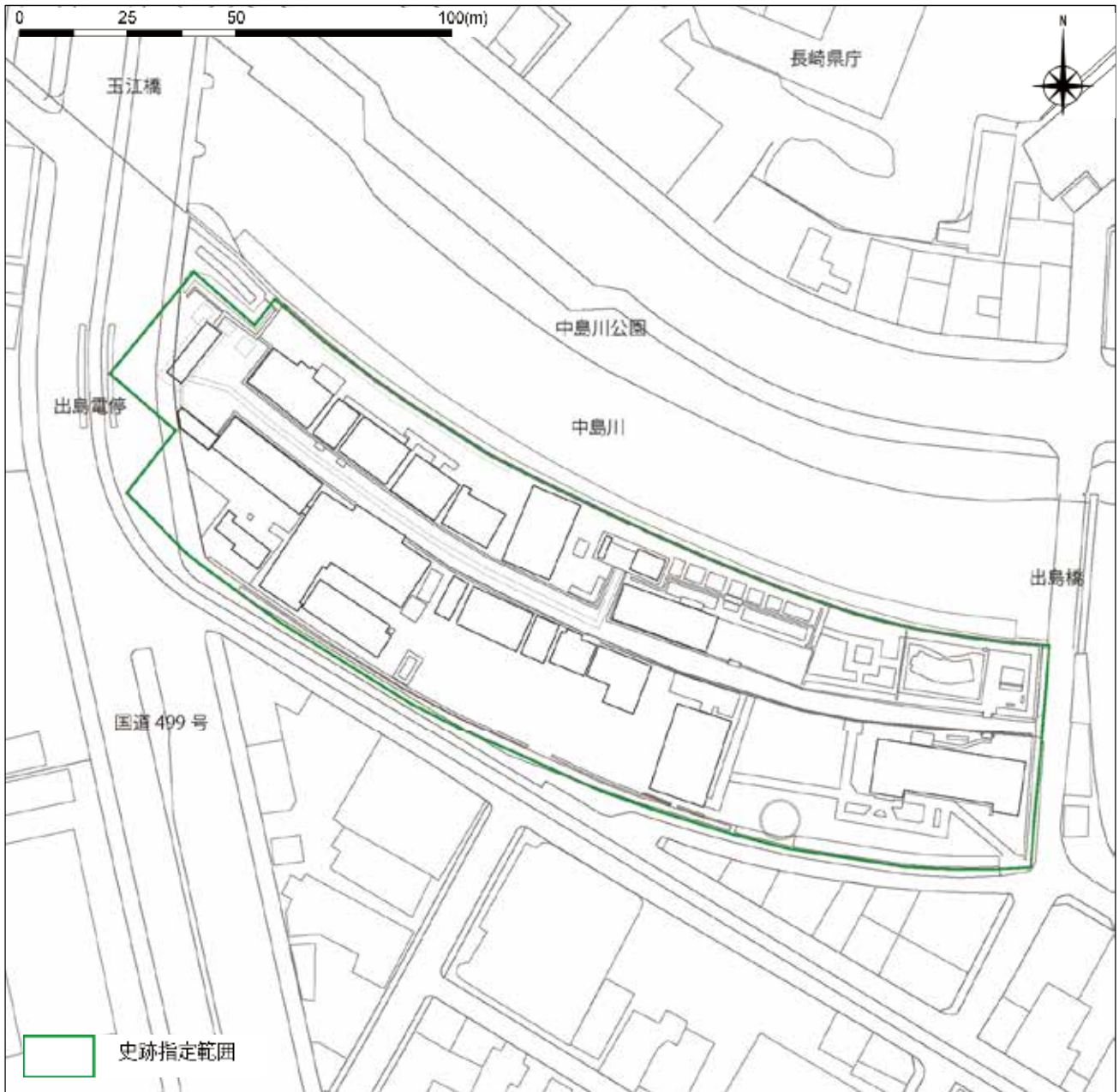


図2 史跡指定範囲

【史跡指定範囲について】

北側：鎖国期の出島の北側の護岸石垣から内側約10間幅の土地が、明治21年に中島川変流工事で削られたため、この工事で整備された護岸石垣の天端となっている。

東側：鎖国期の出島の東側の石垣は、市道の中心線付近であるが、史跡はそれよりも西側の歩道付近までになっている。

南側：鎖国期の護岸石垣の天端（出島の南面に隣接する市道の一部）

西側：鎖国期の荷揚場の護岸石垣の天端（一部は国道499号にかかる）

(3) 史跡の特徴

出島は、指定理由からも明らかなように「外国及び外国人に関する遺跡」として、その形状、築造の経緯、役割などに次のような特徴が見られる。

① 海中に浮かぶ扇形の人工島

出島は、ポルトガルとの貿易を継続する一方で、キリスト教の布教の防止など、海外との交流を管理することを目的に海上に作られた人工の島である。江戸時代前期に、海中に築造された大型の土木工事であった。幕府は、この人工島を長崎の有力町人に出資させ築造させた。

また、扇形をした独特の形状は土木工学的理由など諸説あるが、シーボルトが著書『日本』でも紹介しているように、三代将軍徳川家光が示した扇に由来するとのユニークなものもある。日本のみならずヨーロッパにおいても数多くの絵画にその姿が残されている。

安政 5 年 (1858) の米・蘭・露・英・仏との修好通商条約に基づき。翌安政 6 年 (1859) 長崎以外でも欧米との貿易が始まると、出島は鎖国期に果たした役割を終え島である必要がなくなり、次第に扇形の姿が失われていく。明治 21 年 (1888) に中島川変流工事で出島の北側が大きく削られ、同 37 年 (1904) に完成した第 2 期港湾改良工事で周囲が埋め立てられて内陸化した。

しかしながら、史跡内を東西に湾曲し通る道路や、南側護岸石垣の基礎部分は、ほぼ完全な形で残っており、平成 18 年 (2006) に修復を終えた石垣前には潮の干満により海水が流れ込み、往時の扇形の姿を偲ぶことができるようになった。

幕府は、出島に渡る唯一の橋と門を設け人の出入りを制限し、島の外周には高い堀を設けた。さらには周囲の海中に傍示杭を設けて船で接近することを禁止するなど、陸海の二方向から厳重な管理下に置いた。

出島を江戸期の鎖国政策の象徴と考える時、人工島としての形状だけではなく、出島と向き合う江戸町の部分と、出島の周囲の傍示杭で管理されていた周辺海域を含めた環境そのものも、出島を理解する上で重要な要素である。

② 鎖国期の日本におけるヨーロッパとの唯一の貿易地

長崎は、17 世紀から 19 世紀の日本においてヨーロッパと貿易が行われた唯一の港であり、出島がその拠点であった。

出島における貿易は、単に日本側の需要を満たすだけでなく、日本から銀や銅を供給することでアジアからヨーロッパにかけてのオランダの東インド貿易を支える上で、重要な役割を果たし、また、日本・東南アジア・ヨーロッパの経済や文化・学問等に様々な影響を与えた。

出島では、これらの国々に関わりのある遺物が数多く出土しており、また、日本のみならず世界各地には出島を経由してもたらされたものが数多く残っている。

さらに、国内外の多くの地域が、貿易品の生産・流通を通じて出島とつながっており、取引される貿易品の量や種類の変化は、世界の社会情勢の変化を物語っている。

③ 閉ざされた空間における異文化の相互交流の場所

出島は、江戸中期以降、鎖国政策による厳重な監視のもと、200 年以上にわたって閉ざされた特殊な空間であった。オランダ商館員 10 数人程度が駐在していたが、貿易業務は様々な職種の地役人が

分担し、日常生活においても、コンプラ仲間が出島に必要な物を供給するなど長崎の町人が関わっていた。限られていたが、出島に暮らすオランダ商館員と当時の日本人との交流も生まれた。

貿易の実績を効率よく上げるために必要な組織が構成され、選りすぐられたものが持ち込まれている場所であったことから、出島は、当時のオランダと日本の社会の価値観や特徴が顕著に表れ、更にこれらが相互交流することで新しい価値が生まれた。

出島は、当時の文化や社会を研究する上でも重要な価値を有している。

④ 歴史の重層性と連続性が見られる場所

出島は、寛永13年(1636)にポルトガル人を収容するために築造されたが、寛永16年(1639)にポルトガル船が来航を禁止され、寛永18年(1641)に平戸から出島にオランダ商館が移された。必要に応じて倉庫やオランダ商館員の住居、地役人の詰所や番所などが建設された一方で、老朽化や火災による焼失などにより建替えられるなど、時代とともに変化していった。

また、幕末の開国後、出島が慶応2年(1866)に外国人居留地に編入されると、ドイツ(プロシア)人、フランス人、イギリス人などが居住し、石造倉庫や洋風住宅、教会などが建てられた。

さらに、居留地が廃止されると、除々に日本人の居住が進み、明治36年(1903)には国際交流のための長崎内外クラブが建てられた。

史跡内の発掘調査により、鎖国期、幕末・明治期の居留地時代、そして、大正から昭和の各時代の土層から貿易や生活に関する遺物を検出しており、これらは、出島の歴史の重層性を表すものとして重要である。

現在の史跡内には、西側に19世紀初頭のオランダ商館の復元建造物16棟、中央部に復元された幕末期の石造倉庫2棟、そして、東側には、明治期の洋風建築物2棟がある。

これらの建物は、出島の中央部を東西に貫く道路に沿って連続して建っており、鎖国期から開国後の居留地時代にいたるまで、海外との交流の窓口という役割を出島が連続して果たしてきたことを物語っている。

出島は、こうした歴史の重層性や連続性を遺構や遺物、そして現存する建造物や復元建造物から見ることができる史跡である。

⑤ 学術的価値の高い文化財や資料を包含する場所

出島に関する文献や絵画資料などは多岐にわたり、国内はもとより世界各地に点在する。既に、これまでも様々な分野の専門家による多角的な世界中で研究を進められてきた。

出島のオランダ商館で作成された会計帳簿や日誌等が、オランダ本国で保管されている一方で、日本国内でも、地役人等が作成した文書、絵図類があり、双方の資料による歴史的検証が可能な点など出島ならではの学術的価値を有する。

さらに、出島から出土した多種多様な遺物は、国内の他の史跡等と比較しても、際立った国際性を有しており、今後、体系的に整理分類することで、さらにその価値と評価が高まることが期待できる。

2. 史跡の現状

(1) 保存管理の履歴

以下に史跡内における現状変更の一覧を掲載する。現在長崎市に記録として保存されているのは昭和23年以降のものである。

表1 保存管理の履歴

年	期間	場所	内容
昭和23年		中島川川床	掘削工事
昭和31年～ 昭和33年		19,20,23番地	旧石倉復元工事、花壇造成工事(花壇、縁石、通路)、植樹工事、泉水造成(泉水、葡萄棚、丸橋)、記念碑移設工事(ケンペル・ツェンペラー記念碑、出島石橋親柱)、花壇柵工事、鐘楼設置工事、外周木柵工事(木柵、板塀、石積塀)、庭園内排水工事、冠木門設置工事、外周練塀設置工事、コンクリートブロック塀設置工事、切符売場新設工事(木造平屋建)、庭園内電燈設置工事(木柱 2ヶ所)、管理人家屋移転工事 ※内容は、申請書添付資料による
昭和33年	許可日から 34年3月31日	国道499号	道路拡幅のための護岸石垣工事、街路拡幅工事
昭和40年		7番22号	扉の拡張、倉庫内に冷蔵庫設置 ※改造に伴い撤去された旧扉まわりが、旧石倉横に移設された
昭和42年		旧長崎内外クラブ	建造物補修及び周辺整備
昭和43年		国道499号	玉江橋拡幅工事及び長崎電気軌道移設に伴う舗装工事
昭和48年		北東部庭園 旧長崎内外クラブ	照明器具及び植栽整備 資料館への改修工事
昭和49年		7番22号	既存幕末の石造倉庫撤去 門塀、造園工事
昭和50年		新石倉	石造倉庫復元及び造園工事
昭和51年		北東部庭園ミニ出島 付近	ミニ出島を設置するため、昭和48年施工の水銀灯1基設置、サザンカ36本、サツキ36本の移設
昭和51年		北東部庭園	ミニ出島設置
昭和52年～ 54年		旧出島神学校	整備事業
昭和55年			石塀増設、造園工事
昭和56年	6月～8月	1番7・13、2番1、甲3番 1・3・4、10番、11番1、 14番1	フェンス設置、石塀設置(10番、11番1の中央通路沿い)
昭和57年	1月～2月 4月27日	1番地5(民有地買収 部分) 21番地(庭園内、中央 通路側石塀沿いの植 栽部分)	フェンス設置工事 植栽植え替え工事
昭和58年		旧出島神学校	西側庭園内に便所新設
昭和60年	4月	1番地5ほか 1番7、1番13、2番1、 甲3番1、甲3番3、甲3 番4 34番地先	電話線地下管路埋設工事 長崎新聞社跡地の植栽等環境整備工事 給水管敷設工事

年	期間	場所	内容
昭和61年		1番地5地先(県道野母港線歩道部分及び一部市道部分を含む)	低圧ガス本管新設(入替)工事(長さ60m)
昭和62年		2番地1付近他の国道499号線歩道部分	電線類地中化のための電力線管路埋設工事
平成2年	5月25日 ～3年3月25日	史跡内外各所、及び幕末期の築足し箇所	環境整備事業(出島史跡の境界線上への金属鋸を設置及び説明板設置)
平成4年	2月1日 ～3月30日	旧長崎内外クラブ・新石倉・旧石倉・表門	平成3年の台風19号による保存修理(災害復旧)
平成6年		4番2、13番、14番1	環境整備工事(芝生張り、植栽など)
平成8年	9月3日 ～12月26日 12月27日 ～9年3月25日 12月27日 ～9年3月14日	史跡南側境界付近 南側 西側(一部史跡外) 旧石倉 旧出島神学校、表門、新石倉 旧出島神学校	視覚的顕在化のため、出島の南側に発光ダイオードを設置する。 視覚的顕在化のため、カラー舗装工事を行う。 周辺環境整備工事(ワシントンヤシ植栽、植樹、ベンチ・大型説明板設置) 管工事(資料館として活用するため空調設備設置) ライトアップ施設設置 環境整備工事(フェンス・ベンチ設置、植栽など)
平成9年	1月13日 ～3月25日 2月3日～3月14日 6月19日 ～10年3月25日 10月9日 ～10年3月13日 12月4日 ～10年3月13日	中央広場 中央広場 旧石倉・新石倉 市道出島・籠町1号線 旧出島神学校 新石倉 旧長崎内外クラブ	中央広場整備工事(ベンチ・看板設置、植栽) 中央広場東屋設置工事 公開活用に伴う建造物改修工事・周辺整備(資料館として活用するため、電灯、音響、空調設備工事) 道路改修に伴う配水管・ガス管敷設工事(補償工事) 建造物改修工事(老朽化補強、展示補強工事、展示工事) 公開活用に伴う映像装置設置工事 保存修理工事(解体修理) 污水管移設工事
平成9年～10年		中央広場	旗竿設置工事
平成10年～11年		旧長崎内外クラブ	保存修理工事(軸部補強・設備改修)
平成11年	1月11日 ～12月24日 1月12日 ～3月15日 3月18日 ～11月25日 12月24日 ～12年3月24日	史跡西側 史跡内各所 史跡南側 史跡内各所 旧長崎内外クラブ	西側顕在化工事(石垣復元工事) 史跡内整備工事(神学校西側芝生広場の歩道整備、カピタン部屋付近フェンス設置) 南側顕在化工事その3(石垣復元工事) サイン設置工事(史跡内の案内サイン設置) 建築物復元電気・管工事 保存修理工事(建具・内装)

第1章 史跡「出島和蘭商館跡」の概要

2. 史跡の現状

年	期間	場所	内容
平成11年		史跡内各所	旧内外クラブ活用に伴う整備(カウンター設置、ピクチャーレール設置、照明スイッチ・コンセント設置、照明器具の設置、監視盤・テレビカメラモニターの設置、配水管・汚水管・冷媒管・ドレン管の壁面貫通)、史跡内電線類地中化に伴う掘削、キュービクル設置、オランダからの里帰り植物の植樹、史跡内外構整備(復元建物周りの外構・道路舗装・史跡案内誘導サインなどの設置、公有地の中島川沿いの管理用塀の設置)
平成12年			日蘭交流400周年記念事業に伴う仮設物の設置
平成13年		9番17号 4番1、甲3番2	デジマノキ環境調査(根の生育状況調査) 既存建物除去工事
平成14年		南側通路付近	仮設柱設置(南側護岸石垣頭在化工事の支障となる九電柱移設に伴い史跡内へ仮設柱設置 共同溝整備後撤去)
平成15年		芝生広場からデジマノキ横を通って史跡外1番1	仮設通路設置(南側護岸石垣頭在化工事に伴い、史跡内通路が遮断されるため別の箇所へ通路を設置) 消防標識設置(南側護岸石垣頭在化工事の支障となる消防標識を史跡内へ移設) 地中埋設電線の位置確認(カピタン部屋設計にともない既設の地下電線の位置を正確に把握するため) 仮設柱設置(南側護岸石垣頭在化工事の支障となる電線の移設に伴う仮設柱の設置、電線復旧工事完了後は撤去) 国道歩道整備(南側護岸石垣頭在化工事に伴い、市道出島町2号線の対面通行を一方通行に変更するので当該市道に連結する国道499号線の歩道を整備するもの)
平成16年		9番25 6番18 6番17地先から6番21地先 南側護岸石垣 6番20地先から6番15地先	史跡南側歩道整備に係るノンスリップガラス設置(南側護岸石垣の張出歩道から石垣が見学できるようにノンスリップガラスを設置する予定であるが、試行的に中央広場内に同様のガラスを設置するもの。試験終了後撤去) 仮設柱設置(南側護岸石垣頭在化工事の支障となる電線の移設に伴う仮設柱の設置、電線復旧工事完了後は撤去) 電気軌道柱の移設(南側護岸石垣頭在化工事の歩道など整備により支障となる軌道柱を史跡内へ移設するもの。なお、センターポール化事業が完成すれば撤去する予定 18年3月予定) 花壇の撤去(南側護岸石垣の頭在化工事に伴い支障となる中央広場の花壇を撤去する) 石垣復元 護岸石垣復元他(石垣の復元工事、石垣の裏込め調査及び埋戻し) 南側護岸石垣復元に伴う練塀復元工事 建物復元工事・石垣整備工事に伴う仮設通路の設置・下水道管の移設・旧内外クラブ付近のボーリング調査
平成17年			仮設橋の設置(水門復元工事に伴い、通路を確保するために西側護岸石垣上に設置するもの) 説明板の設置(土木学会選奨土木遺産の出島橋の説明板) 石垣復元等(内外クラブ外構の撤去を伴う)

年	期間	場所	内容
平成18年		1番5 旧内外クラブ西側隣接地	整備工事等(旧長崎内外クラブ活用に伴う整備、旧出島神学校売店等整備等、北側連絡通路の整備、南側練塀の一部を管理用の板塀に変更するもの) 旧長崎内外クラブ内仮設厨房の撤去 外構整備(通路・ライトアップ用ポール・解説板の整備)
平成19年	12月5日 ～20年2月5日	1番5 史跡地内	旧出島神学校保存修理工事
平成20年		1番5 史跡地内	石垣遺構展示施設換気扇設置
平成23年		1番5 史跡地内	建造物外壁塗装(旧長崎内外クラブ)
平成24年		1番5 史跡地内	害虫防除具埋設 旗竿撤去 旧出島神学校設備改修
平成25年		1番5 史跡地内	西側管理柵の一部撤去及び新設 出島ライトアップ照明器具の交換・設置 復元建造物6棟の建設
平成26年		1番5 史跡地内	地質調査(出島表門橋の設計に係る出島側の平板載荷試験) トイレ改修及び発掘調査(①仮設トイレ解体 ②旧長崎内外クラブトイレ改修及び増設 ③遺構調査:一番蔵・二番蔵の北側 ④南側護岸石垣破損石材の修復 追加:旧内外クラブ1階改修(厨房換気設備、授乳室設置)、新石倉映像設置
平成27年		1番5 史跡地内 9番地 デジマノキ	旧出島橋石材置場設置 舗装・工作物設置

(2) 土地利用及び土地所有状況

① 史跡周辺の土地利用状況

史跡内は、公益施設用地及び道路用地である。このうち、西側は国道499号用地があり、出島の完全復元のためには、道路の移設が必要となる。また、南側は道路用地、住宅用地、商業用地となっている。東側は道路用地と公益施設用地となっている。



図3 史跡周辺の土地利用状況図



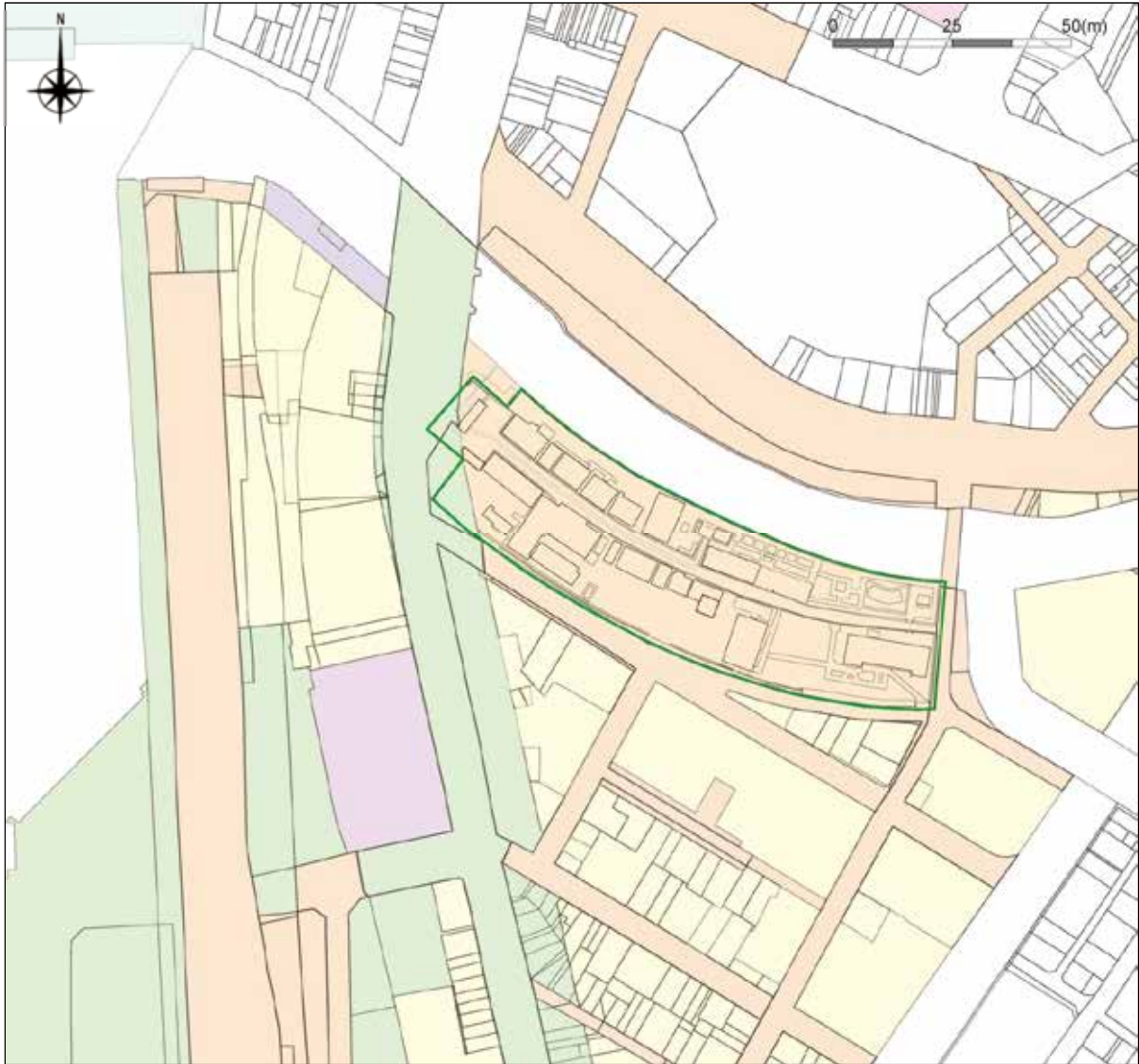


図4 史跡周辺の土地所有状況図



(3) 史跡内の現状

史跡地内には、鎖国期に設置された石碑や遺構、遺物のほか、居留地時代に建てられた歴史的建造物や遺構等が所在しており、保存を図るとともに、公開活用に使われている。

出島は幕末の開国後、北側が削られ、明治37年には周辺が埋め立てられるなど、周辺部の改変が進むとともに、内部が民有地となっていたために、史跡としての姿は大きく変わっていた。その後、昭和27年度から整備が開始され、土地の買収を進めつつ、中央道路と中央の南北道路で区画されるエリアごとに、整備の時期や地区ごとの史跡の特徴に合わせた整備事業が行われて現在に至っている。

史跡内の現状は、以下のようなエリアごとに分けて記述している。

番号	エリア	概要
1	北側護岸周辺	明治22年の中島川変流工事に伴い整備された護岸と昭和27年度以降に整備された練堀
2	史跡中央部分北側	昭和27年度から整備された石倉2棟と平成2年に復元された表門
3	中央道路周辺	居留地時代の遺構(地番標石、三角溝、石塀、門等)と道路
4	北東側庭園周辺	庭園とミニ出島及び庭園内の遺物等
5	史跡南東部分	明治期の洋館2棟とデジマノキ及びその周辺の広場
6	史跡西部分	平成8年からの復元ゾーン及び中央道路、南側護岸石垣
7	史跡南西及び北西隅部	国道499号下にある南西側及び北西側の護岸石垣

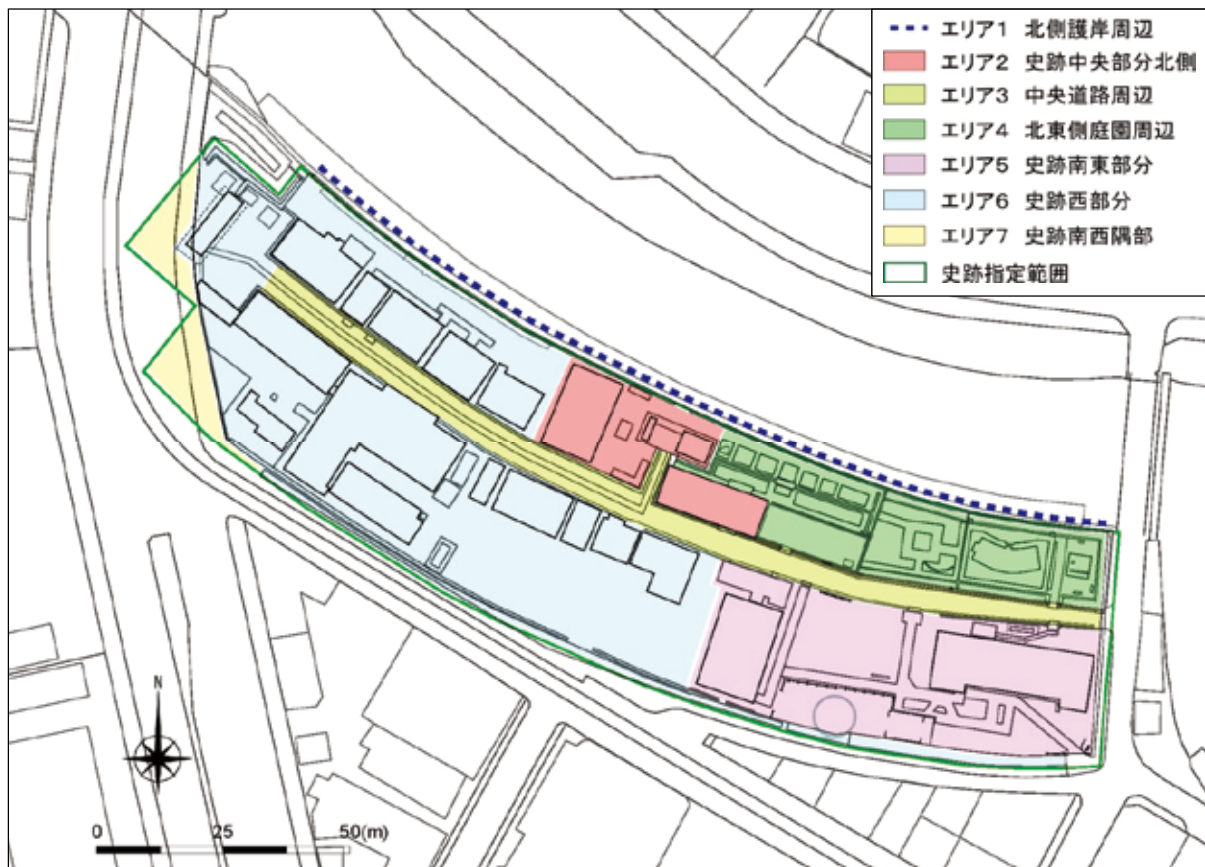


図5 史跡内の現状説明区分

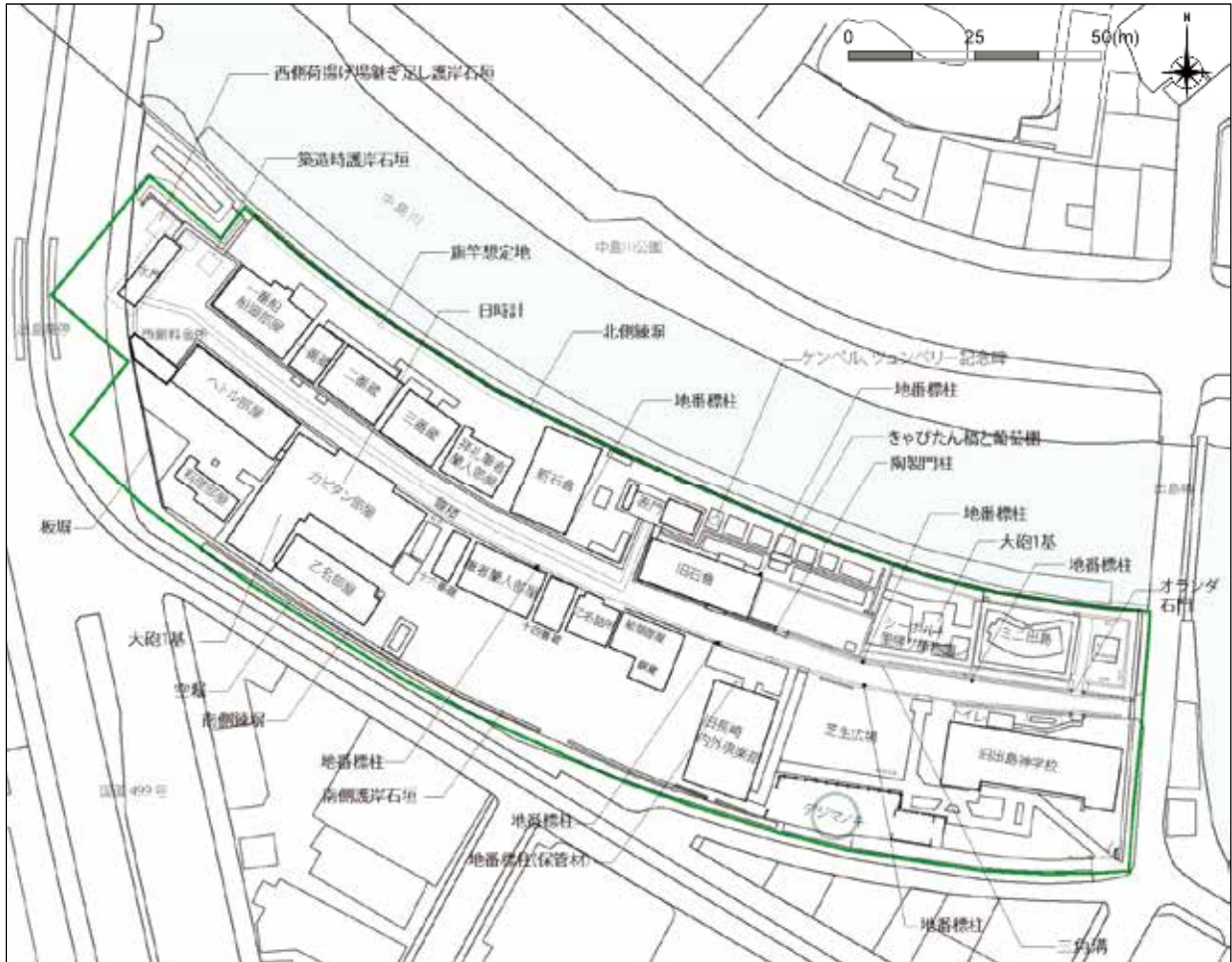


図6 出島現況図

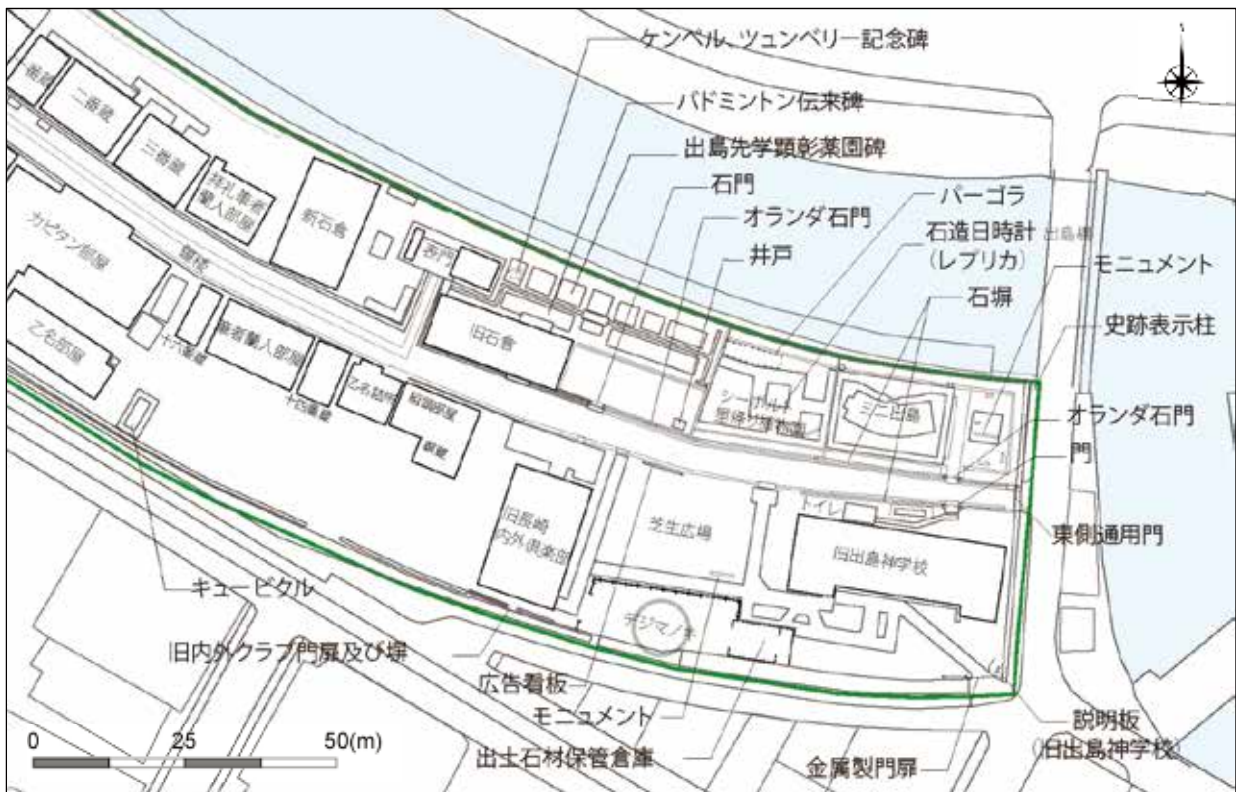


図7 出島現況図(東側部分詳細)

① エリア1. 北側護岸周辺

明治21年(1888)の中島川変流工事に伴い、出島北側は削られたが、その際に新たに整備された護岸石垣は大正11年の史跡指定では指定地外となっており、現在史跡内にあるのは地上部の練塀のみである。

【練塀】

昭和26年(1951)以降の復元整備事業に伴い、出島のイメージを示すため東端から新石倉までを整備したもので復元ではない。地上部から高さ0.8m、壁は漆喰であり、屋根は瓦葺きである。



写真1 出島北側練塀と中島川



写真2 出島北側練塀

② エリア2. 史跡中央部分北側

昭和27年度以降、出島内で最初に整備が行われたのが、中央部北側の旧石倉とその北側の庭園部分である。その後新石倉及び周辺の石畳が整備され、平成2年には出島のイメージを伝えるため、現在の場所に表門が建設された。

【旧石倉】

[建築概要] 石造2階建、寄棟及び切妻造、棧瓦葺

[延床面積] 365.28 m²

旧石倉は安政の開国後の安政2年(1855)に建てられた石造倉庫で、第2次世界大戦後、荒廃し倒壊寸前であった建物を長崎市が買収し、昭和31年(1956)に古写真をもとに、礎石の上に桁行長さの半分を復元したものである。平成17年度に展示用施設として内部を改修し、現在は「考古館」として、1階は出島内で出土した遺物の展示、2階は南側石垣の発掘成果に関する資料や幕末の出島に関する展示を行っている。



写真3 旧石倉外観

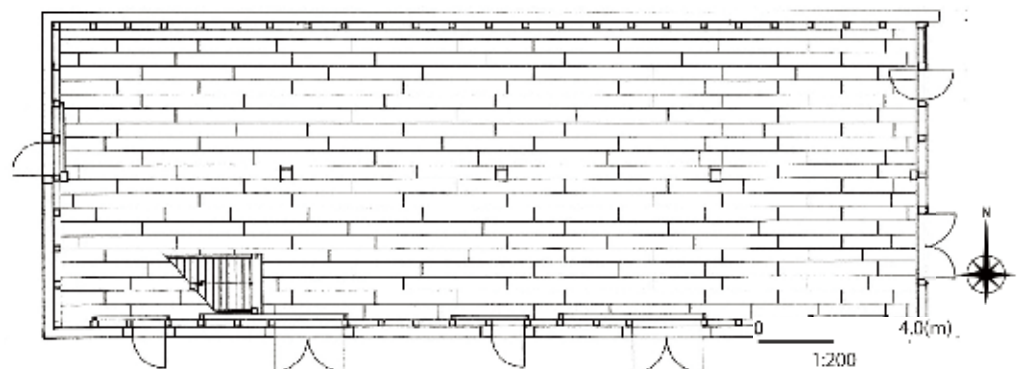


図8 旧石倉1階平面図

【新石倉】

[建築概要] 石造平屋建、寄棟造、棧瓦葺

[延床面積] 214.69 m²

新石倉は、慶応元年（1865）に建てられた石倉を復元したものである。昭和42年に長崎市が買収し、昭和51年に一部旧材を使用して復元した。現在は「出島シアター」として、出島の歴史を紹介する映像を放映するほか、音楽や演劇などの文化イベントの会場としても使用している。



写真4 新石倉外観

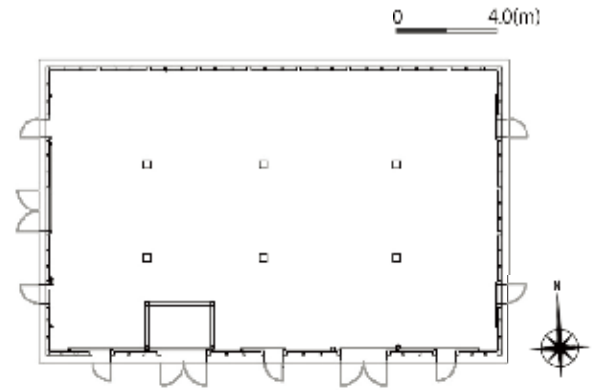


図9 新石倉平面図

【表門】

[建築概要] 木造平屋建、切妻造、棧瓦葺

[延床面積] 72.72 m²

表門は、平成2年に長崎市の市制施行百周年記念事業の一環として、当初の位置とは異なるものの、出島のイメージを表す目的で建設された門である。現在内部は出土品の収蔵庫や、掃除用具などの倉庫として使われているが、出島表門橋の架橋に伴い、新たな入場口の料金所として改修し利用する予定である。



写真5 中島川対岸から見た表門



写真6 表門北側外観

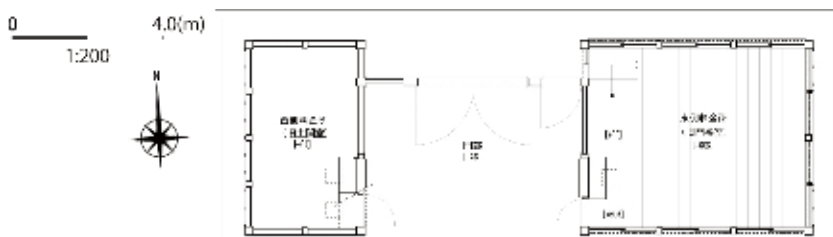


図10 表門平面図(改修予定図)

③ エリア3. 中央道路周辺

現在の中央道路は鎖国期の出島の中央道路とほぼ同じ位置にあり、居留地時代には鎖国期の道路側溝の上に三角溝と呼ばれる側溝が作られ、現在も使われている。また道路脇には居留地時代の地番境を示す地番標石が残されており、当時の地割りを示している。

このほか、道路脇には石塀や門柱、門扉などがあるが、その多くは出島内の別の場所にあったもの、あるいは他の場所から移設されたものである。また、中央より東側にはガス灯風の街路灯があり、道路下には平成11年度に整備された電気・通信配線の共同溝が設置されている。また中央道路は平成17年まで公道として使用されていたため、公共下水道やガスなども敷設されている。



写真7 出島中央道路(東側より)

【中央道路】

出島には、築造当初から中央を東西に通る道路と江戸町側から表門を通過し東西道路と交差する道路が作られていた。寛政10年(1798)の大火により、中央道路幅は2間半から3間半に改められたが、オランダ商館が廃止されて居留地となったのちも、この道路はほぼ同じ幅のまま使われた。道路両端には居留地時代の石製の側溝とともに、その下にはオランダ商館時代の瓦敷側溝の跡が確認されている。

その他、中央から東側にかけて道路端部には居留地時代の地番境を示す石や門柱などが残されている。石塀などは、昭和27年から31年にかけての東側庭園整備の際に新たに作られたものである。



写真8 出島中央道路東側

【陶製門柱】

この陶製の門柱は、当初出島内にあったものを市立博物館(当時、馬町の旧山野辺邸にあった)に移設したのち、昭和29年(1954)に旧石倉東側に移設したものである。

ペトウルス・レグー窯のマークがあるため、オランダのマーストリヒトのペトウルス・レグー社の製品で、当時出島にあった同社の店舗に使用されたいたものであった可能性がある。



写真9 陶製門柱

【三角溝】

三角溝は、出島和蘭商館が廃止され居留地として整備された際に、中央道路両側に設置されたものであり、砂岩の板石2枚を三角に組み合わせて作られた道路側溝である。現在も北側は拝礼筆者蘭人部屋前、南側はカピタン部屋前から東側に向けて残されている。

【居留地地番標石】

標石は、居留地時代の地番を示した石である。現在6カ所（4・5番か、6・7番、8・9番、17・18番、20番、20・21番、22番）に現存し、1基（11番か）は旧長崎内外クラブ内に保管されている。



写真10 三角溝



写真11 居留地地番標石(二十二番)

【石門】

石門は、当初出島西側（長崎新聞社旧社屋付近）にあった石造倉庫を取り壊した際に、現在の旧石倉東側に昭和40年（1965）移設したものである。砂岩で作られ、上部に唐草文様の装飾がある。鉄製の門扉について詳細はわかっていない。また、中央道路東端北面の「オランダ石門」は、昭和47年（1972）長崎日蘭協会から長崎市へ寄贈されたものである。



写真12 石門



写真13 オランダ石門

【石塀】

石塀は門柱や石門を現在地に移設した際に、門に合わせて砂岩で整備したものである。



写真14 石塀

④ エリア4 北東側庭園周辺

出島の整備事業は、昭和 27 年（1952）の長崎市による北東側庭園部分の土地の買収が最初である。昭和 27 年から 31 年にかけて現在の旧石倉の一部が復元され、引き続いて庭園の整備が行われた。その後庭園部分は公開のため何度か改修が行われ、記念碑やモニュメントなどが設置されている。

【庭園】

昭和 31 年から昭和 33 年（1956-1958）にわたり、長崎市が整備した庭園。「出島蘭館日蘭貿易図」を参考に、植物園、練塀、板塀、葡萄棚、池などを整備したものである。庭園内の植物は「出島蘭館日蘭貿易図」、及び「日本の思い出」（レインデン伯著）に描かれた植物園の図、シーボルトが日本で研究した植物などから選定し植えたものである。

【シーボルト里帰り植物】

シーボルトが日本研究の一環として植物を収集しオランダへ送ったものの中から、ライデン大学植物園に現存しているナツツタ、イロハモミジ、ケヤキ、フジ、アケビの 5 種の子孫を譲り受け平成 12 年（2000）に植えたものである。



写真 15 東側庭園とシーボルト里帰り植物

【ミニ出島】

昭和 41 年（1966）に計画され、昭和 51 年（1976）に完成した出島の 15 分の 1 の模型である。設計にあたっては、長崎大学附属図書館経済学部分館が収蔵している「長崎出島之図」を参考にした。



写真 16 ミニ出島

【フレンドシップメモリー】

昭和 45 年（1970）に大阪で開催された万国博覧会においてポルトガル政府が出品した真鍮鑄物製の彫刻である。博覧会終了後、長崎県立美術博物館の庭園で展示されたのち、昭和 48 年（1973）10 月 1 日に長崎市へ寄贈された。日本とポルトガルの交流に尽力した 6 人（フランシスコ・ザビエル、ジョルジュ・アルヴァレス、ジョアン・ロドリゲス、ルイス・デ・フロイス、ヴェンスラウ・デ・モラエス）を紹介している



写真 17 フレンドシップメモリー

【石造日時計】

出島の花園の中におかれていたもので、HCKという文字が刻まれている。この文字はおそらく明和3年～明和4年（1766-1767）に出島商館長であったヘルマン・クリスティアン・カステンス（Herman Christiaan Kastens）の頭文字をとったものと考えられている。

現在東側庭園内にある日時計は平成18年に製作したレプリカであり、現物はカピタン部屋内で展示されている。



写真18 石造日時計(レプリカ)

【ケンペル・ツェンペリー記念碑】

文政6年（1823）、出島の商館医として来日したシーボルト（Philipp Franz von Siebold 1796-1866）がケンペルとツェンペリーの偉業を顕彰するために文政9年（1826）に建てた碑である。

この碑は、シーボルト事件によりシーボルトが国外追放された後、天保7年（1836）に土中に埋められ、同13年（1843）、掘り出された。その後、明治18年（1885）、長崎公園に移されたが、昭和31年（1956）、出島の庭園が整備された時に現在地へ移され、同35年に県の史跡に指定された。



写真19 ケンペル・ツェンペリー記念碑

E.KAEMPFER
C.P. THUNBERG
ECCE! VIRENT HIC PLANTAE
FLORENTQUE QUOTANNIS
CULTORUM MEMORES SERTA
FERUNTQUE PIA

Dr. von Siebold

（銘文原文 ラテン語）

E.ケンペル
C.P. ツェンペリー
みよ！ここに芽吹きし
汝らの植物が 年毎に花開き
植えし人びとを偲びつつ
感謝の花飾りを 供えることを
シーボルト

（銘文日本語訳）

ケンペル（Engelbert Kaempfer 1651-1716）

ドイツの医師で、元禄3年（1690）商館医として来日した2年2ヶ月の間に、2度の江戸参府に随行し、動植物の他にも地理、歴史、宗教、政治、風俗に至る広範な研究をなし、帰国後1712年に「廻国奇観」を出版した。

ツェンペリー（Carl Peter Thunberg 1743-1828）

ツェンペリーは、ケンペルの研究に魅せられ、「廻国奇観」を携え、安永4年（1775）に商館医として来日した。1年4ヶ月の間に812種類の植物を集め研究をなし、また、江戸参府にも随行し、日本における植物学の発展に多大な影響を与え、帰国後1784年に「日本植物誌」を出版した。

【旧出島橋親柱】

現在出島には旧出島橋の親柱 2 本が保管されている。このうちの 1 本は、明治 18 年（1885）に着工の中島川変流工事に参画した、石工棟梁の子息井手徳寿氏から昭和 31 年に寄贈されたもので、旧出島橋の親柱の可能性はある。ただ、中央部の火袋が燈籠として改変されている。この石柱は現在、出島埋蔵整理作業所にて保存されているが、今後出島内の復元建物内で展示の予定となっている。



写真 20 旧出島橋親柱(銘なし)



写真 21 旧出島橋親柱(銘あり)

【パーゴラ】

平成 11 年、オランダ里帰り植物（フジ、アケビ）の植樹に伴い、整備されたものである。



写真 22 庭園内パーゴラ

⑤ エリア 5 史跡南東部分

出島の中央付近から中央道路の南東側は、主に明治以降の建物遺構が残っている地区である。建物間の芝生広場はイベント等に使用されるほか、バドミントンの体験の場所など憩いの場としても活用されている。広場の一角には幕末に植えられたとされるデジマノキ（県指定天然記念物）が所在する。



写真 23 史跡南東部分の芝生広場

【旧出島橋関連石材倉庫】

平成 26 年度からの江戸町側護岸発掘に伴って出土した、旧出島橋の部材と想定される石材については、平成 27 年度末に将来的な橋の復元に向けての調査を行うため、芝生広場内に仮設の石材倉庫を設置し、石材を保管している。倉庫は遺構や天然記念物への影響を抑えるため、仮設材等を用いている。



写真 24 芝生広場一角に設置された石材倉庫

【旧長崎内外クラブ】

[建築年代] 明治36年(1903)

[建築概要] 木造2階建、寄棟造、粘土掛棧瓦葺

[延床面積] 668.97 m²

[その他の様式] 各階南側正面にベランダ

万延元年(1860)、第1次居留地造成以降、多数の諸外国人が渡来したことによって居留地社会が形成され、外国人間の親睦をはかるため、慶応3年(1867)、「長崎倶楽部」が建築された。

しかし、日本人と外国人の親交の場がなかったため、明治32年(1899)、条約改正により居留地制度が撤廃された時に、リンガー商会に勤務していた倉場富三郎(トーマス・ブレイク・グラバーの子)、長崎市長横山寅一郎、三菱造船所長荘田平五郎等の発起により内外人の社交場として長崎内外倶楽部が設立され、明治36年(1903)F・リンガー氏によって、現在地に新築移転した。この建物は日本人と外国人の交流の場とした倶楽部であるだけに本格的な英国式明治洋風建築の特徴をよく表わし、明治、大正、昭和の3代にわたり長崎はもとより内外の知名士会員によって華やかな運営がなされたが、戦後連合軍に接収され、その後返還を受けたが、民間に移り倉庫として使用されていた。

長崎市は昭和43年(1968)に買収し、この建物の利活用を図るため、昭和48年度、市の単独事業として全面修復を行い、昭和49年度から長崎市出島資料館として使用された。また、昭和50年(1975)から同59年まで、資料館内には市立博物館が置かれた。その後平成9年から11年度にかけて保存修理工事が行われ、平成12年度に旧長崎内外クラブ記念館として開館した。現在は1階が出島にゆかりの料理などを提供するレストラン、2階は展示室や会議室として利用されている。

北側の付属屋は当初からの建物であるが、1階はトイレや警備のための中央監視室、2階はスタッフの控え室として使われている。

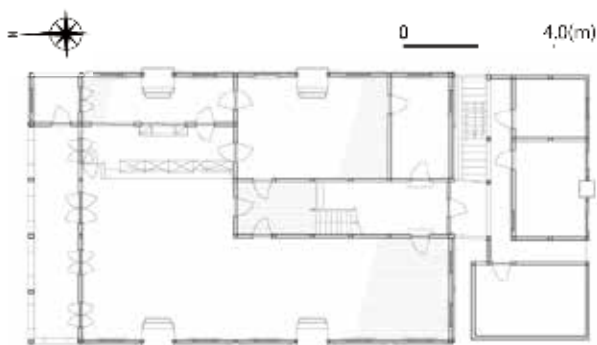


図11 旧長崎内外クラブ1階平面図



写真25 旧長崎内外クラブ南側外観



写真26 旧長崎内外クラブ1階レストラン

【旧出島神学校】

[建築年代] 明治11年(1878)

[建築概要] 木造和洋小屋組2階建、切妻造、粘土掛棧瓦葺

[延床面積] 783.28㎡

[その他の様式] 塔屋2階、各階ベランダ

旧出島神学校は明治11年(1878)、わが国最初のキリスト教新教の神学校として建設され、明治19年(1886)には神学校としては閉鎖された。その後渡来宣教師の宿舎として仕様され、明治26年(1893)に東側を増築し、現在の姿となる。明治43年(1910)以降は民間に譲渡され、病院として使用されていた。昭和47年(1972)に長崎市が買収し、昭和52年から55年(1977-1980)の3カ年をかけ、国庫補助をうけて半解体修理を行った。昭和63年(1988)から平成9年(1997)までは長崎市歴史民俗資料館が、平成10年(1998)から平成17年(2005)まで、出島史料館本館が置かれた。

現在、1階は料金所や売店・休憩室となっており、2階は会議室や図書室のほか、案内スタッフの控室とともに出島復元整備室の事務所が置かれている。神学校北側には別棟の木造トイレが設置されている。



写真 27 旧出島神学校南側外観



写真 28 旧出島神学校料金所・売店

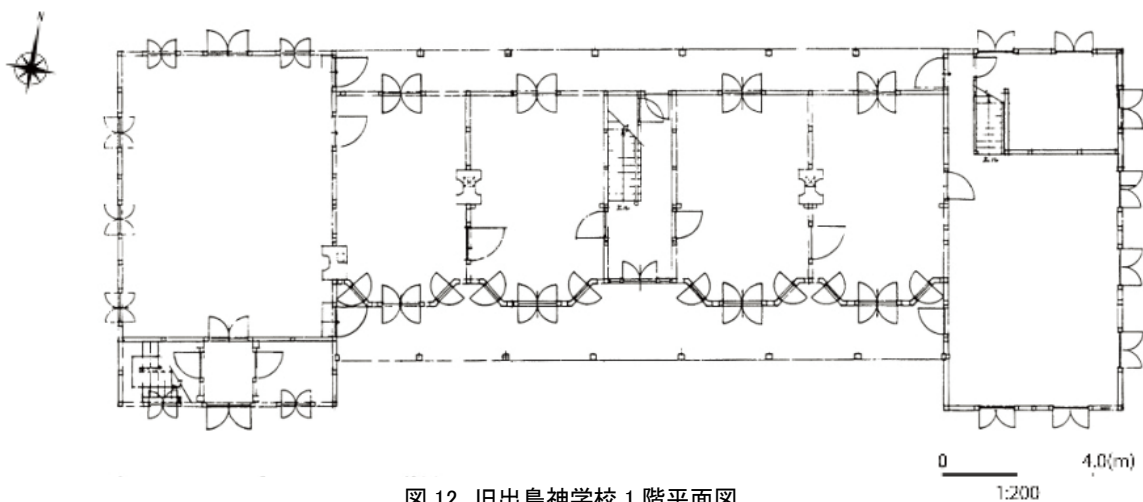


図 12 旧出島神学校1階平面図

【デジマノキ】

デジマノキはナンヨウスギ科の常緑高木で、東南アジア一帯に自生している。和名コパールノキ、学名は *Angathis alba* (アガチス・アルバ) という。この木は樹高 10m、幹囲 1.2m あり、原産地はジャワ・ボルネオ・フィリピンなどで、この地方では高さ 70m、幹の直径 1m の大木になる点で日本のスギに匹敵するという。葉は日本のナギに似ていて、ひとまわり大きく、互生または対生する。雌雄同株、近年になり少しずつ開花し結実するようになった。開花は 4 月下旬、雄花は日本のマツの雄花より少し大きく、無数の褐色の葯が着く。

8 月中下旬に、直径 7cm ほどのマツカサ状の球果が実り、紙のように薄い種鱗が数百枚、やがてこれが主軸から、ばらばらに離れて分解し散落する。種鱗の内側には翼のある種子がついている。

この木は、幕末頃にオランダ人によって、オランダの貿易の根拠地であったジャカルタ地方から持ち込んだ幼木が育ったものであり、昭和 41 年 (1966) に長崎県の天然記念物に指定された。日蘭修交の歴史を語る記念樹である。



写真 29 デジマノキ

【出島の船】 Kees Ouwens 作 (愛媛県在住 オランダ人彫刻家) 玄武岩 1999 年作

平成 12 年 (2000) の長崎阿蘭陀年のイベントとして展示された作品の 1 つで、出島の歴史を象徴したものである。イベント終了後、彫刻家より出島に関連する作品として平成 13 年 3 月 19 日に寄贈された。



写真 30 出島の船

⑥ エリア6 史跡西部分

史跡西部分は平成8年（1996）の復元整備計画にもとづき、19世紀初頭の出島の姿を復元することを目的に、平成8年度から第Ⅰ期、平成13年度から第Ⅱ期の建造物復元整備事業が行われたエリアである。短中期計画では、3ステップに分けて建造物を復元することになっている。現在は、平成28年度完成予定で第Ⅲ期復元整備事業が行われている。

また、南側護岸石垣のうち、東半分の復元は平成11年に行われ、平成16年～17年度にかけて、西半分の石垣復元及び練塀の復元整備が行われた。これらの整備により、史跡南側の護岸復元整備はほぼ完了している。なお一部、南側からの車両進入のため練塀の一部を開けた状態となっている。

第Ⅰ期からの復元整備事業は、平成8年に策定した史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画にもとづき、平成8年度から開始された。復元設計にあたっては、国内外での資料調査や遺構の発掘調査も積極的に行い、文化庁の専門委員会の審議をへて、平成12年には、一番船船頭部屋・ヘトル部屋を始めとする出島西側の5棟の復元建造物が完成した。

その後平成13年度から第Ⅱ期事業を開始し、平成17年度末までにカピタン部屋を始めとする5棟の復元建物及び南側護岸石垣・練塀の復元が完成した。平成23年度からは第Ⅲ期の復元整備事業が開始され、現在に至っている。第Ⅲ期の建造物は、第Ⅱ期復元建造物に隣接し表門の正面にあたる住居や蔵などが並ぶ史跡の中央よりにある6棟（十六番蔵、筆者蘭人部屋、十四番蔵、乙名詰所、銅蔵、組頭部屋）の建造物である。

これらは、当時、江戸町側から表門を通過する際の正面に位置する部分であり、この事業により中央から西側の19世紀初頭の街並みがほぼ完成する予定である。

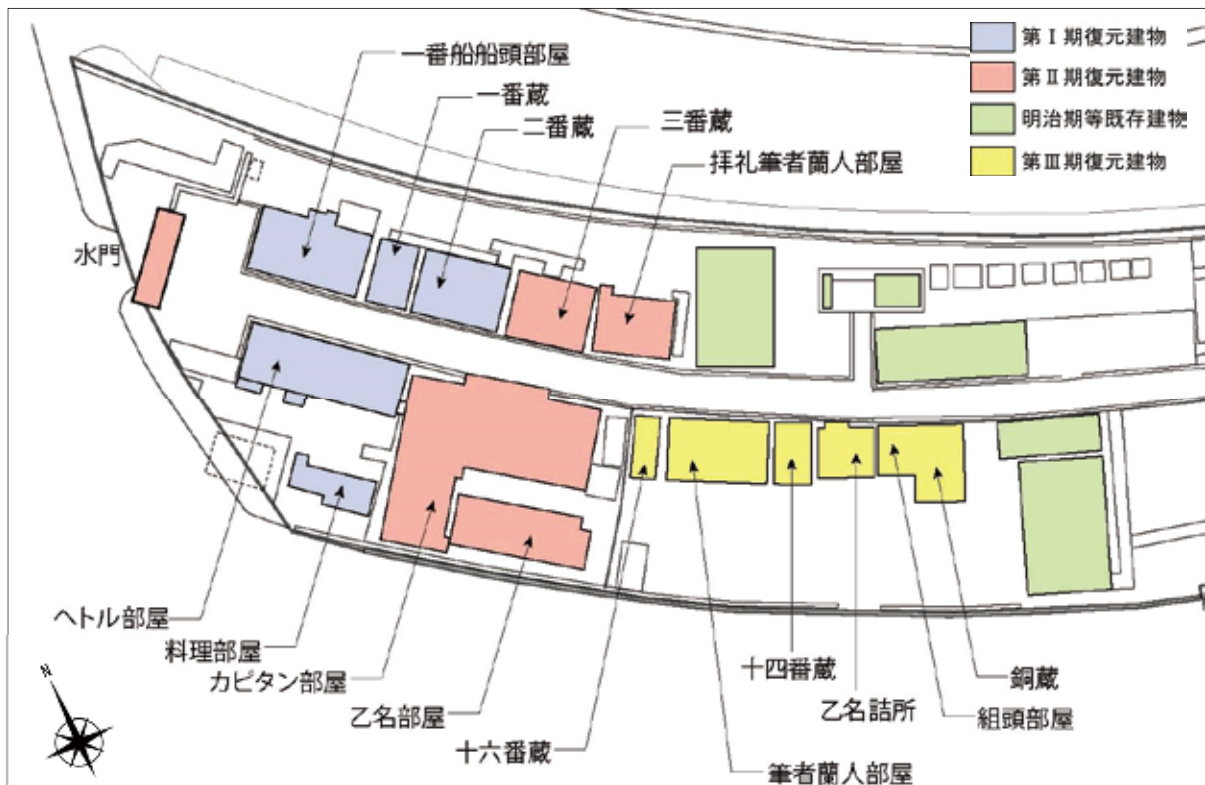


図13 これまでの事業による復元建造物配置

第I期 平成10～11年度復元整備

【一番船船頭部屋】

[建築概要] 木造和小屋組2階建、寄棟造、棧瓦葺

[延床面積] 351.66㎡

オランダ船の船長と商館員の居室であった2階建ての町屋風の建造物である。建物配置は確認された遺構により確定し、その他の歴史資料をもとに復元している。

2階は資料をもとに家具などの調度品を復元・展示している。1階の一部は土間の再現が行われ、畳敷きの部屋では着物の着付体験などが行われている。



写真31 一番船船頭部屋南西側外観

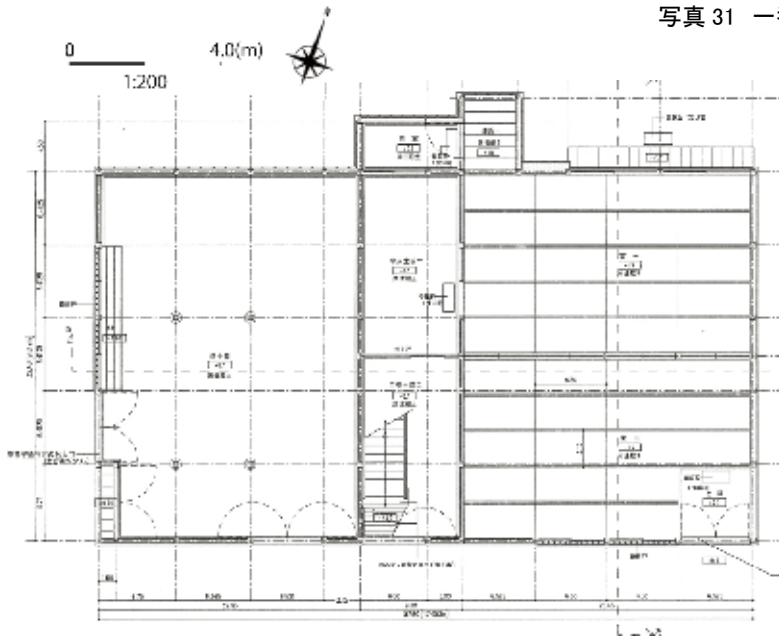


図14 一番船船頭部屋1階平面図

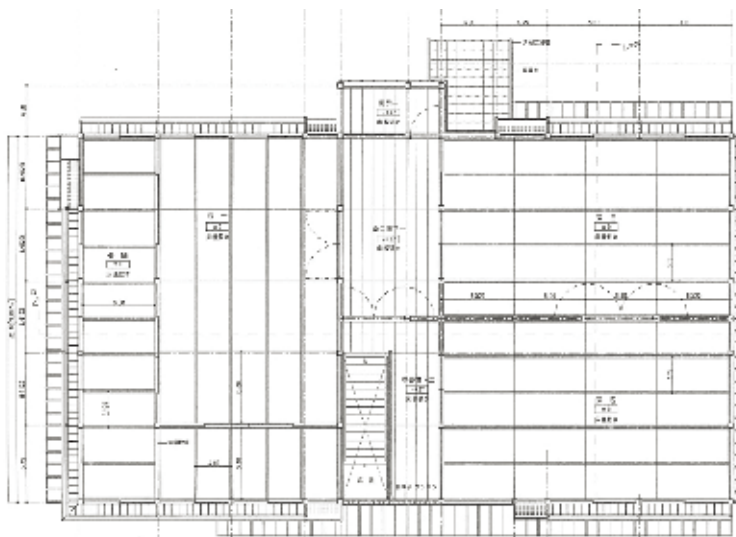


図15 一番船船頭部屋2階平面図

【ヘトル部屋】

〔建築概要〕 木造和小屋組 2階建、寄棟造、棧瓦葺

〔延床面積〕 453.82 m²

商館長の次席（ヘトル）である荷倉役の居室であった、2階建ての町屋風の建造物である。建物の遺構は確認されなかったため、その他の歴史資料をもとに外観を復元した。内部はホールや案内所、売店などのサービス施設として活用されている。

館内にはエレベーターが設置され、車椅子利用者も2階のカピタン部屋への連絡通路からカピタン部屋2階を見学できるようになっている。



写真 32 ヘトル部屋北西側外観

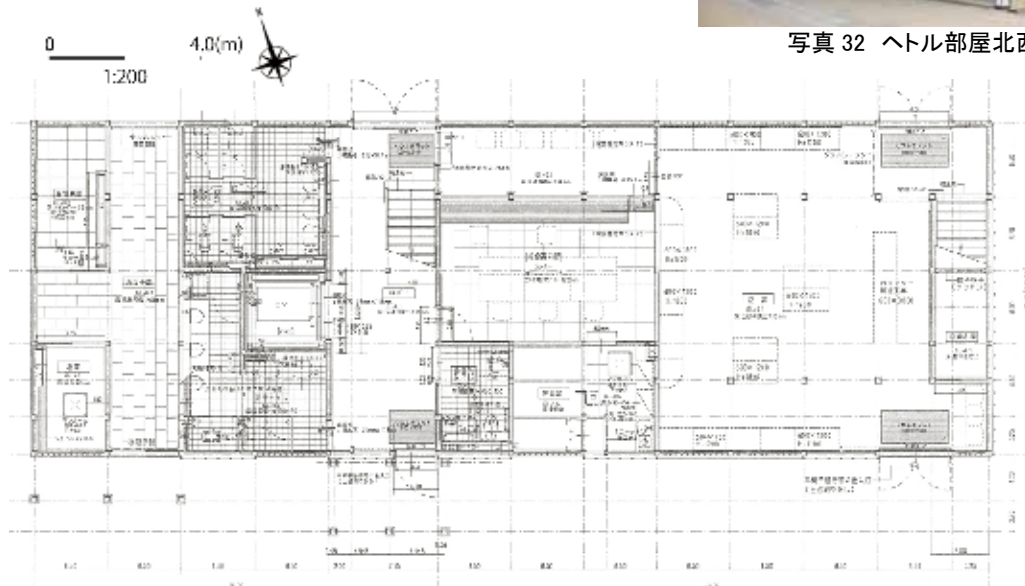


図 16 ヘトル部屋1階平面図

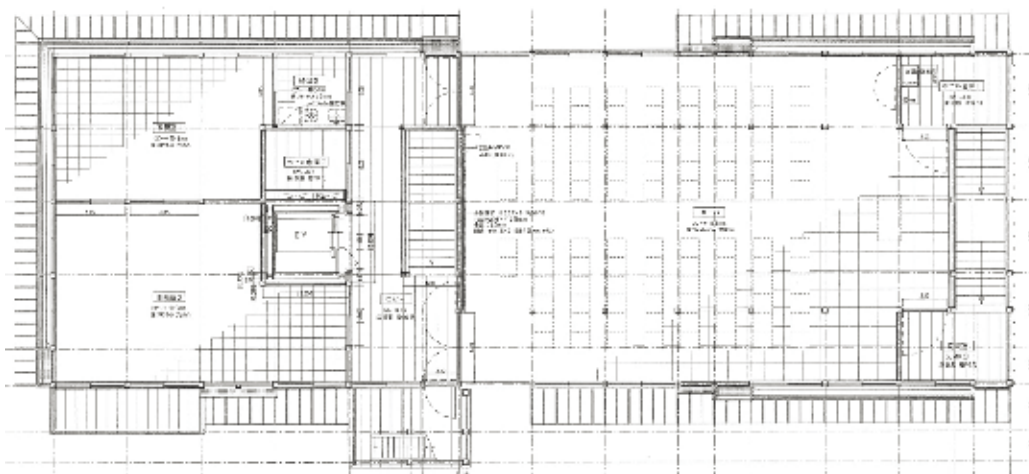


図 17 ヘトル部屋2階平面図

【一番蔵・二番蔵】

[建築概要] 木造和小屋組2階建土蔵、切妻造、棧瓦葺

[延床面積] 109.3 m² (一番蔵)、242.65m² (二番蔵)

砂糖などの輸入品を収納していた、2階建ての土蔵である。建物配置は確認された遺構により確定し、その他の歴史資料をもとに内部・外部を復元している。内部は展示施設として活用され、遺構の一部を露出展示している。

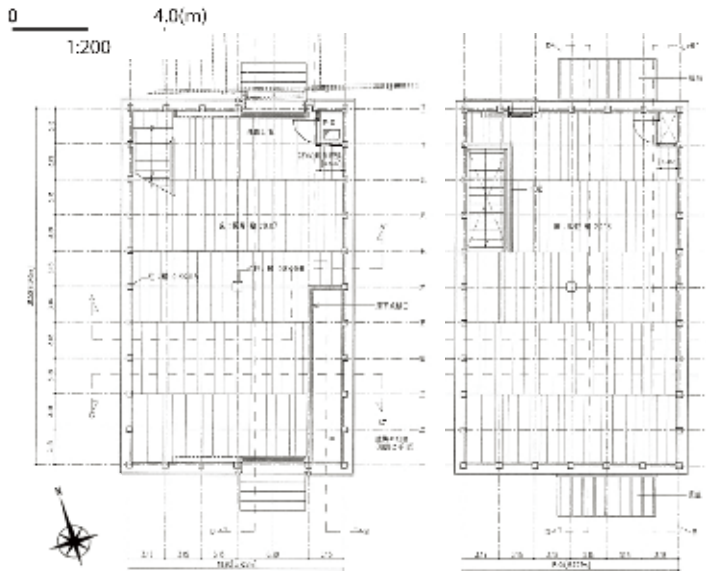


写真 33 一番蔵南側外観

図 18 一番蔵 1 階、2 階平面図

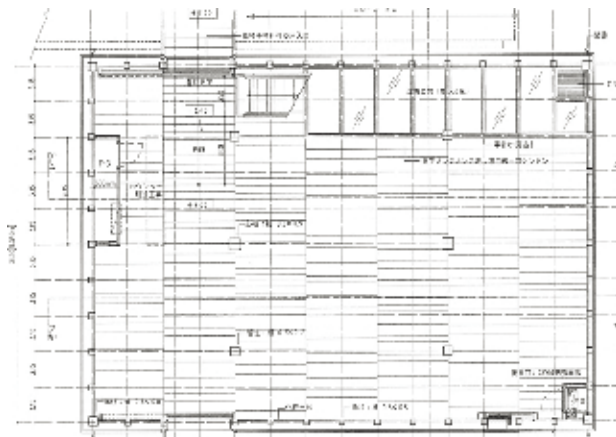


写真 34 二番蔵南側外観

図 19 二番蔵 1 階平面図

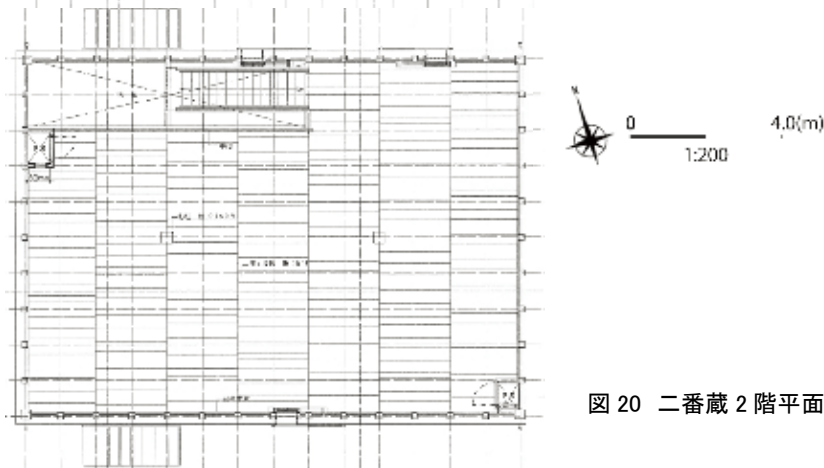


図 20 二番蔵 2 階平面図

【料理部屋】

[建築概要] 木造和小屋組平屋建、切妻造、棧瓦葺

[延床面積] 59.62 m²

出島内に居住するオランダ商館員のための料理を作っていた平屋の建造物である。建物の遺構は確認されなかったが、その他の歴史資料をもとに内部・外部を復元している。内部は資料をもとにかまどや調理器具などを含む内装を復元し、展示している。遺構がない場所であったため、地下には防火水槽が作られている。

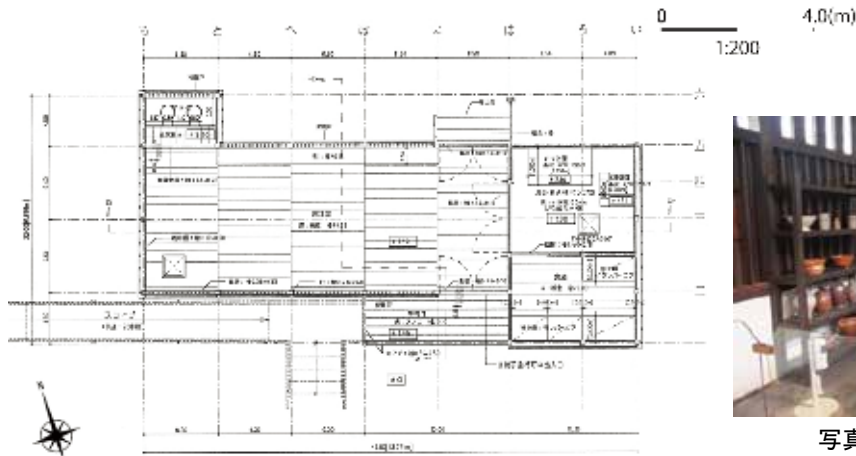


図 21 料理部屋 1 階平面図



写真 35 料理部屋 1 階内部

第Ⅱ期 平成 16～17 年度復元整備工事

【カピタン部屋】

[建築概要] 木造和小屋組 2 階建、切妻造、棧瓦葺

[延床面積] 1064.84 m²

出島オランダ商館の商館長の居宅兼事務室であった、2 階建ての町屋風の建造物である。建物配置は確認された遺構により確定し、その他の歴史資料をもとに内部・外部を復元している。

1 階は出島の歴史についての総合展示室として使われ、2 階は資料をもとに一部で家具や照明などを復元し、展示している。南側の客間では、往時の食材やレシピを参考にした料理を提供した晩餐会などを開催し、好評を得ている。



写真 36 カピタン部屋と中央通りの復元建物群



写真 37 カピタン部屋北側外観



写真 38 カピタン部屋 2 階内部生活復元展示

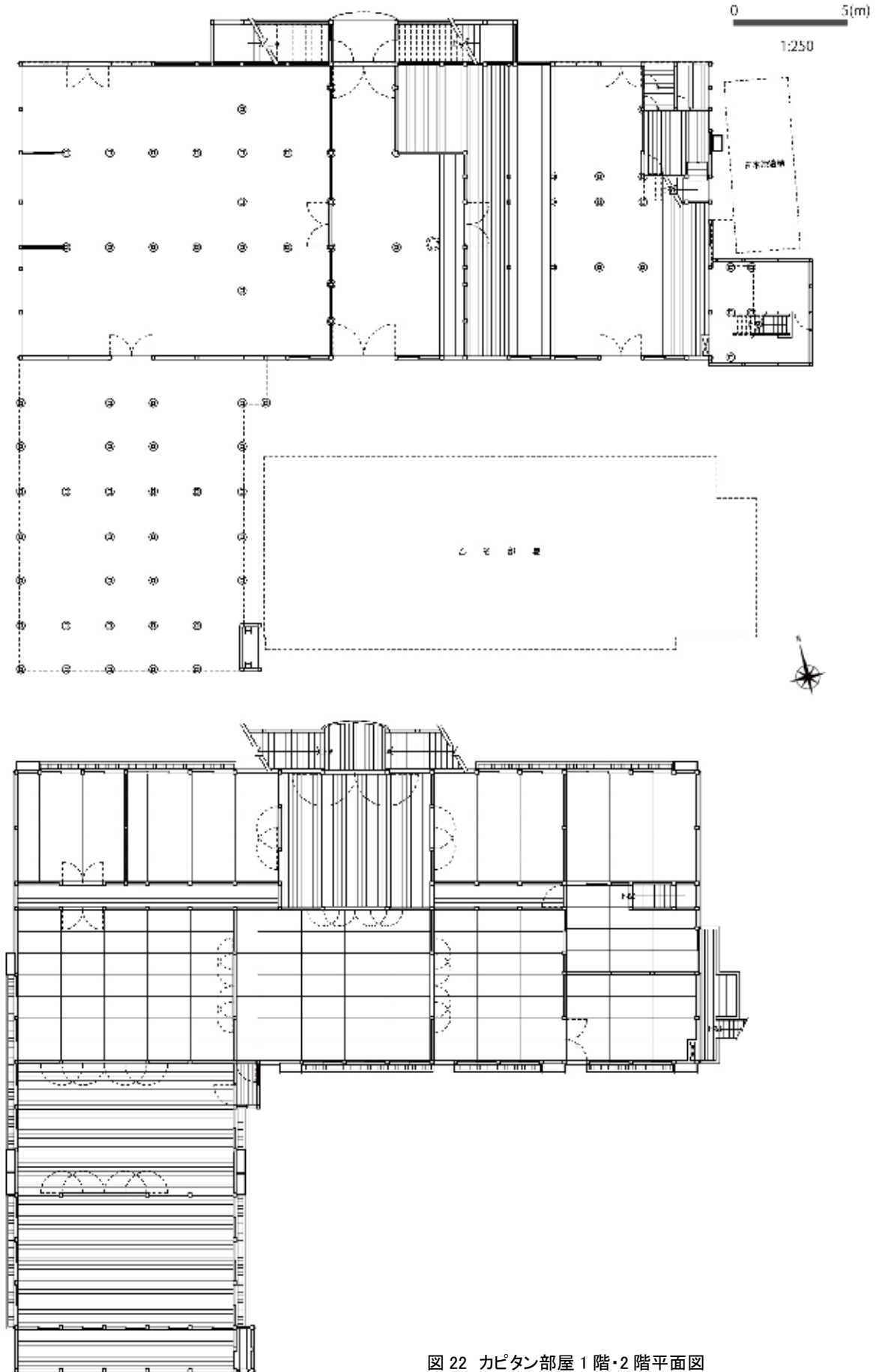


図22 カピタン部屋1階・2階平面図

【旗竿石】

旗竿石は、なぜこう呼ばれるようになったのかは分からない。この石には「WVO 1696」の文字が刻まれており、バタビア総督であったウィレム・ファン・アウトホールン (Willem van Outhoorn 1691-1704) の頭文字を組み合わせたもので、脇荷蔵であったイ之蔵 (レリー) の改築時に基礎石に使用したといわれている。現在はカピタン部屋 1階に保管されている。

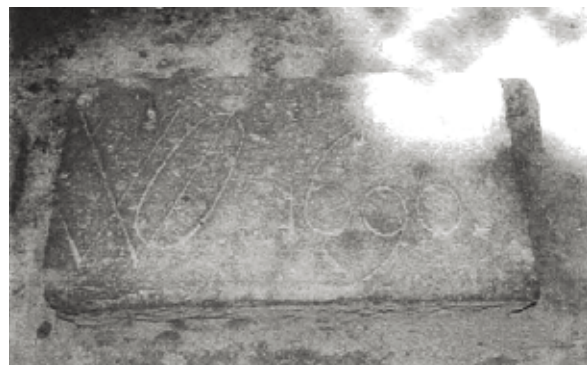


写真 39 旗竿石

【大砲】

〔概要〕 青銅製：長さ 290cm、最大径 44cm 鉄製：長さ 201cm、最大径 31cm

青銅製と鉄製の砲が各 1 門ある。青銅製のは、カピタン部屋涼所の下に展示してある大砲で、オランダ船の姿絵と連合オランダ東インド会社の頭文字「VOC」および「AMSTEL DAM ANNO 1640」の文字がある。昭和 29 年 (1934) に浦上川河口付近で発見され、現在は昭和 53 年 (1958) にオランダ海外史跡保存協会より寄贈された砲座に据えられている。鉄製大砲は、昭和 39 年 (1964) に浦上川から引き揚げられたもので「A VOC」の文字が陰刻されている。



写真 40 鉄製大砲



写真 41 青銅製大砲

【乙名部屋】

〔建築概要〕 木造和小屋組 2 階建、切妻造、棧瓦葺

〔延床面積〕 265.31 m²

出島の管理を行っていた乙名という地役人の詰所であった、2階建ての町屋風の建造物である。建物配置は確認された遺構により確定し、その他の歴史資料をもとに内部・外部を復元している。

1 階は乙名の業務を再現した展示が行われているが、2 階は公開されていない。



写真 42 乙名部屋北東側外観



写真 43 乙名部屋東側の部屋内部

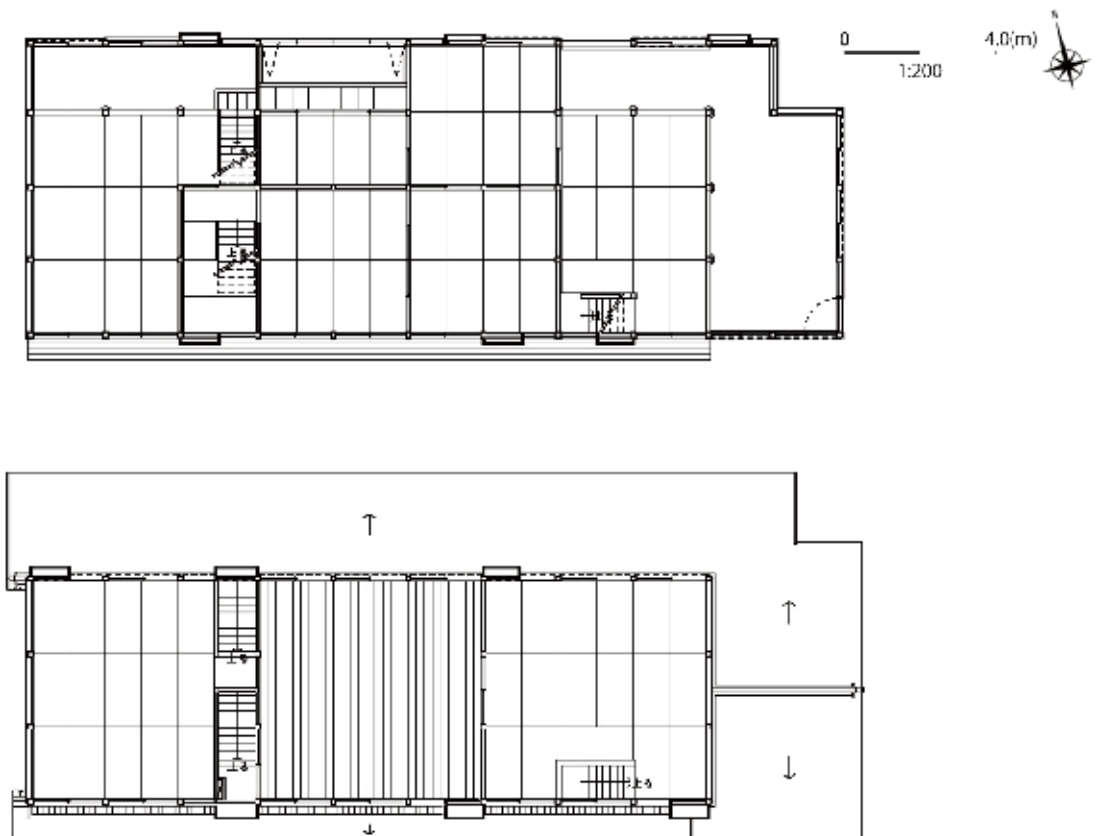


図 23 乙名部屋 1 階・2 階平面図

【三番蔵】

〔建築概要〕 木造和小屋組 2階建土蔵、切妻造、棧瓦葺

〔延床面積〕 216.25 m²

砂糖などの輸入品を収納していた、2階建ての土蔵である。建物配置は確認された遺構により確定し、その他の歴史資料をもとに内部・外部を復元している。1階は砂糖に関する資料が展示され、2階は倉庫となっている。



写真 44 三番蔵南側外観

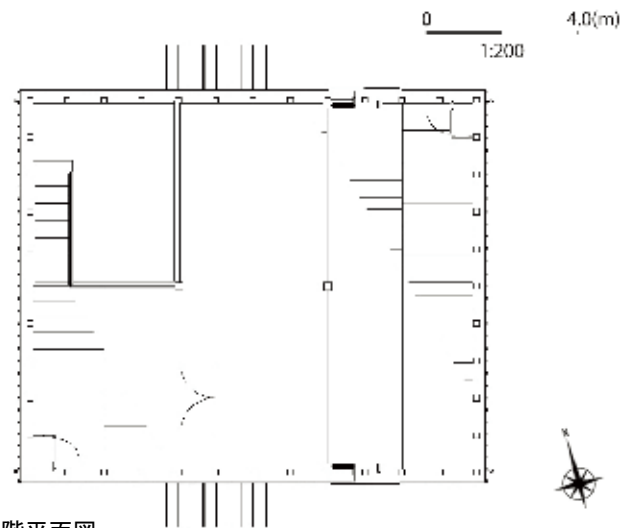
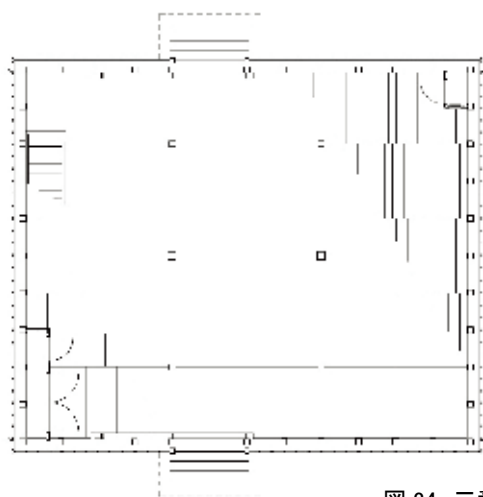


図 24 三番蔵 1階・2階平面図

【拝礼筆者蘭人部屋】

〔建築概要〕 木造和小屋組 2階建、切妻造、棧瓦葺

〔延床面積〕 215.96 m²

出島に滞在していたオランダ商館員のうち書記役の住まいであった、2階建ての町屋風の建造物である。建物配置は確認された遺構により確定し、その他の歴史資料をもとに内部・外部を復元している。

1階は発掘調査で検出された水槽遺構と検出された水銀、蘭学に関する展示が行われているが、オランダ人の居室であった2階部分は公開されていない。



写真 45 拝礼筆者蘭人部屋南側外観

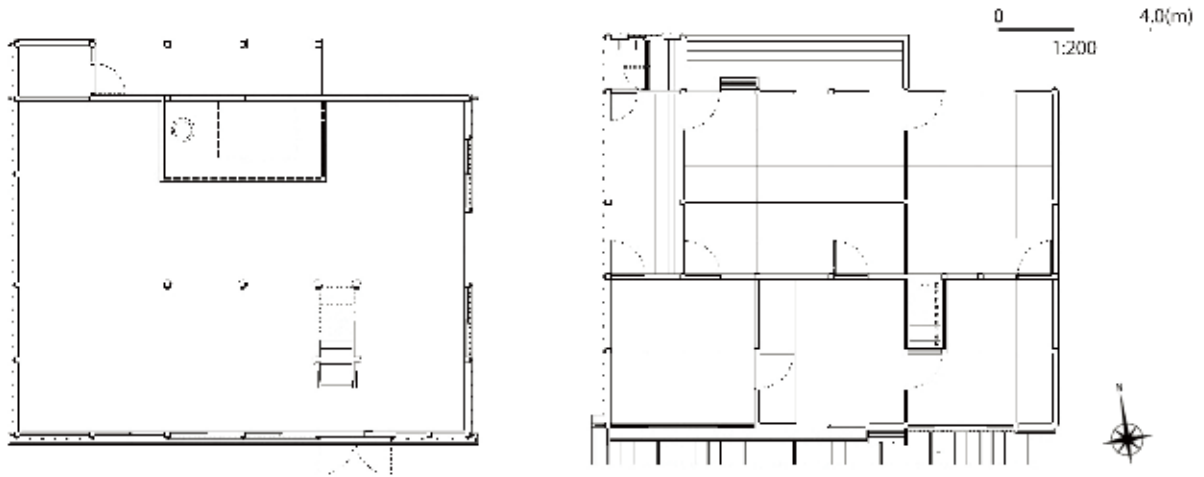


図25 拝礼筆者蘭人部屋1階・2階平面図

【水門】

[建築概要] 木造和小屋組平屋建、寄棟造、棧瓦葺

[延床面積] 58.18 m²

オランダ船から出島への輸出入品を出し入れする、海に面した門である。建物配置は確認された遺構により確定し、その他の歴史資料をもとに内部・外部を復元している。現在も西側からの出島への出入り口として使われ、出島のシンボルともなっている。



写真46 水門西側

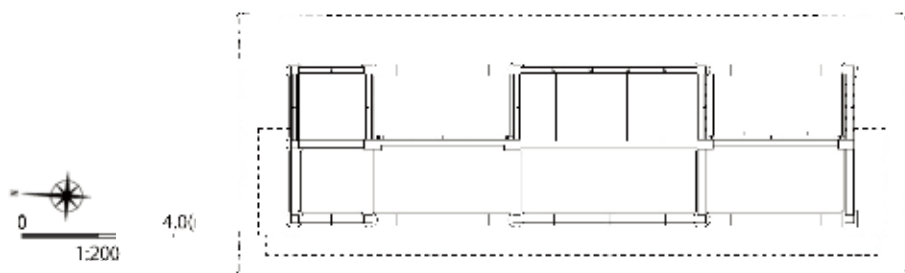


図26 水門平面図

【水溜】

料理部屋、乙名部屋前に石積みの水溜の側板部分が2カ所復元され、上部には木製の蓋が取り付けられている。



写真 47 水溜(料理部屋前)

【建物間柵】

絵画資料に描かれる建物間の木柵を復元している。また、建物間に設置されている空調室外機への点検扉としても使われている。水門脇の荷揚場石垣上部にも低い柵が復元されている。



写真 48 建物間柵

【時鐘】

カピタン部屋東側にあった出島内で時刻を知らせる木造の時鐘であり、引き鐘とも記載される、綱を引いて鳴らす鐘が取り付けられている。木部は絵画資料や類例をもとに復元され、鐘は19世紀のアンティーク品を購入し取り付けたものである。



写真 49 時鐘

【西側料金所】

第Ⅱ期の整備にあたり、水門からの観光客の入退場のため、ヘトル部屋西側で遺構が確認されなかった検詞部屋付近に設置された料金所。周辺の復元建造物になじむよう、色彩や外観に配慮されている。



写真 50 西側料金所

復元された建造物は、史跡内での発掘結果のほか、国内外に保存されている多くの絵図、同時代の模型、長崎地方の類例や古写真など、数多くの歴史資料にもとづき復元設計を行った。なお、内容の詳細を討議し、学術的な正確さを担保するため、地元各界代表や有識者から構成する長崎市出島史跡整備審議会建造物復元小委員会を設置し、第 I 期から継続して具体的検討を行なっている。

以下にこれまで復元された建造物 10 棟、及び平成 28 年度内に完成予定の 6 棟を合わせた 16 棟の概要をまとめている。

表3 復元建物の概要一覧

建物の用途区分	建物名称	事業	建物の機能	建物形式	構造・規模
幕府が出島を管理するために自ら建設した建物	水門	Ⅱ期	貿易品を出し入れするための門	大型の門	木造平屋建 58.18 m ²
	乙名詰所	Ⅲ期	交易のない時期に乙名が滞在し、表門からの出入りを監視していた場所	町屋	木造 2 階建 138.91 m ²
町人が建設した建物で、公的な役割をもつ建物	乙名部屋	Ⅱ期	交易時の乙名の詰所及び金庫番役人、夜警の番人の滞在場所	町屋	木造 2 階建 265.31 m ²
町人が建設し、オランダ人に貸していたオランダ人の住宅	カピタン部屋	Ⅱ期	オランダ商館の商館長の住宅及び迎賓の場	大型の町屋	木造 2 階建 1064.84 m ²
	ヘトル部屋	Ⅰ期	荷倉役(商館長次席)の住宅	大型の町屋	木造 2 階建 453.82 m ²
	一番船船頭部屋	Ⅰ期	オランダ船船長と一等書記官の住宅	大型の町屋	木造 2 階建 351.66 m ²
	拝礼筆者蘭人部屋	Ⅱ期	筆者頭(一等書記官の上官)の住宅	町屋	木造 2 階建 215.66 m ²
	筆者蘭人部屋	Ⅲ期	書記官 4 名(一等書記官 1 名+2 等書記官 3 名)の共同住宅	長屋	木造 2 階建 316.40 m ²
オランダ人が自ら使用するために建設した建物	料理部屋	Ⅰ期	台所	作業場	木造平屋建 59.62 m ²
町人が建設した輸出入品の倉庫	一番蔵	Ⅰ期	輸入品の倉庫	土蔵	土蔵 2 階建 109.3 m ²
	二番蔵	Ⅰ期	輸入品の倉庫	土蔵	土蔵 2 階建 242.65 m ²
	三番蔵	Ⅱ期	輸入品の倉庫	土蔵	土蔵 2 階建 216.25 m ²
	十四番蔵	Ⅲ期	輸入品の倉庫	土蔵	土蔵 2 階建 116.42 m ²
	十六番蔵	Ⅲ期	輸入品の倉庫	土蔵	土蔵 2 階建 83.22 m ²
	銅蔵	Ⅲ期	1 階:輸出品の倉庫 2 階:輸入品の倉庫	土蔵	土蔵 2 階建 121.48 m ²
	組頭部屋	Ⅲ期	銅蔵前の倉庫、作業場	作業場	木造 2 階建 153.60 m ²

⑦ 史跡南西及び北西隅部

【南側石垣及び練塀】

南側護岸石垣については、平成15～17年度に行われた発掘調査と現況測量の記録に基づき、現状に復することを第一に修復が行われた。

護岸石材については、可能な限り旧石材を用い、破損しているもの及び風化が著しいもののみ交換とし、上部の石積み欠損部については、新規石材を用いて雰囲気損なうことがないよう復元した。

修復工事が完了した南側護岸石垣は、現在一般に公開され、西側から中央部にかけては、復元建物を引き立てる景観形成の一環として、高さ9尺の練塀の再現を行っている。



写真 51 南側護岸石垣

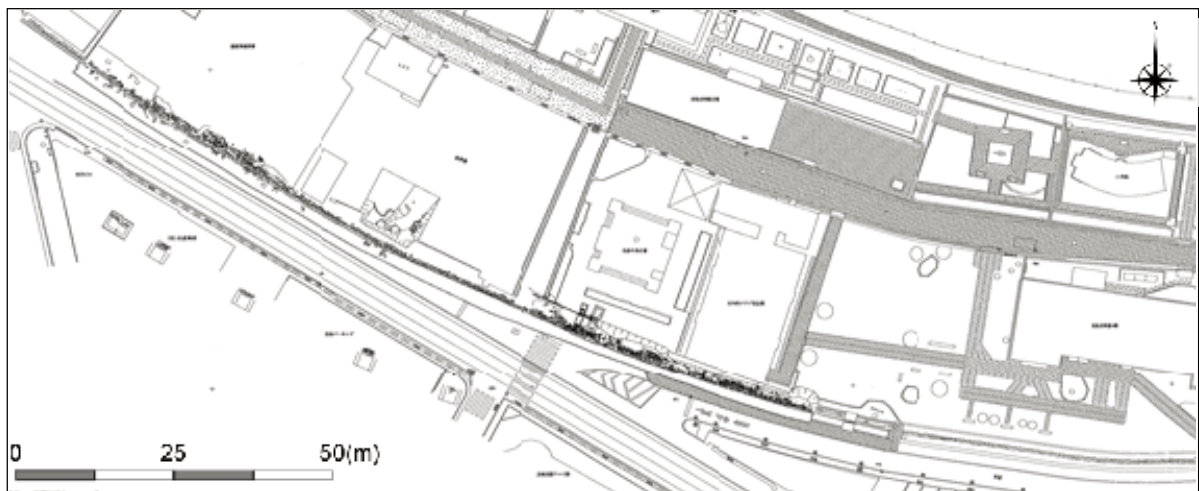


図 27 南側護岸石垣復元平面図

【南東側石垣】

平成8～11年度に行われた南東側50m護岸石垣の調査では、調査区全域から護岸石垣を検出し、予想される石垣総高に対し、全般的に約3分の1の石垣が残っていることが判明した。

このため、平成11年度に孕みだした部分や著しく劣化した積石を交換し、残っている石垣の上に想定天端高さまで石垣を積み足して復元した。

ここでは居留地時代の出島に近接し、前面には旧出島神学校がみられる空間のため、往時は石垣上に築かれていた練塀については、景観的な相違が生じるため、構築していない。

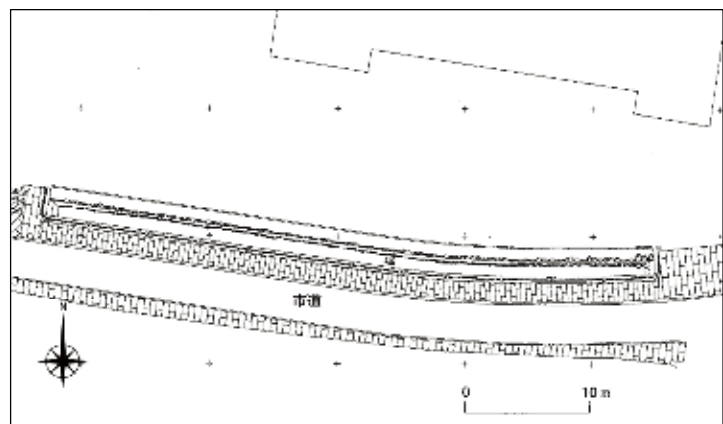


図 28 南東側護岸石垣復元平面図

【西側石垣】

西側石垣及び荷揚げ場拡張石垣は、南東側石垣と同様に、平成8～11年度に調査及び復元工事が行われ、荷揚げ場は出島築造当初にはなかったこと、築造時からあまり期間をおかずに造成され、その後少なくとも2回にわたって拡張されたことが想定された。

石垣は孕みだした部分や著しく劣化した積石を交換し、残っている石垣の上に想定天端高さまで石垣を積み足して復元した。第二次拡張石垣については、遺構より判明した高さまでいったん石垣を復元し、その上に想定天端高さまで、網一段天端石を積み足した。

荷揚げ場は、順次拡張していったことを示すため、各時期の石垣の一部を示す壺堀を3ヶ所設けている。当初と第一次は検出されたままの姿で、第二次は推定整備した姿で示している。

その後、平成18年の第Ⅱ期建造物復元整備事業で、西側に水門が復元されたことから、公開上の安全面を考慮し、石垣上面にガラス床を張って石垣をガラス越しに観察できるよう改修している。

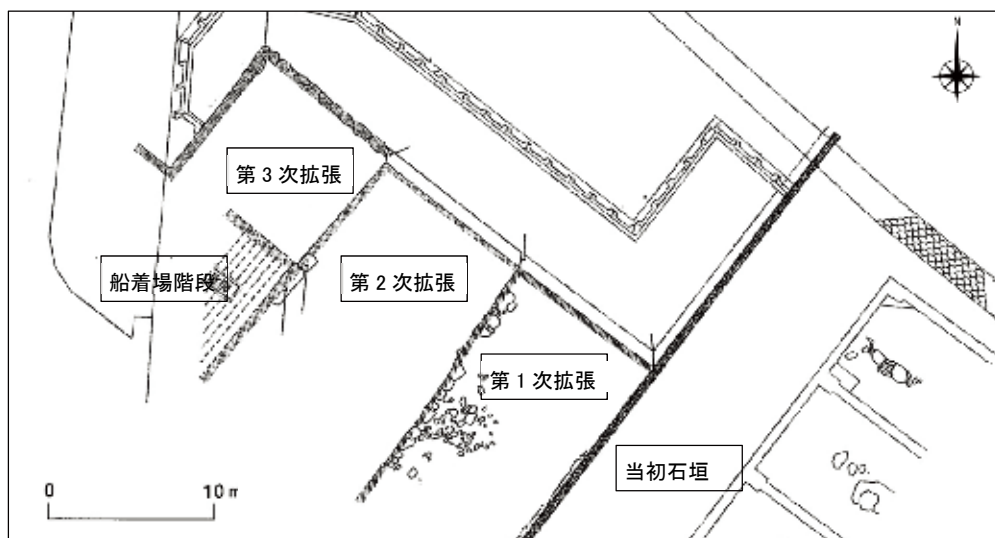


図29 西側荷揚げ場石垣の変遷図

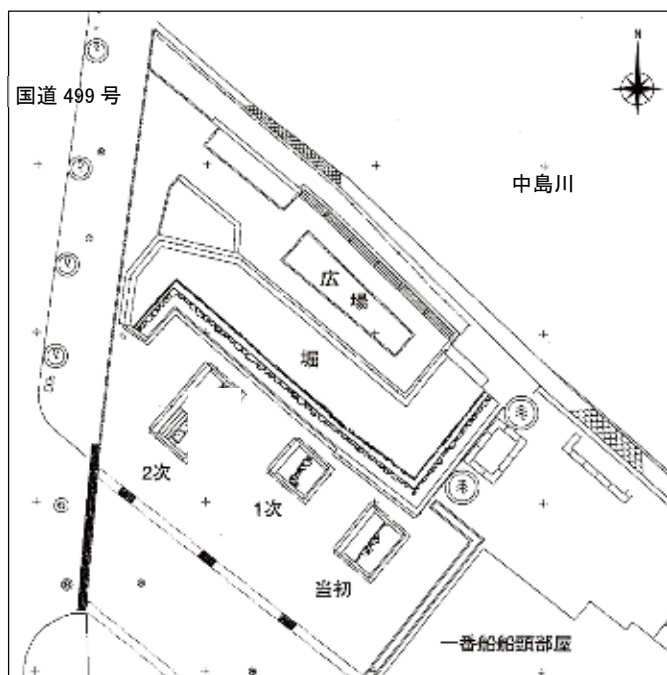


図30 西側石垣復元平面図



写真52 西側石垣復元状況

(4) 出土遺物、所有資料

昭和44年から現在まで、出島内の発掘作業で確認された出土遺物は約70万点にのぼる。代表的な遺物は貿易品などを中心とした陶磁器、ガラス、木製品、金属製品のほか、建築物に係る瓦や煉瓦、漆喰や食生活に係る動物の骨やクレーパイプなどである。

出土遺物は、近接する出島埋蔵整理作業所のほか、出島内の建物や市内郊外の施設に保管し、一部の重要な遺物等は出島内の考古館（旧石倉）で公開している。



写真 53 考古館内の展示

(5) 公開活用

① 史跡の公開・活用

史跡内は年中無休で、午前8時から午後6時までを通常営業時間とし、午後6時以降午後9時まで無料で中央道路の夜間開放を行っている。そのほか、史跡への理解を深めるため、②で述べた建物の公開活用のほか、体験プログラムやイベントを実施している。

② 施設の公開活用状況

出島が公開施設となったのは、昭和32年に旧石倉が復元され一般公開を開始したことが始まりである。平成8年度以降の復元整備事業においては、順次整備された建造物のうち、旧石倉（平成9年、出島資料館→平成10年、出島史料館分館）、旧出島神学校（平成10年、出島史料館本館）、二番蔵（平成12年）を有料で公開し、その他の建造物は無料で公開した。平成13年度に史跡内の完全公有化を行い、平成18年3月の第Ⅱ期復元整備事業の完成に合わせて、出島内全域を有料施設としてリニューアルオープンし、現在に至っている。

現在の出島内の施設は、明治以降に建設された洋館2棟のほか、復元建造物など合計13棟があり、いずれも内部を公開・活用している。公開している施設のうち、遺構が攪乱されている場所にはトイレやエレベーターなどが設置され、1階部分は可能な限りバリアフリーに対応している。また、遺構がまとまって確認できた場所では、遺構の露出展示が行われている。

現在の出島内の施設の公開活用状況は以下である。

表4 各施設の公開活用状況

施設名	活用状況	公開活用状況
旧出島神学校 明治11年(1878)建築	昭和53年の修理後、出島史料館本館として活用後、現在は展示室や倉庫、2階は長崎市出島復元整備室の事務室と会議室、管理運営スタッフの控え室として使用している。また1階には東側出入口からの料金所や売店も設置されている。	
旧長崎内外クラブ 明治36年(1903)建築	平成11年の修理後、現在は1階をレストランとして利用し、2階は企画展示のほかセミナーなどのホールなどとして利用している。付属屋はトイレのほか、出島全体の設備の集中管理を行う中央監視室や出島内の管理運営スタッフの控え室として使用している。	
旧石倉 昭和31年(1956)復元	内部を出島内の出土遺物などの展示施設として一般公開している。	
新石倉 昭和51年(1976)復元	内部は通常、出島のガイダンスを行う映像ホールとして一般公開している。その他、音楽などのイベントホールとしても利用されている。	
表門 平成2年(1990)復元	現在は倉庫などとして現状のまま利用されているが、出島表門橋完成後は、受付として改修し、活用する予定となっている。	
一番船船頭部屋 平成12年(2000)復元	内部、外部とも復元し、1階は展示室やイベント等の場所として、2階は当時の生活風景を再現し、一般に公開している。	

施設名	活用状況	公開活用状況
ヘトル部屋 平成12年(2000)復元	外部を復元し、内部は売店や展示室などとして公開している。なお来訪者の利便性やバリアフリーのため、遺構のない部分を利用してトイレやエレベーターを設置している。	
拝礼筆者蘭人部屋・乙名部屋・料理部屋・一番蔵・二番蔵・三番蔵 平成12年(2000)復元及び平成18年(2006)復元	内部、外部とも復元し、1階部分を一般公開している。なお二番蔵・三番蔵の2階は倉庫として利用している。一番蔵・二番蔵・拝礼筆者蘭人部屋では遺構の露出展示を行っている。	
カピタン部屋 平成18年(2006)復元	内部、外部とも復元し、1階は展示室として、2階は当時の生活風景を再現し、一般に公開している。ヘトル部屋との間に連絡通路があり、ヘトル部屋を通して2階が見学できるようになっている。	
西側料金所 平成18年(2006)建築	ヘトル部屋西側の室外機置き場脇に管理施設として新たに設置された料金所。	

③ その他の活用・情報発信

【体験メニュー】

出島では、平成18年度からボランティアガイド「長崎さるくガイド」によるガイドツアーを開始した。現在は出島内にボランティアガイドが常駐しており、土日祝日には1日4回定期的にガイドツアーを開催し、来場者からの評価も高い。

また、江戸時代の出島を描いた絵図の中にみられるようなスポーツや遊びなど（バドミントン、玉突き、羽根ペンや双六など）の体験も行っており、幅広い世代に利用されている。

ガイドによる解説・案内や出島ならではの体験学習は、来場者の出島への理解を深めるとともに出島に親しむ取り組みとして、継続的な取り組みが期待されている。

さらに、平成23年度からは来場者の増加方策として、出島内での体験プログラムの実施やイベントの開催など、積極的に展開している。

表5 出島内で実施されている主な体験プログラム(平成27年度)

プログラム名	開催時期(期間)	内容
バドミントン	通年	出島に住むオランダ人の風習や奇談などを紹介した「紅毛雑話」の中に、バドミントンに似たラケット(羽子板)、ウーラング(羽根=シャトルcock)を使

		って屋外で遊んでいることが紹介されていることに由来。現在、芝生広場などで実施。
玉突き	通年	「漢洋長崎居留図巻」(長崎歴史文化博物館収蔵)に描かれている玉突きの様子を基に玉突き台を復元し、それに合わせたルールで玉突きを体験することができる。
羽ペンによる筆記	通年	オランダ商館員が使用していたような羽ペンを使って紙に文字を書いてみることができる。
出島タイムトリップビュー	通年	タブレットに 19 世紀初頭の出島の様子を映像で映し出し、往時の雰囲気を感じるとともに、解説画像で詳しく知ることができる。
綿菓子作り	通年	三番蔵に輸入品の砂糖が保管されていたことから、誰にでも作れる砂糖のお菓子である綿菓子づくりが体験できる。
着物の着付け	通年	簡単に着ることができる着物を着て、復元された出島の街並みを散策し、往時の出島に出入りできた日本人の気分を味わうことができる。

【年間イベント】

表6 年間イベント(平成 27 年度)

イベント名	開催時期	内容
出島オラニエフェスティバル	4月27-29日	日本とオランダの祝日(みどりの日、クイーンズデイ)にちなみ、オランダの遊びや食文化を体験できるイベント。史跡内の各所がオランダのシンボルなカラーであるオレンジ色の装飾で飾られる。
感激の出島	7月10日～8月22日、11月13日～12月19日の金・土曜日	江戸時代、日本で初めてオペラや近代演劇が上演されたことにちなんで、西洋音楽コンサートや演劇を新石倉で開催する。期間中、旧内外倶楽部レストランでは特別メニューが提供される。
出島蔵出しフェスタ	10月10・11日	食や物産、体験イベントや展示会などのイベント



写真 54 出島オラニエフェスティバル



写真 55 利用風景(さるくガイド)



写真 56 感激の出島

【学校教育における活用】

社会科教科書の歴史(日本史)分野において、出島が江戸時代の鎖国の説明において必ず紹介されており、小学生から高校生に至るまで、社会科の授業で学習する機会がある。特に市内の小学校において、社会科見学等で来場し、出島の歴史などを学習することがあり、児童生徒向けの出島の歴史に関するパンフレットを制作し、学習に活用している。

写真 57 出島で作成された学習用パンフレット



【社会教育における活用】

当史跡の復元整備事業に対する市民への周知と出島の歴史に対する理解を深めていただくことを目的として、各公民館主催の講座や長崎市の市政・事業を紹介する出前講座に講師を派遣し、出島の歴史と復元整備事業の概要を説明している。

【情報発信】

市内の大型観光イベント（長崎帆船まつり、ながさき紫陽花まつり、ながさきクリスマス、長崎ランタンフェスティバル）と連携し、イベントに関連する展示やイルミネーションを行い、観光客の各イベント会場と出島の周遊を促している。また商工部や農林水産部と連携し、ながさきの食にまつわるイベント（出島蔵出しフェスタ）や展示（長崎街道シュガーロード）を実施し、出島にまつわる長崎の食の周知を図っている。

そのほか、ユネスコ世界文化遺産に登録された構成資産と出島の歴史的関連性を紹介するパンフレットを製作・配布し、観光客の各構成資産と出島の周遊を促している。

また、ホームページ、Facebook、Twitter を通じて情報を発信している。

【関連都市施策等との連携】

出島は、貿易を通じオランダ東インド会社の商館が設置された都市を中心に世界各国の都市とつながっており、それらの諸外国からの来場者の増加をめざしている。

そのため、英・中・韓・オランダ語の入館案内を作成し配布し、クレジットカードや電子マネーでの支払への対応、公衆無線 LAN の整備、パンフレットの制作など、受け入れ態勢の強化を図るとともに、出島に関するホームページを通じた情報発信に取り組んでいる。

また、第Ⅲ期復元建造物では、「つながる出島」を展示のコンセプトとして出島と世界各地がどのようにつながっていたのかを紹介する展示を行い、来場者への理解を深めている。



写真 58 出島で作成されたパンフレット

④ 来場者数の推移

長崎市への年間の観光客数は平成26年現在で630万人と、前年より22万9000人増加しており、過去10年間で27%程度増加している。

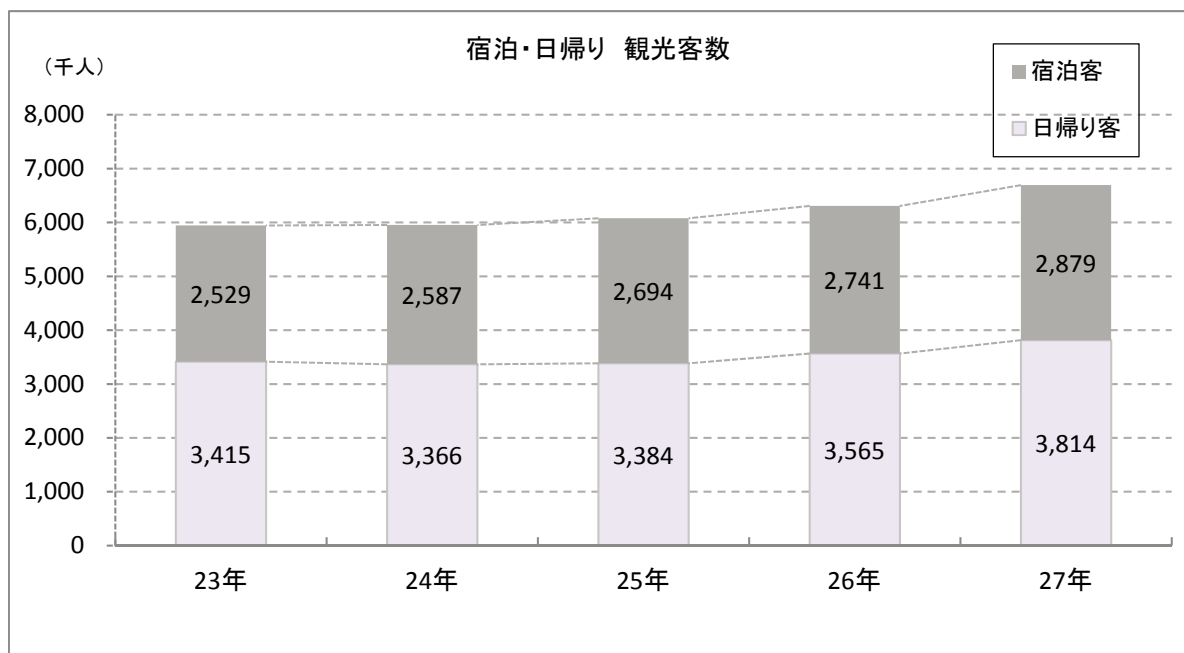
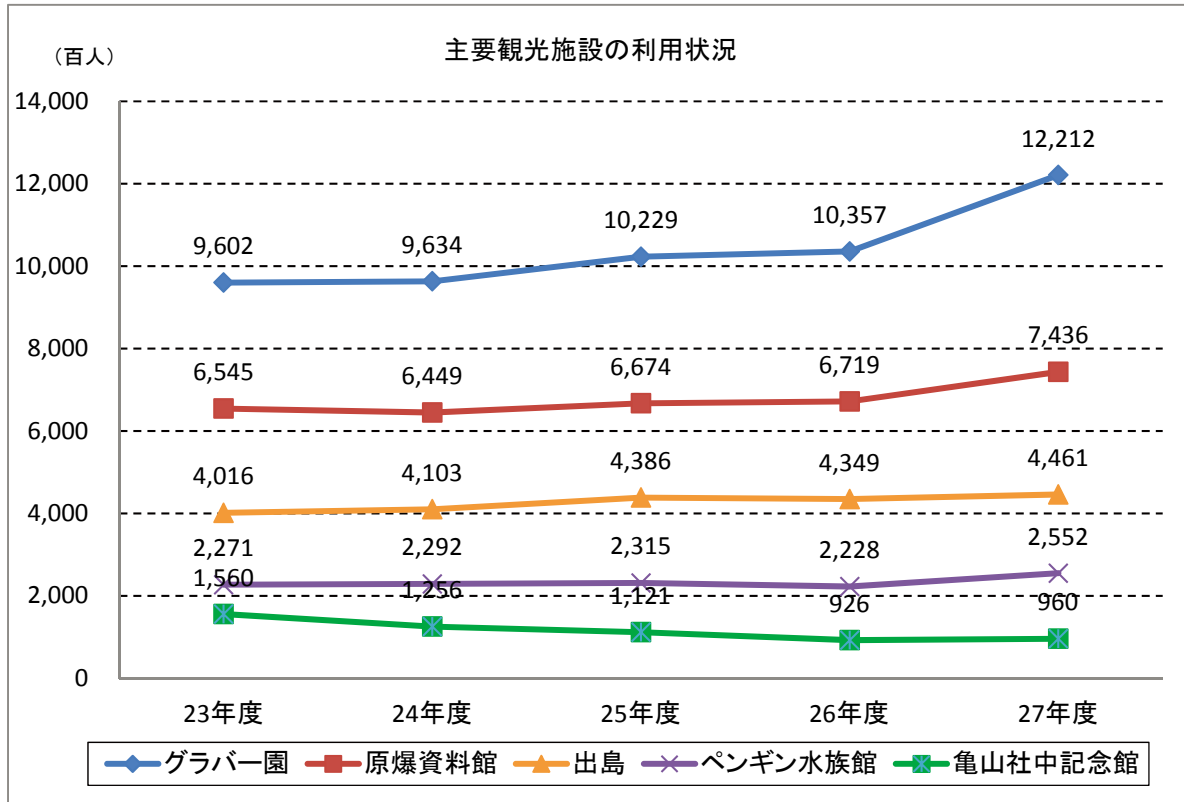
平成26年度の統計では、長崎市内の観光施設として、現在最も集客人数が高いのはグラバー園の103万人であり、次に原爆資料館66万人、その次が出島の43万人となっている。

出島の入場者は、平成10年には約12万人で、平成12年度の日蘭交流400周年事業の際に倍増した

ものの、その後は15万人前後で推移した。平成17年には整備工事に伴って3ヶ月閉鎖したため減少しているが、長崎さるく博'06にあわせた平成18年のリニューアルオープンによって入場者はそれまでの4倍以上の約48万人まで増加したが、平成20年には一時34万人まで減少し、その後は年々増加傾向にあり、現在は44万人前後で推移している。

；；来場者のうち個人客が7割で、修学旅行などの小中学生の団体客は1割程度である。また、近年の傾向として、外国人の来場者が増加している。

表7 長崎市の観光動向



(6) 史跡整備

① 史跡整備の経緯

昭和26年（1951）には、オランダ政府と日本政府（当時吉田首相）の協議を経て、長崎市が主体となり出島の整備計画に着手し、昭和27年度以来、史跡内民有地の公有化や施設整備が進められてきた。

昭和53年（1978）には長崎市出島史跡整備審議会を発足し、その答申による基本構想を受けて、平成8年（1996）に史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画が策定され、現在進めている出島復元整備事業が開始された。

その後、発掘調査をへて、短中期計画の第Ⅰ期事業として平成12年（2000）3月にヘトル部屋など出島西側の建造物5棟を復元し、平成13年度には史跡内の公有化が完了し、平成18年（2006）3月には第Ⅱ期事業が完了した。平成23年度からは第Ⅲ期事業が進められ、平成28年（2016）の完成を目指している。

② 既往の整備計画概要

出島内では、昭和26年度から公有化と整備事業を開始して以来、現在まで長崎市によって整備と公開・活用が実施されてきた。特に平成8年度に策定された史跡復元整備計画により事業が進められた建造物復元整備事業と顕在化事業は、史跡を保存しつつ、広く一般の人々に史跡の価値をわかりやすく伝えるという点で、現在まで一定の成果を得てきている。

しかしながら整備計画策定後、短中期計画の計画期間である15年以上が経過し、当初のプロセスと進捗状況の誤差が生じたことから、平成23年度には整備計画の見直しを行い、新たな短中期・長期計画スケジュールの見直しとともに、平成8年の復元整備目標の課題と今後の対応をまとめた。以下にこれまでの復元整備計画及び見直し計画の概要を整理している。

表8 復元整備計画の見直し

復元整備目標 (復元整備計画(平成8年度策定)より)	復元整備目標に対する今後の課題と対応 (見直し計画(平成24年3月策定)より)
① 貴重な歴史的文化的遺産である出島史跡の遺構や遺物の保存を図るとともに、往時の建造物等を史実に基づいて復元し、文化・学習施設としての機能を目指す。	これまで60年以上の歳月をかけ進めてきた出島復元事業の要となる、世界と日本を結んだ水門と埠頭(荷揚げ場)の復元を完成させるためには、当初オランダ政府と日本政府の交渉の中でスタートした事業であることにかんがみ、国、県、市が一体となり国民、県民、市民を上げて国道の移設を含む復元事業を完成させていく必要がある。
② 長崎市のシンボルとして機能するとともに、周辺都市空間を含めて市民が親しむことのできるアメニティ空間を構築する。	「出島商館員」制度を新設し出島に興味を持っていただくとともに定額の年会費で何度でも出島に足を運んでいただける仕組みや、市民主体のイベント開催を促進するための施設利用の仕組みづくりを進めているが今後はその普及に努める必要がある。 周辺の公有化・公園化等により都市空間としての一体的な整備を検討する。
③ 歴史的観光拠点として、出島史跡の活用を図るとともに、出島周辺の歴史的遺産とのネットワーク化に努めていく。	既存の施設との総合的なネットワークを構築するとともに、出島と周辺の奉行所跡地や唐人屋敷などとの連続性、歴史的背景に基づくストーリー性のある整備・活用を図る必要がある。
④ 国際交流や文化活動の場としても積極的な運営を図っていく。	国内外へ出島の重要性を情報発信するとともに、出島の国際性を意識した交流イベント、文化的活動の場として積極的に活用していく。

表9 整備手順

整備手順	
史跡復元整備計画(平成8年度策定)	見直し計画(平成24年3月策定)
① 史跡内と出島対岸の公園整備を中心として、出島の顕在化、史跡内の復元整備および展示活用を段階的に進めていく短中期整備計画を行う。	① 出島史跡内整備、出島の顕在化、出島の周辺整備ごとに短中期計画、長期計画Ⅰ、長期計画Ⅱを定める。 このうち2013年(平成25年)から2022年(平成34年)を新たな短中期計画とし、並行して長期計画Ⅰのために必要な準備的事業にも取り組む。
② 19世紀初頭の出島の原形を復元し、更に四面を水面による顕在化に努め、原風景の再現を目指していくとともに周辺の都市機能、まちづくりの調和発展を図っていく長期復元整備を行う。	② 出島築造から400年目となる2036年(平成48年)、または和蘭商館設置から400年目となる2041年(平成53年)を節目の年として、概ね25~30年後を長期計画Ⅰとし、世界につながっていた出島の西側の顕在化に集中的に取り組む。
③ 史跡内では復元建物等のハード面の整備だけでなく、往時の出島の生活風俗と文化的交流を幅広く表現していくものとし、文化活動を展開していくものとする。	③ 2050年を目標に19世紀初頭の出島の原風景の再現を目指していくとともに周辺の都市機能、まちづくりの調和発展を図っていく。

③ 整備の計画時期

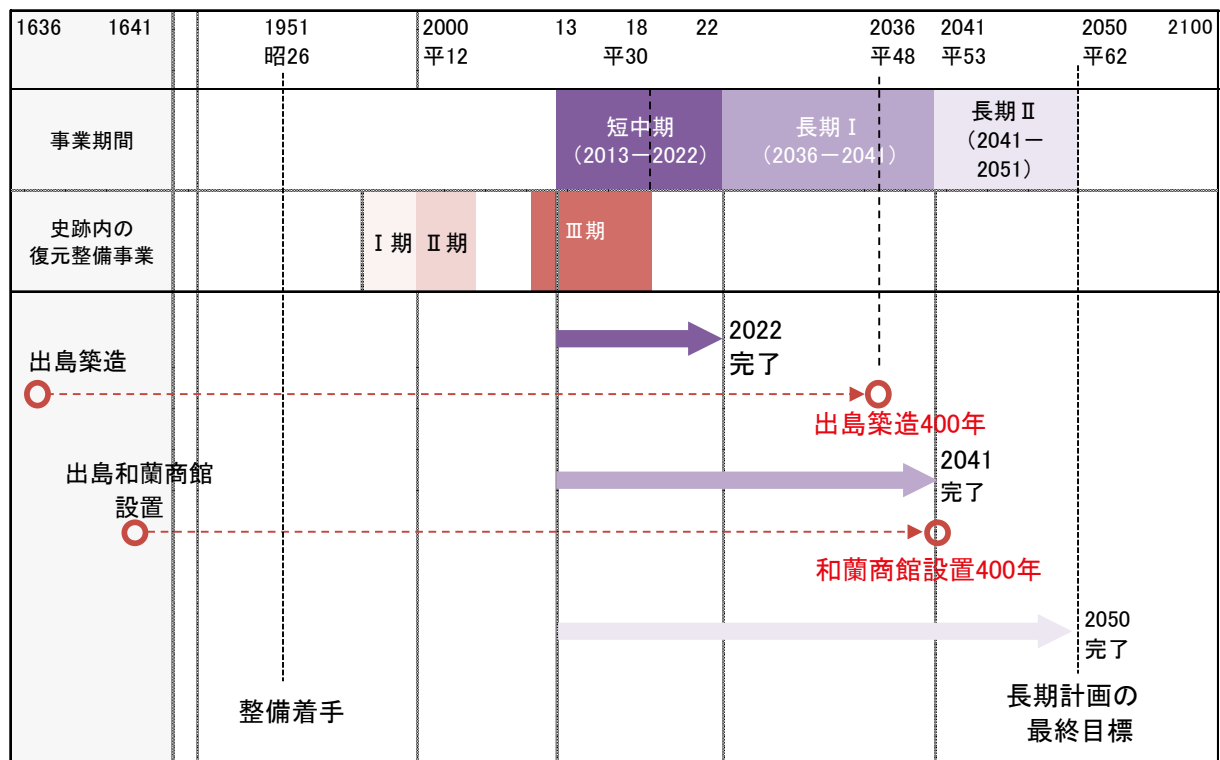
『史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画見直し』では、平成 8 年に策定された整備計画から、短中期・長期計画の見直しを行っている。以下にその概要を述べる。

新たな短中期計画では 2013 年(平成 25 年)から 2022 年(平成 34 年)の 10 年間を整備の新短中期計画の期間とし、同じく 2022 年(平成 34 年)に予定されている新幹線西九州ルート開業や県庁移転後の跡地の活用等を見据えた重要な事業の 1 つに位置づけている。2023 年度以降の計画は長期計画として位置づけ、長期計画は I と II から構成している。

長期計画は新たに目標年度を定め、出島築造から 400 年目となる 2036 年(平成 48 年)、または和蘭商館設置から 400 年目となる 2041 年(平成 53 年)を節目の年として、概ね 25～30 年後を長期計画 I とし、それまでに完成を目指す姿(イメージ)を明確にするとともに、その実現に向け必要な項目については、新短中期計画期間中の、これから 10 年間の中において、具体的な検討と必要な手続きや事業の準備を行うこととする。

長期計画 I の完了目標年次は、出島築造 400 年となる 2036 年、または和蘭商館設置から 400 年となる 2041 年とし、概ね 25～30 年後とする。

表 10 短中期と長期の整備計画(『史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画見直し』より)



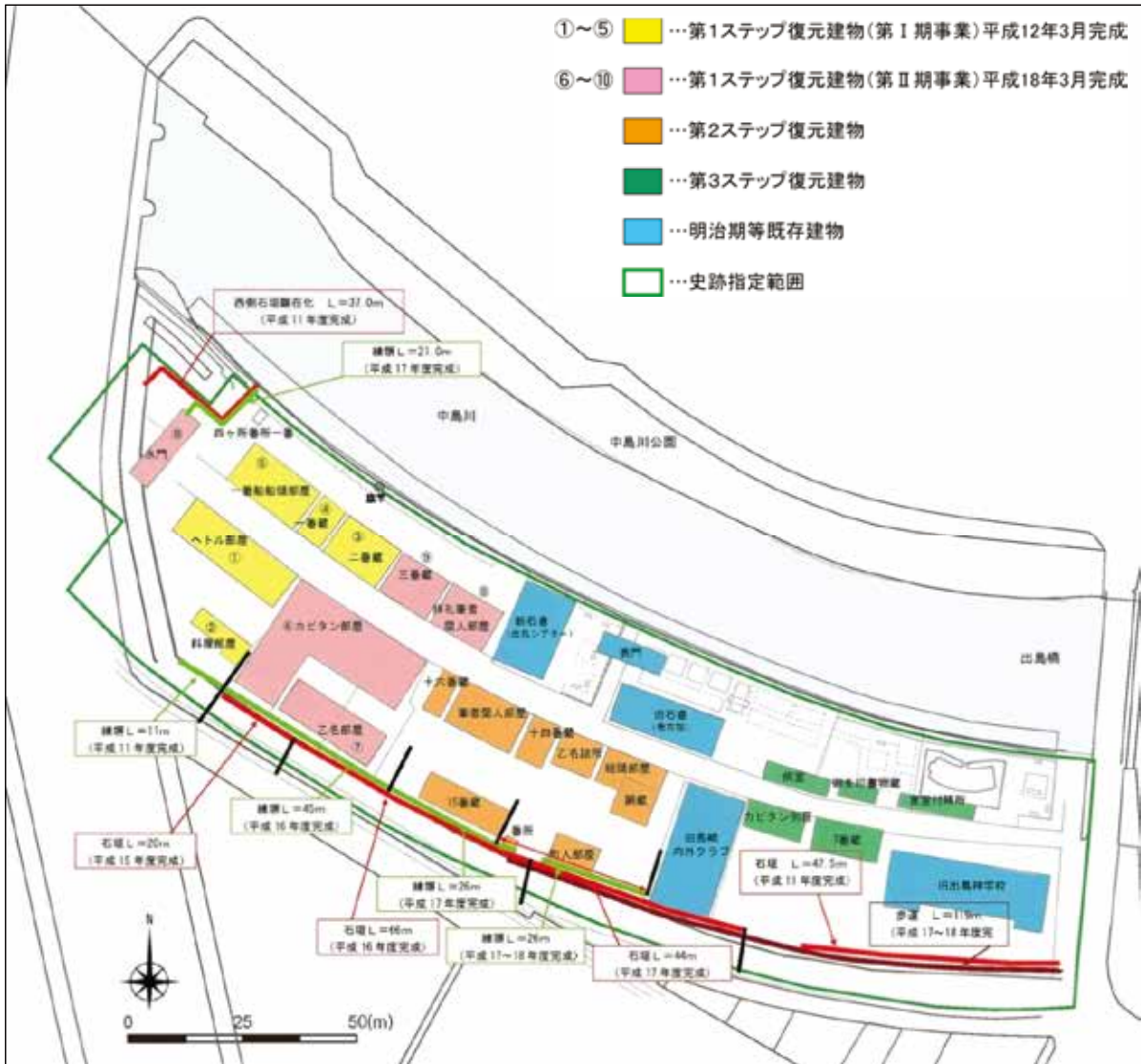


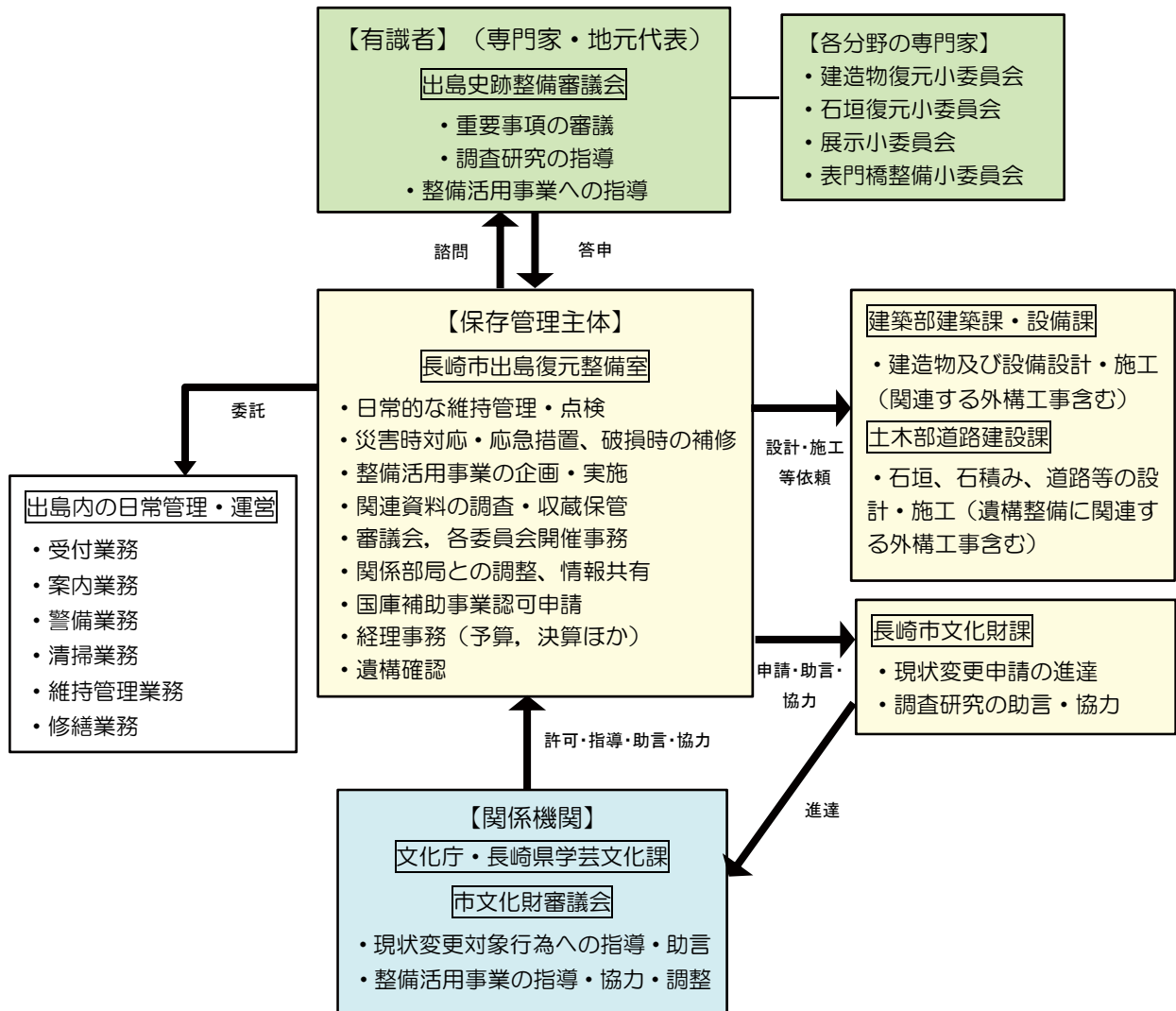
図 31 史跡復元整備計画(平成8年度策定)に基づく現在までの整備状況

(7) 運営・体制

① 現在の保存管理体制

現在、史跡指定地の保存管理は長崎市所有地については市が、国道部分については長崎県が主体となって行っている。また現在史跡として一般公開されている範囲については、長崎市によって維持管理及び公開活用事業が進められ、関係各課との調整を行いつつ、専門家からの指導助言を受ける体制が整っている。史跡内の現状変更行為については長崎県・文化庁などの指導を受けつつ、出島復元整備室が申請を行っている。

表 11 現在の保存管理・整備活用の体制



② 維持管理及び運営

史跡内の施設については長崎市を主体として、民間会社及び NPO 団体、ボランティアガイドなどに委託し、維持管理が行われている。史跡内の物品販売やレストランについては、市の許可を受けた外部業者により、運営が行われている。

表 12 維持管理・運営体制

維持管理・運営内容	主体	委託先
史跡内清掃、整備、史跡内建造物の 日常管理	長崎市(出島復元整備室)	シルバー人材センター
施設内設備保守点検・樹木剪定	長崎市(出島復元整備室)	民間保守点検会社、民間造園業者等
史跡内警備	長崎市(出島復元整備室)	民間警備会社
受付	長崎市(出島復元整備室)	民間団体
販売業務	長崎市の許可を受けた外部業者	民間団体
レストラン運営	長崎市の許可を受けた外部業者	民間団体
史跡内案内・ガイド	長崎市(出島復元整備室)	民間団体、NPO 団体

第2章 出島をとりまく環境

1. 自然環境

(1) 地形・地質

① 地形

出島が所在する長崎市中心部は、長崎港を中心に三方を標高 300～400mの稲佐山、金比羅山、風頭山という3つの山に囲まれたすり鉢状の地形で形成されている。北部から南下し長崎港へ注ぐ浦上川と、市の北東部から長崎港へ注ぐ中島川によって形成された平地と埋立地に商業地や公共施設が集中している。

出島は金比羅山から南に突き出た段丘の突端の下の海上に位置しており、江戸時代までは海中に浮かぶ人工の島であったが、明治の港湾改良工事により、現在は長崎港周辺の市街地の一角となっている。

② 地質

長崎市中心部の地質は、長崎火山岩類の角閃石複輝石安山岩・複輝石安山岩(約 570～450 万年前)が分布している。浦上川東岸から中島川西岸の間の桜町～万才町にかけては標高約 6m～50m の長崎段丘が続いている。長崎段丘は長崎火山岩類の複輝石安山岩質火砕岩層が浸食されて形成された段丘である。



図 32 長崎市中心部の地形

出島周辺の土木地質調査は、昭和61年(1986)の『国指定史跡出島和蘭商館跡範囲確認調査報告書』に詳細がまとめられている。(1) これによると、出島地区の基盤岩は長崎火山岩類に分類される安山岩質凝灰角礫岩であり、この上層に沖積層が分布する。沖積層は、砂礫層、砂層、粘土層が互層状に分布している。これらの土砂は、河川からの供給と台地からの供給が考えられる。出島は南東部の一部を除き、そのほとんどが砂層及び砂礫層上に構築されているため、沈下の少ない良好な地盤上に造成されている。

出島の特徴的な扇形の形については、陸地側(北側)は河川からの供給によって旧海岸線の地形に合わせて堆積していた砂層、砂礫層上に造成した結果、弧状をなしたと考えられる。また、海岸側(南側)は、地盤の良好な場所を選び埋立て面積を広くとった結果、弧状をなしたと考えられる。

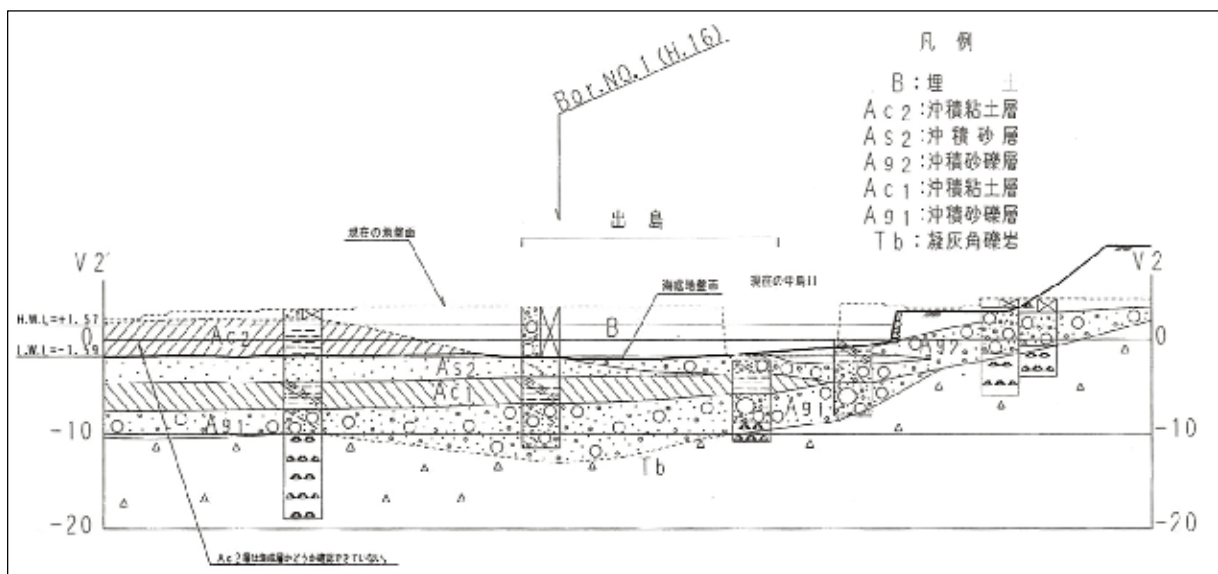


図33 出島地質想定断面図

(1) 出島築造時の土木的考察(南側護岸石垣発掘調査・修復復元報告書 第2分冊 2010) P267 第5節

(2) 気候

長崎市中心部の気候は、対馬暖流の影響を受け、比較的温暖多雨で、長崎市の年間降水量は約1,780mm（長崎海洋気象台：H5年～H10年の平均）に達しているが、降水量の殆どが6～9月の梅雨期、台風期に集中している。年平均気温は17.3℃で、8月の平均気温が27.6℃、1月の平均気温が6.4℃と概して冬は温暖で夏は穏やかな暑さである。

近年の動向では、平成16年から平成18年にかけて5つの台風が九州地方に上陸し、長崎市内にも大きな被害があった。平成3年に長崎市に上陸し北東に向かった台風19号の場合、長崎市内では強い南西の風が吹いた記録があり、平成18年の台風13号では強い南風により出島南側の車両出入口の木製ゲートが吹き飛ばされ、復元建造物に損傷を受ける被害が発生している。

(3) 植生

長崎地方の海岸には、南方系の亜熱帯植物がみられ、また山や谷の高低は比較的複雑で、いくらか自然林も残っており、海岸・草原・岩上・湿地などには、それぞれ違った植物も生育している。また、原野・荒野・路傍には外来の帰化植物も確認される。

長崎地方では、江戸時代に出島を訪れたケンペルやツェンベリ、シーボルトなどによって植物が採集され、植物の種類や分布は比較的早くから調べられていた。そのため長崎付近は、多数のしかも極めて普通の、最も基本的な日本植物の原産地となった。そして、ツェンベリならびにシーボルト他共著の同タイトルの植物誌『フロラ ヤポニカ（日本植物誌）』には、多くの長崎地方の植物が原記載として残されている。これらのタイプは、スウェーデンのウプサラ大学やオランダ・ライデン市にある腊葉館（さくようかん）に保存されているものもある。



図34 「フロラ ヤポニカ(日本植物誌)」
長崎歴史文化博物館収蔵



図35 「フロラ ヤポニカ(日本植物誌)」より 和名 アジサイ
長崎歴史文化博物館収蔵

【出島内の植生】

出島内の植生は、南側のデジマノキ以外は昭和29年以降の庭園整備によるものである。しかしながら植樹後50年ほどが経過し、一部は根回りが大きくなったことから地下遺構や構造物に影響を及ぼす可能性が高くなっている。また樹木の繁茂によって庭園景観も悪化していることから、今後は高木を中心に大規模な剪定や伐採のほか、記念樹木などは移植を検討していく必要がある。

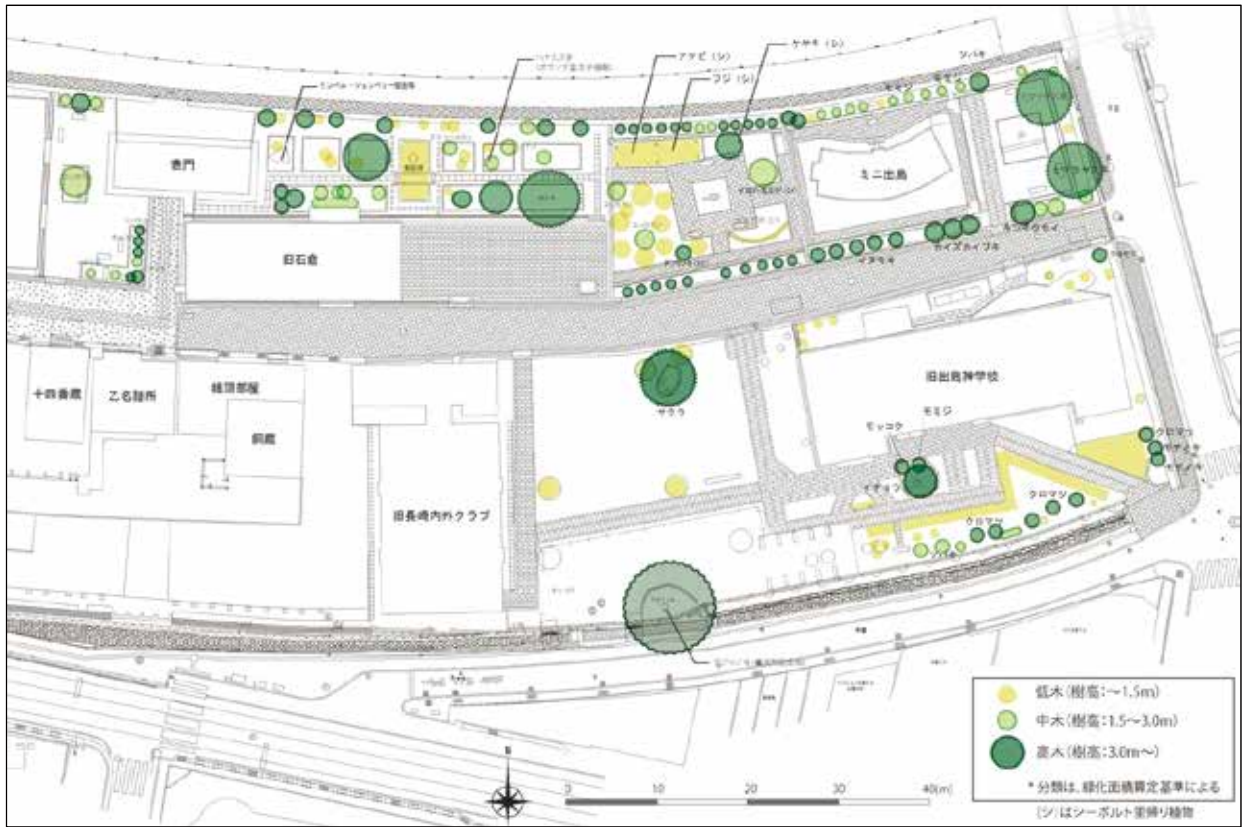


図 36 史跡内の植生(東側部分)

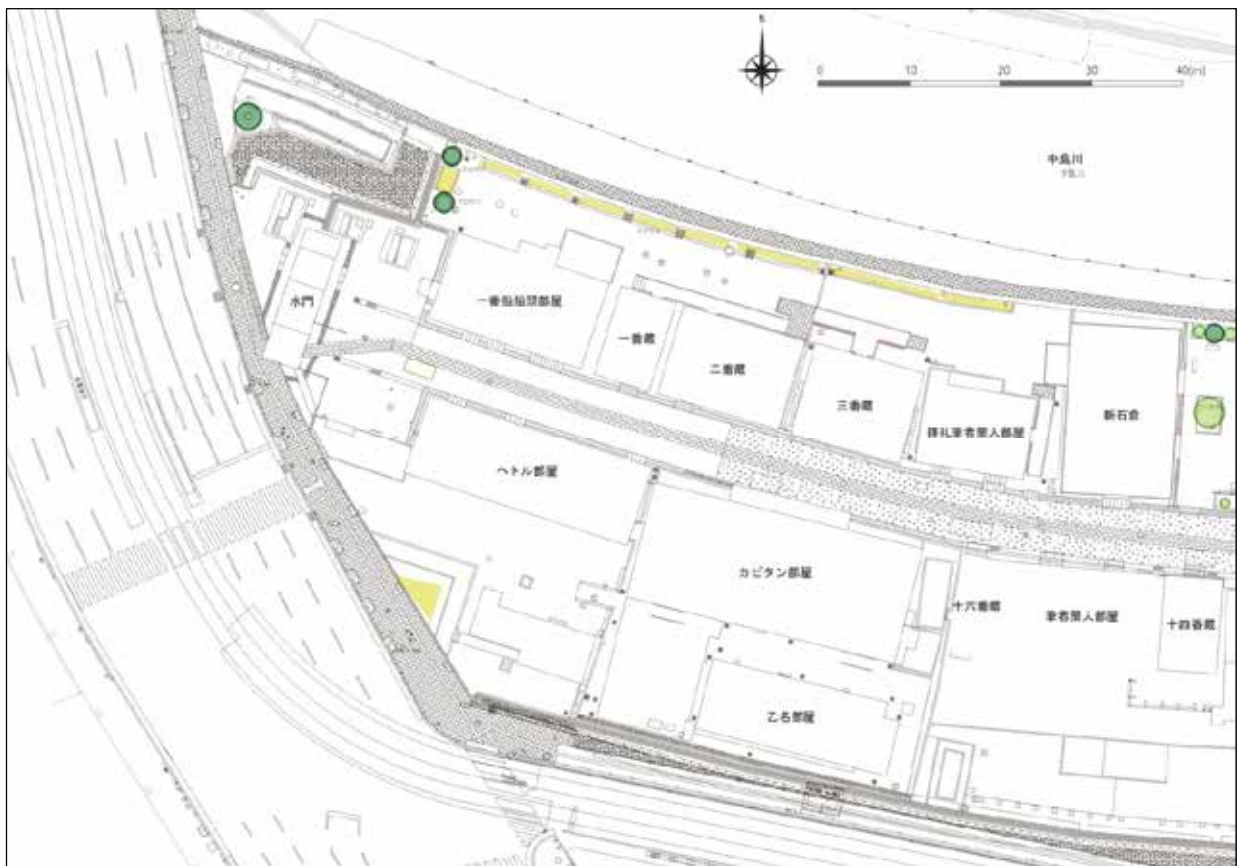


図 37 史跡内の植生(西側部分)

2. 社会環境

(1) 関連法規制等

ここでは、史跡に直接関係している法規制を「関連法規制」として整理し、史跡を含む長崎市全域でのまちづくりを考える上での総合計画、都市計画を「上位計画」にまとめた。また近年の都市計画上の施策や整備計画などで史跡に関するものを「関連計画」としてまとめた。

① 関連法規制

【文化財保護法】

・ 史跡

本計画の対象とする史跡「出島和蘭商館跡」は、文化財保護法第109条「文部科学大臣は記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することができる」に基づき指定されている。

そのため、史跡に指定された土地は文化財保護法の規制を受け「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は文化財保護法第125条第1項に基づき文化庁長官の許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。

・ 周知の埋蔵文化財包蔵地

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合は、発掘行為に関する事項を記載した書面により、長崎県教育委員会教育長あての届出（通知書）を市町教育委員会経由で提出することとなる。

【長崎県文化財保護条例】

・ デジマノキ、ケンペル・ツェンベリー記念碑

史跡内には長崎県文化財保護条例にもとづいて指定された長崎県指定天然記念物のデジマノキ、長崎県史跡のケンペル・ツェンベリー記念碑が存在している。

これらの指定文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、上記①の文化庁長官の許可の他、長崎県文化財保護条例第9条に基づき、長崎県教育委員会の許可が必要となる。



図 38 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

表 13 史跡周辺の埋蔵文化財

遺跡名	種別	時代
興善町遺跡	屋敷跡	近世
出島和蘭商館跡	その他の遺跡(商館跡)	近世
万才町遺跡	屋敷跡	近世
銅座町遺跡	遺物包含地	近世
長崎西役所跡	その他の遺跡(役所跡)	近世
築町遺跡	屋敷跡	近世
賑町遺跡	屋敷跡	近世
新地唐人荷蔵跡	その他の遺跡(荷蔵跡)	近世
五島町遺跡	遺物包含地	近世
樺島町遺跡	遺物包含地	近世

【都市計画法】

出島は市街化区域にあり、用途地域指定による規制が存在する。また国道499号及び市道、中島川で囲まれた地区は都市施設のうち「その他の教育文化施設」に指定されている。なお、史跡の一部は国道499号及び出島東側、南側市道を含む。

用途地域 商業地域（容積率600%、建ぺい率80%）

防火指定 防火地域

出島周辺の都市計画道路については、西側に大波止小ヶ倉線、中島川を挟んで北側は江戸町線、東側の十八銀行東側に「出島町西山町線」がそれぞれ通過している。

国道499号は明治37年の第2期港湾改良工事で出島周辺が埋め立てられたのち、出島西側に作られた道路が拡幅されて現在の道路幅となったものである。長崎市南部方面から長崎市中心部へ向かう幹線道路であり、市内を通過する主要な交通路となっている。しかし国道499号は、明治の埋め立ての時点で出島南西側を一部通過しており、大正11年の史跡指定時より道路の一部が史跡となっていたことがわかっている。



図39 都市計画図(一般施設)

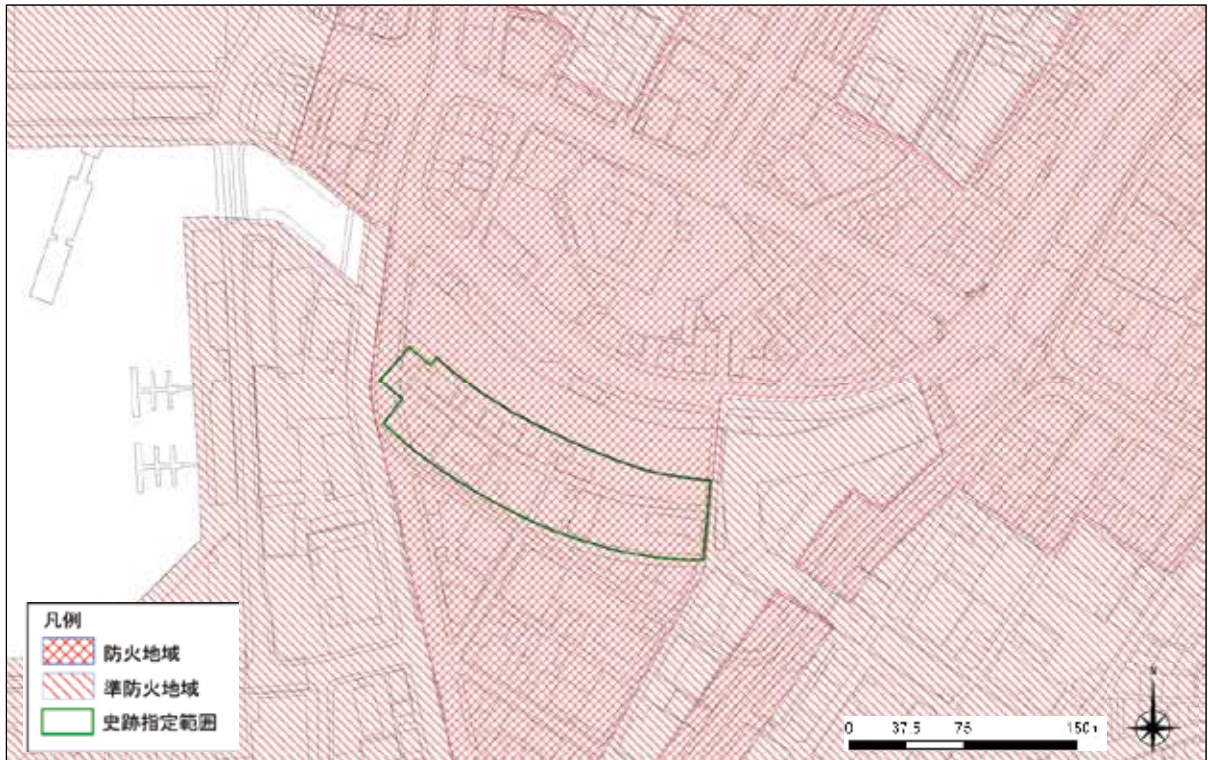


図 40 都市計画図(防火地域)



図 41 都市計画図(用途地域)



図 42 都市計画図(都市計画道路)

【河川法】

河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）では、一級水系に含まれる河川は一級河川、二級水系に含まれる河川は二級河川と称される。河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く）を占用、または工作物を新築・改築し、あるいは除却する場合は、河川法に基づく許可が必要である。平成 9 年の法改正では、「河川環境の整備と保全」を目的に追加し、さらには具体的な河川整備の計画の策定にあたって地方公共団体、地域住民の意見を反映する手続きを導入する等、時代の変化を踏まえた新しい河川行政の基本的枠組みが定められた。

出島の北側に流れる中島川は長崎県が管理している二級河川である。現在、中島川の出島北側の河川護岸は史跡指定外であり、長崎県が管理している。

中島川では長崎県により、平成 13 年（2001）には「中島川水系河川整備基本方針」「中島川水系河川整備計画」が定められた。計画の中では、目標の中に河川整備にかかわる歴史と文化の継承が掲げられ、「出島オランダ商館跡、眼鏡橋、本河内高部水源池など全国的にも貴重な歴史的遺産と地域の文化を考慮し、周辺景観との調和や歴史的・文化的背景に配慮した河川整備について、地域住民の意見をとりいれながら進めていく」ことがうたわれている。

【景観法】

景観法（平成16年12月17日施行（第3章を除く）、平成17年6月1日施行（第3章））は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

景観法に規定された、景観行政を担う主体である景観行政団体は、景観法に基づく「景観計画」を策定し、これまで規制が難しかった建築物や工作物の色彩やデザインの規制・誘導を行うことができる。これらにより、地域の景観特性に応じたきめ細かな規制・誘導策による景観形成を進めることが可能となった。

景観法に基づき長崎市で策定された「長崎市景観基本計画」、及び「長崎市景観計画」については③ 関連計画のところでは計画の概要を示す。

【長崎市景観条例】

長崎市では、全国的な景観問題への関心の高まりとともに、長崎市内に点在する歴史的建造物の保存運動の高まりに伴い、昭和50年代後半から景観に対する取組に着手し、昭和64年に「長崎市都市景観条例」を制定した。（昭和64年1月施行）その後、平成16年に制定された景観法に基づき、地域の特性を生かした景観の形成を進めるため、平成2年策定の「長崎市都市景観基本計画」を「長崎市景観基本計画」（平成23年4月施行）として改正するとともに「長崎市都市景観条例」を「長崎市景観条例」として改正した。

この景観条例は、景観計画と一体となって運用されるもので、景観計画を運用する上で必要なことを定めた条例である。景観条例は、景観法により条例に委任される規定のほか、景観法に規定されていない、景観保全地区などの特別地区の指定や事前協議の規定などを設け、景観まちづくりに関する長崎市独自の取り組みを定めている。

② 上位計画

表14 上位計画の一覧

順	計画名称	策定期期
1	長崎市第四次総合計画	平成23年3月策定
2	長崎市都市計画マスタープラン	平成11年10月策定 平成19年2月改訂 平成28年度改訂予定
3	長崎市景観基本計画	平成23年4月策定
4	長崎市景観計画	平成23年4月策定 最終改訂平成27年4月
5	長崎市観光戦略	平成20年5月策定
6	長崎市歴史文化基本構想	平成27年3月策定

【長崎市第四次総合計画】 平成23年度～平成32年度

長崎市は、まちづくりの基本的な指針となる総合計画において、「個性輝く世界都市、希望あふれる人間都市」を将来の都市像として、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢としている。

将来の都市像を実現するための7つの重点テーマの1つに「個性を活かした交流の拡大」を掲げ、「住む人が誇り、だれもが訪れたいまち」をめざすことを方針に掲げている。この中で出島復元整備に関わる基本施策として「歴史・文化遺産を守り、活かし、伝える」ことを設定し、その具体的な個別施策の1つに『史跡「出島和蘭商館跡」の復元整備の推進とまちづくりへの活用』を位置づけている。

出島復元整備に関わる個別施策の概要(第四次総合計画「後期基本計画」:平成28年度から平成32年度)

個別施策	史跡「出島和蘭商館跡」の復元整備を推進し、まちづくりに活かします
5年後にめざす姿	出島が19世紀初頭の出島の姿への復元が進み、本質的な価値を高め、まちづくり等に積極的な活用が図られている姿
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡「出島和蘭商館跡」の復元及び周辺整備 ・観光、交流活動、学習、まちづくりなどへの積極的活用

また、上記の方針に基づき、施策が達成された成果として以下の指標を設定している。

表15 成果指標

指標名	直近値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	指標の説明
出島への入場者数	434,910人	600,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者が増えることは、出島の魅力が高まり、伝え、評価されていると考えられるため。 ・入場者実績報告書により把握する。 ・第Ⅲ期復元建造物と出島表門橋が平成28、29年度にそれぞれ完成することから、完成後の入場者数をさる幕末編(平成21年度)から第Ⅱ期復元建造物供用開始時の伸び率を参考に前年度比15%増を見込む等、年度毎の傾向に基づく増加率を設定し、32年度の目標を600,000人とする。

指標名	直近値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	指標の説明
出島への入場者数 (外国人)	31,992人	60,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者が増えることは、出島の魅力が高まり、伝え、評価されていると考えられるため。 ・入場者実績報告書により把握する。 ・平成27年度の出島への外国人入場者数を27年度上期の2倍と推測し、前年度からの伸び率10.9%増を継続し、平成32年度に全入場者数の1割となる60,000人を目標値とする。
出島への入場者数 (長崎市民)	7,469人	10,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりイベント等の充実に伴って、出島への長崎市民入場者が増えることで、出島の世界的価値があらためて市民の方に理解され、その魅力が市外の方に発信されると考えられるため。 ・入場者実績報告書により把握する。 ・平成27年度の出島への長崎市民入場者数を27年度上期の2倍と推測し、前年度及び前々年度からの伸び率の平均4.6%増を継続し、平成32年度の目標値を10,000人とする。

【長崎市都市計画マスタープラン】 平成11年10月策定 平成19年2月改訂

長崎市都市計画マスタープランは、平成17・18年の7町との合併により新たな地区が編入され、市域が約1.7倍になったことや、人口減少や少子高齢化などの社会情勢が大きく変化してきていることから、合併地域を含めた都市整備の計画を見直すとともに、平成18年の「まちづくり三法」の改正の趣旨も踏まえ、拡散型から集約型の都市構造への転換という視点で平成19年2月に改訂されている。

計画では、都市づくりの基本理念のなかに「歴史性・地域性を活かした個性的な中核都市づくり」が掲げられ、全体構想の中の「都市施設の整備方針」にある「その他の都市施設の整備方針」にも「歴史的・文化的資産の保全と活用を図る」とあり、具体的には「市内に多く存在する歴史的・文化的資産について、登録文化財制度や伝統的建造物群保存地区などの活用により積極的な保全を行うとともに、長崎の文化資産に対する意識向上に努めること、特に出島については、平成8年に策定した史跡『出島和蘭商館跡』復元整備計画の短中期計画に基づき、建造物の復元および史跡の顕在化を図る」ことがうたわれている。

また地区別の構想では、出島地区がある中央東部地区は「都心部におけるにぎわいと活力ある都市づくり」をキャッチフレーズにしており、地区整備の目標のひとつに「出島和蘭商館跡の復元整備を推進するとともに中島川石橋群、寺町の社寺、シーボルト宅跡などの歴史的・文化的遺産の有機的連携の強化」を位置づけている。

【長崎市景観基本計画】 平成23年4月1日施行

長崎市景観基本計画では、「多彩な物語を育む長崎の景観づくり～みんなで語りつぐ海・まち・里・山の風景～」を基本理念とし、それを実現するために4つの基本方針を設定している。その1つに「個性を磨く景観づくり～地域の特徴を活かす長崎らしさ溢れる景観～」があり、個々の歴史的な建物等の質を高めると共に、こうした場所に刻まれた歴史の物語を景観としてわかりやすく示すことの必要性を掲げている。

また、景観計画では、特徴的な景観を例示し、各地域の魅力を高めるための景観形成の方向や配慮事項した景観づくりのイメージを整理している。臨海部にある出島やその周辺の景観に関する主なイメージでは「港と都市の眺望景観」と「歴史・文化の景観」、「港湾の景観」がある。

■景観基本計画における長崎の特徴的な景観と景観形成の方向

景観	現状	景観形成の方向
港と都市の眺望景観	一部では、高層建築物等により海への眺望が阻害され、周辺から突出するような派手な色彩の建物等が見られるところがある。	建物等の建設にあたっては都市のシルエットに十分に配慮し、すり鉢状の地形をいかしながら、港と都市との連続性を大切に景観づくりを行う。
歴史・文化の景観	古いまちなみや歴史ある建物のすぐ隣に、近代的な建物や大規模な建物が建設されるなど、歴史・文化的資産を取り巻く状況に変化がみられるところがある。	地域の歴史・文化的な資産を大切に、それらとの調和に十分に配慮した景観づくりを行う。
港湾の景観	港湾の埋め立てが進み、大規模な建物等の建設が見られる。また、造船施設等に代わって他用途の施設が進出し、奇抜な形態や派手な色彩の建物等が見られるところもある。	建物の建設の際には港の雰囲気十分に配慮し、港の歴史性を大切にしながら親水性溢れる景観づくりを行う。

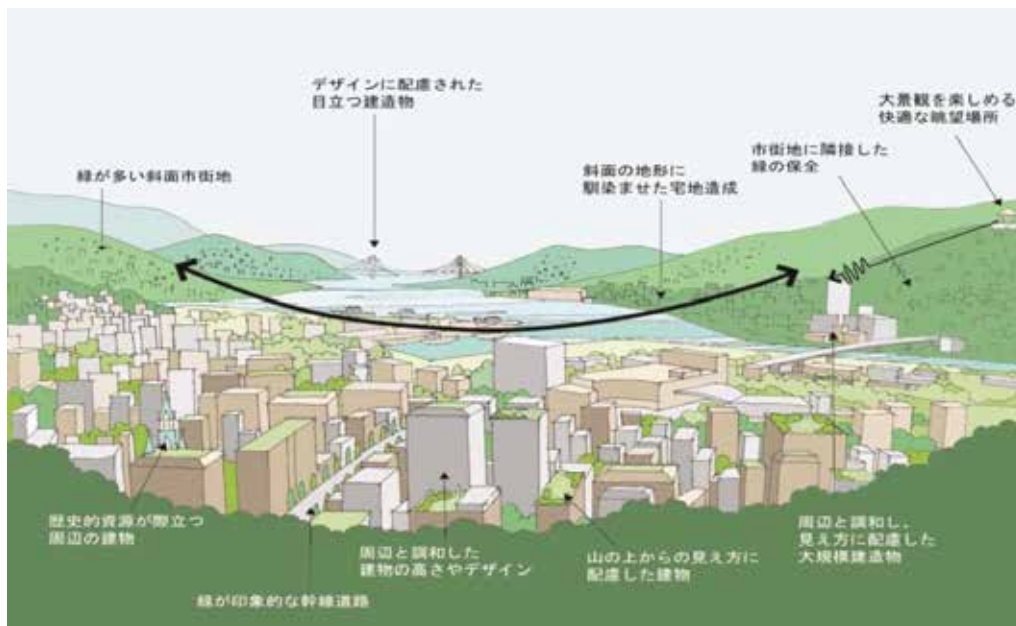


図 43 「長崎市景観基本計画」より 景観づくりのイメージ

【長崎市景観計画】 平成23年4月策定 最終改訂平成27年4月

長崎市では景観法に基づく長崎市景観計画を、平成23年（2011）4月1日から施行している。（平成27年4月1日変更）一定規模を超える建築物・工作物の新築、増改築や、開発行為等を行う場合は、景観法に基づく届出が必要になる。なお、市では景観形成に特に配慮が必要な地区を「景観形成重点地区」に指定し、建築物等の高さなどについて一定の規制をかけているが、出島周辺での指定はなく、一般地区の指定となっている。

また、長崎市景観計画の施行に伴い、屋外広告物の表示・設置にあたっては、市内全域で条例に基づく許可が必要になるほか、景観計画に定める基準に適合することが必要となる。

【一般地区での届出対象行為】

表16 一般地区における届出対象行為

届出を要する行為内容		届出を必要とする行為規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	・高さが20mを超えるもの、延べ面積の合計が3,000㎡を超えるもの、又は、特殊建築物(共同住宅、寄宿舎を除く)で延べ面積の合計が500㎡を超えるもの ただし、市街化区域以外においては、高さ13mを超えるものを含む
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・上記の建築物で、行為に係る部分が、屋根全面の1/2を超えるもの、又は、外壁全面の1/2を超えるもの
工作物	新設、増築、改築若しくは移転	表 3-2 に該当するものの内、下記に該当するもの ・高さが10mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合、建築物を含めての高さが20mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・上記の工作物で、行為に係る部分が外観の全面の1/2を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・土地の面積が3,000㎡以上のもの、又は、法面の高さが5mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・敷地内の合計が堆積規模で500㎡を超えるもの、又は、堆積の高さが5mを超えるもの、かつ、その期間が90日を超えるもの

※広告塔、広告板その他これらに類するものは、長崎市屋外広告物条例による。

(表 3-2 工作物の種類)

・門、塀、垣、さく、金網、擁壁その他これらに類するもの
・日よけテント及び藤棚
・煙突 ・高架水槽
・広告塔、装飾塔、電波塔その他これらに類するもの ・広告板その他これらに類するもの
・立体駐車場
・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシュャープラント
・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設
・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの
・街灯及び照明灯
・彫刻及びモニュメント
・その他市長が指定したもの

表17 一般地区における景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望場所からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 																																			
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和した意匠とし、特に大型駐車場を設ける場合は、開口部をできるだけ遮へいする。 ・高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備、その他、歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、遮へいの措置あるいは、周囲の景観に調和した意匠とする。 																																			
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、GY系、</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">YR系</td> <td>4.0以上～4.5未満</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>4.5以上～5.0未満</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～5.5未満</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.5以上～6.5以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6.5超～9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系、BG系、P系、RP系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系、PB系</td> <td>4.0以上～5.0未満</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備、その他歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、周囲の景観に調和した色彩とする。 ※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。 ・石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） ・周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 			色相	明度	彩度	R系、GY系、	4.0以上～9.0以下	1.0以下	YR系	4.0以上～4.5未満	4.0以下	4.5以上～5.0未満	5.0以下	5.0以上～5.5未満	6.0以下	5.5以上～6.5以下	4.0以下		6.5超～9.0以下	3.0以下	Y系	4.0以上～9.0以下	3.0以下	G系、BG系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	1.0以下	B系、PB系	4.0以上～5.0未満	1.0以下		5.0以上～9.0以下	2.0以下	N系	4.0以上～9.0以下	/
	色相	明度	彩度																																		
R系、GY系、	4.0以上～9.0以下	1.0以下																																			
YR系	4.0以上～4.5未満	4.0以下																																			
	4.5以上～5.0未満	5.0以下																																			
	5.0以上～5.5未満	6.0以下																																			
	5.5以上～6.5以下	4.0以下																																			
	6.5超～9.0以下	3.0以下																																			
Y系	4.0以上～9.0以下	3.0以下																																			
G系、BG系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	1.0以下																																			
B系、PB系	4.0以上～5.0未満	1.0以下																																			
	5.0以上～9.0以下	2.0以下																																			
N系	4.0以上～9.0以下	/																																			
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する部分は緑化に努める。 																																				
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・法面は出来る限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 																																				
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。 ・擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 ・敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。 																																				
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。 ・そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。 ・整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。 																																				

【屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限】

1 対象行為

行為内容	対象規模
大規模屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業所等につき表示面積の合計が、10㎡を超える屋外広告物で、次のいずれかに該当するもの ・広告塔、ポール型広告で、高さが10mを超えるもの又は1面の表示面積の総合計が15㎡を超えるもの ・建築物に付随する広告物で、建築物の軒の高さから5mを超えるもの又は1面の表示面積の総合計が15㎡を超えるもの ・高さが20m(ただし、市街化区域外にあっては13m)を超える建築物に付随するもの
特徴のある地区内の屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業所等につき表示面積の合計が、10㎡を超える屋外広告物

2 大規模屋外広告物の景観形成基準（特徴のある地区を含む市全域）

(1) 共通要件

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみ景観を構成する一員として、周辺のまちなみから突出しないように努めること ・遠景の山々又は海面若しくは景観資源に対する道路又は眺望場所(視点場)からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さを抑えるように努めること ・建築物に付随する場合は、建築物とのバランスを崩さず、建築物の前面に突出しない位置となるよう努めること
表示	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財、史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること ・複数表示する場合は、大きさをそろえるか又は集合化に努めること
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・記号化又は図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるよう努めること ・周囲の良好な自然景観を阻害しないよう配慮すること
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の地色は、マンセル表色系の彩度7以下のものとする
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の破損や塗料の剥げ落ち等による景観阻害を生じないよう努めること ・不用品看板を放置しないよう努めること

(2) 個別要件

種別	景観形成基準
屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・塔状の広告は設置しない。 ・建築物の塔屋部には設置しない。 ・支柱は、遮蔽する。 ・裏面は、覆いや塗装などを施す。
突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物が複数ある場合は、形状を統一する。統一できない場合は、集合化する。
ポール型広告	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物が複数ある場合は、形状を統一する。統一できない場合は、集合化する。

【長崎市観光戦略】 平成20年5月策定

長崎市観光戦略では、わたしがつくる国際観光都市「長崎」として、5つの長崎にしかない魅力を磨くことを掲げている。出島はその多くの項目で重要な役割を果たしている。

5つの長崎にしかない魅力

1.歴史の魅力	西洋や中国との出会い、鎖国下の繁栄、幕末から明治維新、開国から近代化、被爆と復興など…日本の中でも際立った歴史を有している。
2.文化の魅力	西洋や中国との長い交流を通じて海外文化の影響を受けた他都市に類を見ない国際色豊かな文化を有している。
3.風景と自然の魅力	港を中心に広がる斜面地ならではの景観や稲佐山からの夜景など地域特有の魅力を有している。
4.産業都市としての魅力	現在の世界トップクラスの技術や日本の近代史の重要な遺産を有している。
5.国際都市としての魅力	長年にわたる国際交流の歴史と、現在も数多く国際観光船が入る魅力的な港町である。

【長崎市歴史文化基本構想】 平成27年3月策定

近年、長崎市の歴史文化遺産を取り巻く環境も変化しつつあり、相互に関連する文化財の一体的な保存・活用や、新しい分野を対象とした文化財保護について、考え方を明らかにする必要性が生じている。

このような歴史文化遺産を適切に保存し活用を図っていくうえで、市内の文化財を総合的に把握し、関連する文化財と周辺環境を一体的に保護し、個性あふれる魅力的なまちづくりを推進するための総合的な方針や方向性を示す体系的なプランの策定が求められる。そして、周辺環境を含めたところで文化財の一体的な保存・活用を進めていくために、優先的・重点的に取組む区域を設定する必要がある。

このため、長崎市では平成25年度から26年度にかけて、長崎市の歴史文化に関する総合的な方針や方向性を示すマスタープランである「長崎市歴史文化基本構想」を策定した。

構想のなかで、関連文化財群を構成する歴史文化遺産が集積する地域や長崎市の歴史文化を顕著に表す重要な文化財が存在する地域等については、「歴史文化保存活用区域」として設定している。歴史文化保存活用区域は、長崎の歴史文化を語る上で重要な歴史文化遺産が集積する区域であり、今後、区域の一体的な保存・活用に向けた取組みを進めることが望まれる区域である。そのため、行政と地元市民等との協働のもと、地域に根ざした保存・活用の取組みを推進し、歴史文化を活かしたまちづくりへの理解の浸透と機運の醸成を図る。

出島周辺は「出島・館内・新地・山手区域（海外交流拠点遺跡区域）」に設定される。ここは中心市街地の南側の区域で、北側は出島周辺、南側は南山手、小菅一带までを含む。鎖国時代に日本唯一の西洋文化の窓口となった出島や、中国との交易の場となった唐人屋敷と新地、安政の開国以降の外国人居留地などが立地していた場所であり、長崎の海外との交流や近代化の歴史文化を語る上で重要な区域に位置付けられる。

また、歴史文化保存活用区域内において、国指定等の文化財や世界文化遺産登録を目指している構成資産等の、長崎市の歴史文化を語る上で最も重要で、歴史文化を活かしたまちづくりを進

めていく上で核となる歴史文化遺産が所在する一帯を「重点区域」として位置付ける。重点区域は、長崎の歴史文化を語る上で最も重要な区域であり、既に歴史文化遺産の修復や復元的整備、周辺的环境整備等が主として行政主導により推進されている。

出島周辺は「出島・館内一帯」として重点区域に指定され、国指定史跡「出島和蘭商館」や、唐人屋敷及び周辺の範囲を含む。

重点区域では、今後区域の一体的な保存・活用の具現化に向けた計画を策定し、目指すべき目標像や範囲を明らかにした上で、既に進められている事業等との調整や関係者間での連携を図りながら、率先して計画的な保存・活用の取組みを推進する。

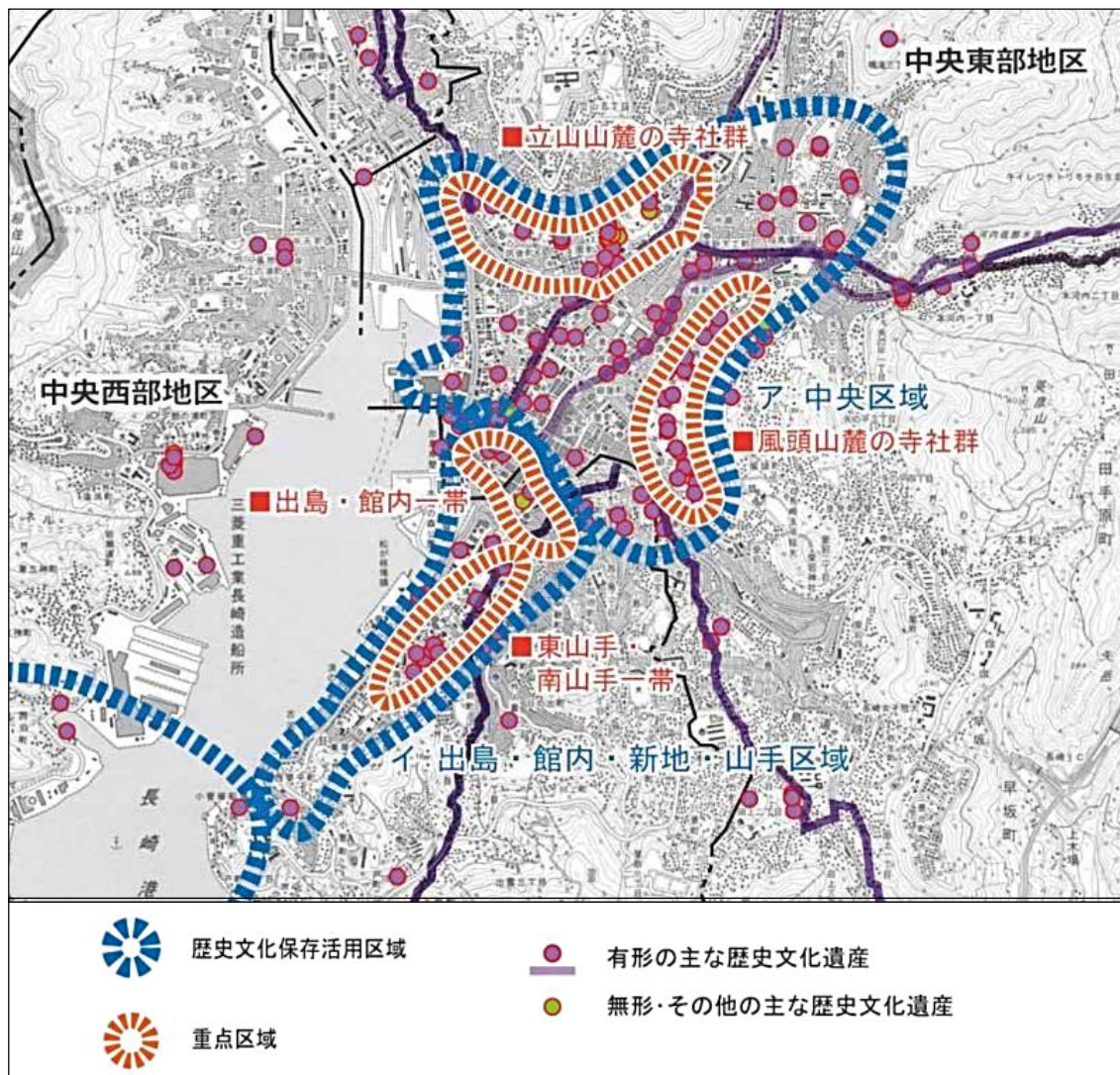
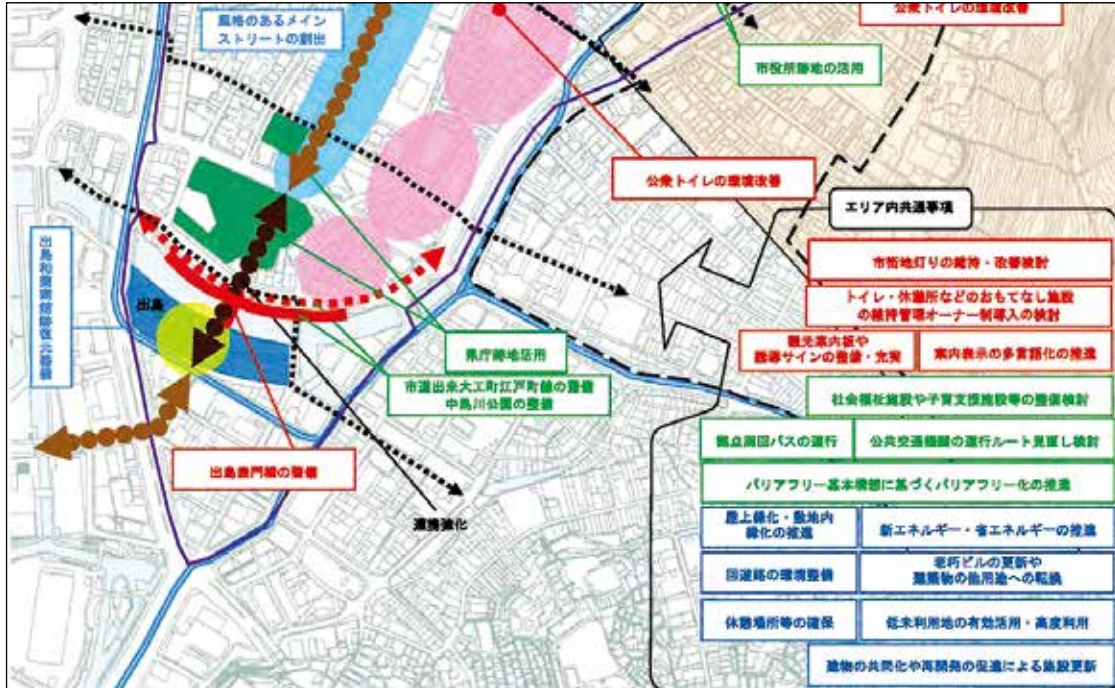


図 44 歴史文化保存活用区域

③ 関連計画

【都市再生プロジェクト】

長崎市の国際ゲートウェイ機能の再構築や都市の魅力の強化を図るため、「長崎駅周辺」「松が枝周辺」「まちなか」「中央」の4エリアを重点整備することを目的とした施策をまとめたものである。プロジェクトの目標には都市の魅力の強化などが上げられ、その施策として出島表門橋架橋プロジェクトやまちぶらプロジェクトなどが示されている。



凡例 赤色：短期整備プログラムの実施事業（H26～H29 内の完成を想定）
 緑色：中期整備プログラムの実施事業（H26～H34 内の完成を想定）
 青色：長期整備プログラムの実施事業（H26～H44 内の完成を想定）

図45 都市再生プロジェクト(まちなかエリア)

【長崎県庁移転計画】

出島の北側に位置する長崎県庁は、平成29年度に長崎魚市跡地に移転する予定であり、県庁跡地活用について検討が進められている。

現県庁舎については、老朽化、狭隘化、分散化が課題となっており、これらの課題を解消するため、新庁舎建設に係る基金の設置や県議会での議論などを経て、平成23年2月に長崎魚市跡地において新庁舎建設に着手することを表明し、「長崎県庁舎整備基本構想」が発表された。

平成24年3月には設計業務に着手し、行政棟、議会棟、警察棟、駐車場棟の実設計が平成26年2月に完了している。新県庁舎は、平成29年秋頃の完成が予定されている。

県庁舎移転後の跡地活用については、長崎県と長崎市が一体となって総合的かつ効率的に検討を行うことを目的として、平成21年2月に「県庁舎跡地活用プロジェクト会議」を設置し、同年8月には、広く県民や有識者に跡地活用の意見を求めるため、「県庁舎跡地活用懇話会」が設置され、基本理念、基本方針、期待される活用方法が取りまとめられ、平成22年1月に提言がなされている。

平成24年7月には、有識者や公募委員などによる、「県庁舎跡地活用検討懇話会」が設置され、跡地活用の検討候補となる用途・機能の具体的な検討が行われ、主要機能候補として、「多目的広

場機能」、「歴史・情報発信機能」、「ホール機能」が、附帯機能候補として、「展望機能」、「観光情報機能」、「飲食・物販機能」、「バスベイ・駐車場機能」、「多目的会議室機能」が掲げられた提言が取りまとめられ、平成26年4月2日に知事に提出されている。

このような中、長崎市においては、公会堂を平成26年度末に廃止し、新たな文化施設を市庁舎跡地に整備することを念頭とする等の方針を打ち出していたが、この「県庁舎跡地活用検討懇話会」の提言に、主要機能候補として「ホール機能」が掲げられたことを勘案し、重複を避け、効率的にホール機能を整備する等の観点から、長崎県に対し、「ホール機能」については、1,000席から1,200席の規模で、高いレベルで音楽や演劇に利用できるものを県庁舎跡地に整備していただくよう、平成26年7月に提案している。また、「歴史・情報発信機能」については、県庁舎跡地の歴史性や出島とのつながりなどの観点から、出島との連携や不足するバスの駐車場の設置などについても提案を行っている。

現在は、県庁舎跡地が、県民・市民にとってより良い活用となるよう、「県庁舎跡地活用検討懇話会」で掲げられた主要機能候補を中心に、長崎市からの提案も踏まえながら、検討が進められている。県庁舎跡地の整備については、平成29年秋頃の新県庁舎完成後、現庁舎からの移転や埋蔵文化財調査などを経て、着手することとされている。

【長崎市のまちづくり計画「まちぶらプロジェクト」】

今後、長崎市は、「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、これからの10年で大きく変わっていかうとしている。このような状況の中、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、長崎駅周辺や松が枝周辺と上手に連携させながら、賑わいの再生を図ろうとするものである。

新大工から浜町を経て、大浦に至るルートを「まちなかの軸」と設定し、軸を中心とした、「新大工」、「中島川・寺町・丸山エリア」、「浜町・銅座」、「館内・新地」、「東山手・南山手」の5つのエリアにおいて、それぞれの個性や魅力の顕在化などを進めるため、市民と一体となって、ハード・ソフト両面から整備を進めることとしており、計画期間は、長崎駅の整備完了予定である10年後を捉え、平成25年度から平成34年度までの10年間としている。

出島は、まちぶらプロジェクトにおいて、まちなかと長崎駅周辺や松が枝周辺との連携を図り回遊性を高めるための「軸づくり」を進めるうえで重要な位置にあるとともに、中島川公園の整備や出島表門橋の架橋は、「浜町・銅座エリア」「館内・新地エリア」と連続して地域の魅力を高め、賑わい創出のためのイベントや情報発信などの拠点としても効果が期待される。

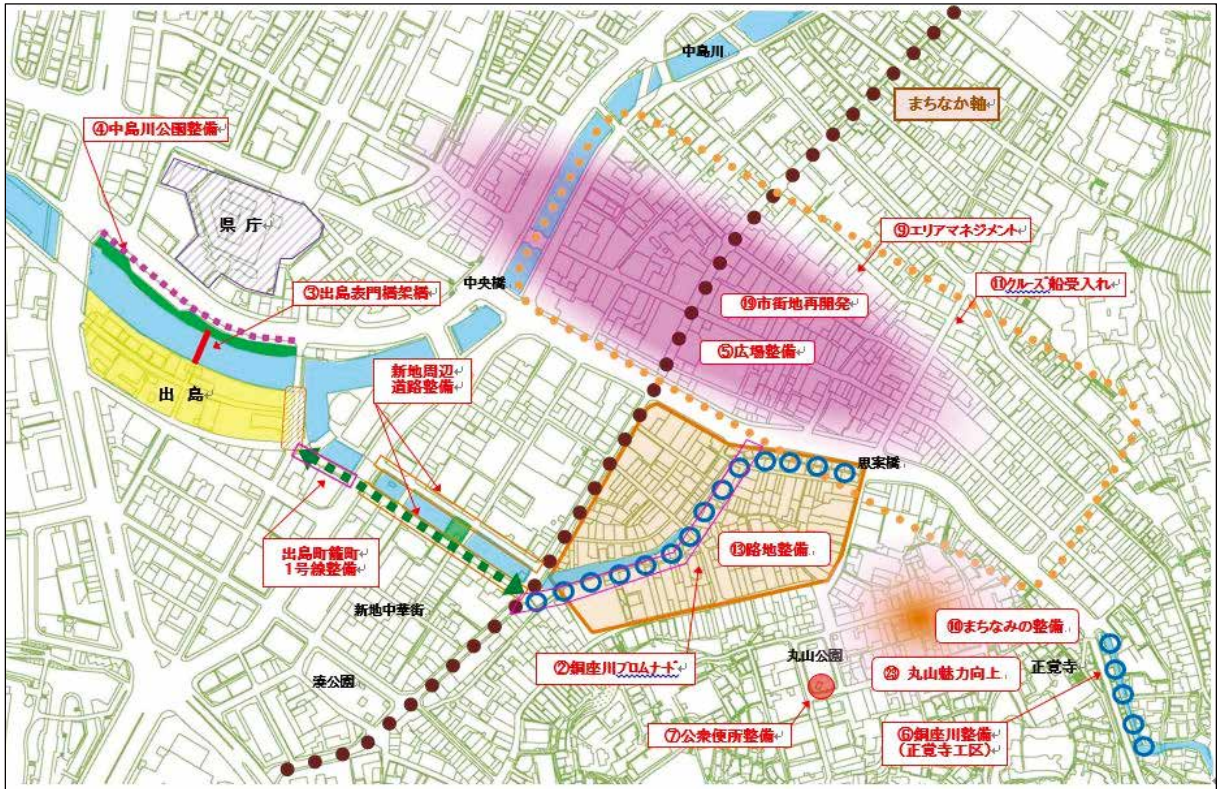


図46 まちぶらプロジェクト「浜町・銅座エリア」

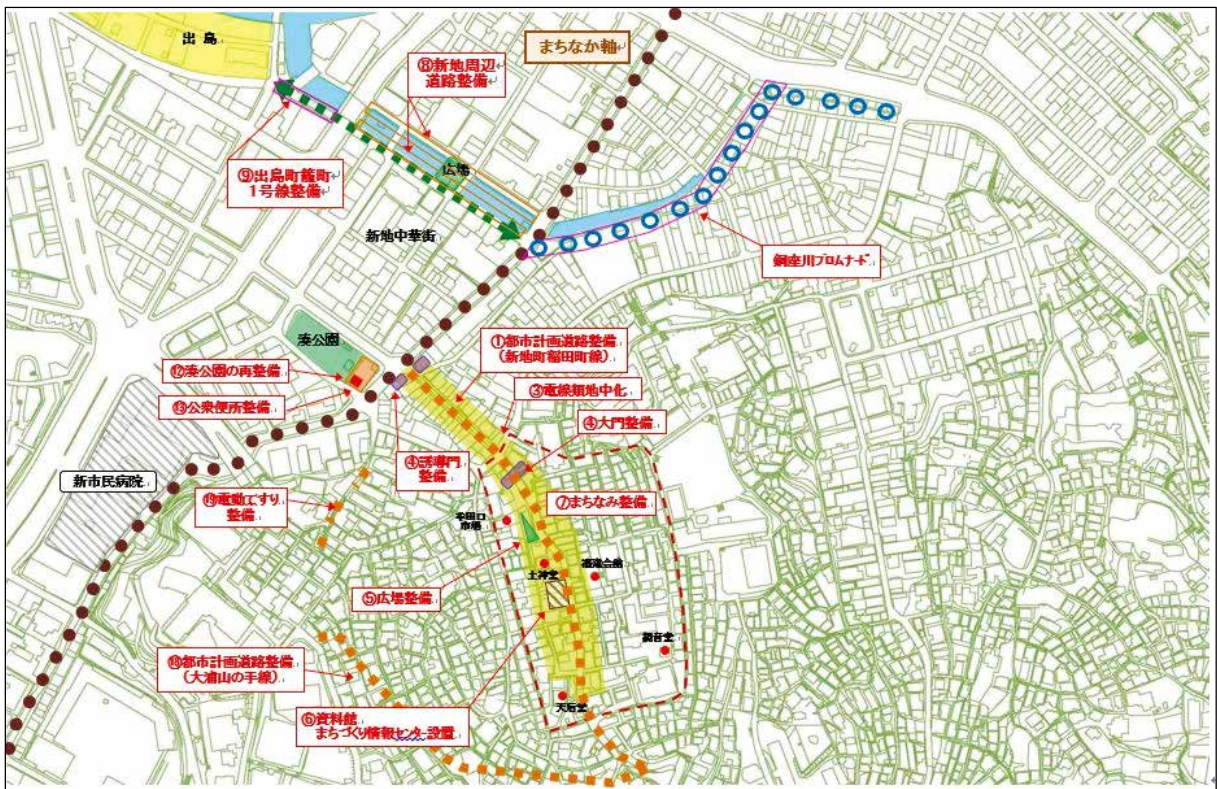


図47 まちぶらプロジェクト「館内・新地エリア」

【出島表門橋架橋及び周辺整備事業】

江戸町側から出島表門に至る旧出島橋の取扱いについては、『史跡出島和蘭商館跡復元整備計画書』（平成8年3月策定）の短中期計画の中で「川幅の違いや河川管理上の問題等で橋の旧形態を完全復元することは困難と言えるが、歴史的な正面のルートを確認するために、できるだけ早い時期に旧出島橋を架橋する」としていた。

その後、様々な検討を重ねた結果、平成22年（2010）に新たに架橋する橋の名称を（仮称）「出島表門橋」とし、新たに「出島表門橋整備小委員会」が審議会内に設置された。その後委員会では河川法令の諸条件や遺構保護を踏まえた基本構造の検討、旧出島橋の歴史的考証が進められた。

平成25年（2013）には架橋予定地の公有化を終え、出島表門橋架橋及び周辺整備の設計者を公募型プロポーザルで決定し、出島表門橋及び周辺整備デザイン検討会議を立ち上げ、出島表門橋と中島川公園、市道出来大工町江戸町線歩道の一体的な整備のための設計が平成27年（2015）に完了した。その後、同年に平成29年（2017）冬の供用開始をめざして事業が本格的に開始された。

なおこの検討会議は一般公開で行うとともに、定期的にシンポジウムなどを開催し、市民への周知をはかった。

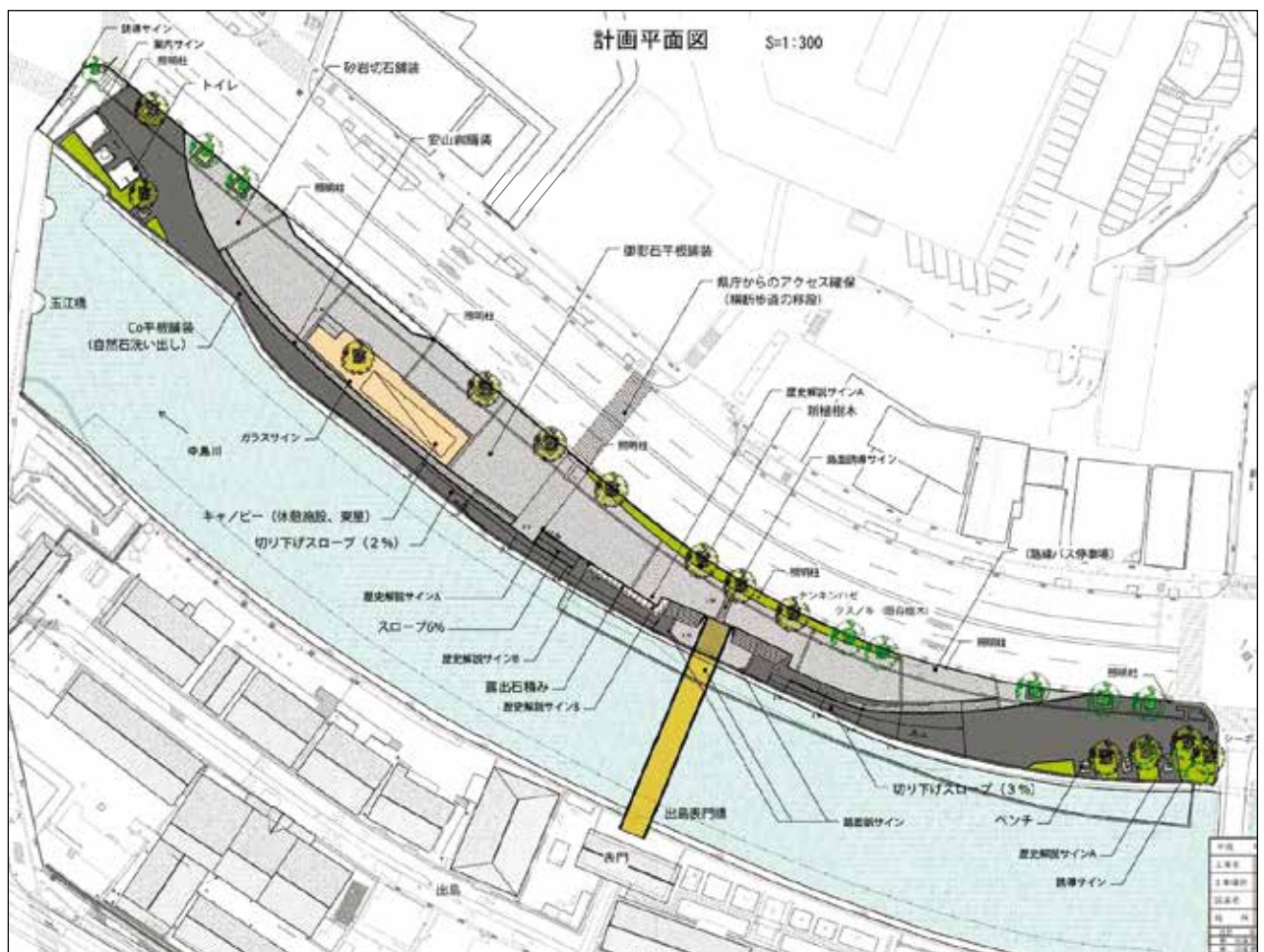


図 48 出島表門橋及び周辺整備計画

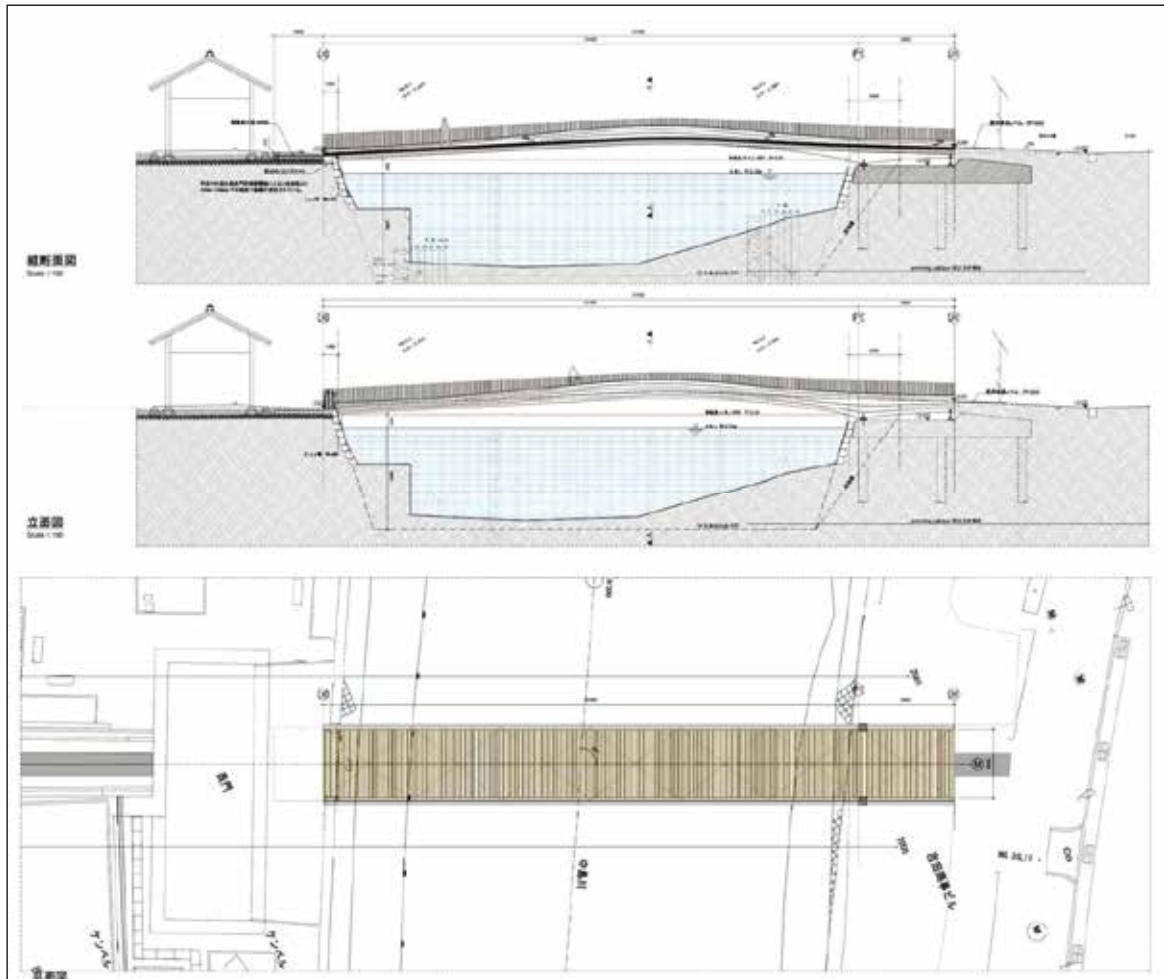


図 49 出島表門橋 橋梁設計一般図

(2) 出島周辺の関連文化財

出島周辺は中国との交易の場となった唐人屋敷と新地、安政の開国以降の外国人居留地などが立地していた場所であり、長崎の海外との交流や近代化の歴史文化を語る上で重要な区域に位置付けられている。

出島周辺には、出島と同時期である鎖国期の遺構として旧唐人屋敷に関連するもの、港である大波止周辺の遺構などが文化財に指定されている。

開国後の遺構としては、居留地内に建設された洋館群などが重要文化財に指定されている。また出島の南側にあたる東山手・南山手のエリアは国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

表 18 出島周辺の関連文化財一覧

名称	種別	時代
旧唐人屋敷門	国指定重要文化財	近世
旧長崎英国領事館	国指定重要文化財	近代
東山手十二番館	国指定重要文化財	近代
ケンベル、ツェンペリー記念碑	県指定史跡	近世
デジマノキ	県指定天然記念物	近世
大波止の鉄玉(別名 鉄砲玉)	市指定有形文化財	近世
東山手洋風住宅群(7棟)	市指定有形文化財	近代
福建会館(正門・天后堂)	市指定有形文化財	近代
旧唐人屋敷内土神堂・観音堂・天后堂	市指定史跡	近世
東山手伝統的建造物群保存地区	国選定重要伝統的建造物群保存地区	近代
南山手伝統的建造物群保存地区	国選定重要伝統的建造物群保存地区	近代



図 50 出島周辺の関連文化財

(3) 出島周辺の現状と課題

① 史跡指定地周辺の現状

史跡指定地周辺については、隣接する地区（北側から時計まわりに地区1～4）ごとに現状を記述する。



図 51 隣接地区分図



写真 59 出島周辺の航空写真(平成 22 年、提供:国土地理院)

【隣接地1（北側地区）】

出島北側は中島川と対岸（出島橋・玉江橋間）にある都市公園「中島川公園」、長崎県庁及び江戸町の一部を含む地区である。

現在、中島川公園は出島表門橋とともに、整備工事が行われている。市道をへだてた北側は長崎県庁と江戸町公園があり、県庁東側は江戸町の商店街となっている。長崎県庁は平成29年度に長崎駅付近に移転する予定で、現在、その跡地活用についての検討が行われている。

県庁は、元亀2年（1571）の長崎開港後にイエズス会によって教会が建設され、鎖国後は長崎奉行所西役所、幕末には海軍伝習所が置かれた場所である。長崎奉行所は出島を監視する役割も担っていたとされるが、現在の県庁付近は街路樹や道路沿いの建物などに遮られ、出島側を見ることは難しい。しかし、県庁別館の屋上付近からは、出島西側の復元建造物群と長崎港、女神大橋などを眺めることが可能であり、扇型の形状は判断がつかないものの、視点場のひとつとなっている。



写真 60 県庁南側駐車場からの眺望



写真 61 県庁別館屋上からの眺望

【隣接地2（東側地区）】

出島東側は国道499号から右折し、出島橋を渡って市内中心部に向かう市道と、隣接するポンプ場跡地、それに中島川から分流する水路をへだてて十八銀行本店の建物がある地区である。

出島東側は明治期中島川変流工事によって埋め立てられ、道路となったため、かつての東側護岸石垣は市道下に残されていると想定されるが、現在史跡地外となっている。市道の南側には中島川を渡る出島橋が架かっている。出島橋は1890年（明治23年）中島川の河口に新川口橋として架けられたプラットトラス橋であり、1910年（明治43年）に老朽化した旧出島橋の代わりに現在位置に移設された。現役鉄製道路橋としては日本最古といわれ、土木学会の選奨土木遺産に指定されている。

また東側には十八銀行本店ビルや大型のオフィスビルをはじめ、幹線道路沿いの建物やマンションが建ち並び、東側からは神学校と塔屋、出島橋が見られるのみとなっている。



写真 62 幹線道路からの出島東側

【隣接地3（南側地区）】

出島南側は、明治期に拡幅された道路の名残である市道とその南側に並ぶ数軒の2階建店舗が残るほかは、高層のビルやマンションが建ち並ぶ地区である。出島南側護岸では平成11年に旧内外クラブから東側、平成17年に西側部分の護岸石垣が復元され、平成17年度には石垣外側に通行者が安全に通行でき、石垣を見学することができる歩道と高さ9尺の練塀が整備された。

市道の南側には路面電車の軌道があり、出島西側の電停から出島南側を通過して南東側で左折し築町方面に向かっている。軌道下には地中下した電線の共同溝が設置されている。出島南側は、本来海に面していた場所であるが、現在はビルが建ち並び、周辺からも、出島内からも海を体感することは難しい状況となっている。



写真 63 出島南側の眺望(西側)

【隣接地4（西側地区）】

出島西側は国道499号とその西側に長崎県農協会館、長崎税関や商業施設などがあり、長崎港に面した地区である。史跡指定地である西側の荷揚場の一部と南西隅は国道内に張り出しており、幕末期の築足石垣を含めると、出島の範囲は国道の西側まで達していたとも想定されるが、現在は史跡指定地外となっている。

現在、国道西側には駐車場となっているホテル跡地のほかはビルが建ち並び、出島周辺から海や長崎港周辺の景観を見ることは難しい状況である。しかし、長崎県農協会館からは出島内や県庁などが一望でき、出島西側の建造物群がわかる視点場となっている。

出島北西側は平成11年度に整備した西側石垣を見学するための歩道が整備されているが、「その他の教育文化施設」には指定されているものの、史跡指定地外である。その北側にある、中島川にかかる玉江橋からは、水面と出島北側の明治期護岸、護岸沿いの建物群や水門を一体で眺めることができ、現在では最も出島らしい景観となっている。

また、かつてカピタン部屋から長崎港外を眺めることができた南西方向には長崎税関や長崎県美術館、長崎水辺の森公園などの公共施設があり、いずれも高層の建物ではないが、直近のビルに遮られ、南側と同様に海を体感することは難しい。



写真 64 長崎県農協会館からの眺望



写真 65 玉江橋からの眺望

② 課題

課題1. 出島の確実な保存のための措置

平成27年度現在、出島の本質的価値が広がる範囲が史跡に指定されていないため、遺構等の保存に問題がある。周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれている場合においても、記録保存が前提であり、遺構や遺物、地形の保存としては不十分な状況である。

課題2. 周辺景観の変化

出島周辺では、近年建替えに伴うビルの高層化が生じている。そのため、出島内から海への眺望、また海側（ベイエリア）からの出島の眺めが阻害され、史跡内外から見たときに「海に囲まれた人工の島」である出島の本来の姿が想像しにくい状況となっている。また、周辺を取り囲むビル群によって史跡そのものの姿が埋没しつつあり、出島という場所のシンボル性が損なわれている。



写真 66 カピタン部屋涼所から見た南西方向の眺望



写真 67 ヘトル部屋 見晴台から見た南西方向の眺望

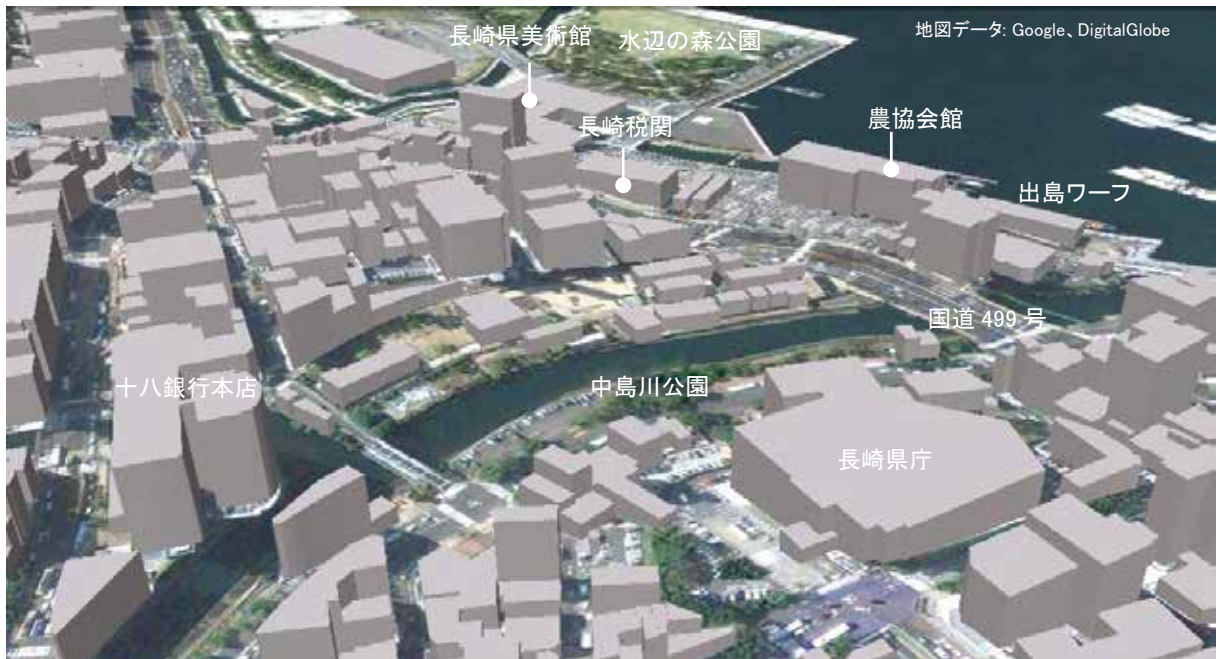


図 52 出島周辺の建造物(「google earth」より)

課題3. 交通網の変化と出島周辺の交通課題

長崎市中心部の交通網は、平成8年（1996）に出島の復元整備計画が策定された時点と大きく変わってきた。出島周辺の都心部においては、主要な道路網である北からの国道206号、南からの国道499号、西からの国道202号そして東からの国道34号が合流しており、慢性的な交通混雑が発生していた。

このうち、県外からの交通は、平成16年（1994）に開通したながさき出島道路と、長崎自動車道により長崎市中心部までのアクセスが向上したことで大きく変化した。また平成16年（1994）の長崎女神大橋道路、平成23年（2011）の長崎南環状線「新戸町 I C～田上 I C」、および平成22年（2010）の松山町から元船町までの都市計画道路浦上川線などの開通は、市中心部の交通混雑の緩和に効果をもたらしたものの、依然として朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。



図 53 長崎市中心部付近の主な道路網

また、出島周辺は、ながさき出島道路出口とそれにつながる国道 499 号、大波止交差点があり、路面電車が西・南・東側を通過するほか、市内から郊外に向かうバス・ミナルが近接しており、複雑な交通網となっている。

特に平成 18 年（2006）以降は出島への来場者数が 40 万人を超え、特に修学旅行生の増加や、近年は国際観光船の入港数の増加に伴い繁忙期における出島周辺での観光バスの待機場所不足が大きな問題となっている。

今後は、高齢化の進行に伴いマイカーからバスへの再シフトが予想されるとともに、長崎の歴史の原点である出島周辺は、歴史・立地上とも重要な場所であり、観光客のまちなかへの誘導の起点として、観光客の交通結節点である長崎駅周辺の整備と連携した基盤整備が求められる。

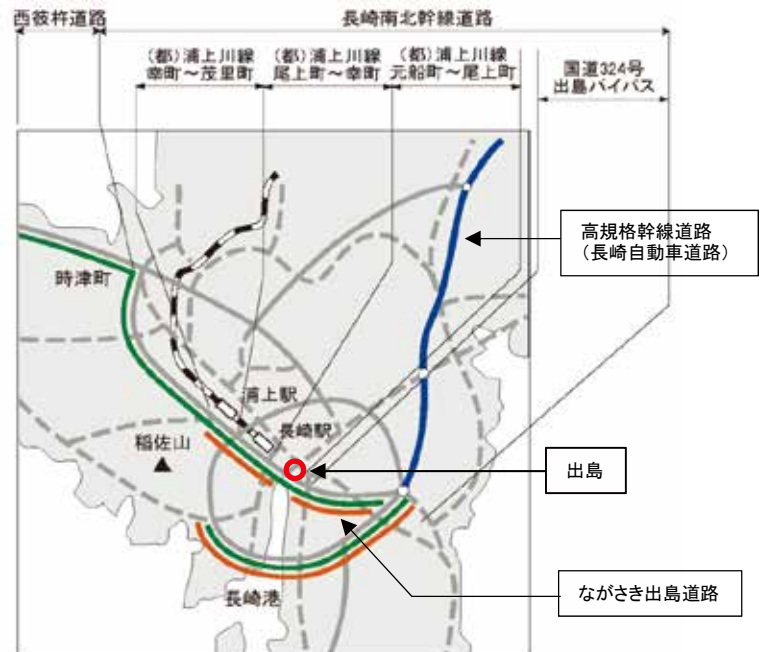


図 54 長崎県地域高規格道路指定路線（長崎市中心部）

地域高規格道路	計画路線	
	整備区間	

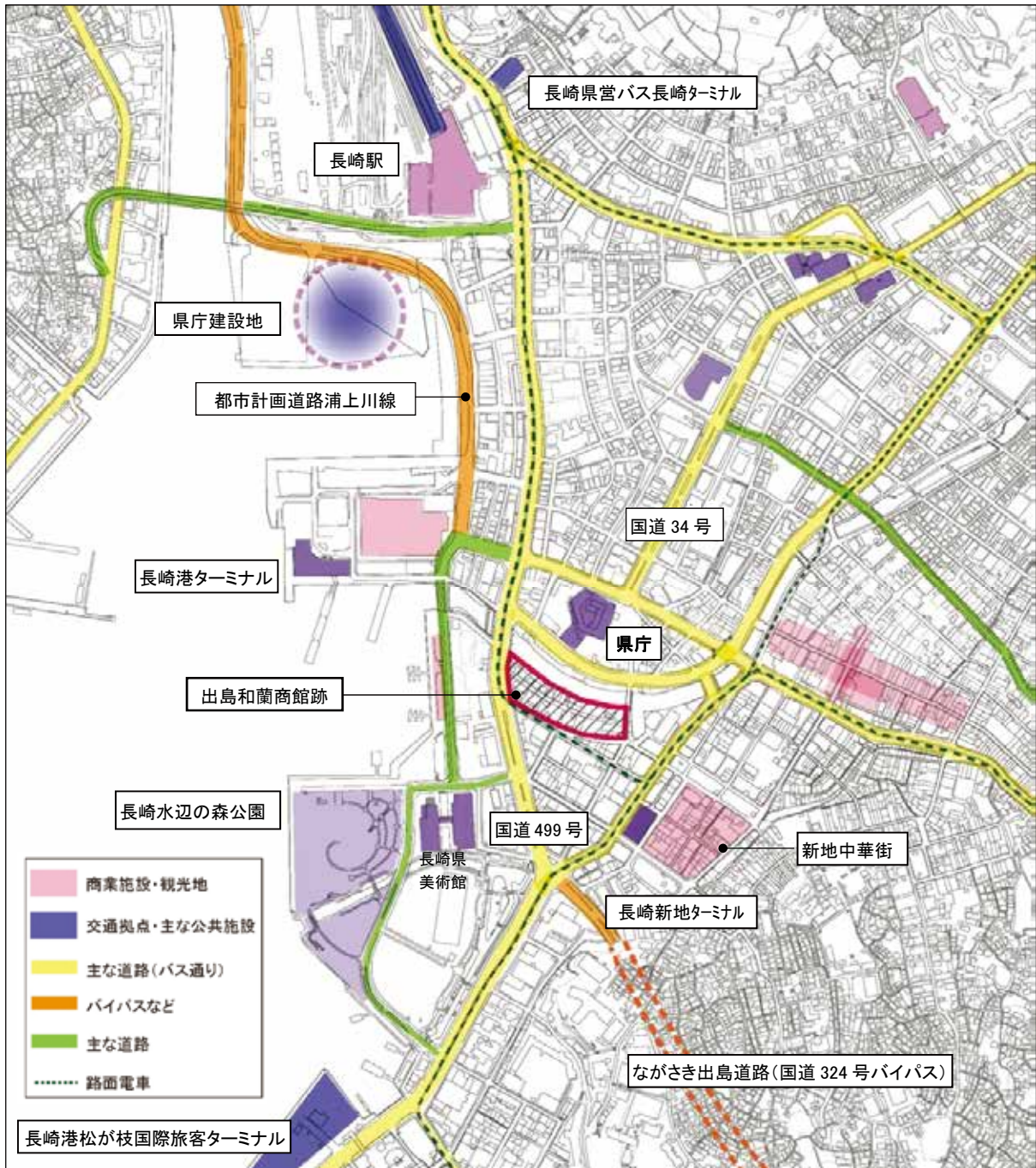


図 55 出島周辺の主な道路と公共施設

第3章 出島に関する主な歴史調査

1. 出島の歴史と変遷

(1) 出島の歴史

長崎市中心部は、元龜2年（1571）に国際貿易港として開港される際に、現在の長崎県庁（江戸町）を南端とする岬の上に6町が建設されたことを契機に発展した町である。当初の港は、船津町付近（現在の恵美須町付近）にあり、市街地が岬の周辺に広がっていった。このあたりは、東から長崎港に流入する中島川などが土砂を堆積した平野部にあたる。

寛永11年（1634）、この河口部分の一部を人工的に埋め立て、出島の築造が始められた。

出島築造の際の立地選定については、長崎の町からの監視が行き届く場所であるということ、また禁教政策の一環でポルトガル人と日本人の接触を防ぐため、四方から容易に侵入できない場所という条件が挙げられる。この二つの観点からみると、築造が行われた中島川河口部は、高台となる岬の台地の先端部からの眺望がよく、四方が海に囲まれているため、この条件を満たしていると考えられる。



図 56 「寛永年間長崎港図」 (長崎歴史文化博物館収蔵)

出島は、長崎に来航し市中に居住するポルトガル人を居住させることを目的として造られた。江戸幕府は、キリスト教の布教を禁止し、ポルトガル人と日本人との接触を断つ隔離政策をとり、長崎の有力町人 25 名の出資によって、中島川の河口部に人工の島を造らせた。工事は寛永 11 年（1634）に着工し、寛永 13 年（1636）に竣工した。

寛永 16 年（1639）、ポルトガル船の来航が禁止されると、出島は一時無人の島となったが、寛永 18 年（1641）には平戸からオランダ商館が出島に移転させられた。以後、安政の開国までの 218 年間、出島は日蘭貿易の拠点となり、この島を窓口としてヨーロッパの学問や技術、文化が伝えられた。

出島は、長崎の歴史を語る上で重要な位置を占め、長崎の歴史を編纂した書物には必ず触れられている。主なものでは、「長崎港草」や「長崎実録大成」などが挙げられ、諸記録類から採録された築造の経緯や各年の出来事、島内の概要が記されている。

安政の開国以後、出島の管理はオランダ領事館が行い、出島の周囲は、次第に埋め立てが進み、慶応 2 年（1866）には居留地に編入され、オランダ人以外の外国人も居住することとなった。翌年には出島の南側に遊歩道が築足された。明治 21 年（1888）、中島川の変流工事によって、出島の北側は削平され、明治 30 年（1897）から明治 37 年（1904）にかけて行われた第二期長崎港湾改良工事によって、出島周辺は埋め立てられ、出島は内陸化するに至った。

表 19-1 出島に関する出来事

西暦	元号	年	出島に関する出来事	関連記事
1550	天文	19		ポルトガル船、平戸に来航
1562	永禄	5		横瀬浦が開港
1565	永禄	8		ポルトガル船、福田に来航
1567	永禄	10		ポルトガル船、口之津に来航
1571	元亀	2		長崎が開港
1587	天正	15		豊臣秀吉、伴天連追放令を出す
1597	慶長	元		日本二十六聖人の殉教
1600	慶長	5		オランダ船デ・リーフデ号、豊後に漂着
1602	慶長	7		連合オランダ東インド会社設立
1609	慶長	14		連合オランダ東インド会社が平戸に商館を設置
1622	元和	8		元和の大殉教
1634	寛永	11	出島築造に着手	
1635	寛永	12		中国船の貿易港を長崎に限る
1636	寛永	13	出島完成（長崎町人 25 名出資）し、ポルトガル人を出島に収容	
1637	寛永	14		島原・天草一揆起こる
1639	寛永	16	ポルトガル船の来航が禁止され、出島のポルトガル人も国外追放となる	
1641	寛永	18	オランダ商館、平戸から長崎・出島に移る	
1663	寛文	3	イ蔵の建造	

西暦	元号	年	出島に関する出来事	関連記事
1668	寛文	8		幕府、銀の輸出を禁じる
1671	寛文	11	口蔵の建造	
1678	延宝	6	出島橋を木橋から石橋に架け替える	
1681	天和	元		清朝、遷界令を撤廃する
1684	貞享	元		清朝、展海令を発して貿易を許可する
1685	貞享	2	定高仕法をとり、オランダ船の貿易額を金 50,000 両とする	
1690	元禄	3	ケンペル着任(2年2カ月在任)	
1696	元禄	9	脇荷蔵建造	
1699	元禄	12	水門の建造	
1707	宝永	4	水樋を設置	
1711	正徳	元	出島対岸の江戸町に制札を建てる	
1715	正徳	5		正徳新例を定める(翌年施行)オランダ船は来航2隻、定高金5万両、銅の輸出は 150 万斤までとする
1775	安永	4	ツェンペリー着任(1年4カ月在任)	
1784	天明	4	カピタン部屋建て替え	
1790	寛政	2	江戸参府を4年目毎に変更	
1798	寛政	10	寛政の出島大火、カピタン部屋をはじめ西側の建物の大半を焼失	
1799	寛政	11		オランダ東インド会社が解散する
1803	享和	3	ドゥーフ、商館長に就任	
1806	文化	3	水門取り壊しと再建	
1808	文化	5	フェートン号事件	
1809	文化	6	カピタン部屋再建	
1817	文化	14	プロムホフ商館長着任(妻子を同伴)	
1823	文政	6	シーボルト着任(6年4カ月在任)	
1826	文政	9	ケンペル、ツェンペリー記念碑建立	
1828	文政	11	シーボルト事件	
1840	天保	11		アヘン戦争始まる
1844	弘化	元	オランダ使節コープス一行来航し、開国勧告の親書を渡す(幕府、翌年謝絶)	
1853	嘉永	6	ロシア使節プチャーチン来航する	
1855	安政	2		日蘭和親条約を長崎で調印
1855	安政	2	海軍伝習所を開設	
1857	安政	4	ポンペ、医学伝習教官として来日	
1858	安政	5	安政の出島大火	
1859	安政	6	出島のオランダ商館廃止、領事館開設	
1861	文久	元	水門周囲の海面を 225 坪 4 合埋め立て、荷揚場が幅 4 間、長さ 10 間(86 坪 4 合 3 勺)延長される	

第3章 出島に関する主な歴史調査

1. 出島の歴史と変遷

西暦	元号	年	出島に関する出来事	関連記事
1864	元治	元	波止場脇に「荷改め所」を設置するため 186 坪、波止場の先を 15 坪 6 合埋め立てる	
1866	慶応	2	出島が外国人居留地に編入される	
1867	慶応	3	出島の南側を遊歩場として整備するため幅平均 4 間、長さ 129 間 5 合、南西部に馬返しを作るため 12 間四方 (144 坪) を埋築	
1869	明治	2	出島東南部と旧俵物役所を結ぶ出島新橋を架橋	
1877	明治	10	明治政府、内務省の榎林高之とお雇い外国人デ・レーケを長崎へ派遣し、長崎港の調査を行う	
1878	明治	11	旧出島神学校建設	
1885	明治	18	5 月、第 1 期長崎港湾改良工事起工	
1888	明治	21	出島の北側を開削、出島の北東部を埋め立てる	
1889	明治	22	木鉄混交の出島橋が出島東端に架橋 5 月、第 1 期長崎港湾改良工事竣工	
1890	明治	23	鉄橋の新川口橋を出島西端に架橋	
1897	明治	30	第 2 期長崎港湾改良工事 (~ 明治 37)	
1903	明治	36	長崎内外クラブ建設	
1904	明治	37	第 2 期長崎港湾改良工事竣工。出島の南側を埋め立て、末広・要・千馬・入江の 4 町できる	
1910	明治	43	6 月、新川口橋を出島北東部に移設し、出島橋とする	
1920	大正	9	第 3 期長崎港湾改良工事着手 (大正 13 年竣工)	

大正 8 年 (1919) に公布された史蹟名勝天然紀念物保存法により、出島は、大正 11 年 (1922) 10 月 12 日付で史蹟に指定された。この時点で、史蹟内の土地は、市道と県道を除き全て民有地であった。

昭和 26 年 (1951)、オランダ政府からの働きかけにより長崎市は出島の復元整備事業に着手することとなった。最初に整備された旧石倉は、長崎市役所職員の山口光臣が残されていた基礎石をもとに設計し復元工事が行われた。

昭和 53 年 (1978) に発足した長崎市出島史蹟整備審議会には、日蘭交渉史を専門とする岩生成一ら 7 人が委員として就任して国内外の出島図の調査にあたり、昭和 62 年 (1987) にその研究の集大成である『出島図—その景観と変遷—』が発行された。また、長崎市教育委員会により、出島の範囲確認のための発掘調査が昭和 59・60 年に行われ、昭和 61 年に調査報告書が刊行された。

平成 6 年に発足した第 2 次の審議会には、建築史を専門とする西和夫らが委員として就任し、西を委員長とする建造物復元検討委員会において、オランダ・ライデン国立民族学博物館が所蔵する出島模型の調査や長崎市内外の類例建物・関係資料の調査が行われ、第 I 期の復元建造物の設計が進められた。これに先立ち、復元を予定している建造物の遺構確認をするため、長崎市教育委員会が発掘調査を実施した。この建造物復元にむけた調査の手法は、II・III期の建造物復元でも踏襲された。

また、史蹟内にある明治期洋館 2 棟の保存修理工事の際にも、文化財建造物保存技術協会による調査を経て工事が進められた。

表 19-2 出島に関する出来事

西暦	元号	年	出島に関する出来事	関連記事
1922	大正	11	出島和蘭商館跡を内務省告示で、史跡名勝天然記念物保存法にもとづき、国の史跡指定	
1951	昭和	26	長崎市、出島の復元整備事業に着手	
1952	昭和	27	史跡出島和蘭商館跡第1次整備計画(昭和27~32) (用地買収、旧石倉復元、練塀築造)	
1973	昭和	48	史跡出島和蘭商館跡第2次整備計画(昭和48~51) (用地買収、ミニ出島設置、新石倉復元、旧長崎内外クラブ改修、池など庭園整備)	
1974	昭和	49	4月23日、出島資料館開設(旧長崎内外クラブ)	
1975	昭和	50	4月10日、市立博物館を国際文化会館から出島資料館へ移転	
1976	昭和	51	9月30日、ミニ出島設置	
1977	昭和	52	史跡出島和蘭商館跡第3次整備計画(昭和52~55) 出島神学校解体復元3ヶ年事業、(用地買収、石塀増設、庭園工事)	
1978	昭和	53	4月1日、長崎市出島史跡整備審議会設置 10月21日、オランダ砲座贈呈式	
1982	昭和	57	10月26日、長崎市出島史跡整備審議会答申(長期的総合的な復元整備計画)	
1984	昭和	59	7月15日、範囲確認調査事業開始(61年3月31日まで実施)	
1984	昭和	59	11月1日、市立博物館を出島資料館から平和会館へ移転	
1989	平成	元	1月5日、歴史民俗資料館(本館)を旧出島神学校に移転開設	
1990	平成	2	7月31日、市制施行100周年事業の一環として、表門を復元	
1992	平成	4	市役所内部に長崎市出島史跡復元整備研究会を設置	
1993	平成	5	3月31日、長崎市出島史跡復元整備研究会が復元整備計画の基本案を策定 4月1日、出島復元整備室を教育委員会に新設	
1994	平成	6	4月1日、史跡「出島和蘭商館跡」が、教育文化施設整備事業として都市計画事業認可を受ける。 11月1日、第2次長崎市出島史跡整備審議会発足	
1996	平成	8	2月、長崎市出島史跡整備審議会答申 3月、史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書を策定 中央広場整備(旗竿設置)	
1997	平成	9	3月、出島中央広場完成(旗竿、広報板、東屋) 4月1日、出島資料館を旧長崎内外クラブから旧石倉に移転	
1998	平成	10	4月1日、出島シアター(新石倉)開館 10月1日、出島史料館本館・分館(旧出島神学校、旧石倉)開館	
2000	平成	12	3月11日、シーボルト里帰り植物5種を植樹 4月1日、第I期復元建造物5棟開館 同日、旧長崎内外クラブ記念館開館 西側護岸石垣、南側護岸石垣復元	ながさき阿蘭陀年
2001	平成	13	史跡内の土地を完全公有化	
2006	平成	18	4月1日、第II期建造物5棟を復元、「出島」として史跡全体を開場 西側護岸石垣、南側護岸石垣復元	長崎さるく博 06

西暦	元号	年	出島に関する出来事	関連記事
2008	平成	20	4月1日、文化に関する事務の一部を市長部局に移管(出島復元整備室は文化観光部へ組織替え)	
2016	平成	28	第Ⅲ期復元建造物6棟を復元	

(2) 出島の土地利用の変遷

出島の土地利用は、大きく分けて鎖国期、開国後の居留地時代、明治の埋め立ての3つの時期で変化してきた。出島は対岸の江戸町と橋でつながっており、当初は表門が江戸町側にあったものの、土地利用については海上の人工島部分について記す。なお橋も含めた外観の変遷については(3) 出島の形状の変遷でまとめている。

出島築造後、鎖国期には西側の水門前の荷揚場周辺で5回ほど出島の形状が変化したが、築造当初の扇形の形状とともに、オランダ商館員が滞在する日本の海外貿易地としての出島の機能が変わることはなかった。なお、出島は海に浮かぶ閉ざされた島であり、周辺海域には出島への海からの進入を禁止するため、榜示杭と呼ばれる杭が建てられていた。この杭は出島築造当初から幕末まで何度か建て替えられつつ存在していたとされるが、その場所や本数は1800年頃を境に少なくなっている。

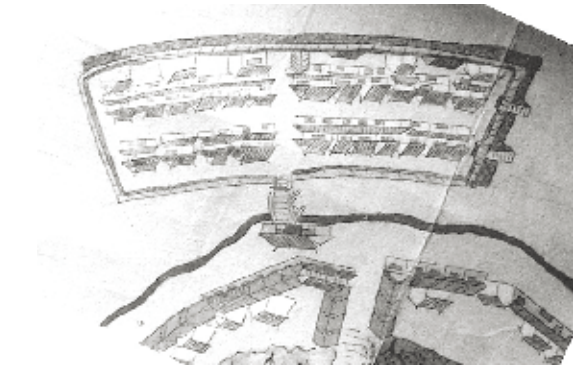


鎖国期の出島は東西に延びる中央道路と表門からの道が交差するT型の道路を中心に、道路の両側に倉庫とオランダ人の住居や庭園、家畜小屋などが作られたほか、日本側の役人や通詞などの詰所が点在していた。西端部には貿易品が通過する水門が建てられていた。このような出島における土地利用は、出島が築造されてから開国まで、ほぼ変化していない。

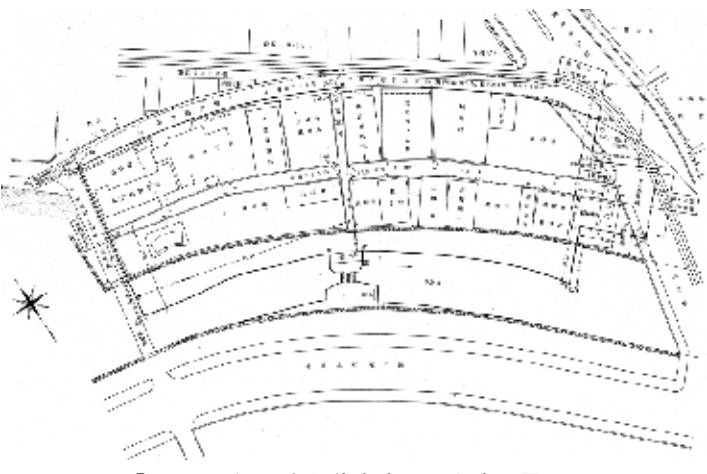

開国後から明治にかけて、出島は外国人居留地となり、出島内の土地は分割されて民間の所有地となる。また西側の荷揚場周辺が埋め立てられ、新地との間が橋で結ばれるなど、居留地としての土地利用が進む。出島内は中央道路のほか、表門からまっすぐ南に向かう道路によって大きく4分割されたが、この地割りは公有化完了まで長く続いた。

明治37年(1904)の第2期長崎港湾改良工事後は出島一帯が埋め立て地となるが、このとき大浦方面から玉江橋を通過し大波止に至る道路が出島西側に作られたことにより、出島西側は道路の一部に編入される。そして大正11年(1922)の史跡指定時にも、史跡の一部は道路のまま、現在に至っている。

その後中央の道路以外、民有地となっていた出島内の土地の公有化が始まったのは、昭和26年(1951)の長崎市による出島復元整備事業開始後である。昭和27年からは旧石倉復元や庭園整備などが行われ、平成13年(2001)には史跡内の公有化がすべて完了した。平成5年(1993)に、史跡指定範囲とは一部異なるものの、北側は中島川、東・南側は市道、西側は国道に囲まれた範囲が都市計画上の「その他の教育文化施設」として都市計画決定され、現在に至っている。次頁に変遷表とその資料一覧を掲載する。

表 20 変遷表

時期及び概要	絵図資料等
<p>築造当初 寛永年間(1636—1645)</p> <p>表門は江戸町側にあり、出島とは橋でつながっていた。</p> <p>出島内は貿易のための建物と滞在しているポルトガル人のための住居が建ち並び、道路が作られている。</p>	 <p>「寛永年間長崎港図」(長崎歴史文化博物館収蔵)</p>
<p>鎖国期 安政年間(1854-1859)か</p> <p>表門は出島側に移動し、橋は石橋に変わり、水門と荷揚場付近が築足された。</p> <p>建物は幕府、町人、オランダ人が建設した建物が混在している。中央道路の幅は18世紀末の大火以降拡張されたものの、位置はほぼ踏襲されている。周辺の海には何度かの改変はあるが榜示杭が描かれている。</p>	 <p>「出島図」(長崎歴史文化博物館収蔵)</p>
<p>開国後 慶応2年(1866)以前</p> <p>鎖国の象徴としての機能は終わり、外国人居留地となる。水門など貿易に関わる施設は撤去され、荷揚場は築足が進む。</p> <p>中央道路はそのまま使われるが、表門から南に向かう十字路が作られる。</p>	 <p>「出島図」(デフェンデル市立図書館所蔵)</p>
<p>史跡指定後 大正12年(1923)</p> <p>明治37年の出島周辺埋め立て後、出島内の民有化が進んだころの姿である。出島北側は削平され、荷揚場の一部は道路となっている。</p> <p>南側・東側・西側は周辺道路の一部が史跡となり、北側の護岸は史跡指定地外となっている。</p>	 <p>「大正十二年十二月一日作成地籍図のトレース図」</p>

時期及び概要	絵図資料等
<p>昭和時代 昭和 57 年 (1982)</p> <p>出島の外周部を推定した際に作成した測量図。 長崎市による公有化は完了しておらず、中央通路は市道 559 号、直行する道路も市道となっている。</p>	 <p>「昭和 57 年長崎市道路建設課作成測量図」</p>
<p>現在 平成 27 年 (2015)</p> <p>平成 6 年 (1994) に史跡地内が教育文化施設整備事業として都市計画事業認可を受け、教育文化施設となる。 史跡内の完全公有化は平成 13 年 (2001) に完了するが、国道 499 号内は教育文化施設からはずれ、史跡南側と東側は現在の教育文化施設内と一部ずれている。</p>	 <p>*黄色の範囲が都市計画決定部分</p>

(3) 出島の形状の変遷

ここでは、史跡の土地利用の変遷とは別に、「海上に築かれた島」としての出島の外観の変遷をまとめる。

寛永 13 年 (1636) の築造当初、出島は対岸の江戸町と木橋で結ばれていた。最新の発掘調査では、江戸町側から当時のものと推定される橋台部分の突出し護岸遺構が確認されている。その後延宝 6 年 (1678) に木橋は石橋に架け替えられ、出島側に橋台が新たににつくられ、江戸町側の橋台は一回り大きくなる。石橋そのものは長さ約 2 間 1 尺から 2 尺 (4.3m~4.6m) と短く、橋の下を通る船の通行も制限されていた。

その後、出島の外観は西側の水門前の荷揚場が増築されたほかは、幕末まで大きな変化はない。しかし、安政 6 年 (1859) に出島のオランダ商館が廃止されてオランダ領事館が開設されたことにより、出島の機能は大きく変わり、幕末期は何度か築足が行われたものの、出島の扇形の形状や海に浮かぶ人工の築島としての外観が大きく変わることはなかった。

しかし、明治 21 年 (1888) の中島川変流工事により北側が削平され、北側の外観が大きく変わる。そして明治 37 年 (1904) の第 2 期長崎港港湾改良工事による出島一帯の埋め立てにより、扇形の島としての外観は失われた。西側は県道通過により、南西隅部や荷揚場、幕末の築足し部分などが道路下に埋没した。

その後、大正から昭和にかけての出島は、中央道路が市道となって車両が通行し、洋館や石倉が数棟残るほかはビルや商店などが建ち並ぶ、ごく一般的な市街地となっていた。

以下に出島築造から現在までの出島の形状の変遷図を掲載している。また冒頭には築造当初から埋め立てによる出島一帯の変遷図を掲載した。

図 57 出島一帯の変遷図

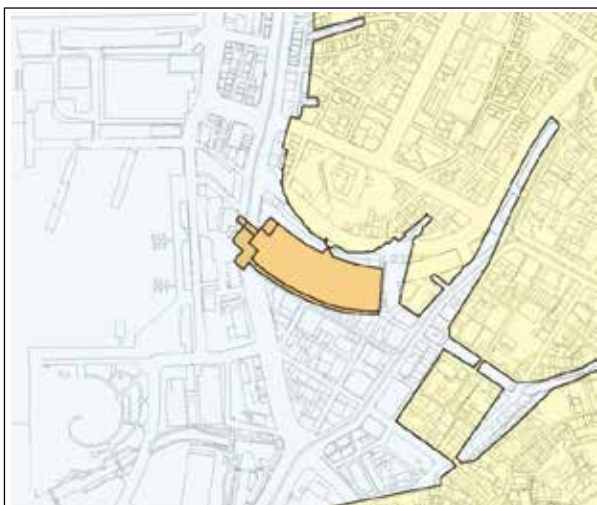


①築造当初の出島(1636年ごろ)



②江戸時代の出島(18-19世紀ごろ)

出島東側が埋め立てられ、築町がつくられる。
新地藏所がつくられる。



③幕末の築足後(慶応3年(1867)ごろ)

出島西側および南側が築足される。

第3章 出島に関する主な歴史調査

1. 出島の歴史と変遷



④中島川変流工事後(明治26年(1893)ころ)

- ・出島西側が埋め立てられる。
- ・出島東側が埋め立てられ、築町と地続きになる。



⑤長崎港湾改良工事完了後(明治37年(1904)以降)

- ・出島南側が大きく埋め立てられ、扇形の地形が消失する。



⑥昭和21年(1946)頃

- ・出島周辺の長崎港護岸改良工事が進む。

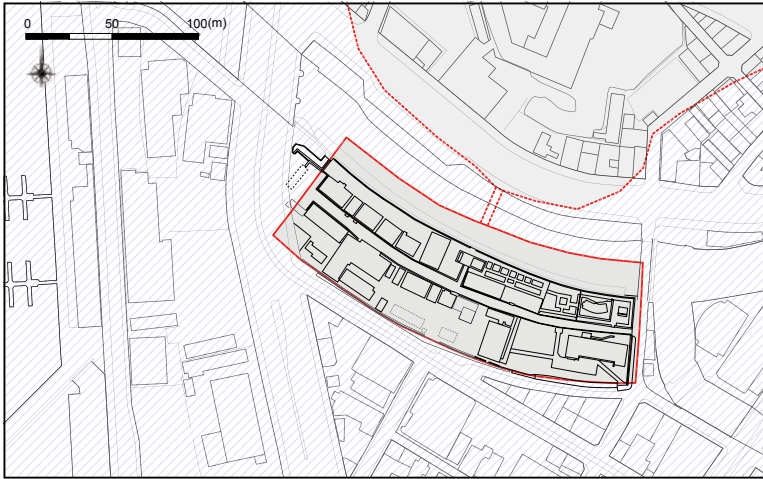


⑦現在 平成28年(2016)

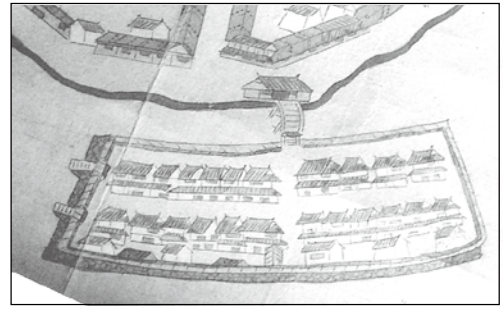
- ・ナガサキ・アーバン・ルネッサンス2001構想の一環として内港再開発事業に着手
- ・大波止ターミナルビル、長崎水辺の森公園が完成。

第3章 出島に関する主な歴史調査

1. 出島の歴史と変遷



出島築造当初 江戸期 1636-1677

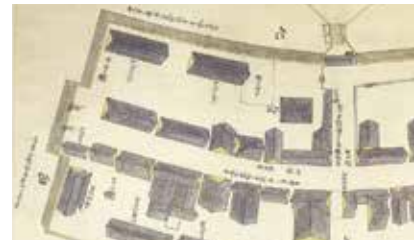


「寛永年間長崎港図」長崎歴史文化博物館収蔵

出島築造当初の姿。水門前の荷揚場はなく、出島への橋は木橋である。



(江戸期 1678-1698)



「諸画絵図」所収出島図 長崎歴史文化博物館収蔵

水門前の荷揚場が最初に築足された時期。出島橋は1678年に木橋から石橋に変わっている。水門は簡易な門が2力所作られている。



(江戸期 1699-1700年代始め)
1699年の水門建造により、西側に2回目の荷揚場築足が行われた時期。



サーモン「万国民の現代史」所収出島図 1728年刊 東洋文庫蔵



ケンペル「日本誌」所収出島図 榜示杭が描かれた初期の絵画 洋文庫蔵



(江戸期 1700年代始め-1800年頃)
1699年の水門建造後、西側に3回目の荷揚場築足が行われた時期。



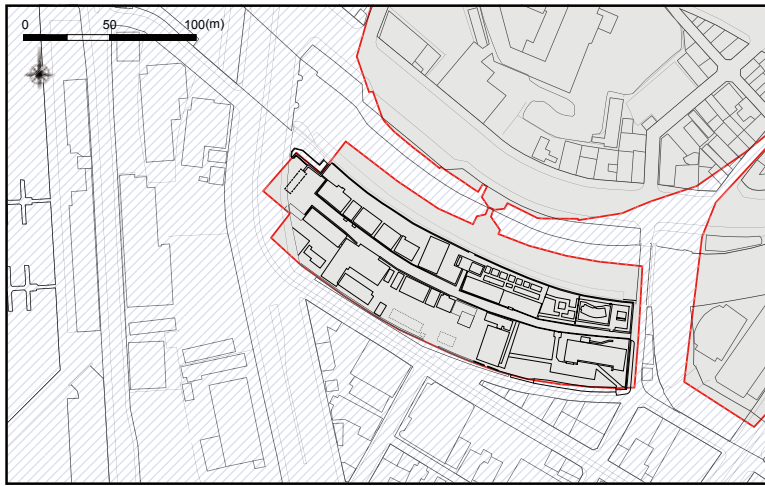
「諸画絵図集」所収出島図 長崎歴史文化博物館収蔵



出島図 長崎歴史文化博物館収蔵(市博分) 榜示杭が描かれた、寛政の大火より10年位前の資料。

第3章 出島に関する主な歴史調査

1. 出島の歴史と変遷



江戸中期～後期 1800年頃-1859
水門が幅9間から7間半となる



江戸中期の出島とその周辺「長崎惣町絵図」
明和年間(1765年頃) 長崎歴史文化博物館収蔵



出島図 長崎歴史文化博物館収蔵 安政初年(1854-55)か



幕末埋め立て(文久 1861-1864)



「出島図」 デフェンデル市立図書館蔵



幕末埋め立て(元治 1864-1865)

第3章 出島に関する主な歴史調査

1. 出島の歴史と変遷

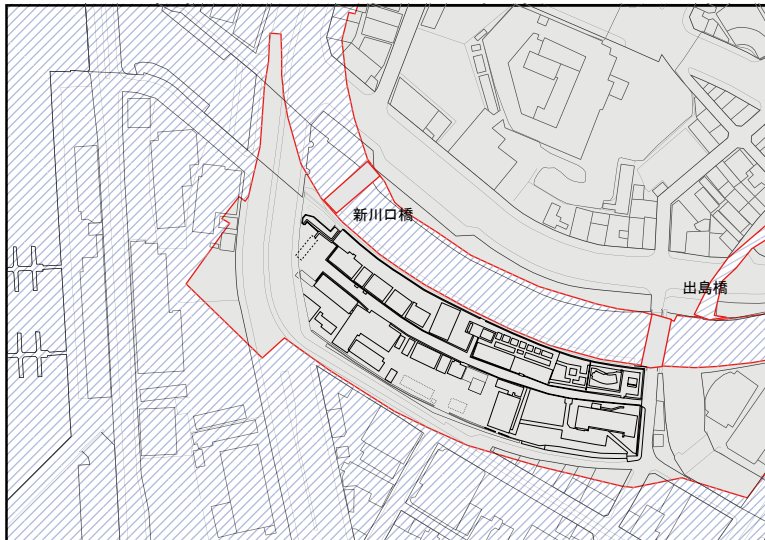


幕末埋め立て(慶応 1865-1867)



築足が行われた幕末から明治にかけての姿。水門前の荷揚場が拡大し、南側に歩道が作られる。出島橋は残っているが、東側には新たに出島新橋がかけられ、新地とつながっている。

「出島地図」デンマーク国立博物館蔵

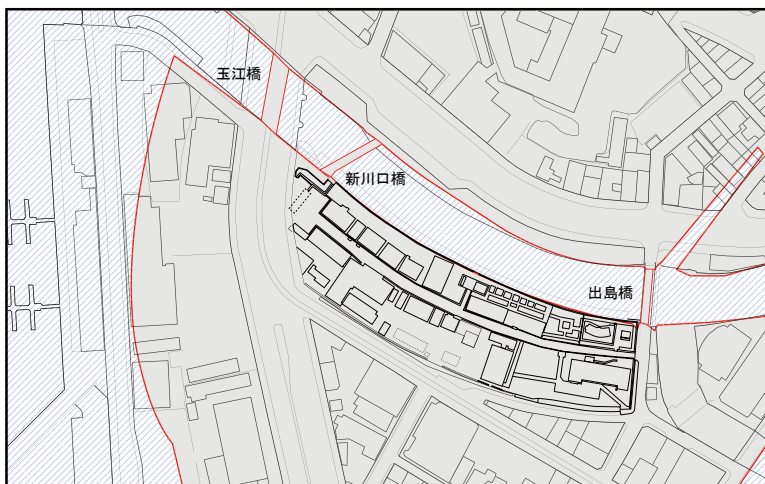


中島川変流工事 明治22年(1889)

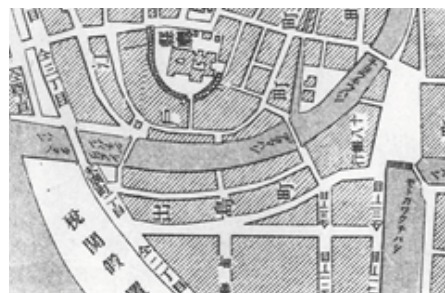


明治22年に完成した第一次中島側変流工事後の姿。水門前は広く埋め立てられ、旧出島橋は取り壊されて東西に新川口橋と出島橋が新たに設置される。

「長崎港精図」明治25年
九州大学九州文化史研究施設蔵



第2期港湾工事 明治37年(1904)

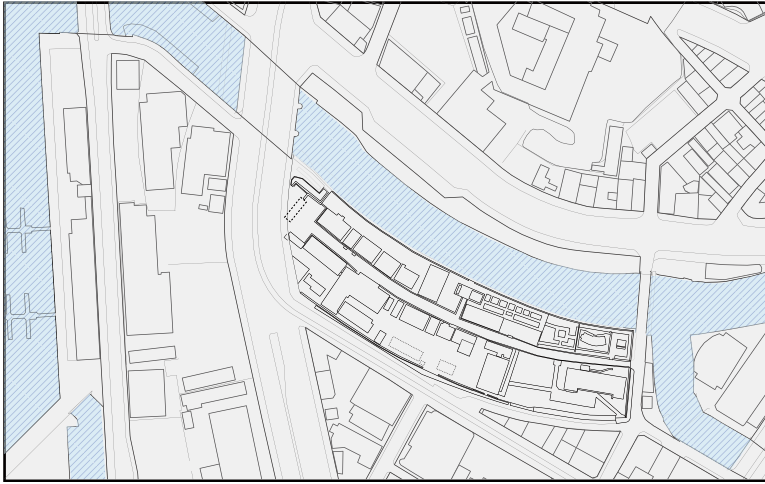


明治37年に完成した第二期港湾改良工事後の姿。出島は東・南・西側が埋め立てられ、扇型の形状は姿を消す。

長崎市全図 明治40年 長崎歴史文化博物館蔵

第3章 出島に関する主な歴史調査

1. 出島の歴史と変遷



現在 平成27年(2015)

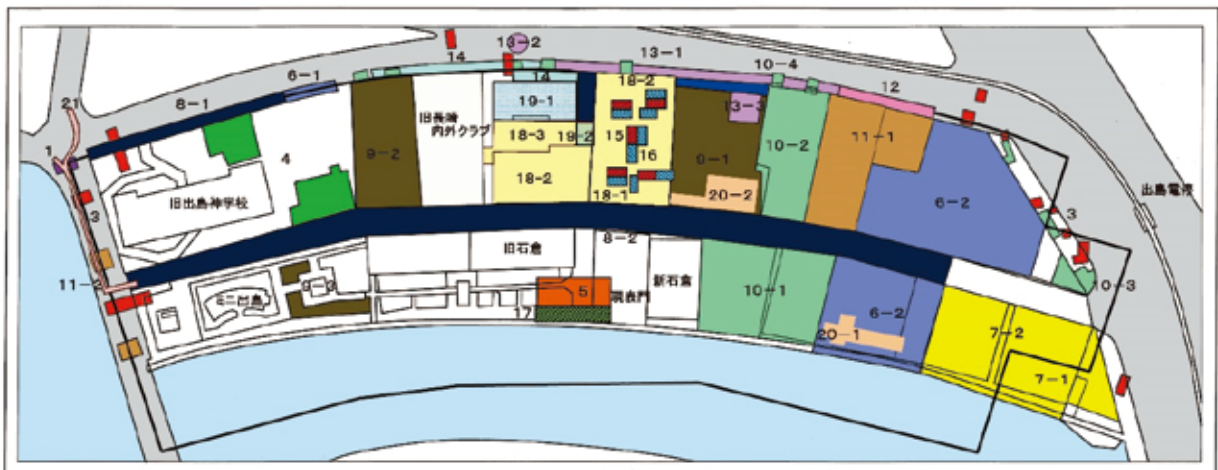
2. 発掘調査

(1) 出島の発掘調査概要

現在の出島は、明治21年(1888)に中島川の変流工事によって、出島の北側が約18m削平され、さらに明治30年(1897)から行われた第二期長崎港湾改良工事によって、出島の南側を中心に埋め立てが進み、町に埋もれた状態となり、旧来の形状を留めていない。このため、度重なる発掘調査により、範囲確認とその形状の把握に努め、徐々にその輪郭が捉えられつつある。

史跡「出島和蘭商館跡」の発掘調査は、昭和44年(1969)に初めて実施され、昭和59年(1984)から行われた範囲確認調査により、出島の境界確認と範囲確定に至る。平成8年(1996)から本格的な建造物復元事業及び顕在化事業に取り組み、継続的に発掘調査を実施、これらの調査により、復元時期を含む18世紀後半～幕末に至る各期の建物遺構や出島築造当初から幕末までの護岸石垣を検出した。また、近世陶磁器を主体とする75万点以上の膨大な数の遺物が出土、出島を窓口とした対外貿易の様相やオランダ商館の実態を解明する貴重な資料を得ている。

出島内における昭和44年度から平成27年度までの発掘調査範囲は以下のとおりである。



1	紫	S44	污水管工事に伴う南東部石垣確認調査	11	薄茶	H14~15	11-1建造物復元に伴う調査(第Ⅱ期)
2	青	S46	建設工事に伴う南側護岸石垣表込め調査	12	桃	H15	11-2東側護岸石垣確認調査
3	赤	S59~60	範囲確認調査	13	薄紫	H16	南側護岸石垣調査
4	緑	S61	改装工事に伴う発掘調査	14	水	H17	13-1南側護岸石垣調査
5	橙	H1	表門復元に伴う発掘調査	15	赤斜線	H18	13-2慶応3年石垣確認調査
6	薄青	H8	6-1南側護岸石垣調査	16	水斜線	H19	13-3南側護岸石垣表込め調査
7	黄	H9	6-2西側建造物遺構調査(第Ⅰ期)	17	緑斜線	H20	14-1南側護岸石垣調査
8	紺	H10	7-1西側護岸石垣調査	18	薄黄	H22~24	14-2建造物復元に伴う調査(第Ⅰ次)
9	茶	H11	7-2建造物復元に伴う調査(第Ⅱ期)	19	淡水	H25	中央広場確認調査(第2次)
10	薄緑	H13~15	8-1南側護岸石垣調査	20	薄だいだい	H26	出島表門欄の架橋に伴う試掘調査
			0-2道路遺構調査	21	薄桃	H27	16-1建造物復元に伴う調査(第Ⅲ期)(H22年度分)
			9-1支路内整備事業に伴う調査				18-2建造物復元に伴う調査(第Ⅲ期)(H23年度分)
			9-2庭園整備事業に伴う調査				18-3建造物復元に伴う調査(第Ⅲ期)(H24年度分)
			9-3庭園整備事業に伴う範囲確認調査				19-1建造物復元に伴う調査(第Ⅳ期)
			10-1建造物復元に伴う調査(第Ⅱ期)				19-2建造物復元に伴う調査(第Ⅳ期)
			10-2建造物復元に伴う調査(第Ⅱ期)				20-1鉄管跡確認調査
			10-3西側歩道部分調査				20-2建造物復元に係る追加調査
			10-4南側護岸石垣確認調査				東側護岸石垣確認調査

図 58 昭和44年から平成27年までの発掘調査範囲

以下は、昭和 44 年度から平成 27 年度までの出島内における発掘調査の概要である。

表 21 発掘調査概要

No	年度	調査目的	調査概要
1	S44 年	污水管工事に伴う南東部石垣確認調査	出島の東側敷地境よりさらに東側にあたる道路内から、東南角部の石垣遺構の一部が確認された。
2	S46 年	建設工事に伴う南側護岸石垣裏込め調査	敷地内の基礎工事に際し、南側護岸石垣の内側から、裏込め栗石が約 20m に渡り検出された。
3	S59～60 年	範囲確認調査	出島の範囲確定を目的とし、東側、南側、西側それぞれの確認調査を実施。江戸時代の出島の外郭線をほぼ明確にし、慶応 3 年築足し時の護岸石垣も検出された。
4	S61 年	改築工事に伴う発掘調査	工事対象区域を二区(北区、南区)に分け、調査を実施した。北区からは建造物に関する各種遺構や、寛政 10 年(1798)の出島大火の際の整理土坑を検出した。南区は、往時は菜園にあたるため、とくに建物関連遺構は検出されなかった。
5	H 元年	表門復元に伴う発掘調査	表門復元に先立ち、計画予定地の調査を実施した。道路部では、旧道路面の一部を検出、直径 5mm の玉砂利による整地面が確認された。東側からは、礎石列とほぼ完全な形で遺存していた獣骨(ウシ、ヤギ)が出土した。
6	H8 年	6-1 南側護岸石垣調査	南側護岸石垣確認のため、出島神学校と旧内外クラブの中間付近を、約 10m に渡り掘削、地下約 2m の深度から往時の石垣遺構が検出された。
		6-2 西側建造物遺構調査(第 I 期)	第 I 期復元建造物のうち、道路を挟んで南側に位置するヘトル部屋、料理部屋、カピタン部屋(一部)と北側に位置する二番蔵、一番蔵(一部)の調査を実施。南側は攪乱を受けていたが、西側からは、二番蔵及び一番蔵の礎石の一部が検出された。
7	H9 年	7-1 西側護岸石垣調査	出島西北部に当たる荷揚げ場付近の調査を実施、出島築造当初の西側護岸石垣を検出、さらに荷揚げ場の築造、拡張に伴う 3 期の張り出した石垣遺構を検出した。
		7-2 建造物復元に伴う調査(第 I 期)	建物礎石は、前年度に続き一番蔵の一部を検出、蔵の西壁に当たる石列を確認。一番船頭部屋はビルの基礎による攪乱を受けていたが、その合間から礎石の一部を検出、また、水門北東部に当たる礎石も検出した。
8	H10 年	8-1 南側護岸石垣調査	平成 8 年度に検出した南側護岸石垣をさらに東側に拡張、連続する護岸石垣が検出された。石垣は全体的に上部が欠損しており、標高約 -0.5m まで掘削の結果、残存石垣高は平均 1.5～1.2m であった。石積み技法は、布積み、布積み崩し、乱積み等が観察され、石材は転石や野面石が多く、岩質は安山岩が主体を占めた。
		8-2 道路遺構調査	史跡内電線類地中化工事に先立ち、出島内道路部分の調査を実施した。その結果、道路西側を中心に寛政 10 年(1798)の大火の土層を境として、その前後の舗装された旧道路面を検出した。道路東側では、瓦と方形の石を用いた排水用溝遺構や大型の溝状土坑が検出された。
9	H11 年	9-1 史跡内整備事業に伴う調査	史跡内整備に伴い、新石倉の南側に位置する地点の建造物遺構調査を実施した。全体的に攪乱され、遺構及び包含層の確認はできなかった。

No	年度	調査目的	調査概要
9	H11年	9-2 庭園整備事業に伴う調査	菜園及びカピタン別荘が建てられていた旧内外クラブ東側の敷地を調査。その結果、牧師館など2期の洋風建物の基礎遺構と江戸期のカピタン別荘の礎石を検出、菜園部分から解体痕が無いほぼ完全な状態のウシが数個体出土した。
		9-3庭園整備事業に伴う確認調査	シーボルト里帰り植物園設置のため、庭園部分の確認調査を行った結果、すでに攪乱を受けており、包含層、遺構ともに検出できなかった。
10	H13～15年	10-1 建造物復元に伴う調査(第Ⅱ期)	第Ⅱ期建造物復元に伴い、新石倉西側の拝礼筆者蘭人部屋、三番蔵の敷地を調査した。その結果、拝礼筆者蘭人部屋からは洋館の礎石と江戸期の礎石の一部、三番蔵からは東側と北側の礎石の一部が検出された。蘭人部屋については、14年の調査で、土層中から水銀が出土、引き続き15年まで調査を実施した。この他、炉跡と思われる焼土ブロックと鉄柱土坑、アマカワ遺構等特殊な遺構が検出された。
		10-2 建造物復元に伴う調査(第Ⅱ期)	第Ⅱ期建造物復元に伴い、カピタン部屋、乙名部屋の東側に相当する敷地を調査した。カピタン部屋からは用水池と数基の礎石が、乙名部屋からは土間と礎石の一部が検出された。また、建物周辺から数基の埋甕や廃棄土坑が検出された。
		10-3 西側歩道部分調査	水門の南西部及び検使部屋、通詞部屋の一部の調査を行ったが、攪乱を受け、遺構は確認できず。また、南西部の護岸石垣の調査を実施し、2箇所から石垣の一部を確認、9年度実施の西側護岸石垣検出ラインと線形を結ぶことが可能となった。15年には、水門南東未調査区の掘削を行い、江戸期の整地面から土坑を検出。
	H13～14年	10-4 南側護岸石垣確認調査	南側護岸石垣の中央部から西側にかけて計8箇所の試掘坑を設定し、確認調査を行った結果、全ての試掘坑から石垣の一部を検出、南側ラインがほぼ明確となった。
11	H14～15年	11-1 建造物復元に伴う調査(第Ⅱ期)	カピタン部屋中央部に当たる敷地の掘削を実施。カピタン部屋の礎石の一部を検出。乙名部屋は、北側壁位置に当たる礎石列の遺存状態が良好であった。カピタン部屋と乙名部屋の間を東西に延びる溝が検出され、中から数条の管跡を確認。
	H14年	11-2 東側護岸石垣確認調査	東側護岸石垣のライン確認のため、道路を2箇所掘削、石垣上方は損壊していたが、一部で裏込めを検出した。
12	H15年	南側護岸石垣調査(第Ⅱ期)	カピタン部屋涼所及び乙名部屋付近の南側護岸石垣約20mの調査を実施。標高-0.6～1.9mにかけて8段程の石積みを検出。石垣前面の一部を更に掘下げ、石垣の基盤となる捨石組みを確認。石垣解体時の裏込め調査で、裏栗石や粘土を検出した。
13	H16年	13-1 南側護岸石垣調査(第Ⅱ期)	平成15年度に続き、南側護岸石垣中央部の調査を約70mに渡り実施。石垣の裏込め調査により、3種類の裏込め工法を確認、石積みの技術について検討を行った。石垣前面からは大量の西洋銅版転写陶器が出土、裏込め土中からはオランダ商館時代の輸出向け国産磁器などが多数出土した。さらに、出島の基盤調査として石垣から敷地内に連続する地点の深掘りを行い、出島構築時の埋立て土について調査を実施。
		13-3 南側護岸石垣裏込め調査	
		13-2 慶応3年石垣確認調査	慶応3年築造の石垣の一部を確認、根石部分の調査により、胴木や立杭が良好な状態で検出された。また、江戸時代の南側護岸石垣の外側に当たる部分からも、護岸のための木杭が検出された。

第3章 出島に関する主な歴史調査

2. 発掘調査

No	年度	調査目的	調査概要
14	H17年	南側護岸石垣調査 (第Ⅱ期)	南側護岸石垣の中央部から東寄り、旗竿広場、旧内外クラブに近接する部分を42mにわたり発掘調査を行った。石積上部は近代以降の建物基礎と側溝等により攪乱を受けており、残存高は1.0m～2.2mで、3～6段ほどであった。石垣前面からは大量のコンプラ瓶が出土した。さらに南側護岸石垣のほぼ中央部で、石垣前面より3m敷地内に入り込んだ場所に石垣が検出された。全長は約10m、2段～4段であった。この石垣の上面と横面を掘削したところ、17世紀～18世紀代の遺物が中心に出土した。
15	H18年	中央広場確認調査 (第1次)	乙名詰所、十四番蔵、十五番蔵などの想定箇所、5つの試掘坑を設定。礎石の可能性が高い安山岩の自然石や敷地内を巡る堀状遺構の一部が検出された。
16	H19年	中央広場確認調査 (第2次)	昨年度の調査結果を元に、8箇所の試掘坑を設定。試掘深度40cm程で、数基の礎石列を検出した。また、昨年度に引き続き堀状遺構を検出。一部で管跡を確認した。
17	H20年	出島表門橋の架橋に伴う試掘調査	現表門前面の道路、庭園、空き地に当たる場所を3つのグリットに分けて確認調査を行った。表土を取り除いた時点で居留地時代の礎石等を検出したが、全体的に攪乱を受けており19世紀初頭の遺構等は確認できなかった。
18	H22～ 24年	18-1 建造物復元に伴う調査 (第Ⅲ期)	平成22年度の調査では、第Ⅲ期建造物復元に伴い、乙名詰所、十四番蔵、筆者蘭人部屋に相当する敷地を調査した。十四番蔵跡、筆者蘭人部屋跡からは、数基の礎石が検出された。十四番蔵跡外からは、廃棄土坑を検出し、十四番蔵礎石の下層からは、18世紀代の池と思われるアマカリ遺構も検出した。また、筆者蘭人部屋にあたる箇所から一分金が出土した。
		18-2 建造物復元に伴う調査 (第Ⅲ期)	平成23年度の調査では、第Ⅲ期建造物復元に伴い、十五番蔵、番所、組頭部屋に相当する敷地を調査した。十五番蔵跡、番所跡からは、礎石、礎石の抜き去り跡などは検出されなかったが、乙名詰所に隣接する組頭部屋跡からは、礎石の可能性が高い安山岩が検出された。
		18-3 建造物復元に伴う調査 (第Ⅳ期)	平成24年度の調査では旗竿の撤去後、銅蔵を中心とした調査を実施した。東西南北全ての壁位置にあたる礎石を検出し位置を確定した。
19	H25年	19-1 建造物復元に伴う調査 (第Ⅳ期)	平成25年度の調査では、第Ⅳ期建造物復元に伴い、出島町人部屋に相当する敷地の調査を行った。近代の建物の基礎部分を除いたところから北側と西側方向L字型に礎石列を確認した。その他、一部19世紀初頭の整地面より深く掘り下げると、18世紀代の大規模な廃棄坑が確認された。
		19-2 建造物復元に伴う調査 (第Ⅳ期)	出島築造に関する深掘り調査を出島の中央部にて行った。調査により、出島の土台は、下に向かって茶褐色・橙褐色の造成土(地山の土)、碎石を含む暗茶褐色土、人頭大の礫層、出島の根石という構造であることを確認した。
20	H26年	20-1 旗竿跡遺構確認調査	当地点は、平成8、9年に建造物復元に際し面的な調査を行っていたが、旗竿の建設を検討するに当たり、旧旗竿の位置と想定される敷地の再調査を行った。調査の結果、護岸石垣に近接する地点は広範囲にわたり攪乱を受けていたが、それより南側は18世紀以前の遺構面が面的に確認された。

No	年度	調査目的	調査概要
20	H26年	20-2 建造物復元に係る追加調査	建造物復元を行う十六番蔵の建物基礎工事中に安山岩の自然石が検出されたため、急ぎ調査を行った。当地点は、これまでの発掘調査で大型ビルによる攪乱を受けていると判断していた地点であったが、仮設トイレを設置していた箇所が一部未調査であることが判明したため、ただちに遺構確認を行った。調査の結果、十六番蔵の北壁に相当する礎石列を検出した。
21	H27年	21 東側護岸石垣確認調査	共同溝の埋設が計画され、その管路予定地の調査を実施した。施工は東側護岸石垣の外側及び未検出部分に行った。

(2) 出島内の発掘調査成果

これまでの出島和蘭商館跡の発掘調査は、大きく4つの段階に分けられる。

第1段階は、埋め立てられ、往時の範囲も不明瞭であった出島の輪郭を、少しずつ明らかにした一連の調査である。

初期の発掘調査は、昭和44年に長崎大学医学部坂田邦洋氏によって実施された出島南東角部の調査が挙げられる。この調査により、出島南東角部の石垣が検出され、その位置を確認することができた。その後、長崎市教育委員会は、昭和59年から3ヵ年をかけて出島の境界確認と範囲確定を目的とした範囲確認調査を行った。その結果、出島の東側、南側、西側の境界となる護岸石垣の一部が検出され、明治中期に埋め立てられた出島の範囲をほぼ明確にすることができた。

史跡内における調査は、昭和61年に、出島町9番地の調査が行われており、その際に旧牧師館の基礎遺構が検出された。さらにその下層に往時の生活面が遺存していることが推測されている。また、平成元年には、表門の復元に先立ち、出島中央部中島川沿いの敷地の一部の調査を実施した。江戸時代には表門からの通路及び庭園に相当する地点で、調査の結果、庭園の一部が確認された。



図59 出島護岸石垣 範囲確認調査(昭和59~61年) 調査地点位置図

* 史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書より転載

番号	色別	発掘年度	場 所	事 由
1	■	S44	市道出島町江戸町1号線	汚水管工事
2	■	S46	旧東京海上火災所有地	建設工事
3	■	S59~S61	出島町	出島範囲確認
4	■	S61	出島町	NTTガス管工事
5	■	S61	朝水病院所有地	病院改築
6	■	H1	商館跡	表門復元

第2段階として、平成8年度から本格的に取り組まれた第I期建造物復元事業及び出島頭在化事業に伴う出島の西側を中心とした一連の発掘調査が挙げられる。この調査によって、一番蔵、二番蔵、一番船船頭部屋の各遺構が検出され、現在の建造物復元に至った。これまでの第1段階の調査とは異なり、公有化が進む中で、事業計画に沿って敷地の区画ごとに調査区の設定を行うことができたため、面的に遺構面を確認することが可能となり、飛躍的に発掘調査から得ることができる情報が増えた。このうち、まとまった調査成果を得ることができた蔵の礎石について、以下に詳述する。

一番蔵跡

一番蔵は、規模が間口三間×奥行五間の土蔵であった。敷地南側から道路面と平行に安山岩の礎石列が検出され、そこから北側に直角に延びる礎石列が検出された。このため、この矩形を中心に、礎石の精査を行うと、さらに北側及び西側の壁面に該当する箇所からも礎石列が検出され、しっかりとした蔵の平面形を押さえることができた。続く二番蔵、三番蔵については、一番蔵に比べると、遺構の遺存状態が悪いため、中央の通りを挟んだ北側建造物群の中で、この一番蔵の検出遺構が、その後の検出遺構の成果の検討の際に、基準として考えられている。

二番蔵跡

二番蔵は、規模が間口七間×奥行五間と比較的大型の蔵であった。一番蔵と平行して調査が行われ、主に平面形が方形を成す遺構が2基検出された。南側から中央部にかけて広範囲に攪乱を受けていたが、前述の一番蔵と比較検討する中で、外回りに位置する礎石列が復元時期にあたる二番蔵の礎石列であることが推察された。これ以外に、1基の礎石を中心にその周囲に礎石を配する花形の礎石が検出されたが、この礎石群については、二番蔵よりあとの時代の建物の礎石であると思われる。また、二番蔵内部に当たる位置から、面的に粉状に砕かれた珊瑚が検出された。一部の形状を留めている珊瑚を観察すると枝珊瑚やテーブル珊瑚が混在することが分かり、南方系の珊瑚が持ち込まれていたことが分かった。二番蔵の北側空き地部分からは、東西に延びる大型の廃棄土坑が検出され、海外輸出向け有田焼がまとめて出土している。

また、第1段階においてまとめられた出島境界ラインを踏まえ、南側及び西側の護岸石垣の調査も平行して行い、当時の石積み技法及び荷揚場の様相が明らかとなり、護岸石垣の修理、復元に至っている。

平成11年度には、カピタン別荘及び庭園跡の調査を実施し、当時の庭園跡を検出した。庭園跡からは赤色を帯びた土壌が面的に検出されたが、この赤色成分については、赤色岩石を粉末状にし、散布したものであることが分かった。また赤色土壌面に掘り込まれた大型の浅い土坑内部から、若い牛の遺存体が骨で数頭分出土した。調査の結果、遺存体は2～3歳の若い個体であること、骨の形状から和牛の可能性が高いことが報告され、出島の蘭館医が行なった牛痘法との関連がうかがわれる。

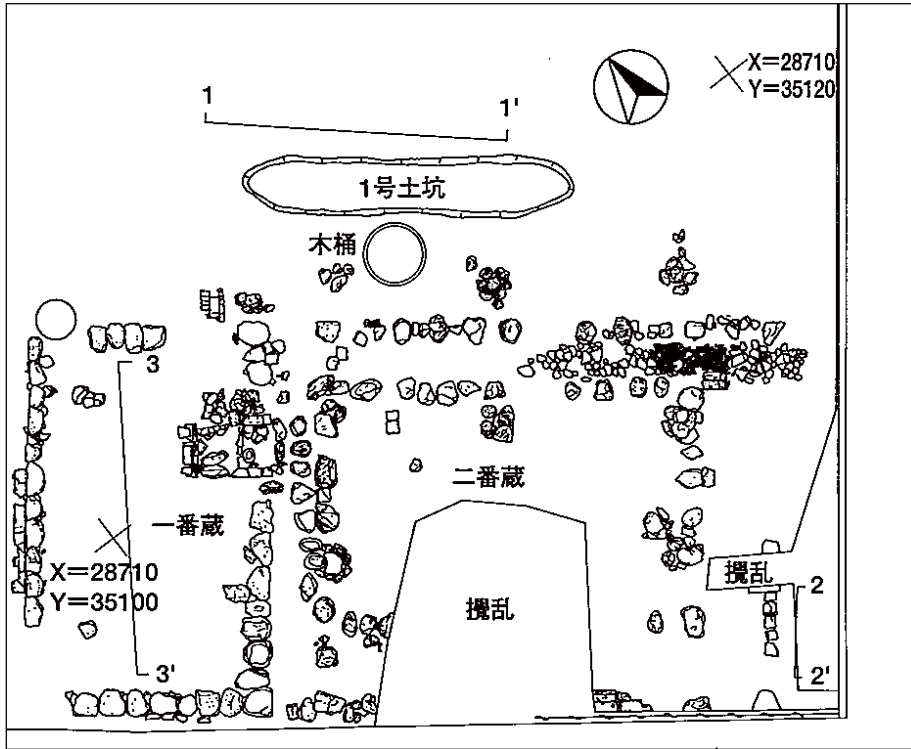


図60 一番蔵跡・二番蔵跡平面図



写真68 二番蔵床面遺構



写真69 一番蔵及び二番蔵礎石列



写真70 庭園跡から出土した牛の遺存体

中央道路跡

平成10年度には、史跡内電線類地中化に伴い、出島の中央を東西に延びる道路部分の調査を行ない、白玉石及び青灰色玉石を用いた2時期に渡る道路舗装面を確認した。青灰色玉石は、直径3～4cm程の蛇紋岩で、面的に敷き詰められていた。中央道路西側については、道路中央に埋設されている下水道管により攪乱を受け、敷地が南北に分断された状態で各種の遺構が検出された。特徴的なのは、カピタン部屋跡付近及び出島中央付近の道路で集中的に検出された玉砂利による舗装面である。特にカピタン部屋前面部分は、中央の出入り口部分を境に両側に分布し、端部は長方形の間仕切り石で仕切られていた。

東側からは、各種の溝遺構が検出された。建物の建つ敷地内からの接続部分にはコの字型に成形された石製の溝が用いられ、さらに丸瓦を数枚接合した溝が連結していた。瓦の接合部には橙色粘土が用いられていた。瓦の側面には安山岩系の方形の石が設置され、溝としてのくぼみが作られ、上蓋には砂岩系の板状の石が用いられていた。これらの溝は中島川に向かって排水するように作られていたと考えられる。

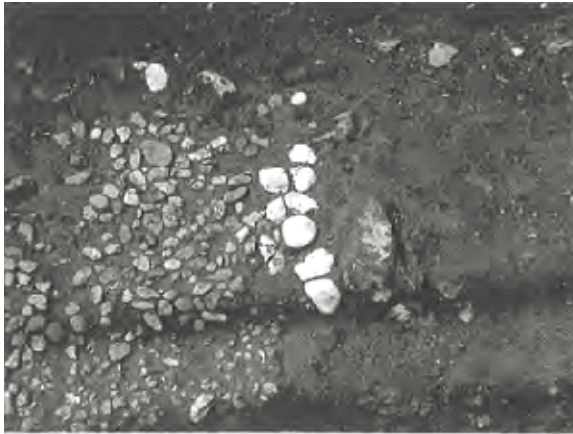


写真71 玉砂利をたたき込んだ舗装と舗装見切りの白い玉石



写真72 青灰色玉石を用いた道路舗装面



写真73 瓦敷側溝の発掘状況



写真74 白玉石を用いた道路舗装面

第3段階として、平成13年度から着手した第Ⅱ期事業における三番蔵跡、拝礼筆者蘭人部屋跡、カピタン部屋跡、乙名部屋跡の調査が挙げられる。第3段階では、第2段階で検出された数々の遺構や膨大な出土遺物につき、新たな調査成果を加え、総合的に整理することが求められた。また、水門跡についても、一部未調査であった箇所への補足調査を行った。以下に特徴的な建物の基礎遺構及び住居関連遺構について詳述する。

カピタン部屋跡

平成13～14年にそれぞれ建物の東側、西側（中央部）の調査を行い、良好な状況で遺跡が確認された。カピタン部屋は、復元時期である19世紀初頭においては、L字型の平面形であり、建物正面部の大きさは、間口15間半×奥行き6間半、建物の奥側は間口5間×奥行き7間であった。検出した礎石間から1間の柱間を想定すると、礎石間が平均的に約2m弱となるため、この数字に近い6尺5寸を基準とすることが妥当と考えられる。

文献等の記述から、カピタン部屋は多様な用途を持っていたことが分かっている。具体的には、1階部分は主に倉庫や土間として使用された。2階は事務所兼住居で、来賓の接待や宴席が設けられ、また商館事務室として使用されていたことから、商館員全員が集まる場としてはもちろんのこと、日本人役人や賓客も含め大勢の人々が集う場所であった。このことから、カピタン部屋は出島内の中心的な建物であるとされ、その建物構造も商館員個人の人々の寝泊り用の住居とは、異なるものであることが想定された。

その中で、実際に発掘調査を行った結果、建物の大外回りに当たる外壁部分には、安山岩を用いた連続した礎石列が確認された。カピタン部屋内部においては、安山岩自然石を用いた礎石が縦横の通り上に数基並ぶ構造が確認された。この礎石の通りが、柱及び間仕切り位置に相当すると思われる。礎石以外の建物内部遺構としては、埋甕や鉄製の籠が特徴的な遺構として挙げられる。埋甕は、便槽や水甕、食料品、燃料の貯蔵庫など、各種の用途が考えられる。鉄製の籠は木質部分が失われ籠の部分のみが残存していると思われるため、木製の樽であった可能性が高い。

乙名部屋跡

平成13年度に東側半分、14年度に西側半分の調査を行った。

乙名部屋は、各種の絵図やライデン国立民族学博物館に所蔵される『ブロムホフの模型』から、復元時期に当たる建物が町屋風の構造であったことが推察されていた。発掘調査の結果、内部から検出された礎石は、1間ずつ縦横に並び、柱の基礎石であることが分かった。柱間としては、礎石間は中心から計って、約1.95mの数値であったため、1間は6尺5寸と考えられる。この礎石の半裁、断面観察の結果、掘り込み内部に小石を敷きこみ、その上部に柱を立てる和風建築の基礎として一般的な構造であることが分かった。

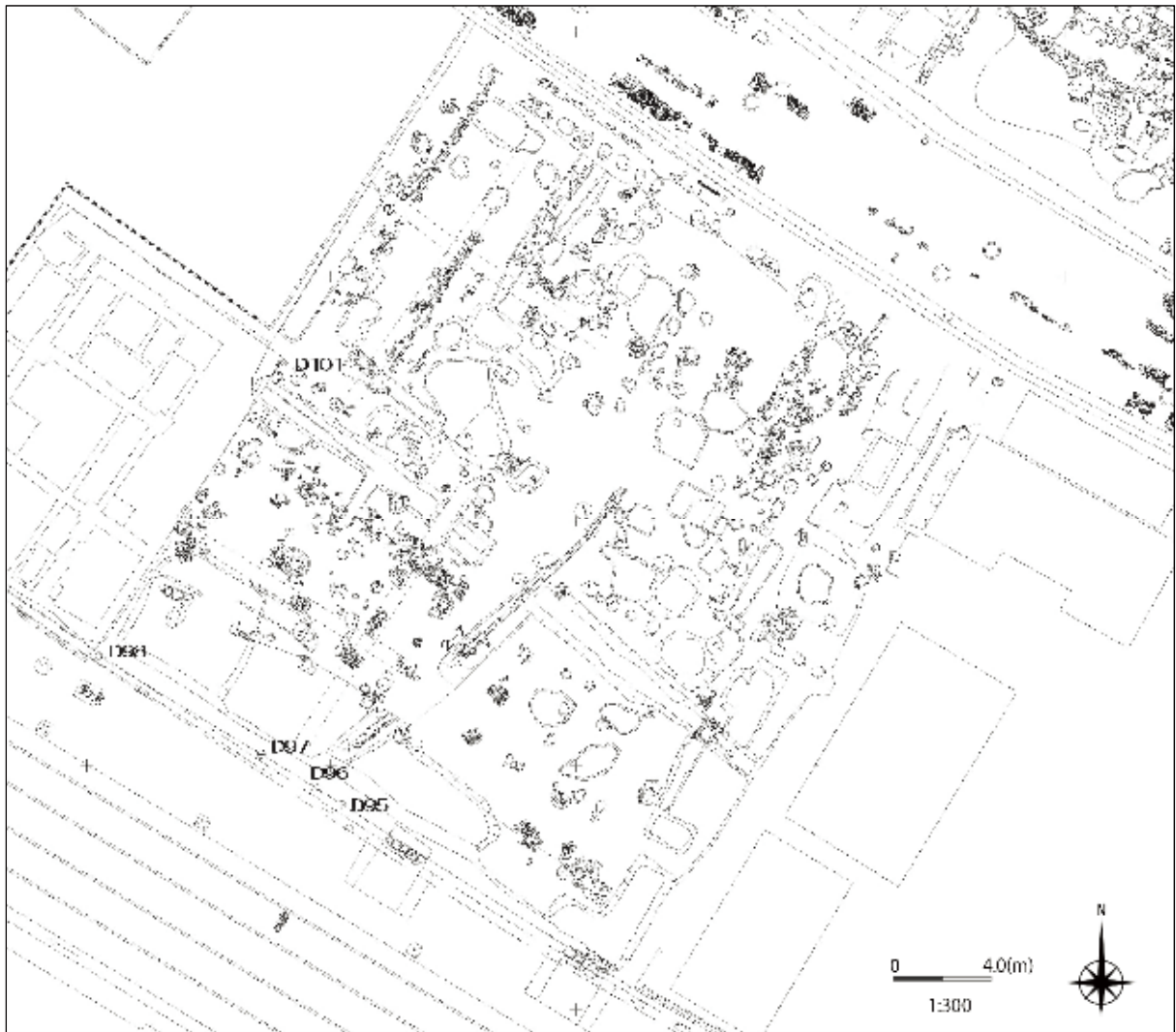


図 61 カピタン部屋跡・乙名部屋跡遺構平面図

拝礼筆者蘭人部屋跡

拝礼筆者蘭人部屋跡の調査は、平成 13～15 年度まで 3 ヶ年に渡り実施された。この一連の調査で、近代から 18 世紀代までの各期の遺構が検出された。

本地点では、18 世紀代の遺構面からまとまった量の水銀が出土したことが、特筆すべき事項として挙げられる。さらに、水銀出土集中地点に隣接する箇所、アマカワ遺構や樽跡等も検出された。パリ中央文書館所蔵の蛮館図の中に、「鍛冶場の図」という絵図が掲載されているが、拝礼筆者蘭人部屋のアマカワ遺構や樽跡、また壁に近い場所に位置する焼土（炉跡と推測する）などの内部遺構は、この鍛冶場の作業状況に近い。このため、本地点が出島内部施設の工房跡であったとする可能性が高い。

頭在化事業については、敷地内の調査と平行し、南側護岸石垣の確認調査を行い、平成 15 年から 3 ヶ年をかけて、本格的な石垣の発掘調査を実施した。約 130m に渡る連続した石垣の発掘調査、解体調査及び修復工事を行う中で、出島の護岸石垣の特徴と変異の状況を把握することができ、その成果を事業に活かすことができた。



写真 75 拝礼筆者蘭人部屋跡 全景

第4段階は、平成22年度から4ヵ年をかけて実施した出島中央部南側の発掘調査である。当該地点は、19世紀初頭には筆者蘭人部屋を含む9棟の建物が存在した。このうち、中央の通りに面した筆者蘭人部屋跡を含む6棟が第Ⅲ期事業と位置付けられ、南側護岸石垣に近い残りの3棟が第Ⅳ期事業と区分される。

これらの調査結果によって、目的としていた建造物復元のための基礎資料を得ることができ、十四番蔵跡の南側に広がる庭園跡や、銅蔵と町人部屋の間広がる空き地部分に掘られた廃棄土坑から、まとまった遺物が出土している。

十四番蔵跡

輸入品である砂糖を納めた2階建ての蔵。規模は間口3間、奥行5間。調査の結果、中央部から南側にかけてコの字形に礎石列が検出された。礎石列は大型の安山岩を中心に、緊密に敷き詰められた堅牢なつくりであった。十四番蔵の遺構整地面の下部からは、アマカワを塗り固めた用水池が検出され、18世紀代の遺跡の状況も併せて確認することができた。

このほか、18世紀代の出島の様相や幕末の洋風建造物の基礎遺構、安政6（1859）年に発生した大火の情報なども得ることができた。また、出島でははじめてとなる輸出品の蔵跡の調査を実施したことにより、遺跡から銅貿易の一端を読み取ることができた。具体的には、銅蔵の礎石や棹銅、銅滴の破片、棹銅を収納する箱に用いる釘が出土した。

銅蔵跡

銅蔵は、日本の主要な輸出品であった銅を輸出前に保管していた蔵である。規模は4間×4間、2階建てで、1階に棹銅を2階には鮫皮を収納していた。銅蔵の礎石は、一部の攪乱を除き、四方ともに良好な遺存状態であった。礎石列は、大型の安山岩を半間ごとに配し、蔵内部からは棹銅片や破砕された珊瑚などが見ついている。

組頭部屋跡

組頭は、日本人役人の乙名を補佐する役目であり、出島で実質的な業務を行っていた日本人役人と考えられる。建物は2階建てで、規模は間口7間、奥行4間、銅蔵と連続する建物であることから、一体的な利活用を行っていたことが当初から推察された。発掘調査の結果、幕末以降に建築された建造物の基礎と重なり、周囲を巡る礎石は検出されなかったが、内部から往時の床面が確認され、炉跡が検出された。また、長さ1寸ほどの釘が多数出土した。これらの釘は、棹銅を箱に収納する際に打たれたものと推測されるため、組頭部屋1階の実質的な用途が銅蔵の前室として、銅の輸出に関わる作業場であったことがうかがわれる。



図 62 III・IV期遺構平面図 S=1:250

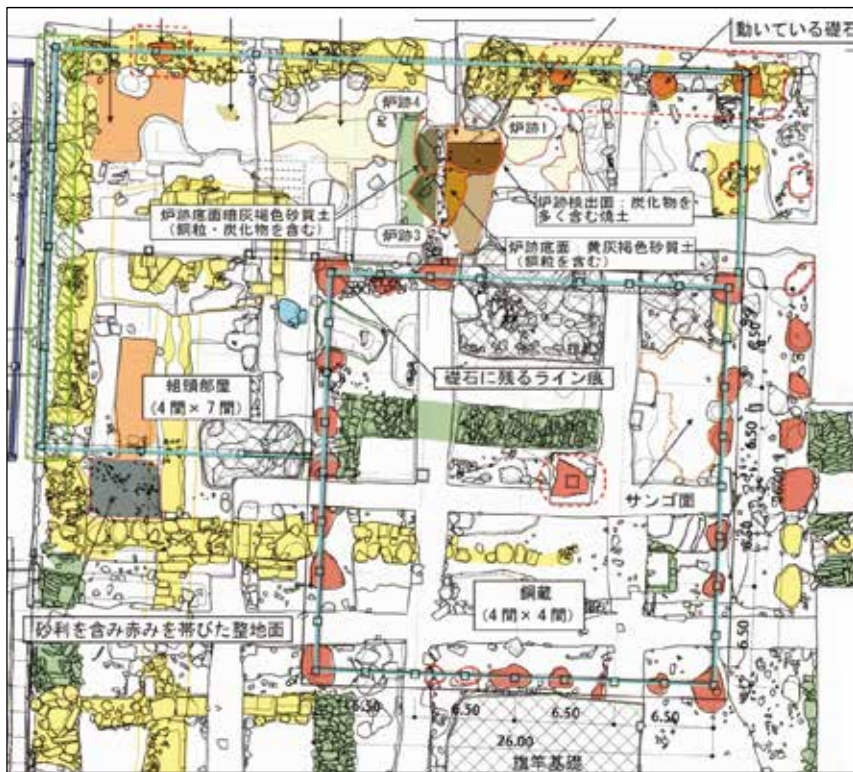


図 63 組頭部屋・銅蔵部分 遺構平面図 S=1:150

- :現代
- :幕末～明治
- :19世紀前(復元推定年代)
- :ピット及び土坑
- :19世紀前半の整地面
- :18世紀後半



写真 76 十四番蔵礎石と用水池



写真 77 出島出土の棹銅



写真 78 出土した銅滴

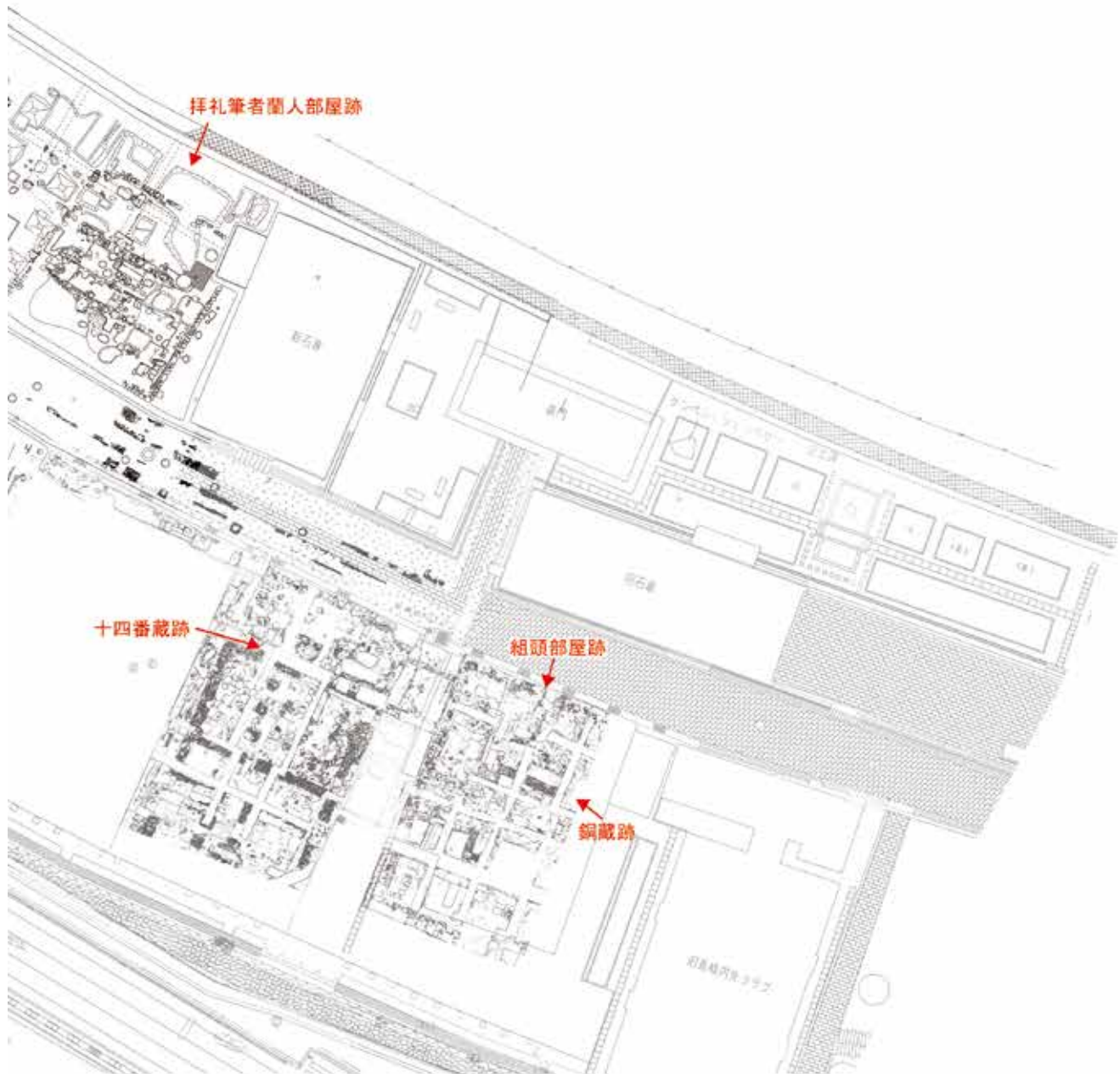
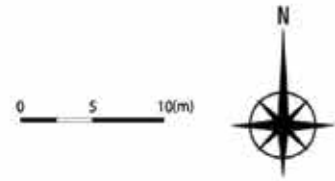


写真 79 出土した鉄製釘

平成8年からの建造物復元に伴う発掘調査により、対象となった建物は20棟、そのうち一部であれ基礎遺構を検出できた建物が14棟である。出島の中央部から西側にかけて、建造物の性格や敷地の利用状況によって、それぞれ異なった基礎構造や生活や業務に関連する遺構群が検出された。これらの成果を、出島遺跡の特徴としてまとめ、長崎市中の同時代の町屋遺構と比較し、さらには他都市のオランダ商館遺跡と比較するなかで、商館遺跡の共通点、類似点、相違点を明確にする必要がある。実際に出島を構成する建物群の内容は、商館員の住居や生活物資を収納する倉庫、貿易品を納める蔵、日本人の管理用建物、庭園・菜園に大別され、商館運営のなかで必要な要素、機能がすべて備わっていたことがうかがえる。その生活様式のなかで、日本の商館の独自性が見えてくるものと思われ、それぞれの役割をもつ建物の調査により、東アジアの貿易の拠点であった出島の姿が浮かび上がる。



図64 第I期～第IV期建造物復元事業に伴う発掘調査全体平面図
(平成8年～平成25年)



(3) 出島の範囲確認調査

出島における範囲確認のための発掘調査は、昭和 44 年に始まる出島の境界確認と範囲確定を目的とした一連の調査と、平成 8 年度より着手した第 I 期復元整備事業に伴う調査、平成 13 年度から行われた第 II 期復元整備事業に伴う調査の 3 つに、大きく区分される。第 I 期の調査では、顕在化事業に伴い、出島西側護岸石垣と荷揚場の面的な調査及び南側護岸石垣東側の調査が行われた。この調査によって、荷揚場の築造と拡張につき、明らかになった。第 II 期の調査では、南側護岸石垣西側から中央部にかけての調査が連続的に行われ、出島護岸石垣の特徴を掴むことができた。

出島の境界確認・範囲確定を目的とした初期の発掘調査では、昭和 59 年から 3 ヶ年をかけて実施された範囲確認調査において、境界となる護岸石垣が各所で検出され、明治中期に埋め立てられた出島の範囲が明らかになった。この調査では、すでに削平されている北側護岸石垣を除いて、南側、東側、西側の護岸石垣の一部が検出された。その後も、出島周辺で行われる埋設管の敷設工事に際しての立会確認等により、護岸石垣の検出例を積み重ね、その結果が出島の範囲確定の基礎資料となった。

ここでは、出島周辺の範囲確認調査について、周辺地区（北側から時計まわりに地区 1～4）ごとに概略を記す。

① 北側地区

北側は中島川をはさんで出島の対岸にあたる、中島川護岸及び公園部分の調査である。平成 26 年度から 28 年度にかけて、発掘調査が継続中である。

表 22 北側地区発掘調査一覧

No	年度	遺跡名	目的	概要
1-①	H 26 ～27	出島 (史跡外)	橋台設計	平成 26 年6月から行っている出島和蘭商館跡江戸町側護岸石垣の発掘調査によって、調査区全体で 11 基の石垣を検出した。調査地区ごとに石垣の遺存状態は異なるが、それぞれが旧出島橋の橋台の一部及び江戸町側護岸石垣に相当し、江戸時代の江戸町護岸の様相を知るための基礎的な調査成果を得ることができた。現在も、明治時代の護岸石垣及び江戸時代の木杭列、旧出島橋の部材(石材)について、調査を継続している。
1-②	S61	出島 (史跡外)	災害復旧 (市文化財)	江戸町護岸改修工事中に旧江戸町護岸石垣の一部を検出、石積みの長さは5mで、野面積みで3段確認した。
1-③	S58	出島 (史跡外)	開発行為 (市文化財)	約 10mに渡り、旧江戸町の護岸石垣を検出、胴木の上に自然石3段(野面積み)、その上部に切石7段(布積み)を確認。調査後、一部を残して石垣は撤去されている。

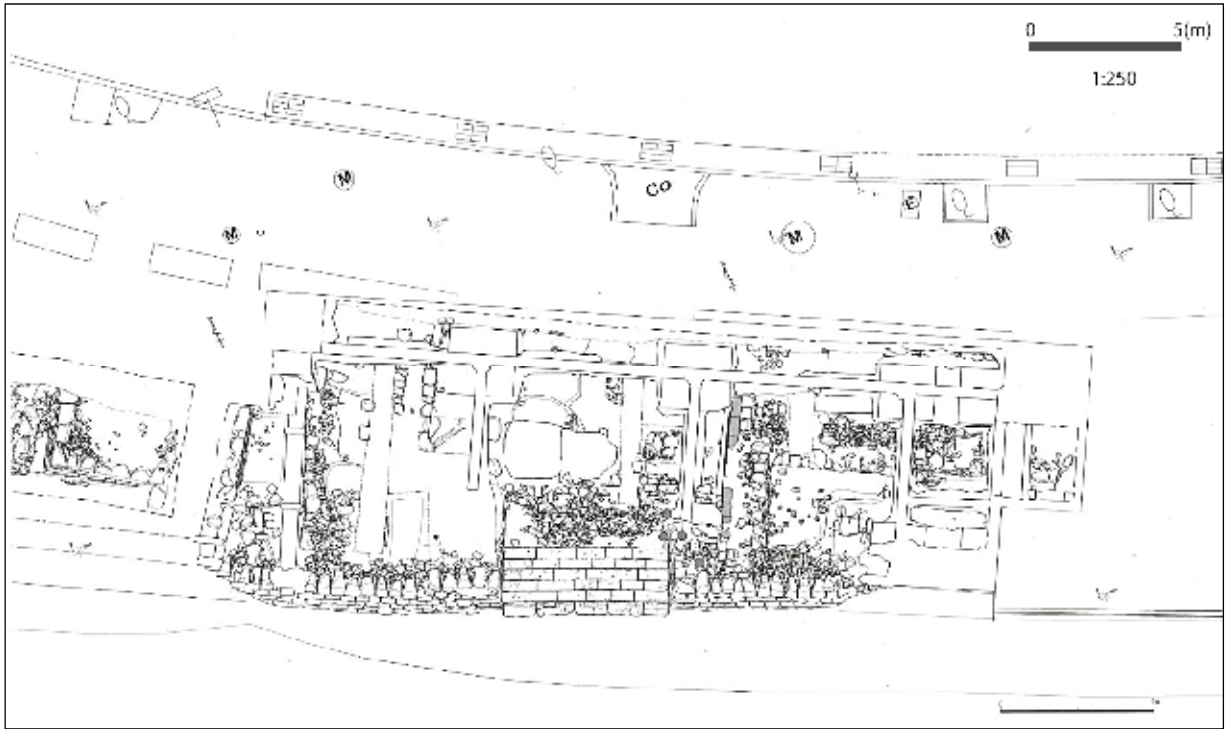


図 65 No.1-① 江戸町側護岸石垣平面図（明治時代・江戸時代）



写真 80 No.1-② 明治石垣崩落による解体



写真 81 No.1-② 江戸時代護岸石垣検出

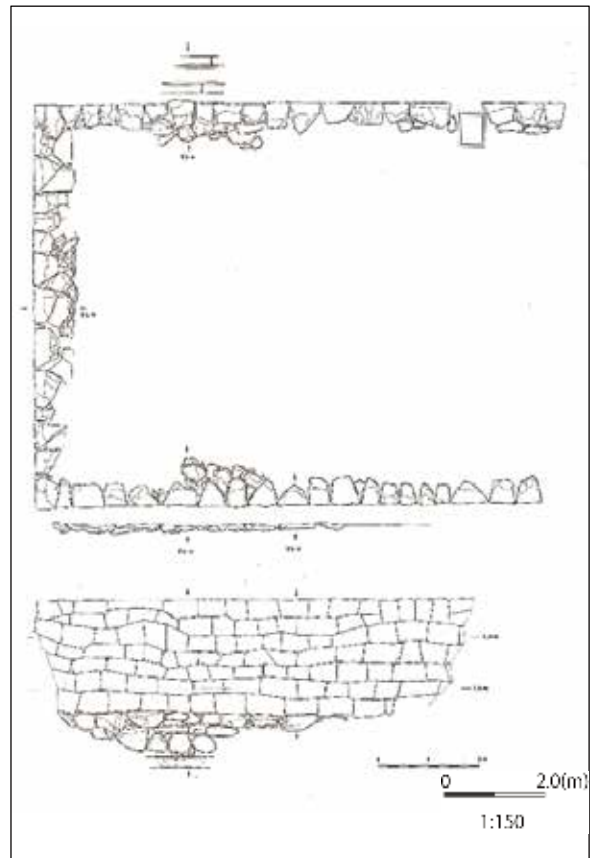


図 66 No.1-③ 江戸時代護岸石垣平面図・立面図

② 東側地区

東側は出島の東側の範囲確定のための調査、及び現在十八銀行本店付近の銅座町遺跡で発掘調査が行われた。

表 23 東側地区発掘調査一覧

No	年度	遺跡名	目的	概要
2-①	S60～61	出島	範囲確認	出島の範囲確定を目的とし、東側、南側、西側それぞれの確認調査を実施。江戸時代の出島の外郭線をほぼ明確にした。東側では、標高 0.5～1.0m付近で石垣を検出、石垣上方は欠損し、道路の中央付近に江戸時代の護岸石垣ラインが位置することが分かった。
2-②	H14	出島	範囲確認	東側護岸石垣のライン確認のため、道路を2箇所掘削、石垣上方は損壊していたが、一部で裏込めを検出した。昭和 60・61 年の調査時と同じく、遺存状態が不良であることが分かった。
2-③	H4	銅座町遺跡	開発行為 (市文化財)	対馬藩蔵屋敷跡の護岸石垣の下部が一部残存。標高 0.5m以下から石垣の一部及び胴木杭が検出された。現在、開発行為によって、遺跡は失われている。

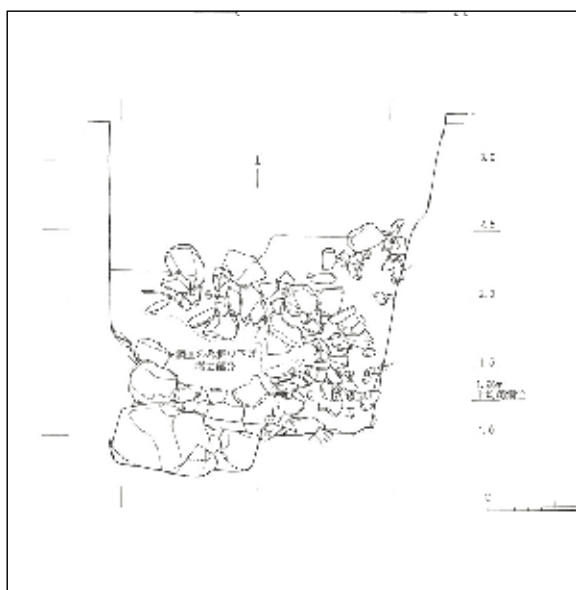


図 67 No. 2-① 江戸時代護岸石垣 (第 I 区)

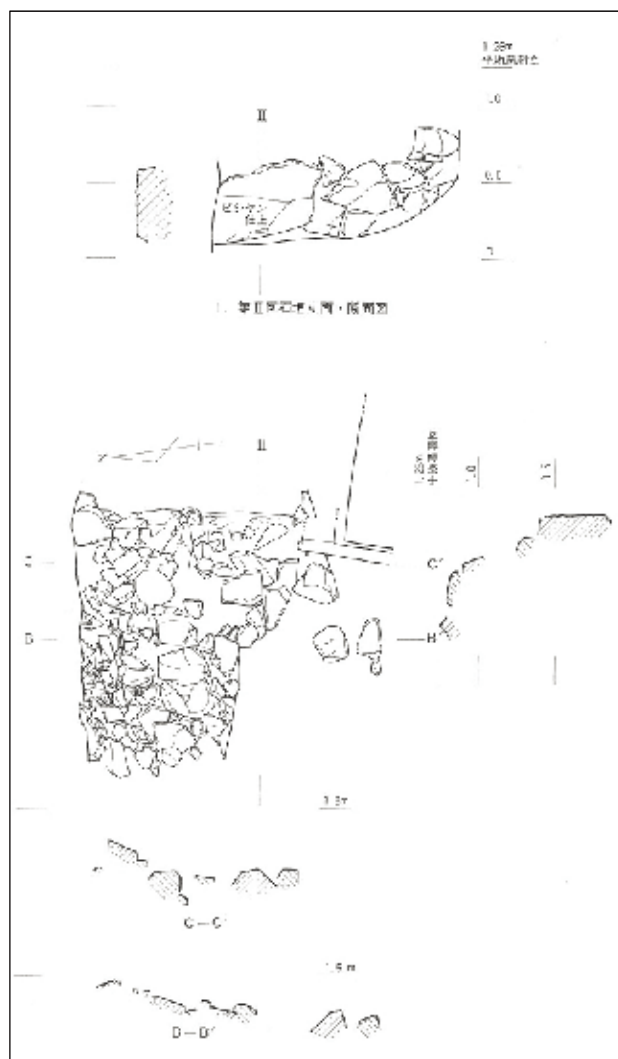


図 68 No. 2-① 江戸時代護岸石垣 (第 II 区)

第 3 章
出島に関する主な歴史調査

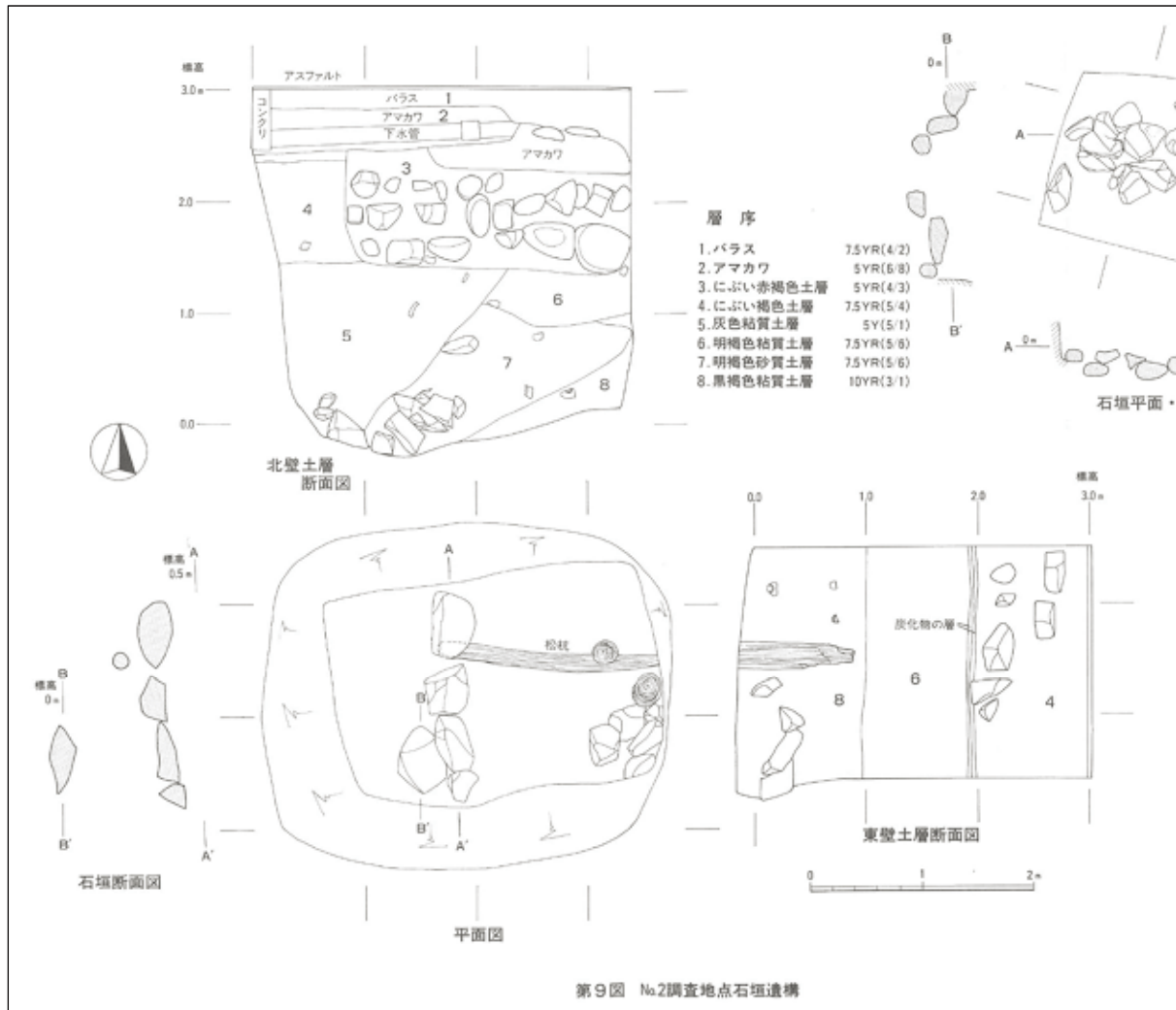


図 69 No. 2-② 銅座町遺跡護岸石垣及び胴木検出状況

③ 南側地区

南側では出島南側の護岸石垣、及び幕末から明治にかけての築足部分の位置を確認するための発掘調査が行われた。

表 24 南側地区発掘調査一覧

No	年度	遺跡名	目的	概要
3-①	S44	出島	埋設管工事 (長崎大学)	出島の東側敷地境よりさらに東側にあたる道路内から、東南角部の石垣遺構の一部が確認された。
3-②	S60～ 61	出島	範囲確認	出島の範囲確定を目的とし、東側、南側、西側それぞれの確認調査を実施。江戸時代の出島の外郭線をほぼ明確にした。南側では、標高 1.5mから石垣が検出され、以下に良好な石積みが残ることが判明した。
3-③	H8～ 10	出島	石垣整備	平成8年度から南側護岸石垣の東側部分を調査し、連続する護岸石垣が検出された。石垣は全体的に上部が欠損しており、標高約-0.5mまで掘削の結果、残存石垣高は平均 1.5～1.2mであった。石積み技法は、布積み、布積み崩し、乱積み等が観察され、石材は転石や野面石が多く、岩質は安山岩が主体を占めた。

No	年度	遺跡名	目的	概要
3-④	H13～14	出島	確認調査	南側護岸石垣の中央部から西側にかけて計8箇所の試掘坑を設定し、確認調査を行った結果、全ての試掘坑から石垣の一部を検出、南側ラインがほぼ明確となった。
	H15	出島	石垣整備	カピタン部屋涼所及び乙名部屋付近の南側護岸石垣約20mの調査を実施。標高-0.6～1.9mにかけて8段程の石積みを検出。石垣前面の一部を更に掘下げ、石垣の基盤となる捨石組を確認。石垣解体時の裏込め調査で、裏栗石や粘土を検出した。
	H16	出島	石垣整備	平成15年度に続き、南側護岸石垣中央部の調査を約70mに渡り実施。石垣の裏込め調査により、3種類の裏込め工法を確認、石積みの技術について検討を行った。さらに、出島の基盤調査として石垣から敷地内に連続する地点の深掘りを行い、出島構築時の埋立て土について調査を実施。石垣前面からは大量の西洋銅版転写陶器が出土、裏込め土中からはオランダ商館時代の輸出向け国産磁器などが多数出土した。
	H17	出島	石垣整備	南側護岸石垣の中央部から東寄り、旗竿広場、内外クラブに近接する部分を42mにわたり発掘調査を行った。石積上部は近代以降の建物基礎と側溝等により攪乱を受け、残存高は1.0m～2.2mで、3～6段ほどであった。石垣前面からは大量のコンブラ瓶が出土した。さらに南側護岸石垣のほぼ中央部で、石垣前面より3m敷地内に入り込んだ場所に石垣が検出された。全長は約10m、2段～4段であった。この石垣の上面と横面を掘削したところ、主に17世紀～18世紀代の遺物が出土した。
3-⑤	H14	出島 (史跡外)	電線事業 (市文化財)	センターポール化事業のため電車軌道敷内を掘削、慶応3年築造の石垣が標高2.0m付近から検出され、石垣の遺存状態が良好であることが分かった。
	H16	出島 (史跡外)	電気工事	慶応3年築造の石垣の一部を確認、根石部分の調査により、胴木や立杭が良好な状態で検出された。また、江戸時代の南側護岸石垣の外側にあたる部分からも、護岸のための木杭が検出された。

【護岸石垣の検出】

南側護岸石垣における本格的な発掘調査は、平成8～11年度に行われた南側護岸石垣東側50mの発掘調査と、平成13～17年度に行われた南側護岸石垣西側から中央部にかけての発掘調査に大きく分かれる。この二つの調査により、南側護岸石垣のほぼ9割が顕在化され、現在出島の外側を巡る歩道から、この石垣と石垣上に築かれた練塀を見学できる。

東側50mの調査では、調査区全域から護岸石垣を検出、予想される石垣総高に対し、全般的に約3分の1の石垣が残っていた。南側護岸石垣については、その一つの線形及び立面の中に二百数十年の出島の歴史が凝縮している。このため、石垣立面の中にいくつかの変換点、すなわち積み直し、補修の痕跡が見出された。

第Ⅱ期事業において取り組まれた南側護岸石垣西側から中央部までの約131mに渡る調査は、平成13・14年度の範囲確認調査に基づき、平成15年から3カ年をかけて行われた。調査は、石垣想定ラインを中心に西側から順次東側に掘り進み、残存石垣の上面を検出、その後石垣前面の

掘削を行った。石垣は全域で検出され、石積み上部は近代以降の建物基礎による攪乱を受けていたため、天端石は確認できなかったが、石垣の遺存状態は東側に比べ良好で、石積み高さは2.5～3.4m、積石段数は6～11段、最上段の標高が2.8mであった。

石垣前面については、石垣に平行して敷設された数基の埋設管により、ほとんどの調査区が地表面から約2mの深度まで後世の攪乱を受けていたが、一部で良好な土層の堆積が確認され、9層に分層された。1～5層は慶応3年(1867)の遊歩道整備時の埋立てによる客土であり、6、7層は満潮時に潮の影響を受ける高さで、泥炭層と礫層であり、8、9層は捨石上面に位置し、泥炭と玉砂利が混じり合った土層であった。遺物は6層及び8層から多量に出土、主要遺物の年代は19世紀前半～中葉に当たる。石垣最下段にあたる1段目築石の下面レベルは、平均すると標高約-0.6mで、それより下部については石垣前面部に大型の安山岩系石を用いた根固めがみられ、その上部から玉砂利が検出された。

石積みの特徴は、下部石垣は布積み状で、石材は比較的大型の安山岩自然石を使用、中央部石垣は、大小の自然石を利用した乱積み、石質は砂岩・礫岩が多用される。勾配は、下部から中央部までの引き通しで、1:0.15であった。上部石垣は、小さい積み石の乱積みで控え長さも短く、丸みを帯びた石材が使用され、非常に急勾配で不安定な石積みであった。

石積み検出後、破損状況調査、岩質調査、石積み工法の検討(石材一次調査)を行った。岩質調査から南側護岸石垣を構築する石材は、角閃石安山岩、砂岩、礫岩の3種が中心となることが分かり、各石材の産地は、安山岩、砂岩が長崎市小ヶ倉産、礫岩が香焼島産、神ノ島産と推測されている。

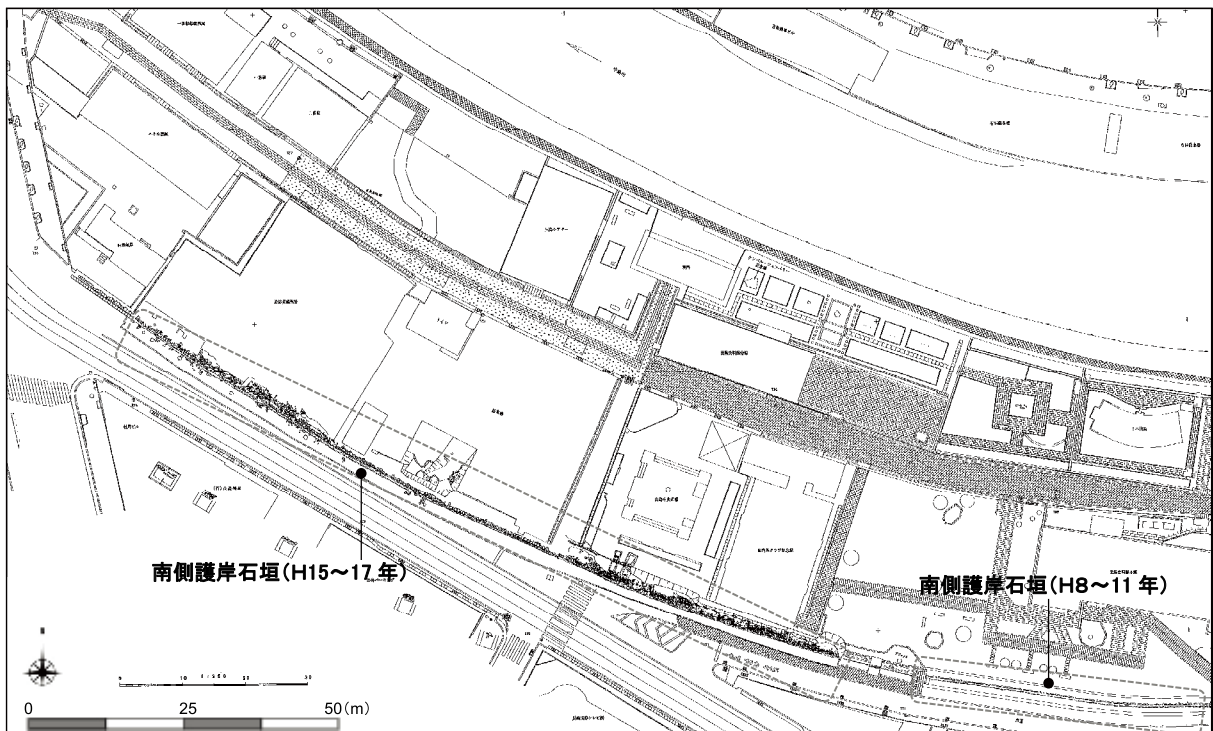


図70 南側護岸石垣全体平面図

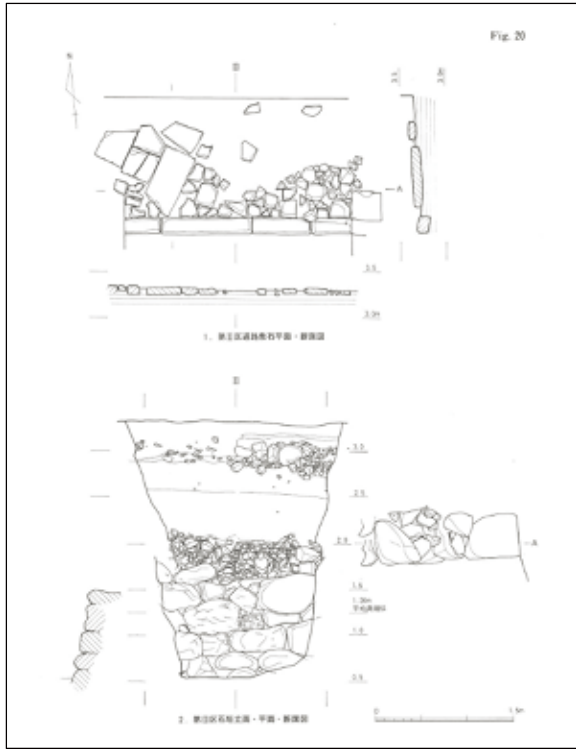


図71 No. 3-② 江戸時代護岸石垣 (Ⅲ区)

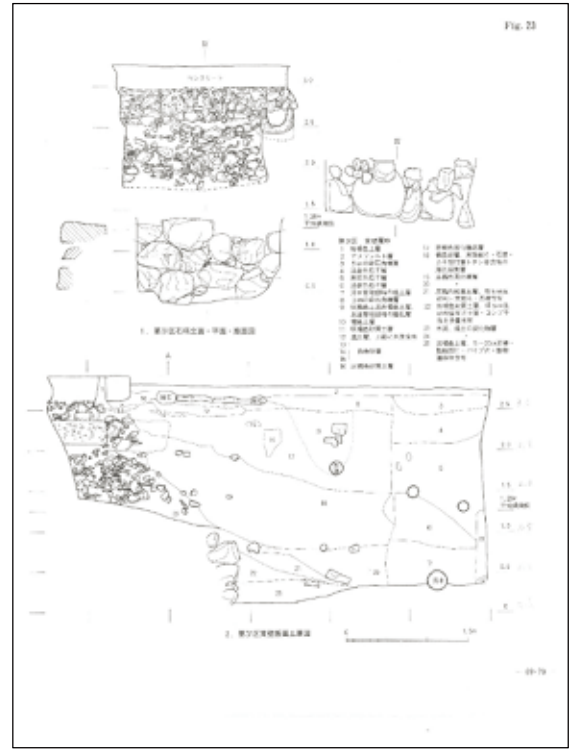


図72 No. 3-② 江戸時代護岸石垣 (Ⅳ区)

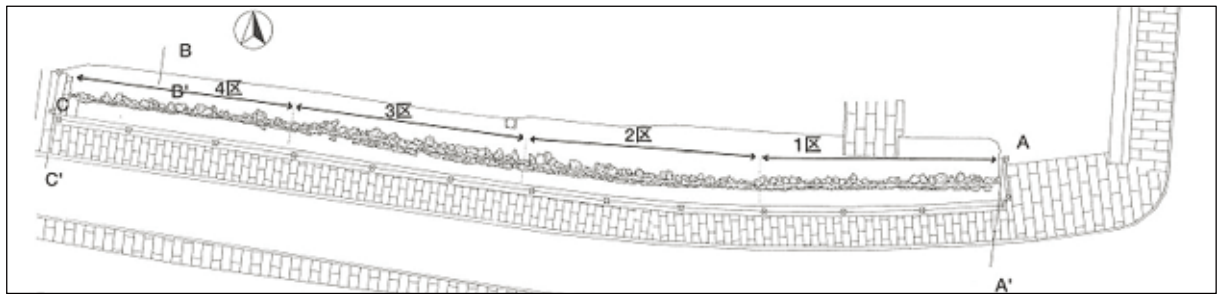


図73 No. 3-③ 南側護岸石垣遺構配置図

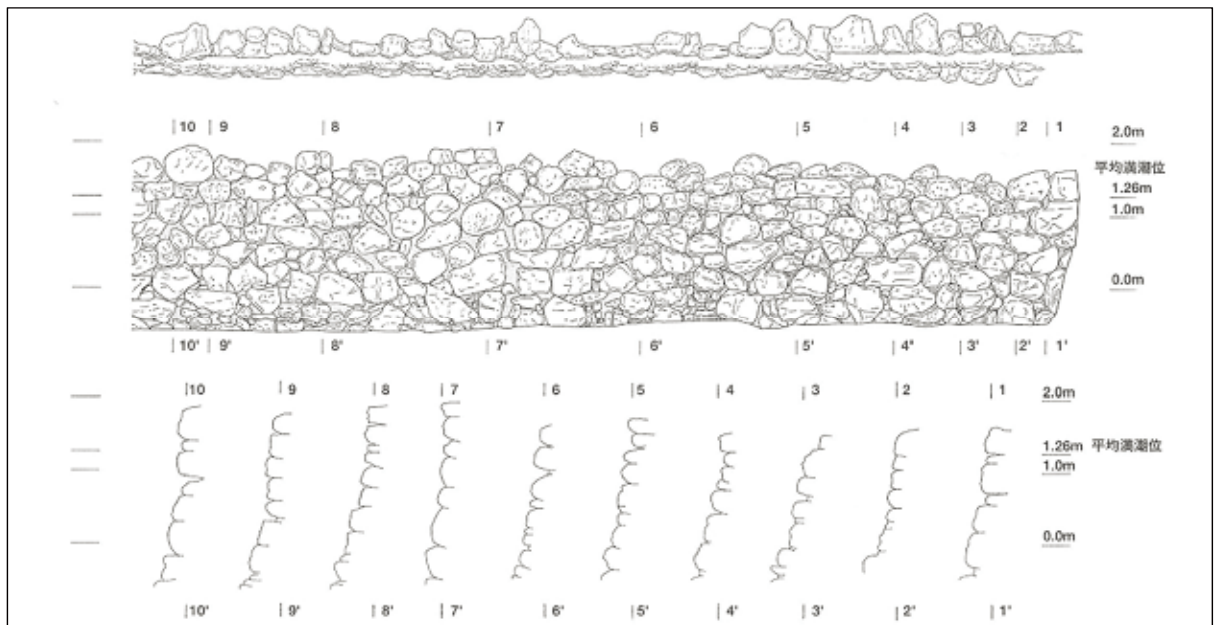


図74 No. 3-③ 南側護岸石垣遺構

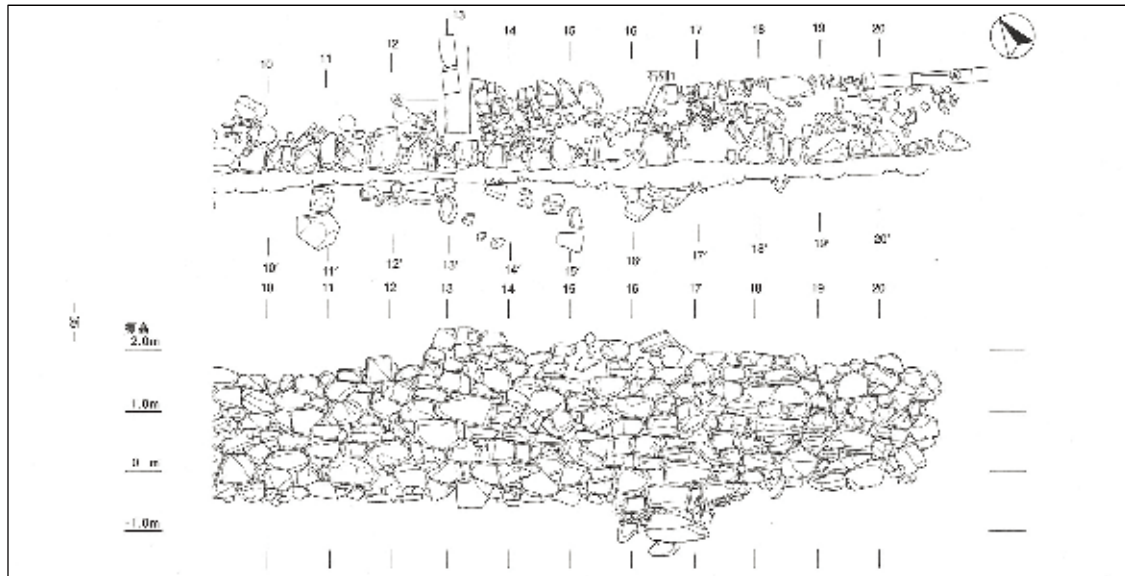


図 75 No. 3-④ 南側護岸石垣遺構図（平成 15 年度調査区）

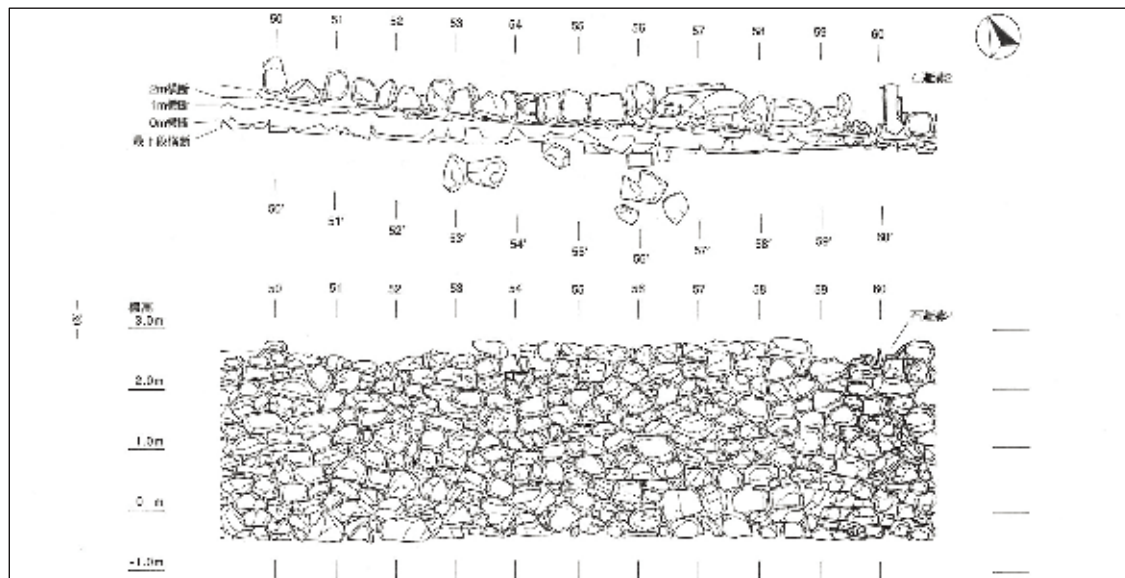


図 76 No. 3-④ 南側護岸石垣遺構図（平成 16 年度調査区）

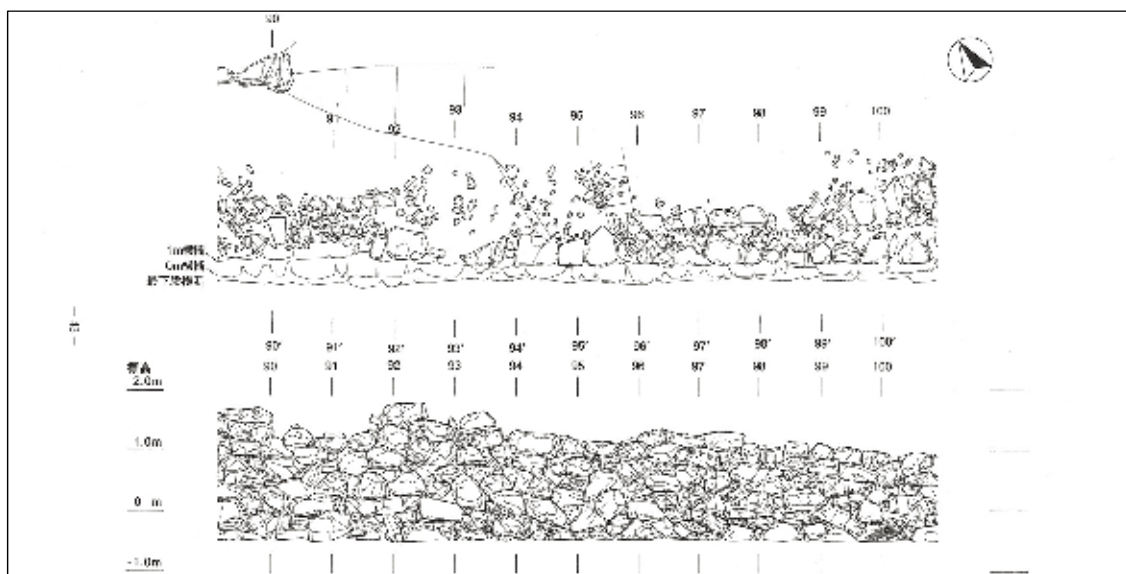


図 77 No. 3-④ 南側護岸石垣遺構図（平成 17 年度調査区）

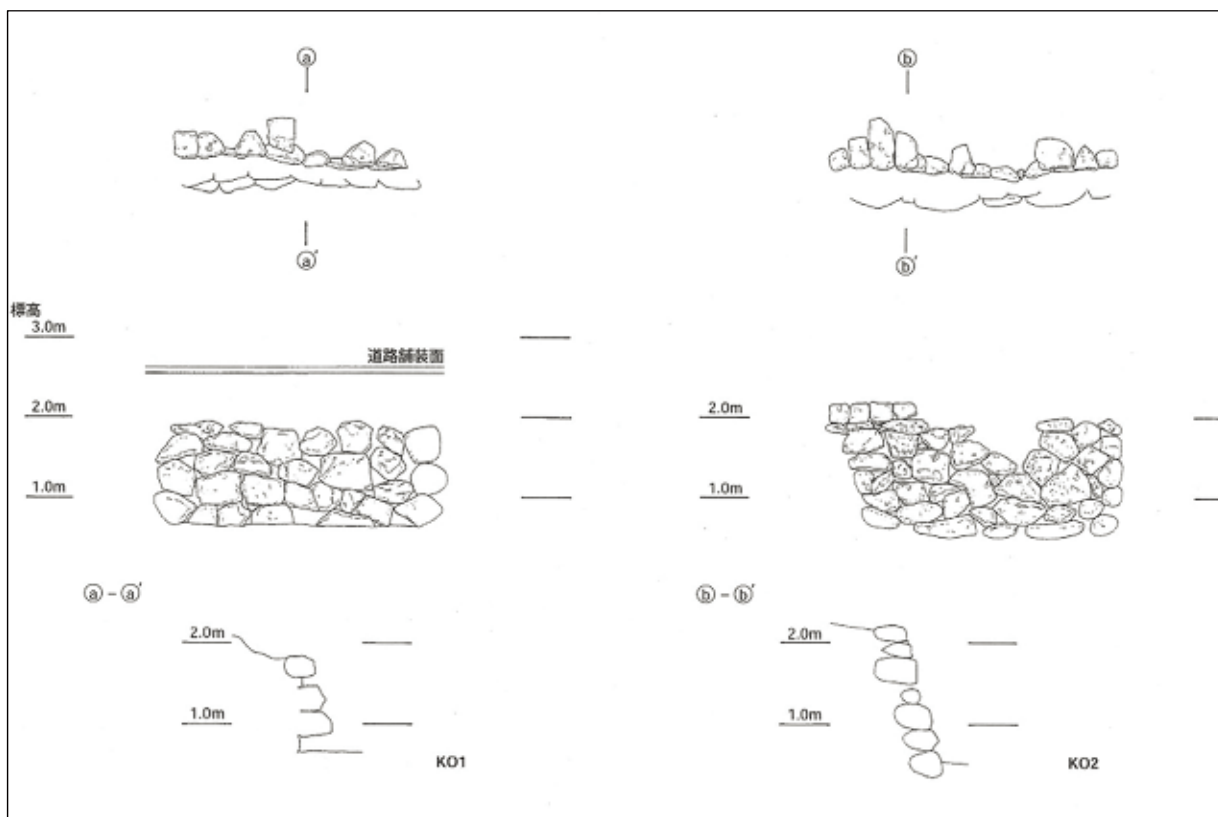


図 78 No. 3-⑤ 南側護岸石垣遺構図 (平成 14 年度調査区 : 史跡外)

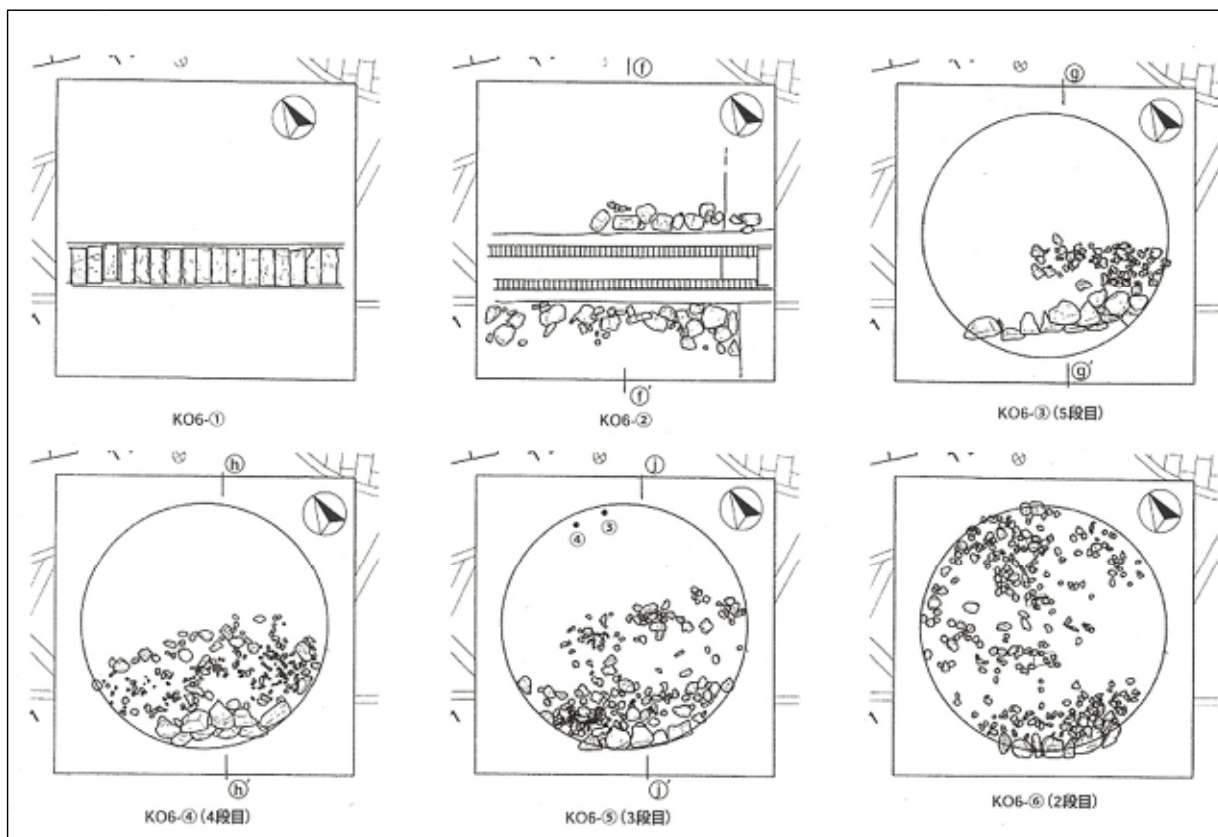


図 79 No. 3-⑤ 南側護岸石垣遺構図 (平成 16 年度調査区 : 史跡外)

※『出島和蘭商館跡 南側護岸石垣発掘調査・修復復元工事報告書 第一分冊』(2010年)から転載

【石垣解体調査】

石垣の解体に先立ち、1 m方眼の墨打ち、石材への番付、水平ラインの記入を行い、その後方眼ごとに写真撮影、現況勾配の確認のため、基準勾配及び折れ点推定ラインに遣り方を設置し、上段から順次解体を行った。石積みの解体に際しては、破損のないように留意して作業を行い、築石間の胴付きの状態、介石の有無、風化・破損の状況、孕み出しの原因などを調べ、石垣修復時の基礎資料とした。解体後、石材二次調査（規模、破損・風化の状況、評価、種別、加工痕など）を行い、石材調査票を作成した。

【裏込め調査】

一連の裏込め調査により、数種の裏込め工法が確認された。11・12区においては、上段にあたる石積み11段目では裏栗石はみられなかったが、10～6段目付近では裏込めに石列を配した構造が確認された。この石列は、築石の前面から約90 cm幅のラインに北側に面を取った状態で配置されたもので、築石と石列の間に栗石が込められる。5段目が裏込め工法の変換ラインにあたり、4段目以下粘土と割栗石の裏込めへと変化する。5段の裏込めは、丸みを帯びた礫と褐色粘土が用いられ、炭化物が混入。4段目以下は大型の割礫が敷き込まれ、間に粘土がみられた。築石の控え長が50～60 cmと大型になり、堅牢な構築で、この裏込め構造を持つ石積みは、築造当初の様相を呈していると考えられる。

これらの調査結果から、石垣が概ね下部、中央部、上部で全く構造的な違いを持つこと、さらに築石の間詰めには粘質土が用いられ、補強されていることが分かった。石積みの強度を見てみると、上部の石積みは裏込めが少なく、非常に弱い構造であるが、潮位を考慮すると、高潮の時でも裏込め工法中央部に当たる石積み7段目付近までしか潮が上がらないため、下部、中央部までの石積み際に、石積強度を強く意識していたことがうかがえる。



写真 82 石垣解体6段目(裏込め中央部)



写真 83 石垣解体4段目(裏込め下部)

【出土遺物】

以上の調査から、約34万4千点に及ぶ近世陶磁器を主体とした遺物が出土した。

石垣前面からは、8区を中心に大量の西洋銅版転写硬質陶器が出土、イギリスのダベンポート窯など19世紀中葉を主体とする遺物が多い。このほかに、輸出向け有田焼色絵磁器や亀山焼など慶応3（1867）年埋立て直前の状況を示す資料が出土、またコンプラ瓶のまとまった出土例が確認された。

裏込め出土遺物は、段毎に取り上げ、石垣直上と裏込め土中に大別、その結果、主要遺物の年代や出土数の増減により、数回の修理歴が推測される。

11～10段目については、裏込めが広範囲に攪乱を受けていたため、遺物の出土数が少なく、近

代以降の資料も混入する。9～5段目裏込めからは、染付VOC字文芙蓉手皿、染付NVOC字文月桂冠皿、金襴手様式色絵壺等18世紀前半に製作された資料が出土した。このほか、国産陶器、ガラス製品、軒棧瓦、本瓦、煉瓦、クレーパイプ、獣骨（鳥、牛）等が出土し、オランダ商館時代の生活全般に渡る廃棄物が混入する状況を呈する。石垣直上については、裏込め出土遺物と同様の内容であるが、一部幕末期の遺物の混入がみられ、石垣前面からの遺物流入が推測される。4段目上面については、上段まで及ぶ石垣改修の際に若干の遺物が混在し、以下の段からは出土遺物が見られなくなる。遺物が混入しない状況からも、これ以下の石積みが出島築造当初期のものであることが分かる。

③ 西側地区

西側では出島南西部の荷揚場付近の石垣や、幕末から明治にかけての築足部分の位置を確認するための発掘調査を行った。

表 25 西側地区発掘調査一覧

No	年度	遺跡名	目的	概要
4-①	H8～9	出島	石垣整備	出島西北部に当たる荷揚げ場付近の調査を実施、出島築造当初の西側護岸石垣を検出、さらに荷揚げ場の築造、拡張に伴う3期の張り出した石垣遺構を検出した。
4-②	S60～61	出島	範囲確認	出島の範囲確定を目的とし、東側、南側、西側それぞれの確認調査を実施。江戸時代の出島の外郭線をほぼ明確にした。西側では、国道及び歩道に沿って調査区を設定し掘削した結果、護岸石垣が見られない範囲が明らかとなった。
4-③	H13～14	出島	埋設管工事	南西部の護岸石垣の調査を実施し、2箇所から石垣の一部を確認、9年度実施の西側護岸石垣検出ラインと線形を結ぶことが可能となった。
4-④	H26	出島 (史跡外)	共同溝整備 (県学文)	標高約 1.7mの高さから、長さ1mに渡って石垣を検出した。元治元年(1864)築足部の北東面の石垣と思われる。
4-⑤	H17	出島 (史跡外)	共同溝整備 (県学文)	文久元年(1861)、慶応3年(1867)築足部の石垣が検出された。ともに標高 1.4mの高さで確認され、文久年間の石垣は裏込め構造も明らかになった。

【水門及び荷揚場の石垣調査】

西側護岸石垣については、平成9年度に行われた水門と荷揚場を含む一連の発掘調査の中で、取り組まれた。文献上で明らかになっていた荷揚場拡張の経緯や内容を踏まえた調査が行われ、その結果、西側扇形のライン上に合致する箇所から石垣の一部が検出され、その位置関係と検出された石垣の積上げ工法、使用石材から、この石垣が出島築造当初期の石垣であることが判明した。

さらに、この当初石垣から西側に延長したライン上に、3列の護岸石垣が検出され、それぞれが荷揚場部分の最初の築足し、その後の拡張された石垣であることが分かった。拡張されたそれぞれの石垣には、使用石材、工法に相違点が見られた。

第3次の拡張石垣は、1740年頃と推定されているため、多くの出島図が残されているこれ以降

の時代に描かれた出島のイメージと合致する。18世紀後半以降は、出島西側に堆積した土砂は浚渫が繰り返され、荷揚場の形状は大きく変わることはなかった。

1861年には、出島の機能が見直され、西方部を中心に順次埋め立て拡張が行われ、明治に至り完全に島の姿が失われた。

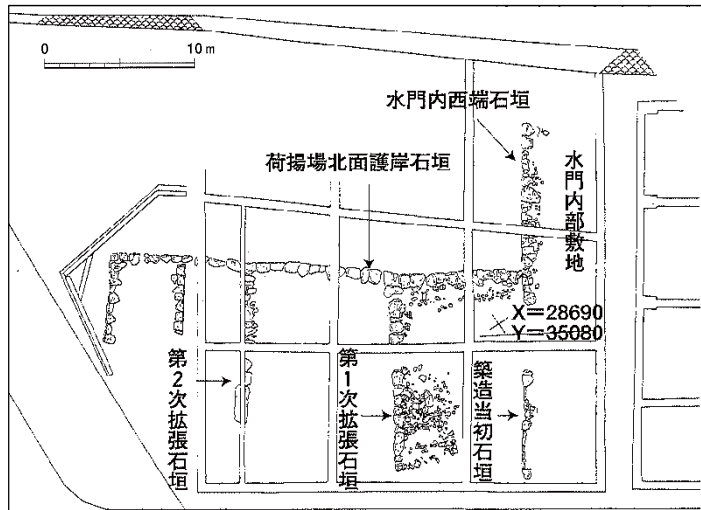


図80 西側検出護岸石垣平面図

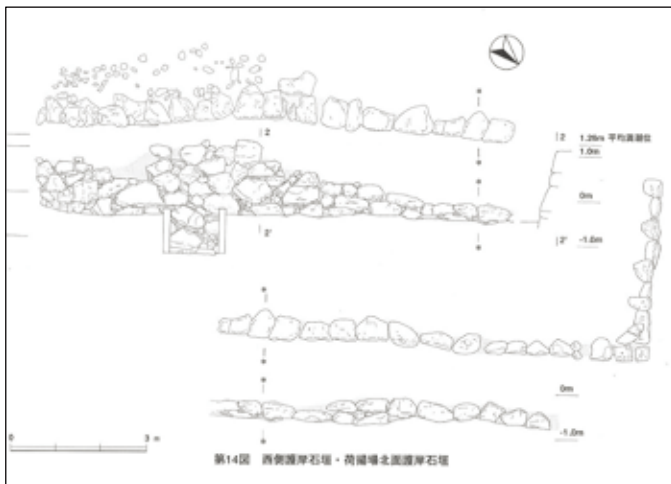


図81 No. 4-① 西側検出護岸石垣・荷揚場北面護岸石垣遺構図1

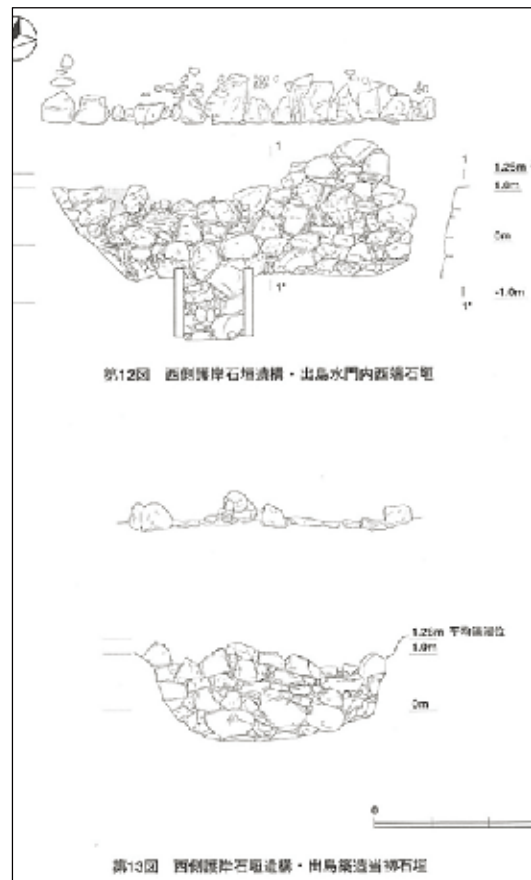


図82 No. 4-① 西側検出護岸石垣・荷揚場北面護岸

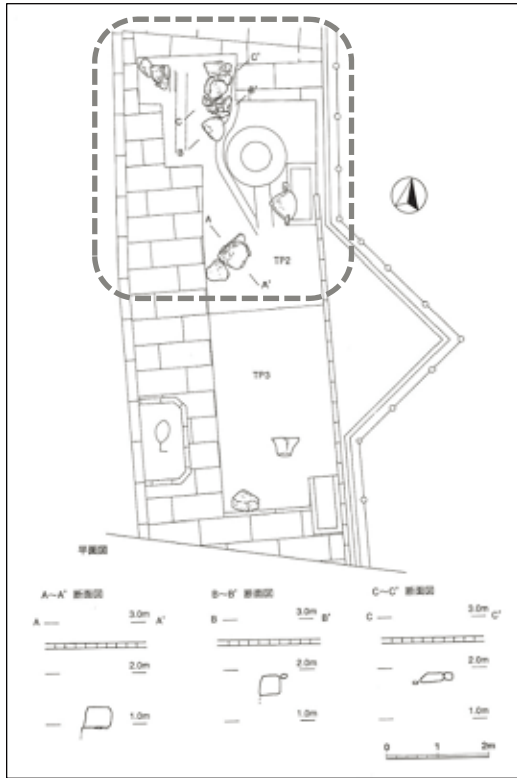


図 83 No. 4-③ 西側検出護岸石垣

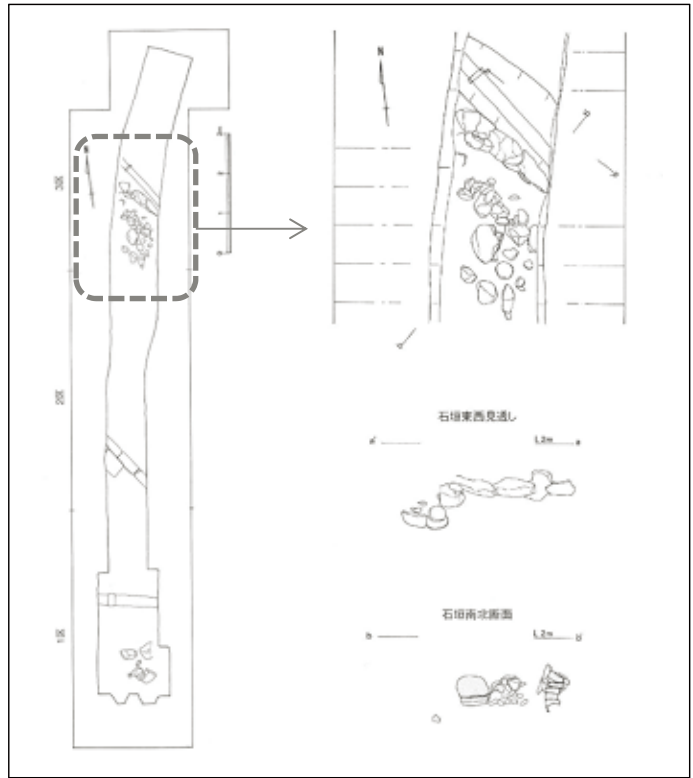


図 84 No. 4-④ 西側検出護岸石垣(国道上の共同溝設置に伴う石垣調査)

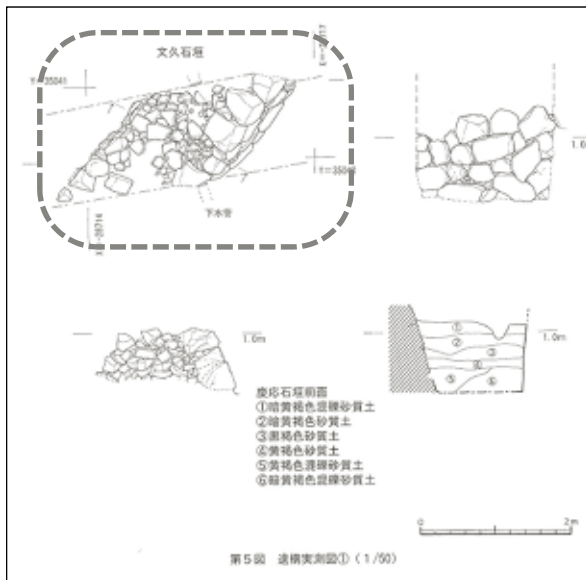


図 85 No. 4-⑤ 西側検出護岸石垣1(国道上の共同溝設置に伴う石垣調査)

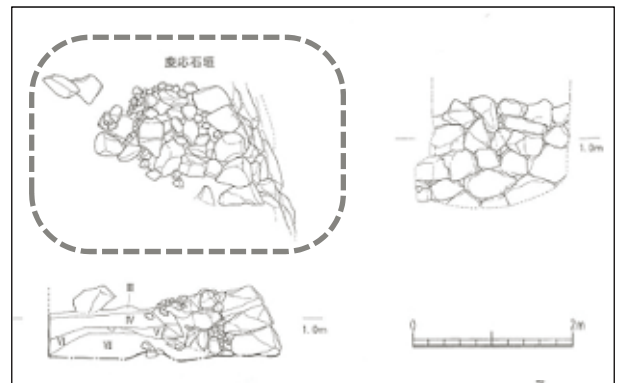


図 86 No. 4-⑤ 西側検出護岸石垣2
(国道上の共同溝設置に伴う石垣調査)

(4) 護岸石垣の修復・復元

西側護岸石垣、南側護岸石垣ともに発掘調査を行った地点については、それぞれ石積みの修復とその公開を行っている。特に公開方法については、それぞれの周辺環境に応じた方法を検討し、出島の顕在化を行っている。

① 西側護岸石垣の修復と公開

西側護岸石垣では、築造当初の石垣の発見と、その後の荷揚場拡張に伴う一連の石垣の検出が大きな成果であったため、これらを主体とした顕在化が行われている。築造当初、荷揚場築造、荷揚場第1次拡張の石垣のそれぞれ一部に、四角形の枠組みを設定し、その中で拡張される出島荷揚場の歴史を紹介している。またこれらの状況が連続してみられるよう、荷揚場北側部分に沿って堀を構築、時代的な石積み技法の変遷や、主体となる使用石材の相違が分かる。また、中島川から水が自然に流入するため、潮の干満に合わせて、水位が変化の様が見られ、往時の出島を取り巻く環境を感じることができる。

② 南側護岸石垣の修復工事

南側護岸石垣については、調査と同様、平成15～17年度に修復・復元工事を実施した。

発掘調査時に行った石材一次調査と現況測量、解体調査時に行った石材二次調査と解体段ごとの築石間の記録に基づき、現状に復することを第一に修復工事を行った。

石材については、可能な限り旧石材を用い、破損しているもの及び風化が著しいもののみ交換を行った。交換材は、安山岩については諫早市小長井町の同種の石材を使用、砂岩、礫岩については諫早市小ヶ倉町の砂岩を用いた。

石積み勾配は0.08～0.22と幅があり、度重なる修復やその後の孕み出し、破損、欠損など様々な様相を呈していた。このため、石垣検出時の状況から不安定箇所を割り出し、1mごとの石垣立断面の中から、安定感のある断面図、往時の勾配を留めている箇所の抽出を行った。その予想を念頭に解体調査を進め、実際に孕み出しによる勾配の狂いが生じている箇所と、その後の修復による時期差を示す変換点である箇所を区別し、基準となる勾配を選択した。この修復に際しての基準勾配は、概ね1分8厘を基本とした。現況の遣り方からみると、西側では若干緩やかな勾配を持ち、中央部の石垣は立ち上がってくる状況であった。この作業の過程で、解体調査完了時、当初石垣の線形を確認する中で、いくつかの屈曲点がライン平面上に確認された。このことから、南側護岸石垣のラインが弧状ではなく、いくつかの折れ点を持ち、直線的な石垣の連続によって構築されていることが分かった。

石積みにあたっては、解体前に墨打ちを行った1m方眼を基準とし、新規石材への交換や孕み出し補修が必要な際にも、この方眼内で調整を行うことによって、現状復旧が可能となった。このほかに、重箱積みや巻き石など、旧来通りに積み戻すことが石積みの強度を損なう可能性が高い箇所については、石垣復元小委員会及び石工棟梁、土木施工担当者との協議のうえ、若干の修正を行い、問題点の解消に努めた。

南側護岸石垣上部の石積み欠損部については、新規石材を用いての復元を行った。復元の指針としては、その下方部の石積み状況を参考に、使用石材やその大きさを吟味し、雰囲気損なうことがないよう取り組んだ。

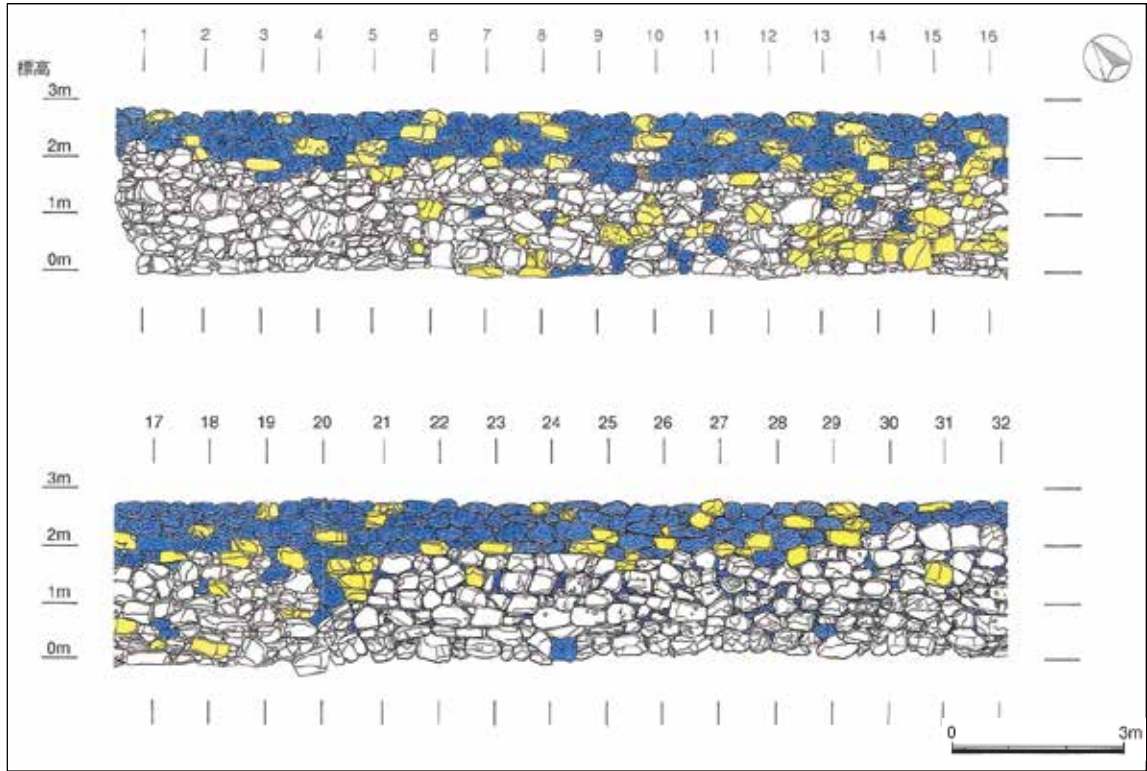


図 87 南側護岸石垣 修復・復元時使用新補石材石質配置図

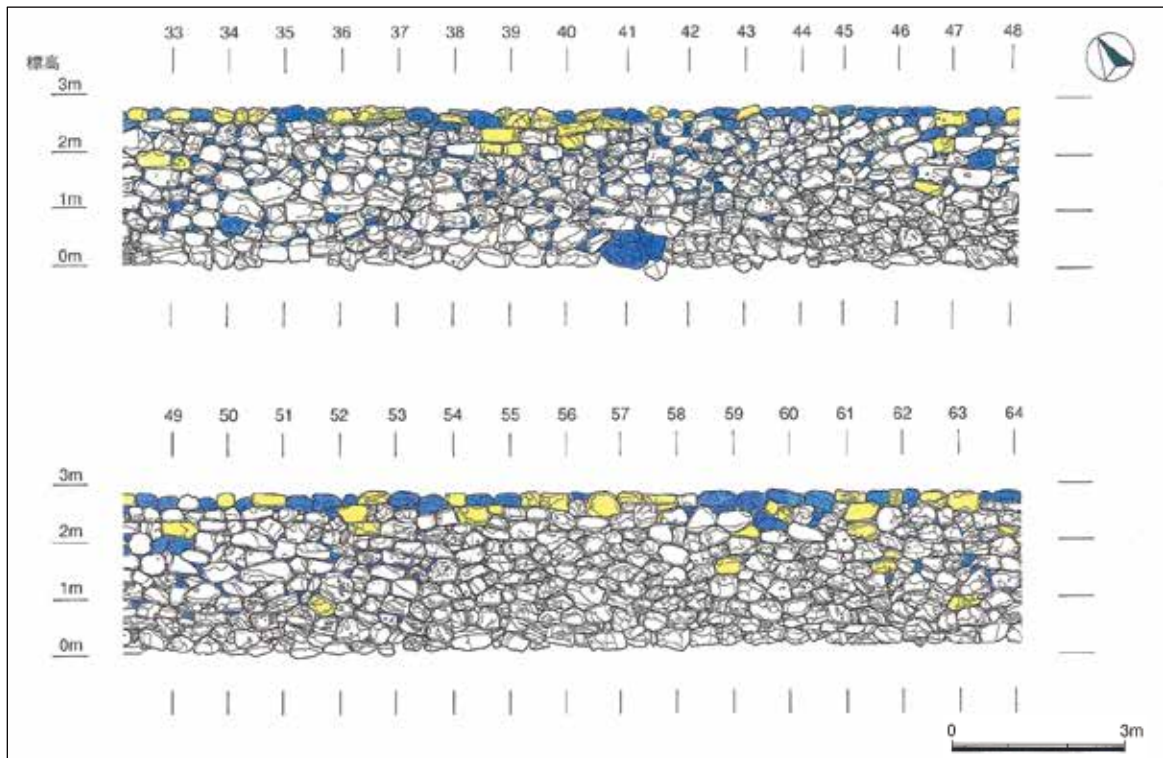


図 88 南側護岸石垣 修復・復元時使用新補石材石質配置図 2

新補石材石質
■ 安山岩
■ 砂岩

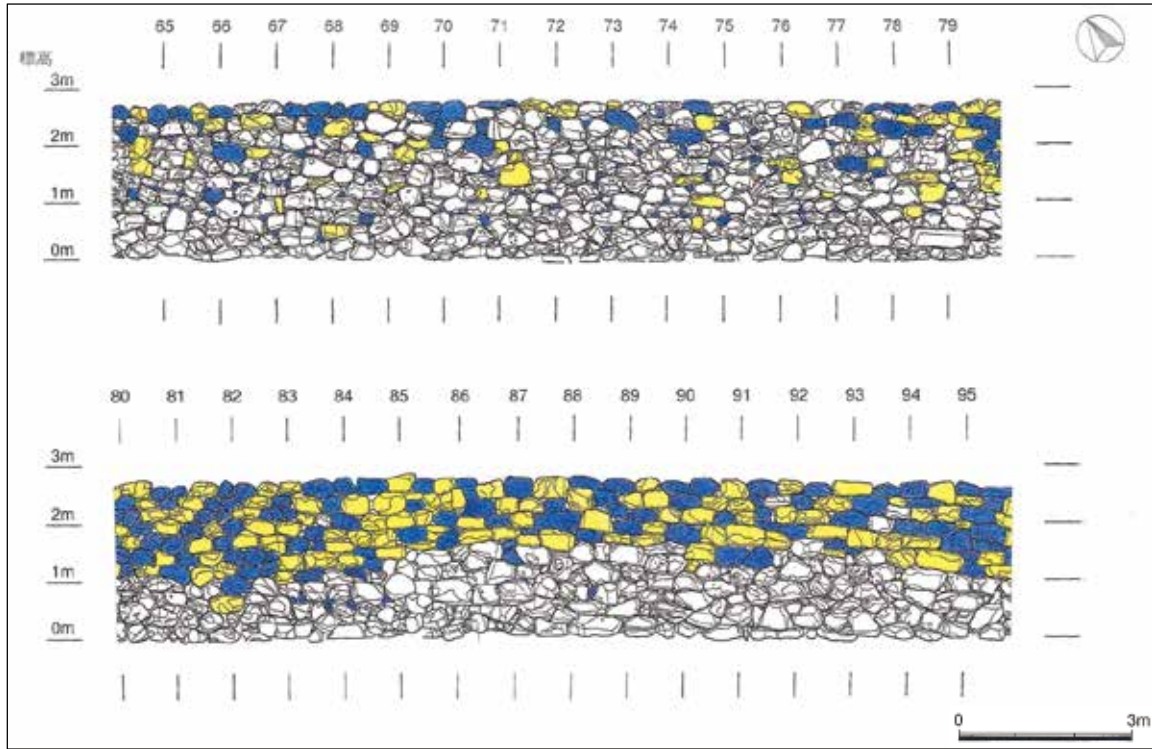


図 89 南側護岸石垣 修復・復元時使用新補石材石質配置図 3

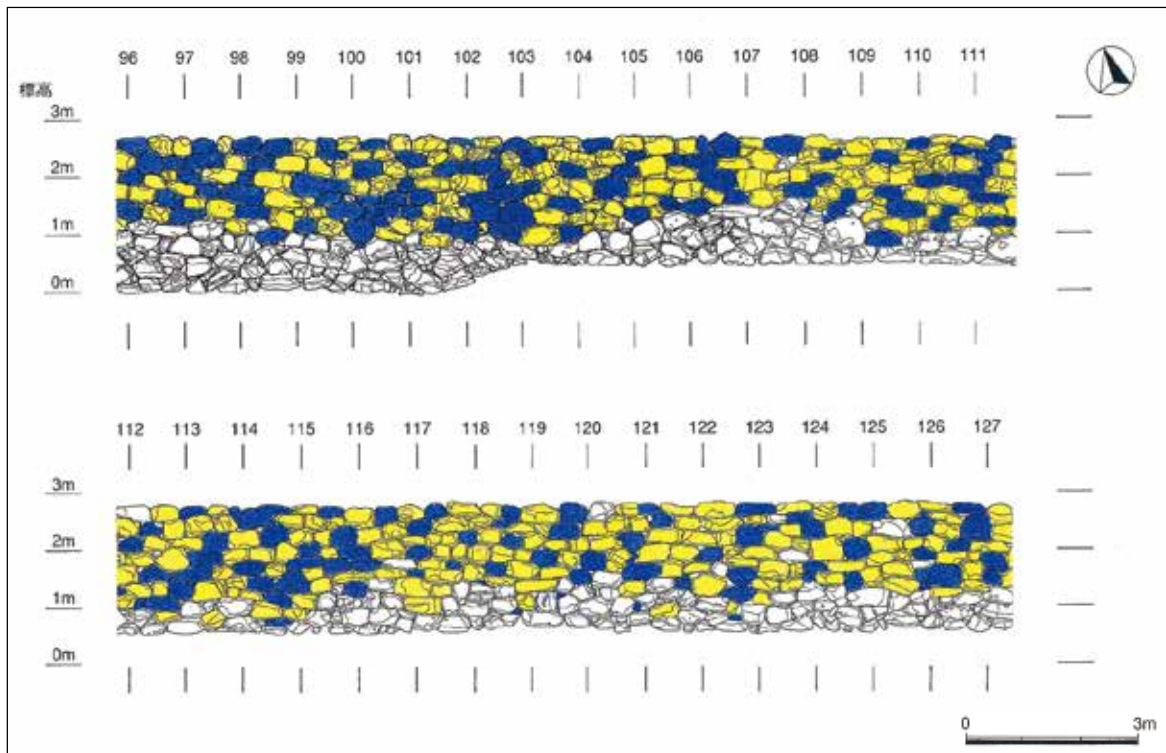


図 90 南側護岸石垣 修復・復元時使用新補石材石質配置図 4

新補石材石質
■ 安山岩
■ 砂岩

修復工事が完了した南側護岸石垣は、現在一般に公開されている。先行して整備が行われた東側については、居留地時代の出島に近接し、前面には旧出島神学校がみられる空間のため、往時は石垣上に築かれていた練塀については、景観的な相違が生じるため、構築していない。それに対し、西側から中央部にかけては、復元建物を引き立てる景観形成の一環として、高さ9尺の練塀の再現を行っている。



写真 84 修復された南側護岸石垣



写真 85 練塀と見学用歩道の整備

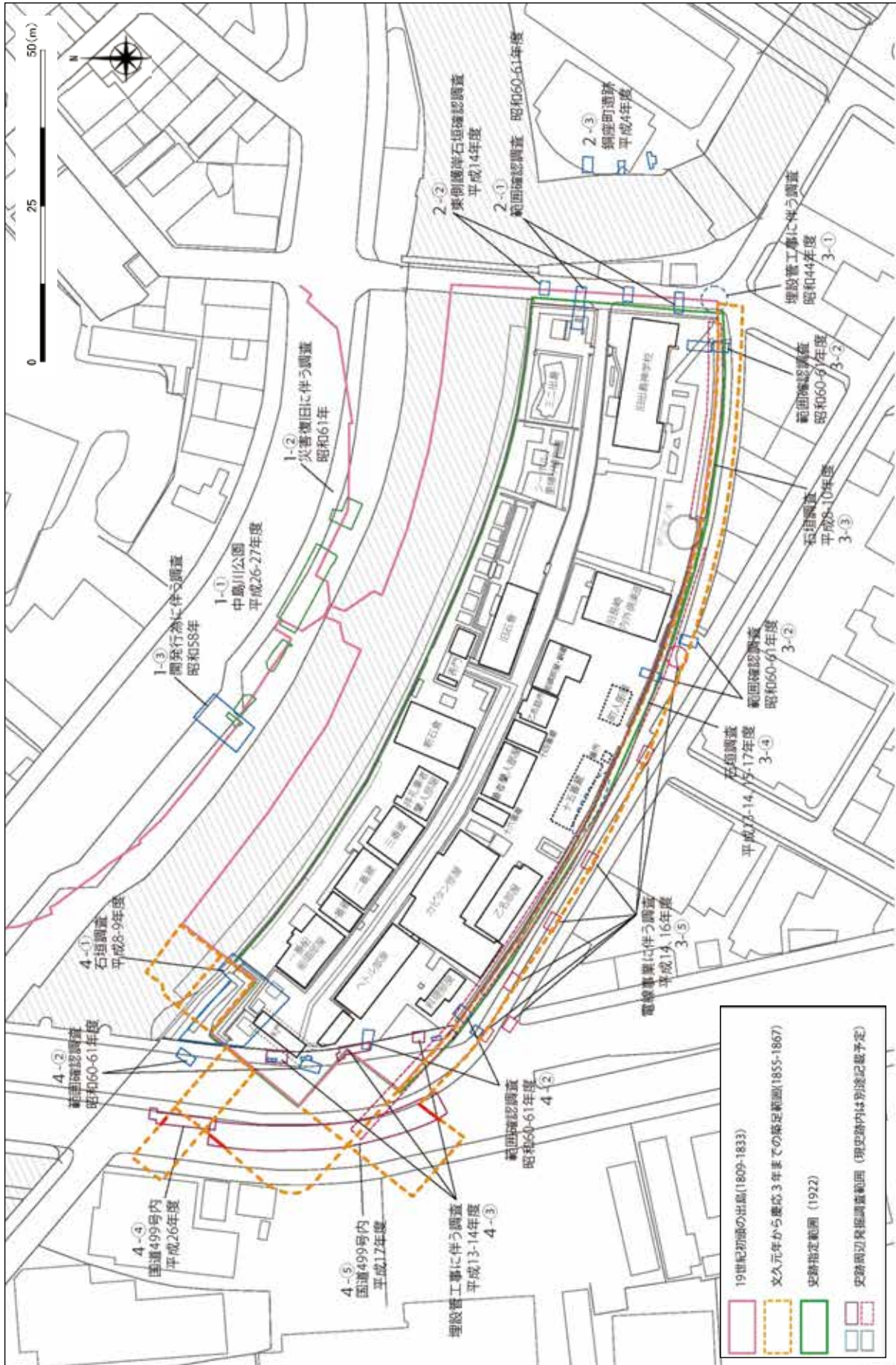


図91 発掘調査範囲図

3. 歴史資料

(1) 歴史資料の概要

出島オランダ商館に関する歴史資料は、様々な種類が数多く残されている。

大きく大別すると、出島の形状や島内の建物配置などを描いた絵図・地図、出島を俯瞰的に描き、島内の様子を細かく描いた絵画、幕末以降に持ち込まれたカメラで撮影された写真、建物の模型、オランダ商館員や出島に関わる日本側役人が作成した文書・記録がある。

そのうち絵・地図、絵画、写真、模型など視覚的な資料の大半は『出島図—その景観と変遷—』（中央公論美術出版）として、昭和62年（1987）に出版され、いくつかの絵画等を加えた改訂版が平成2年（1990）に出版されている。

また、出島に関する歴史資料のほとんどは日本で作成されたものである。しかし、オランダ商館員などによってオランダ本国へ持ち帰られ、現在はオランダを中心としたヨーロッパ各地の博物館などで数多く保存されている。

これらのうちの主な資料を以下に示す。

① 絵図・地図

絵図は、建築図面である指図と、出島の外形を描いて各建物の様相や規模、名称、あるいは建設費の分担などを記した絵図とに大別される。また長崎の町全体を描いた地図も多く存在している。最も古い出島の様子を伝える地図は「寛永年間長崎港図」である。長崎の町の土地区画を精密に描いた地図として、18世紀に製作された「長崎惣町絵図」が知られている。建物などは描かれていないが出島の外形や護岸などの位置がかなり正確に描かれており、資料として重要である。

表26 出島関係絵図・地図一覧

名称	年代	概要	所蔵先
「寛永年間長崎港図」	寛永末期(1640年頃)	もっとも古い出島の様子を伝える地図。表門が江戸町側にあったことがわかる。	長崎歴史文化博物館収蔵
「出島図」	18世紀前半か	原図は、元文～寛保年間(1736～1743)以前のもので出島町人の名を記した最古のものと思われる。	長崎歴史文化博物館収蔵(出123)
「長崎惣町絵図」	明和年間(1764～1771)	明和8年に改製された市中明細帳に付帯する図面と思われる。長崎八十ヶ町の各箇所の間口・奥行が記されている。	長崎歴史文化博物館収蔵
「長崎諸役場絵図」所収「出島図」	寛政10年(1798)～文化6年(1809)か	寛政10年(1798)の大火前の出島の様子を描いたもので、焼失した範囲が朱線で示されている。	長崎歴史文化博物館収蔵(出146)
「長崎諸官公衙図 文化五辰六月御改」所収「出島図」	文化5年(1808)改め	長崎奉行松平図書頭康英在勤時に作成された奉行支配下	長崎歴史文化博物館収蔵(出154)

		の施設の平面図。カピタン部屋再建後の出島の様子が描かれている。	
ファン・グェーリック筆「出島平面図」	文政5年(1822)	1822年に長崎に来航したオランダ船に乗船していた海軍大尉が製作した図面。制作年代、製作者、建物の位置と名称が確認できるものとして貴重である。	近畿大学中央図書館蔵(出123)
馬場可硯写「出島 ^{アウ} 絵図」	天保9年(1838)写	出島の各建物の間口・奥行の間数が記されている。	長崎市蔵(出158)
川原慶賀筆「出島図」	天保4年(1833)讃	19世紀初頭の出島の景観を描いたもので、制作時期が特定できる資料である。	ライス・エンゲルホルン博物館蔵(出168)
「出島図」	安政初年か	出島の建物修理の費用負担者が色分けして示されている。	長崎歴史文化博物館蔵(出188)
ウィヘルス『日本回想記(1857-59)』稿本所収「出島図」	安政6年(1859)	安政年間の海軍伝習所の教官の住居の位置が示されている。	オランダ海事史博物館蔵
「長崎居留場全図」	慶応2年(1866)	元治元年の西側の築足しが描かれている。	大英図書館蔵(出59)
「長崎出島旧地図」	明治元年(1868)	明治元年当時の建物の配置図で、建築素材別に色分けされている。	長崎大学附属図書館経済学部分館蔵(出194)
「外国人居留地々割図 文久慶応、年間」	明治2年(1869)か	各地番ごとの坪数と四囲の間数が書かれており、当時の地割を知る上で貴重な資料である。	長崎歴史文化博物館蔵(出64 長崎居留地地割図)
「長崎市及四近之図」	明治30年(1897)	第1期港湾改良工事後の出島周辺が描かれている。	国立国会図書館蔵(出74)
「長崎市全図」	明治40年(1907)	第2期港湾改良工事後の出島周辺が描かれている。	九州大学附属図書館蔵(出76)

* 所蔵先の名称の後の(出●)は『出島図』に掲載されているものの掲載番号を表す。



図92 「寛永年間長崎港図」(長崎歴史文化博物館蔵)

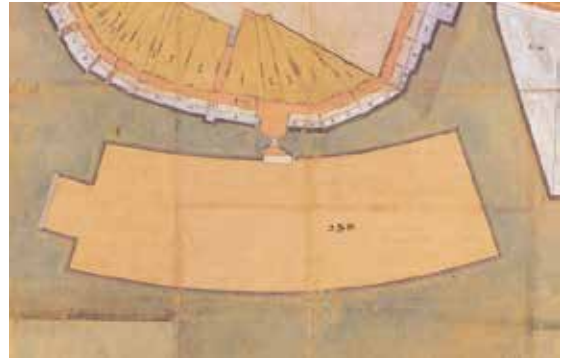


図93 「長崎惣町絵図」(長崎歴史文化博物館蔵)



図 94 川原慶賀筆「出島図」
(ライス・エンゲルホルン博物館蔵)



図 95 「出島図」(長崎歴史文化博物館蔵)

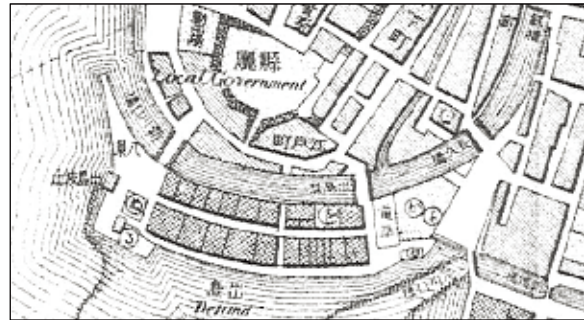


図 96 長崎市及四近之図(長崎歴史文化博物館蔵)

② 絵画

絵画のうち特に重要なのは、川原慶賀によって描かれた出島図である。これらの絵図は扇形の出島を南側や北側からの視点で鳥瞰的に描かれており、描かれた時期によって出島内外の各建物や護岸石垣のほか、往事の景観を伝えている。

表 27 出島関係絵画一覧

名称	年代	内容	所蔵先・文化財指定
「寛文長崎図屏風」	寛文 13 年 (1673)	寛文 13 年の長崎の町及び港内外の様子を描いた貴重な資料	長崎歴史文化博物館蔵 (出 1,85)
広渡湖秀筆「長崎日蘭貿易絵巻」	天明 4 年 (1784)か	天明 4 年 (1784)に建てられた唐破風造りの入口があるカピタン部屋が描かれている。この頃の出島の様子が詳しく描かれている。	松浦史料博物館蔵 (出 210) ※長崎県指定有形文化財
石崎融思筆「唐館蘭館図絵巻」	享和元年 (1801)	寛政の大火後の出島の様子が詳しく描かれている。	長崎歴史文化博物館蔵
川原慶賀筆「唐蘭館絵巻(蘭館図)」	19世紀前期	19世紀前期の出島内の様子が描かれている。	長崎歴史文化博物館蔵 (出 222) ※国認定旧重要美術品 (指定名称「紙本著色唐蘭館の図」)
川原香山筆「長崎港図」	不詳(江戸中期)	長崎港の入口から、出島の方向を描いた珍しい構図の絵である。	長崎歴史文化博物館蔵 (出 9)
レフィスゾーン著『日本雑纂』所収「出島図」	1852 年(嘉永 5)刊	商館長レフィスゾーン(1845～50在任)が在任期間中に関係した外交交渉を記したものに掲載された図。19 世紀初頭の出島と比べて建物の外観や庭園の様子が変化している。	(出 182)
リンデン伯『日本の想い出』	1860 年(万延元)刊	安政 2 年 (1855)、スンビン号(観光丸)贈呈のため来崎したオランダ使節が当時の出島などの様子を描いたもの。	長崎歴史文化博物館蔵 (出 94)



図 97 「寛文長崎図屏風」(長崎歴史文化博物館収蔵)



図 98 石崎融思筆「蘭館図絵巻」
(長崎歴史文化博物館収蔵)

③ 写真

写真は、遠方の高台から長崎の町や港を撮影した写真や、出島を海側から撮影したもの、あるいは出島内の建物の外観が写ったものが複数存在している。

表 28 出島関係写真一覧

名称	年代	内容	所蔵先
海からの出島鳥瞰	文久3年(1863)頃	海側から見た出島の南側の景観。鎖国期の護岸石垣の様子がうかがい知れる。なお、9尺の練塀は取り払われている。	長崎大学附属図書館蔵
居留地時代の出島	明治元年(1868)頃	出島の中央通路脇の建物は完全に洋風化しており、水門が取り払われている。	オランダ海事史博物館蔵(出96)
ドン山から見た新地と出島(1)	明治2~9年(1869~1876)	明治2年に架橋された築町と出島の南東角を結ぶ「出島新橋」が見え、幕末からの埋め立ての様子が分かる。	長崎大学附属図書館蔵
大黒町および出島と長崎港口	文久2~明治3年(1862~1870)	出島西側の幕末における築足しの様子がうかがえる	長崎大学附属図書館蔵
梅香崎洋館群と出島(1)	明治30年代	第1期港湾改良工事に伴って出島の東側が埋め立てられ、地続きになった様子が写っている。	長崎大学附属図書館蔵
絵葉書「飛行機ヨリ見たル…長崎市街全景」	大正12年(1923)か	第2期港湾改良工事中の長崎市街地を撮影した写真絵葉書。出島が完全に内陸化した様子がうかがえる。	個人蔵



写真 86 居留地時代の出島(オランダ海事史博物館蔵)



写真 87 海からの出島俯瞰(長崎大学附属図書館蔵)

④ 模型

島内の建物を模型とした『ブロムホフ模型』は、商館長ブロムホフが発注して1818年に船積みされたもので、19世紀初頭の出島内の建物の姿を伝える重要な資料である。



写真 88 ブロムホフ模型（水門）
ライデン国立民族学博物館蔵



写真 89 ブロムホフ模型（十四番蔵、乙名詰所、組頭部屋、銅蔵）ライデン国立民族学博物館蔵

⑤ 文書・記録

現在オランダのデン・ハーグにある国立文書館に所蔵されている「長崎オランダ商館日記」などの長崎オランダ商館関連文書は重要な資料で、マイクロフィルムを東京大学史料編纂所が所蔵している。日本側の資料としては、長崎の歴史をまとめた記録に出島築造の経緯が記されている。また、明治時代の2次にわたる港湾改良工事の記録が残されている。

表 29 オランダ商館の公務日記

訳编者・書名	年代	内容	発行先、刊行年
村上直次郎訳『出島蘭館日誌上・中・下巻』	寛永18年5月(1641年6月)～ 正保2年10月(1645年11月)	出島オランダ 商館長の公務 日記	文明協会発行 1938年刊
村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記 第一輯～第三輯』	寛永18年5月(1641年6月)～ 承応3年9月(1654年10月)	同上	岩波書店発行 1956～1958年刊
日蘭学会編『長崎オランダ商館日記 一～十巻』	寛政12年10月(1800年11月) ～文政6年10月(1823年11月)	同上	雄松堂出版発行 1989年～1999年刊
東京大学史料編纂所 編『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』原文編12巻、訳文編11巻	寛永10年8月(1634)～慶安4年 11月(1651年12月)	同上	東京大学出版会発行 1974年～2013年刊
P.F.v.シーボルト財団 NL 公立大学法人 福島県立医科大学 研究紀要 第1号 オランダ商館長日誌目録	1609年-1860年	出島オランダ 商館長の公務 日記の目録	フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト財団 公立大学法人 福島県立医科大学 発行

表 30 オランダ商館員等の記録・紀行(日本語に翻訳され出版されたもの)

著者・書名	発行年	内容	備考
モンタヌス著『オランダ東インド会社日本遣使録』	1669年(オランダ語版)	17世紀に出島へ派遣されたオランダ使節の見聞記。 出島図を掲載。	本書所収「出島図」(出106~109)
ケンペル著『日本誌』	1777~1779年刊(英語版)	出島商館医ケンペル(1690~1692年在任)の日本に関する解説書。出島の内部の様子を解説するとともに「出島図」を掲載。	本書所収「出島図」(出113)
ティチング著『日本風俗図誌』	1822年刊	商館長ティチング(1779~1780、1781~1783、1784年在任)の日本に関する解説書。出島図と共にその解説が記されている。	本書所収「長崎商館図」(出130) 同「カピタン部屋見取図」(出133)
ドゥーフ著「縮小された「出島」、日本でのオランダ人の居住地の解説」		ブルムホフの出島模型について解説したもので、それぞれの建物の用途も書かれている。	北ホランド州立古文書館蔵
シーボルト著『日本』	1832~1858年頃刊	出島築造の経緯と、出島の現況を紹介している。	本書所収「出島オランダ商館図」(出165)
シーボルト著『日本植物誌 Flora Japonica』	1835年~1870年刊	シーボルトが日本において収集した植物標本や、川原慶賀などの日本人絵師が描いた下絵をもとに作成されたもの。	
フィッセル著『日本風俗備考』	1833年刊	出島商館員フィッセル(1820~1829年在任)の日本に関する解説書。出島内部の様子を紹介している。	
『オイレンブルク 日本遠征記』	1864年刊	プロシアが関税同盟の名目で派遣した外交使節の遠征記録に、開国後に変貌した1861年当時の出島の様子が記されている。	本書所収「出島の橋」(出102)

表 31 古記録・公文書等

名称	年代	内容	所蔵先
熊野正紹著「長崎港草」	18世紀成立(未刊)	出島築造の経緯、築造した25人の町人及び所有地の間数を記載している。	宮内庁書陵部(嘉永年間の写本)
『長崎実録大成』	宝暦10年(1760)	長崎の歴史をまとめて長崎奉行所に提出されたもの。出島築造の経緯、坪数・建物数などを掲載している。	長崎歴史文化博物館蔵
「雑書綴附中島川変流工事及架橋設計書」	明治18~21年(1885~1888)	中島川変流工事の図面及び工事関係資料を綴ったもの	長崎歴史文化博物館蔵
『長崎港湾改良計画書梗概』	明治30年(1897)	第2期長崎港湾改良工事の概要を長崎市会へ提出したもの	長崎歴史文化博物館蔵

(2) 関連遺跡及び文化財

ここでは長崎市中心部も含め、広い範囲で出島に関連している遺跡や文化財を掲載した。出島周辺で史跡としての価値に関連する遺跡や文化財については、第4章2. 史跡を構成する諸要素のなかで「史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素」に分類している。

表 32 出島関連遺跡・文化財

江戸時代(鎖国期)

区分	遺跡・文化財名	指定区分	概要
出島と関連する遺跡、歴史的施設	シーボルト宅跡	国指定史跡	オランダ商館医が長崎郊外に開いた塾の跡
	長崎街道、浦上街道		現在の長崎市と北九州市を結び、大名や商人のほかオランダ商館長の江戸参府にも利用された江戸時代の街道
	悟真寺内オランダ人墓地		江戸時代のオランダ商館員などが埋葬されている墓地
	阿蘭陀通詞加福家墓地	市指定史跡	阿蘭陀通詞であった加福家の墓地
	阿蘭陀通詞中山家墓地	市指定史跡	阿蘭陀通詞であった中山家の墓地
	松平図書頭墓地	市指定史跡	イギリス軍艦フェートン号の長崎来航事件の責任を取った長崎奉行の墓
	長崎奉行所立山役所跡		延宝元年(1671)に建設された立山役所の跡
	長崎奉行所西役所跡		現在の県庁の場所の建設された西役所の跡
出島と長崎での貿易に関連する遺跡	長崎台場跡(魚見岳、四郎ヶ島)	国指定史跡	長崎港警備関連施設
	戸町番所跡四・五・六・七番石標柱	県指定史跡	長崎港警備関連施設
	唐人屋敷跡、新地藏所跡		貿易のために滞在した中国人を収容し貿易品を保管していた施設
	対馬藩ほか各藩蔵屋敷跡		長崎に置かれた諸大名の出張所の跡
	長崎会所跡		江戸時代、長崎での海外貿易の事務を行っていた施設の跡
	花月	県指定史跡	丸山・寄合町の遊女屋「引田屋」の茶屋の跡で、オランダ商館長が訪れた場所

江戸時代(開国後)

区分	遺跡・文化財名	指定区分	概要
出島と関連する遺跡	医学伝習所跡		第二次海軍伝習の教官として赴任したオランダ海軍軍医ポンペが講義をした伝習所の跡
	本木昌造の墓	市指定史跡	通詞の仕事の一環として造船、製鉄、活版印刷などに関わった人物の墓
	海軍伝習所跡		幕末、幕府が海軍教育のために西役所の一角に設けた施設の跡。

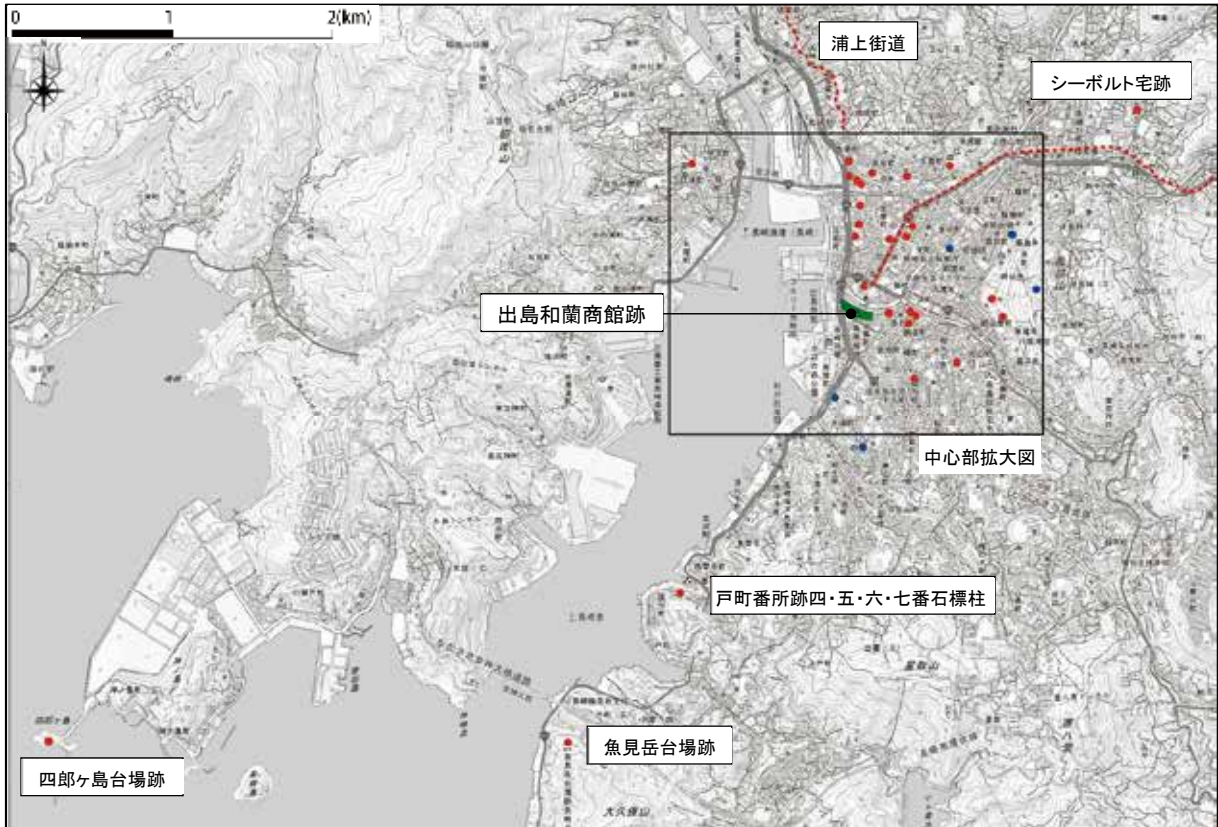


図 99 出島の関連遺跡及び文化財分布

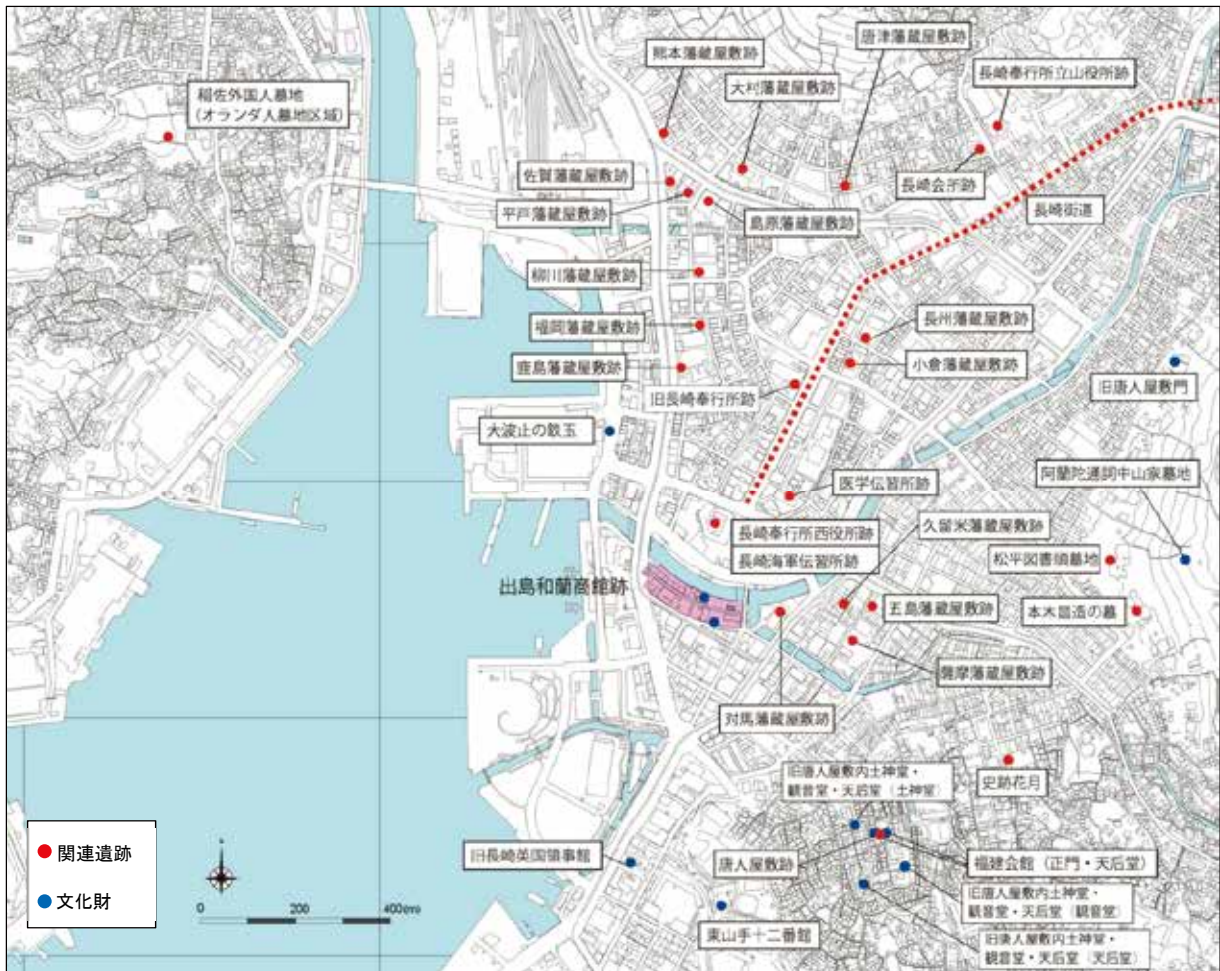


図 100 出島周辺の関連遺跡及び文化財分布(長崎市中心)

(3) 関連資料

出島は海外貿易の場所であり、貿易に関する業務の中で作成された資料や各地に流通した貿易品が数多く存在する。また鎖国期においても多くの人々にその存在を知られていたことから、多くの絵画に描かれている。「4. 歴史資料」で整理した出島に関する直接の資料とは別に、出島と長崎での貿易や歴史に関連する資料をまとめたものが以下である。

表 33 出島関係資料

江戸時代(鎖国期)

名称	概要
紙本著色シーボルト瀉血手術図(国認定旧重要美術品)	オランダ商館医が外科手術をしている場面を描いた長崎の洋風画。
紙本著色唐蘭館の図(国認定旧重要美術品)	出島出入絵師川原慶賀による、長崎に入港してきた中国人・オランダ人の唐蘭館内における生活の様子を克明に記録的に描いた一連の絵画
長崎奉行所関係資料(国指定重要文化財)	江戸幕府の直轄領長崎を支配した長崎奉行所に関する文書・絵図類。内容は対外交渉や貿易統制、長崎警備、キリシタン禁圧等多岐にわたる。
	シーボルト1度目来日資料

江戸時代(開国後)

名称	概要
安政二年「日蘭条約書」(国指定重要文化財)	安政2年(1855)諸外国に先立って、幕府がオランダと結んだ親交の仮条約の原書。
紙本墨書ボードウィン書状(国認定旧重要美術品)	ボードウィンがシーボルトの門弟で蘭方医の三瀬周三宛てに出島から出した手紙
フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト関係資料(国指定重要文化財) 一部	シーボルト2度目来日資料

第4章 保存管理

1. 保存管理の基本方針

(1) 史跡の特性

出島は、鎖国政策により築造され、史跡そのものが人工の構築物であり、その評価も世界的視点で考察されるべき点など、とてもユニークな特性を持つ。管理を行う上で特性を明確にしておくことが大変重要である。

① 海中に浮かぶ扇形の人工島

- ・ 出島は日本がヨーロッパとの貿易を継続する一方で、キリスト教の布教を禁止し、貿易を管理することを目的として海上に作られた人工の島で、扇形の独特な形状を有していた。
- ・ 扇形の形状のうち、南側、東側及び西側護岸石垣、史跡内の中央を東西に伸びる湾曲した道路や地割が現存し、護岸石垣の一部は復元・顕在化している。
- ・ 出島は唯一の橋で陸地とつながり、人の出入りが制限され、周囲の海中に杭を設けて船で接近することを禁止し、陸海の二方向から厳重な管理下に置かれていた。
- ・ 出島は明治期の港湾改良工事により周囲が埋め立てられ内陸化したのち、近年、史跡周辺の都市化が進行し、ビルの更新と高層化により、更に歴史的景観が失われていく危機に瀕している。

② 鎖国体制下の日本におけるヨーロッパとの唯一の貿易地

- ・ 出島は、鎖国期の日本においてヨーロッパと貿易が行われた唯一の場所であり、日本・東南アジア・ヨーロッパの経済や文化・学問等に様々な影響を与えた、日本史、世界史上において重要な場所である。
- ・ 世界各地との交流を示すものが史跡内から数多く出土しており、これらの出土品を体系的に分類することで世界の社会情勢の変化を知ることができる。
- ・ オランダ東インド会社（VOC）が各地に設置した商館のある都市（平戸・台南・アユタヤ・ジャカルタ・マラッカなど）をはじめ、往時の貿易のネットワークでつながっていた世界の遺跡や諸都市との交流が始まっている。

③ 閉ざされた空間における異文化の相互交流の場所

- ・ 鎖国体制下の出島は高い塀に囲まれ、島の外から中の様子を見るができなかった。また出島の中からも外を見ることができる場所は限られていた。
- ・ 出島はオランダ商館員及び貿易を支えた日本人の労働の場所であり、オランダ商館員のレクリエーションを含む日常生活の場であった。
- ・ オランダ商館員と日本人の生活様式が交わる場所であった。
- ・ 出島のオランダ商館には、現在のドイツやスウェーデンなどの人たちも商館員として勤務していた。
- ・ 様々な文物や学問等の伝来や発祥の地であり、出島から日本国内や外国に広がっていったも

のが数多く認められる。

④ 歴史の重層性と連続性がみられる場所

- ・ 17世紀初頭の築造当時の石垣が東・西・南側に残っており、以後、18-19世紀から現在に至る遺構が重層的に存在し、時代によって積み方や使用されている石材の違いがわかる。
- ・ 各時代の遺構からは、それぞれの時代の建造物の礎石・遺物が検出され、時代の変遷をとらえることができる。
- ・ 遺構を保護したうえで、学術資料をもとに科学的検証を加え復元した、19世紀初頭の建造物群、幕末の石倉の残存する基礎を元に修復・復元した石倉、明治期に建てられた現存する日本最古のキリスト教（プロテスタント）神学校の旧出島神学校及び居留地の廃止を機に在留外国人と地元名士の社交クラブとして設立された長崎内外倶楽部の交流拠点である旧長崎内外クラブといった各時代の特徴を表す建造物が現存する。

⑤ 学術的価値の高い文化財を包含する場所

- ・ 世界中の貿易、文化交流、生物、芸術等様々な分野の研究者が研究の対象としており、現在まで多くの問い合わせや訪問を受け入れている。
- ・ 整備に伴い長期にわたって発掘調査が進められた結果、数多くの学術的成果が得られている。
- ・ 出島が鎖国期にも海外と日本との交流の場として知られたことを示す多種多様な資料が、国内外に数多く点在する。
- ・ 歴史に名をとどめる人々が多数訪れた記録が残る、歴史的に重要な場所である。
- ・ 歴史的出来事や史実の多くが記録や絵画や出土遺物等で残されており、検証が可能である。

⑥ 長崎市による適切な保存管理

- ・ 出島では、文化財保護はもちろん、教育・観光・学術的視点などを含む総合的な視点から、長崎市が史跡内に管理事務所を置き、一部の業務を委託しつつ、直営で史跡の管理・運営にあたっている。
- ・ 市で史跡内を適切に管理すると同時に、発掘調査や復元などの整備事業を現在も継続的に推進している。

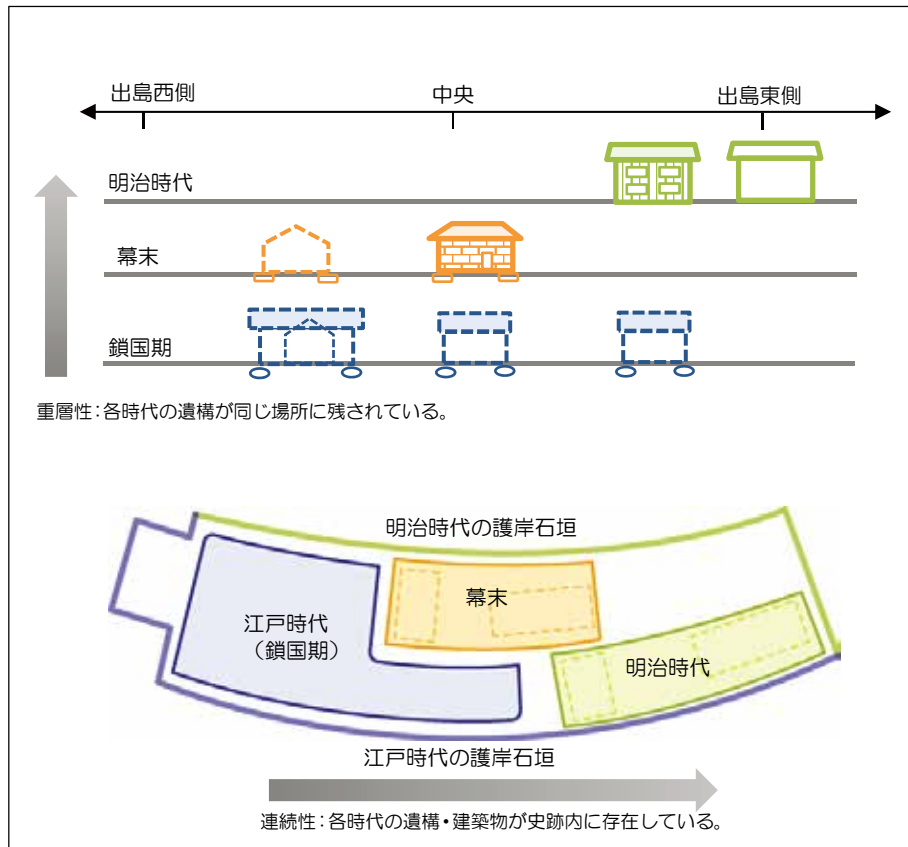


図 101 重層性と連続性のイメージ

(2) 保存管理の目標

史跡の特性をふまえ、出島における保存管理の目標を以下のように定める。

① 遺構の確実な保存

幕末以降の周辺埋め立てにより、海中に浮かぶ扇形の人工島の景観は変化したもの、地割や護岸石垣から現在も実感できる扇形の出島の形状を継承していく。

鎖国期の築造から外国人居留地の時代、その後の外国人との交流という出島の歴史の連続性や重層性を示す遺構や建造物等を一体的に保存する。

出島の築造に関わる重要な遺構である、埋め立ての地山は確実に保存していく。

② 遺物の確実な保存と調査研究

鎖国期に世界の各都市から持ち込まれたものの遺物等を確実に保存するとともに、これらの遺物から出島そのものだけでなく、日本・東南アジア・ヨーロッパの文化・学問、経済について広く調査研究を進める。

③ 出島の顕在化と公開活用の取り組みの推進

海中に浮かぶ扇形の人工島としての出島の形状を顕在化するとともに、公開活用の取り組みを通じて史跡の価値を保存・継承し、周辺関連遺跡等との連携を図る。

平成8年度からの建造物復元事業により蓄積された復元資料や技術を継承し、今後の復元事業に活かすとともに維持管理を継続する。

出島内の遺物をはじめ、学術的価値の高い資料を史跡周辺で適切に保存・活用できる施設の建設を推進する。

④ 長崎市による適切な保存管理の継承

これまでの長崎市による保存管理体制を継承し、整備事業や維持管理を行うとともに、適切に現状変更の手続きを進める。

(3) 保存管理の基本方針

出島は、開国後その役割を終え、周囲を埋め立てられ都市の中に埋没してしまった。長崎市は、その本質的価値を確実に保存管理しながら、併せて調査を行い、顕在化を進め、広く公開していく。

① 本質的価値の適切な保存管理

地形や遺構・遺物などは調査及び記録を継続的に実施し、調査後の適切な保存状態を継続する。また地上の構造物・建造物は記録及び定期的な維持管理を継続し、専門家の指導のもとに修理や保存のための措置を講じる。

② 出土遺物の保存と公開

遺物の種類や出土状況に応じて記録整理と保存・修復・収蔵を行うとともに、展示公開施設を整備し、適切な保存と公開・活用をはかる。

③ 復元整備と公開

出島の価値を多くの人々に理解していただき、地域の人々にとっても誇りとなるよう、復元整備計画に従った設計及び工事を継続し、公開を行っていく。

史跡指定地内を安全かつ快適な環境とし、それを維持しながら一般に公開する。史跡の管理や公開活用に供する施設、防災上必要な施設の整備については、地下に埋蔵されている遺構や史跡内建造物・構造物を損なうことのないよう配慮する。また施設の位置や外観などが史跡内の景観を損ねることのないよう配慮する。

④ 保存管理体制

「その他の教育文化施設内」については、長崎市による管理と維持の体制を継続する。道路内は道路管理者である長崎県・長崎市で適切に管理を行う。

2. 史跡を構成する諸要素

(1) 史跡の構成要素の分類

史跡の保存すべき本質的価値とは、「史跡指定地内の土地に存在する遺跡が、土地と一体となって有するわが国の歴史上又は学術上の価値」である。史跡「出島和蘭商館跡」における本質的価値とは、第1節の(1)出島の特性でも示したように、海中に築かれた扇形の人工島であり、海外との貿易拠点として機能してきた遺跡のうち、土地と一体となって築造された建造物・護岸などの遺構等である。

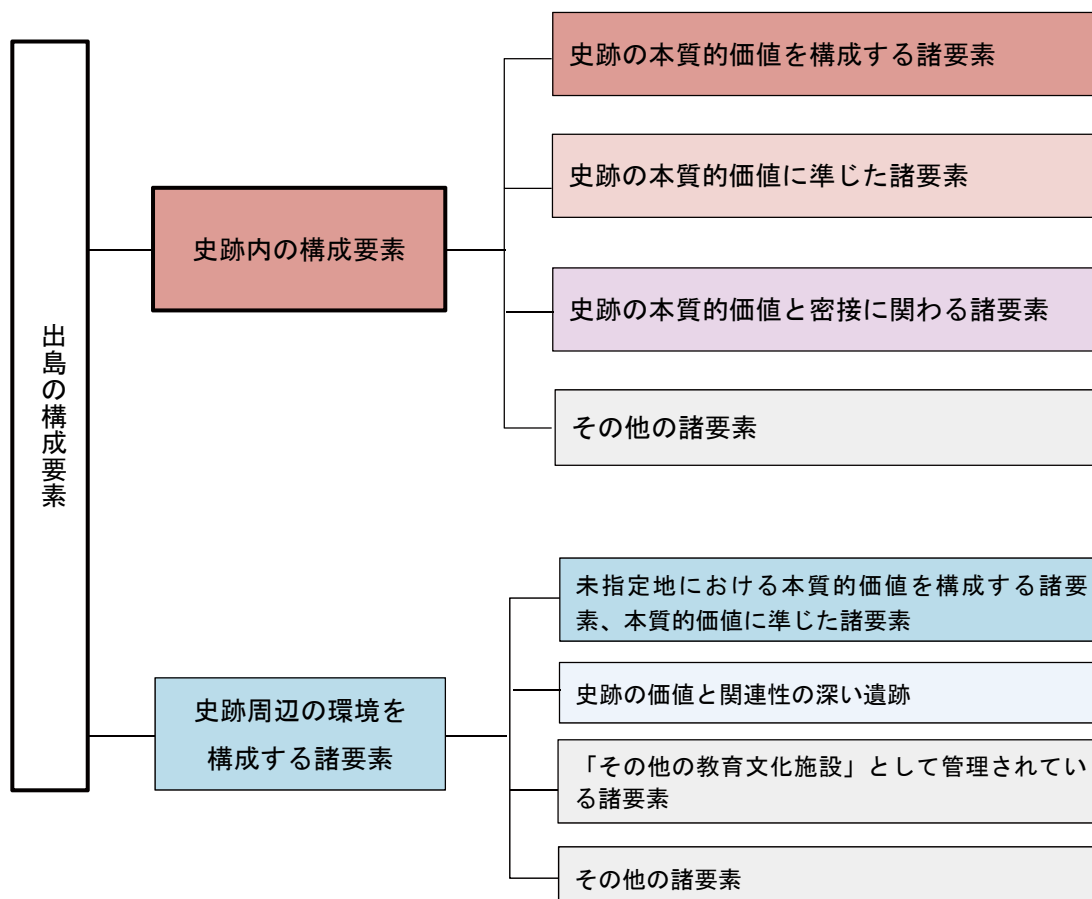
これが史跡の本質的価値を構成する諸要素であるが、出島の特性である歴史の重層性、海外との交流の窓口という連続性を踏まえ、出島築造から開国までの特性をあらわす要素を「本質的価値を構成する要素」、開国後の居留地としての特性をあらわす要素を「本質的価値に準じた要素」に区分し、それぞれの価値を活かした保存管理を行ってゆくこととする。

それ以外の要素は、本質的価値と密接に関わる諸要素とその他の諸要素に区分できる。

本質的価値と密接に関わる諸要素は自然的・人為的に付加された諸要素のうち、史跡の本質的価値を示す諸要素と一体を成すもの、または本質的価値を補完し理解するため、整備等によって付加された諸施設等を含む。

その他の諸要素は、自然的・人為的に付加された諸要素のうち、史跡としての保護対象とならない要素や管理上の施設などであり、施設の内容、立地等によっては将来移転、撤去を検討すべきものも含む。

表 34 構成要素の分類



① 出島の構成要素

出島の特性に直接的に関連している要素。現在の史跡とその周辺を含む。

【史跡の本質的価値を構成する諸要素】

史跡の指定理由や指定要件に示された特性や価値を有する要素であり、築造時から幕末まで、海外貿易の拠点として機能していた時期の出島の特性を最も顕著に示す要素。

(主な要素) 江戸時代の出島築造から幕末の開国までに築造された、出島に関する人工地形、出島の外形を構成する石垣や出島の歴史に関わる地下遺構・遺物など。

【史跡の本質的価値に準じた諸要素】

史跡の指定理由や指定要件に示された特性や価値を有する要素のうち、安政6年(1859)、開国後に居留地となったのちに形成されたもの。開国から明治時代にいたる出島の変遷を示す要素。本質的価値を構成する要素と重層して作られているため、その扱いについては慎重に検討を進める。

(主な例) 幕末の築足護岸、居留地となったのちに建設された洋館や附属工作物およびそれらの遺構、遺物など。

【史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素】

本質的価値を構成する要素ではないが、現地において長く保存されてきたもの、または史跡の本質的価値を補完し理解するために必要な要素。

(主な例) 塀や柵などの復元構造物、復元建造物、歴史的建造物など。

【その他の諸要素】

出島築造後、時間経過の中で自然的・人為的に付加された要素のうち、史跡としての保存対象とならないもの。現状維持・移設・修景・除去などの取扱を検討する要素。

(主な例) 防災上必要な施設、近年配置された記念碑、記念樹、管理または公開に伴う施設や説明板、見学者の休憩等に利用される便益施設など。

② 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素 (第5章 2. 史跡の追加指定の検討(2)に記載)

史跡の周辺に所在し、本質的価値と密接に関わる要素並びに、史跡の価値と関連性の深い遺跡。また、教育文化施設として、史跡内と一体的に保存させている範囲も含む。

本質的価値と密接に関わる要素：史跡周辺にある幕末の築足部分の遺構

史跡の価値と関連性の深い遺跡：出島の成立や歴史に深く関わる周辺遺跡や土木遺産。

(2) 構成要素一覧

表 35 史跡内の構成要素一覧

史跡内の構成要素	構成要素の分類	主な要素	構成要素	
	本質的価値を構成する諸要素 鎖国期(1634-1858)	地形		築造時の扇形の埋め立て地
遺構				築造時の造成土 建造物礎石、建造物基礎遺構(土間跡など) 水樋跡、用水池、アマカワ遺構、埋甕 道路跡、溝、瓦敷側溝跡、 土坑、小穴群 南側護岸石垣、西側護岸石垣(荷揚場護岸石垣を含む)
			出土遺物	陶磁器、瓦、金属製品、ガラス製品、木製品、動物遺存体、貝類
			工作物	石造日時計、ケンペル・ツェンペリー記念碑 出島橋親柱、旧出島橋部材、石柱
本質的価値に準じた要素 幕末-明治(1859-1904)		遺構	居留地番標石 三角溝	
		出土遺物	陶磁器	
		建造物	旧出島神学校 旧長崎内外クラブ及び付属屋、南側門扉	
		工作物	陶製門柱、居留地時代の遺構石材	
		植生	デジマノキ	
本質的価値と密接に関わる諸要素		復元建造物		南側及び西側練堀 鐘楼、水溜、用水池、建物間柵、瓦敷き側溝
			復元建造物	復元 16 棟(一番船船頭部屋、ヘトル部屋、料理部屋、一番蔵、二番蔵、三番蔵、拝礼筆者蘭人部屋、カピタン部屋、乙名部屋、水門、十六番蔵、筆者蘭人部屋、十四番蔵、乙名詰所、組頭部屋、銅蔵)
		歴史的建造物等	旧石倉、新石倉、石門、石塀、鉄製門扉	
		構造物	中央通路	
	植栽	シーボルト里帰り植物		
	工作物	大砲 2 基、旗竿石		
その他の諸要素	防災施設・設備	キュービクル、電気設備、給排水設備、空調設備、防災・防犯用設備		
	管理または公開に伴う施設	西側料金所、神学校脇屋外トイレ、石材保管用倉庫及び保管スペース、芝生広場、ミニ出島		
	工作物	道路境界柵、北側練堀、石塀、敷石、木柵、東側門扉、見学用スロープ、出島表門橋(平成 29 年架橋予定)		

第4章 保存管理

2. 史跡を構成する諸要素

	構成要素の分類	主な要素	構成要素
史跡内の構成要素	その他の諸要素	工作物	スチール柵、スチール門扉、ベンチ、車止め、園路及び植栽柵、パーゴラ、縁石
			ガス灯風街路照明、ライトアップ用照明、行灯型照明
		文化財保存活用施設等	表門、東側庭園、かびたん橋及び葡萄棚
		遺構表示	遺構平面表示(通詞部屋跡、旗竿跡、番所跡)、西側護岸石垣公開用ガラス床、国道上平面表示
		道路・道路構造物	国道499号、市道、歩道、側溝、電柱、道路標識、境界標
		説明板	文化財説明板、案内表示
		記念碑	寄贈モニュメント、史跡表示柱 記念樹木、記念碑
		植栽	史跡西側樹木、庭園内樹木、北側低木植栽
	仮設看板	広告看板	

ⁱ 表門は出島内の管理用に整備した木造の建物であり、復元建物とは分けて考える。

3. 地区区分

本計画では、史跡「出島和蘭商館跡」の全域を対象範囲とするが、現在の史跡指定地は長崎市が「その他の教育文化施設」として管理している範囲と一部異なっており、史跡内には周辺道路など、土地利用及び管理の異なる地域が含まれているため、地区区分を設定する。

なお、史跡指定地外で本質的価値を有する範囲が広がる可能性が考えられる地区は、将来的に史跡の指定拡大等の措置を検討する範囲として位置付ける。

I 地区：史跡指定範囲のうち、「その他の教育文化施設」

- ・史跡の本質的要素を構成する遺構や遺物が現在も残り、最も厳密な保護が求められる地区。史跡の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない。

II 地区：史跡指定範囲のうち、「その他の教育文化施設」周辺の道路等

- ・史跡の本質的価値を有する部分のうち、遺構上に国道及び市道が建設・供用され、長崎県及び長崎市によって道路として維持管理が行われている地区。
- ・住民生活の維持・改善や公益上必要な事業については地下遺構への影響の確認と遺構の保護を前提とする。

III 地区：将来的に史跡の指定拡大と公有化を目指す範囲

→ 5章参照（2. 史跡の追加指定の検討（2）史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素）

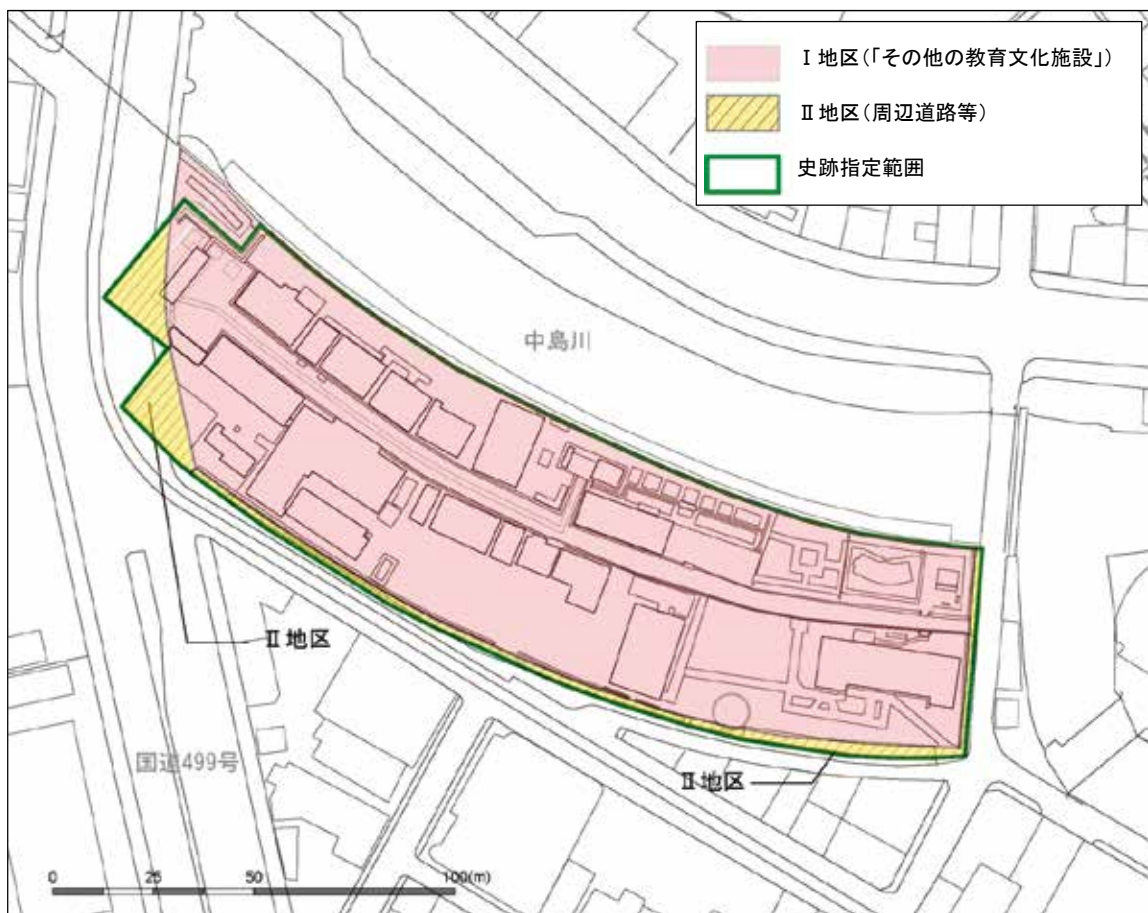


図 103 史跡内の地区区分

地区区分の定義

表 36 区分の定義

I 地区 史跡指定範囲かつ、現在の「その他の教育文化施設」内		
地区の特徴	保存管理の考え方	主な構成要素
出島としての形状を残し、築造当初から現在に至る、出島の本質的な価値をあらわす遺構・遺物などが現在も残る地区。	<ul style="list-style-type: none"> ・最も厳密な保護が必要であり、史跡の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない。 ・長崎市による維持管理及び公開活用を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構・遺物・建造物・樹木 ・復元建造物・歴史的建造物 ・管理・公開・設備用施設
II 地区 史跡指定範囲のうち、現在の「その他の教育文化施設」周辺の道路		
地区の特徴	保存管理の考え方	主な構成要素
史跡の本質的価値を有するが、遺構上に国道及び市道が建設・供用され、長崎県・長崎市によって管理されている地区	<ul style="list-style-type: none"> ・住民生活の維持・改善や公益上必要な事業については地下遺構への影響の確認と遺構の保護を前提とする。 ・道路としての維持管理が必要であり、現在の長崎県・長崎市による維持管理を継続する。 ・将来的な出島の顕在化について検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路内に存在する鎖国期、幕末期の築足遺構・石垣 ・南側護岸石垣外部の空堀 ・道路、道路構造物
III 地区 将来的に史跡の指定拡大と公有化を目指す範囲		

4. 保存管理の方法

(1) 地区別の保存管理方針

表 37 I 地区：現在の「その他の教育文化施設」内（現在の長崎市による管理区域）

項目	概要
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・出島を構成している地形、遺構、遺物などは出島の本質的価値をあらわす重要な要素であり、これらを適切に保存管理し、将来にわたって引き継ぐ。 ・長崎市による維持管理及び公開活用を継続する。 ・樹木など、史跡の本質的価値を損なうおそれのある要素は段階的に改善していく。
保存管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理は、所有者である長崎市が専門職員を含む直営の組織で実施し、管理の具体的な方法を継承するとともに、清掃や点検、緊急時の補修などを実施していく。 ・石垣などの構造物や歴史的建造物については、その価値の維持を前提とし、専門家の指導のもとに修理や保存のための措置を講じる。 ・敷地内の植生は定期的な剪定などの維持管理を行うとともに、本質的価値を有する樹木以外については、地下遺構に影響がないよう、生育状態を確認しつつ伐採や移植などを行う。 ・史跡内の維持管理や整備に伴う新たな設備や工作物を設置する必要がある場合は、史跡への影響を最小限に抑え、色彩や形態を周囲の景観と調和する工法をとるものとし、場合によっては外観を遮蔽するなどの対応をとる。また高さを抑え、目につきにくい場所や、建造物と一体化した場所に設置するなど、配置計画を検討する。

表 38 II 地区：現在の「その他の教育文化施設」周辺の道路内

項目	概要
保存状況	<ul style="list-style-type: none"> ・道路及び歩道下に鎖国期の石垣や荷揚場、幕末の築足部分が残されている。 ・道路として国道部分は長崎県、市道部分は長崎市が管理している。 ・設備上の構造物や配管、街路樹などがあり、地下遺構への影響が懸念される。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の長崎県・長崎市による維持管理を継続する。 ・将来的な出島の顕在化について検討を進める。
保存管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上の道路構造物・植栽などの改変や電気軌道の設備の改変など、住民生活の維持・改善や公益上必要な事業については地下遺構への影響の確認と遺構の保護を前提とする。 ・国道については管理者である長崎県、市道については長崎市が維持管理を行う。 ・道路上の掘削工事に伴う遺構調査が発生した場合、国道部分は長崎県、市道部分は長崎市が実施し、情報の共有をはかる。

(2) 本質的価値を構成する諸要素の保存管理方針

ここでは要素ごとの保存管理方針を記す。

表 39 各要素の保存管理方針

主な要素	保存管理方針
地形	現在も残る扇形の地割りや現在の地形を保持する。
地下遺構・遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・出島を築造した際の地山層も含め、地下遺構は保存を大前提とし、遺構面に影響を及ぼす新たな掘削等を行わない。現状変更等に際しては、地下遺構の確認とともにその厳正な保存を図る。 ・遺構保存等のために必要な場合には、計画的な発掘調査を実施するが、その保存のため範囲は必要最小限の箇所に留める。 ・公開している遺構は、劣化が生じないよう、定期的な点検・清掃・補修などのメンテナンスを継続する。
出土遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・欠損の恐れがないか、定期的に点検し、修復が必要となった場合には、文化庁や専門家の指導のもと、適切な処置を講じる。 ・現在史跡外にある埋蔵整理作業所は老朽化が進んでおり、防災面でも課題があるため、将来的には代替施設などでの保管を検討する。 ・現在史跡内の施設で保管されているものの、特に温湿度管理が必要な遺物については、今後、適切な温湿度環境内での保存を検討する。
遺構(石垣)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持を基本とし、破損が生じている場合は学術的な手法に基づき、修理を行う。 ・石垣としての構造体を維持することが重要であり、石材の劣化や破損などに対応するため、孕みや緩み等が生じていないかの点検を定期的に行う。 ・天端や積石間に実生木の萌芽等がみられた場合は石垣の破損の原因になるため、早期に除去する。 ・小規模な破損は維持的措置で対応し、本格的修理が必要な際には、破損状況調査等に基づき、復旧する。 ・出島北側の護岸石垣は現在、長崎県が管理を行っているが、補修にあたっては市・県での調整を行い、石垣上部の構造物・建築物などの影響を検討しつつ、護岸部分の一体的な保存を図る。 ・出土地点や種別ごとに整理した上で、遺物に影響を及ぼさない環境で適切に保管する。 ・今後も将来的な旧出島橋の復元に向けて、調査を進める。

(3) 本質的価値に準じた諸要素の保存管理方針

表 40 各要素の保存管理方針

主な要素(本質的価値に準じた要素)	保存管理方針
遺構(標石・三角溝)	現状維持を基本とし、欠損の恐れがないか、定期的に点検する。修理が必要となった場合には、専門家の指導のもと、適切な処置を講じる。
建造物(旧出島神学校、旧長崎内外クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓等の防火施設については定期的な点検を行い、防災に努める。 ・維持的措置として、定期的にシロアリ等病虫害防除を行う。 ・部分的な小規模部材の破損等には維持的措置で対応し、経年的な劣化に対しては小修理を定期的実施する。また小修理のサイクルを繰り返した後に解体修理を実施するといった、継続的な維持のための取組を行う。 ・主構造材、構造壁など、建物の骨格を形成する部分は現状維持を原則とする。 ・その他外部・内部の見え掛かりには当初部材および形式・材料を保持した後補部材が混在しており、今後改修や取替の可能性がある。その場合は仕様や形状をできるだけ保つものとする。創建時の意匠や意匠的・歴史的に価値のある付属家具などは現状を維持する。 ・設備の改修や展示入れ替えなどに伴う内部改修などにより、改変の必要性が生じた場合は、文化庁や専門家の指導のもと、適切な処置を講じる。 ・旧出島神学校については、現在の耐震基準に従い耐震診断を行い、大規模な保存修理のタイミングに応じて耐震補強等の改修を検討する。 ・将来的な史跡整備計画にあっても、現地保存を基本とするが、専門家による協議をふまえて慎重な取扱を行う。 ・屋内外の各部の清掃や交換、塗り替えなどの維持管理は、維持管理の計画に基づいて行う。
遺物(門柱、門扉、居留地時代の建造物の遺構石材)	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物として使用されている遺物は現状での日常的な維持管理を基本とする。 ・石材の風化や劣化が生じた際には、必要に応じて薬剤等による強化、撥水等の保存処理を行う。
植生(デジマノキ)	県指定天然記念物であることから、現地での維持管理を前提とし、剪定や管理を行う。災害や枯死などの予防のため史跡内で代替苗木の育成を行う。

(4) 本質的価値と密接に関わる諸要素の保存管理方針

表 41 各要素の保存管理方針

主要要素	保存管理方針
復元構造物(南側・西側練堀、鐘楼、瓦敷側溝など)	現状維持を基本とし、破損が生じている場合は修理を行う。 木造の工作物については、定期的な補修や塗り替えを行う。
木造建造物(一般事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓等の防火施設については定期的な点検を行い、防災に努める。 ・維持的措置として、定期的にシロアリ等病虫害防除を行う。 ・部分的な小規模部材の破損等には維持的措置で対応し、経年的な劣化に対しては小修理を定期的実施し、また小修理のサイクルを繰り返した後に解体修理を実施するといった、継続的な維持のための取組を行う。
復元建造物	<p>主構造材、構造壁など、建物の骨格を形成する部分は現状維持を原則とする。</p> <p>内部・外部とも 復元した建造物で公開している部分、外部から見える部分については、材料・色彩・工法について現状維持を原則とする。維持管理上、塗り替えや交換・補修が必要な部分については定期的な修理や交換・補修を行う。現状での維持管理に問題が生じた場合は、文化庁や専門家の指導のもと、適切な処置を講じる。</p> <p>内部を復元せず、公開施設として活用している建物については、今後補修、改変、取替の可能性がある。その場合は周囲との景観に合わせるなど意匠上の配慮を行う。</p>
歴史的建造物(旧石倉、新石倉)	<p>現地の遺構をもとに復元された建物であり、主構造の木部及び外観の大半、床面を構成する石材については材料・工法について現状維持を基本とする。維持管理上、塗り替えや交換・補修が必要な部分については定期的な修理や交換・補修を行う。現状での維持管理に問題が生じた場合は、文化庁や専門家の指導のもと、適切な処置を講じる。</p> <p>2棟とも内部を公開施設として活用しており、内装や設備などの改変が行われる可能性が高い。改修にあたっては、主構造部の改変を避け、設備上など必要な開口部は最低限とし、見え隠れ部分に行うなど意匠上の配慮を行う。</p> <p>今後、現在の耐震基準に従い耐震診断を行い、展示入れ替えなどのタイミングに応じて耐震補強等の改修を検討する。</p>
構造物(中央通路)	現状維持を基本とし、破損が生じている場合は修理を行う。 設備改修等に伴うやり替えは、現状の仕様に合わせるが、公開に伴い摩耗しやすい材料については、強度のある材料への交換も検討する。
植栽	遺構面に影響を与えないよう、剪定や伐採などの維持管理を行い、一定の大きさ以上となった場合は移植・新規植栽への植え替えなどの処置を行う。
工作物(大砲、旗竿石)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持を基本とするが、劣化防止のため屋内での保存を前提とする。屋外での展示の際はレプリカを作成し設置する。 ・修復が必要となった場合には、文化庁や専門家の指導のもと、適切な処置を講じる。

(5) その他の諸要素の保存管理方針

表 42 各要素の保存管理方針

主な要素	保存管理方針
防災施設・設備 (キュービクル、電気設備、給排水設備、空調設備、防災・防犯用設備)	史跡の維持管理に必要な設備は、引き続き使用していく。できるだけ、屋内に収納し、屋外の設備は、外観について景観的配慮をする。
管理または公開に伴う施設 (一般事項)	文化財の公開活用に関連する施設であることから、原則として現状を維持し、小規模な破損等は維持的措置として原状に復する。 経年的な劣化や破損によって、本来の機能が損なわれているもの、史跡景観を阻害しているものは、修理や更新を適宜行う。施設の更新にあたっては、史跡景観に配慮した規模・色彩・形状とする。なお、改築及び新設するときには、周辺景観に配慮したものとし、説明板等については、更新・改修の際に意匠の統一を図る。
西側料金所、神学校脇屋外トイレ	西側料金所は、水門が入退場口として使用されている間は、引き続き現状通り使用する。将来、水門周辺が顕在化され水路が設置された時には廃止する。 神学校脇の屋外トイレは、短中期計画ステップ3で周辺に建造物が復元され、トイレが設置可能となる場合、屋外トイレは廃止し、復元建造物の屋内に置く。
道路境界柵、北側練塀、石塀、敷石、木柵、東側門扉	今後庭園整備を行うにあたって、後年の史跡の整備過程で設置され、復元年と明らかに異なる場合は、撤去する。位置が本来の場所と異なる場合、確定できれば当初の場所に移設する。
出島表門橋(平成 29 年架橋予定)	当面は公開用の施設として管理していくが、将来的な出島北側の顕在化計画を進める際には、本来の橋を復元するため、架け替えを検討する。
スチール柵、スチール門扉、ベンチ、車止め、園路及び植栽柵、パーゴラ、縁石、見学用スロープ	管理上最低限必要なもののみを残し、周辺の環境変化に合わせて撤去していく。なお、改築及び新設するときには、安全性や耐久性のほか、周辺景観に配慮した素材や外観のものとする。ベンチ等の小工作物は可動式とし、周辺景観に配慮した外観とする。
ガス灯風街路照明、行灯型照明	現在の居留地ゾーンに第3ステップ整備で江戸時代の建物が復元された場合、ガス灯風街路照明は撤去する。かわりに復元建物に即した外構の設計を行い、ライトアップなどの夜間照明も同様に検討する。 行灯型照明は仮設とし、将来的な出島内の照明計画を検討する際に見直しを行う。
芝生広場	芝生広場は東側建物の整備を行うまでの間、来訪者の休憩やイベントなどの場所として積極的に活用していく。

主な要素	保存管理方針
文化財保存活用施設等 (表門、東側庭園、かびたん橋及び葡萄棚)	表門は、本来の位置が川の中になるため復元には時間が要する。現在の表門を外観は現状のまま、内部を改修し料金所として活用する。現地にある間は現状での維持管理を行う。 東側庭園は、第3ステップで復元整備を行う。地下遺構に影響のある樹木で緊急を要する樹木については伐根・伐採を行う。 カピタン橋と葡萄棚は、第3ステップ整備の際、復元する東側庭園の計画に合わせて本来の場所に移設、あるいはやり替えを検討する。
遺構表示 (遺構平面表示(通詞部屋跡、旗竿跡、番所跡)、西側護岸石垣公開用ガラス床、国道上平面表示)	平面表示は、建物や外周が復元されるまでは、現在の表示を継続する。ガラス床は、結露がひどいため、他の方法を検討する。
道路・道路構造物 (国道499号、市道、歩道、側溝、電柱、道路標識、境界標)	道路としての維持管理を継続する。路面の変更にあたっては、出島の範囲を示す舗装上の平面表示や鉋などを継承する。
説明板 (文化財説明板、案内表示、ミニ出島)	文化財説明板及び案内表示は、史跡内の景観基準に基づき設置する。 ミニ出島は、今後の復元整備計画での庭園復元の際に、史跡外の視点場などへ移設するか、あるいは新たな出島の説明模型等を製作するなどの検討を行う。
記念碑 (寄贈モニュメント、史跡表示柱、記念樹木、記念碑)	寄贈モニュメント、記念樹木、記念碑は、今後の復元整備計画の中での庭園復元の際に、史跡外の視点場への移設を検討する。
植栽 (史跡西側樹木、庭園内樹木、北側低木植栽)	史跡西側樹木(ワシントンヤシ)は、史跡外の視点場へ移設を検討する。庭園内樹木、北側低木植栽は、第3ステップの庭園復元の際に整理する。
仮設看板 (広告看板)	既存の広告看板は、寿命が来た時点で撤去する。景観を損ねる新たな屋外広告看板は設置しない。

(6) 維持管理

① 点検

- ・要素の状況等に応じて、日常的、定期、臨時点検を行う。
- ・日常的点検では、公開・活用されている本質的価値を構成する諸要素及び文化財の保存活用施設等の見回りによって、保存状況の点検を行う。
- ・定期点検では、史跡指定地全域を対象に日常的点検範囲よりさらに広域、詳細な保存状況の点検を実施するとともに、整備施設等の法令等に基づく保守点検を実施する。
- ・臨時点検では、自然・人為的災害や事故が生じた際に、指定地内及び指定地内外の保存・活用関連施設の現状の確認を行う。

② 日常的な維持管理

日常的な維持管理は、清掃・除草・水やり等の通常管理行為、軽微な補修・改善等の維持的行為、災害時等の応急措置等をいう。

- ・清掃、植物の除草・水やり等、公開施設の施錠等を適切に行う。
- ・定期的な維持管理としては、除草・剪定・病虫害防除等の植物管理、木造建造物の防蟻・防蟻処理、近代遺跡の鉄材のペンキ等錆止塗装、機械類等の清掃・給油等であり、要素の内容に応じて必要な措置を行う。
- ・点検によって、遺構等の本質的価値を構成する諸要素や、史跡説明板等の文化財保存活用施設に軽微なき損や衰亡が見られた際には、小規模な復旧措置等を維持の措置の範囲で行う。
- ・災害や事故等による大規模なき損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う際には、本格的な復旧策（「現状変更許可申請」や「き損届」の対象）を講じる。

③ 建造物の維持管理

史跡内の要素のうち、特に建造物（歴史的建造物・復元建造物）については、定期的な修理や活用に伴う改修などが想定されることから、今後の保存管理のなかで建物各部の維持管理計画が重要となる。以下は基本的な方針とする。

- ・防火設備は定期的な点検や交換を行い、防災に努める。
- ・維持的措置として、定期的にシロアリ等病虫害防除を行う。
- ・部分的な小規模の破損等には維持的措置で対応し、経年的な劣化に対しては小修理を定期的に行い、また小修理のサイクルを繰り返した後に解体修理を実施するといった、継続的な維持のための取組を行う。
- ・修復の手順については、文化財指定建造物に準ずるものとする。

建造物の部位ごとの耐用年数に応じた具体的な修理時期については、別途定めるものとするが、維持管理の基本的な考え方について、以下の表にまとめる。

表 43 維持管理方法

区分	主な建物	現在の活用用途	維持管理の方法		
			外部	内部	設備
史跡内建造物	旧長崎内外クラブ 旧出島神学校	レストラン、展示室、事務所、控え室、トイレなど	<p>【主構造】 維持管理上の修繕の際には当初材を残し、工法は可能な限り当初の工法に従う。補強等が必要な場合は当初材を傷めない工法とする。</p> <p>【仕上げ】 ・定期的な点検と修理を行い、材料の耐用年数に応じて塗り替えや交換等を行う。</p>		
			<p>・定期的な清掃や点検を行う。</p> <p>・改修に伴う配管は可能な限り当初材への改造や開口を避け、見え隠れ部分に行う。</p> <p>・壁面への開口や下地設置については構造上問題のない場所を選び、見え隠れ部分に行う。</p>		
復元建造物等・歴史的建造物	カピタン部屋等の木造建物	展示室など	<p>【仕上げ】 定期的な点検と修理を行い、材料の耐用年数に応じて塗り替えや交換等を行う。</p> <p>【建具】 障子などは定期的な張り替えを行う。 雨戸など耐用年数が短い建具については、天候の影響を受けやすい部分から定期的に交換を行う。</p>	<p>【主構造】 維持管理上の修繕の際には当初材を残し、工法は可能な限り当初の工法に従う。補強等が必要な場合は当初材を傷めない工法とする。</p> <p>【仕上げ】 ・天然材料を用いた塗装は表面の塗り替えを定期的に行う。 ・床面など公開に伴い摩耗しやすい材料については、使用時期に応じて強度のある材料への交換や塗り替えを検討する。 ・内部を復元していない建物については、主構造を傷めない範囲で、景観に配慮しつつ、内装材のやりかえなどの改造が可能とする。</p>	

第4章 保存管理

4. 保存管理の方法

区分	主な建物	現在の活用用途	維持管理の方法		
			外部	内部	設備
復元建造物等・歴史的建造物	一番蔵等の土蔵、旧石倉等の石造倉庫	展示室や収蔵庫	【仕上げ】 定期的な点検と修理を行い、材料の耐用年数に応じて塗り替えや交換等を行う。	【主構造】 維持管理上の修繕の際には当初材を残し、補強等が必要な場合は当初材を傷めない工法とする。 【仕上げ】 床面など公開に伴い摩耗しやすい材料については、使用時期に応じて強度のある材料への交換や塗り替えを検討する。	・定期的な清掃や点検を行う。 ・改修に伴う配管は可能な限り当初材への改造や開口を避け、見え隠れ部分に行う。 ・壁土部分への開口は基本的に行わない。
	十六番蔵（鉄筋コンクリート造建物）	展示室や収蔵庫	【仕上げ】 定期的な点検と修理を行い、材料の耐用年数に応じて塗り替えや交換等を行う。	1階は温湿度管理された収蔵庫として特殊な内装が選定されているため、維持管理は内装材の特性に従って行う。	・定期的な清掃や点検を行う。 ・防災やセキュリティなど特殊な設備を含むため、維持管理は専門の担当者により行う。改造や新たな設備追加に伴う壁面の新たな開口などは基本的には行わない。
管理上の建物	表門	管理用倉庫	【主構造・仕上げ】 維持管理上の修繕の際の仕上げ材の交換や塗り替えは当初の色に従い、定期的に行う。木造建物としての基本的な構造や周辺景観に影響を与えない範囲での改造は可能とする。	【仕上げ】 現在の仕上げを活かしつつ、内部の改変を可能とする。	改修に伴う配管のための開口や下地設置については構造上問題のない場所とする。
	西側料金所・神学校脇屋外トイレ	料金所・トイレ	【仕上げ】 ・定期的な点検と修理を行い、材料の耐用年数に応じて塗り替えや交換等を行う。 ・周辺の景観に影響を与えない範囲で外装の改修や改造を行う。		定期的な清掃や点検を行う。

5. 現状変更等の取扱基準

(1) 史跡の現状変更

国指定史跡とは、文化財保護法第2条「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上また学術上価値の高いもの」として文部科学大臣によって指定されたものである。

指定された史跡は、その価値を損なうことなく保存し管理する必要があるため、史跡指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は文化財保護法第125条に基づき文化庁長官などの許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。現状変更申請が必要な行為は、工事など次の事項が該当する。

- a. 道路の管理のための舗装、修繕、改修工事
- b. 歴史的建造物の保存修理、復元建築物及び管理施設の修繕、改修工事
- c. 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除去
- d. 造成（土地の掘削、盛り土、切り土）等による地形の変更
- e. 木竹の伐採、植栽
- f. 地下埋設物の設置、撤去
- g. 建築物・工作物などの色彩の変更
- h. 発掘調査及び保存整備
- i. 上記のほか、史跡の現状を変更する行為で、条例で定めるもの

*建築とは、建築物を新築し、増築し、改築し又は移転することをいう。（建築基準法第2条13号）

*増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう。

- ①既存の建築と同一敷地内であること。
- ②既存の建築と用途が不可分であること。

*改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいう。

*移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。他の敷地に建築物を移転する場合は、建築基準法上では移築先の敷地における「新築」もしくは「増築」という。

*工作物とは、建造物に付属する門・柵・擁壁、物の貯蔵または処理の用に供する施設、街灯、電柱、電線、郵便差出箱、案内板・自動販売機・水平投影面積が5㎡を越えるテント、彫像、側溝、舗装の表層、境界標、路面標示を含む。

*建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀をいい、建築設備を含むものとする。

以上の現状変更は、史跡の価値を十分踏まえたうえで検討し、実施しなければならない。事業主体は文化庁、長崎県教育委員会、長崎市文化財課などの関係機関と協議を行った上で許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前に協議の上、発掘調査などを実施（軽微なものについては、立ち会い）し、重要な遺構が確認された場合は設計変更などの協議を行う。規模の大きな現状変更に際しては、学術調査の結果を踏まえたうえで、学識経験者などで構成される長崎市指定文化財等保存・整備委員会において、計画の検討を行うことが望ましい。

(2) 現状変更の許可の区分と手続

① 許可を要しない行為

文化財保護法第125条第1項に「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」とある。当条文に基づき、以下の行為については許可を要しない。

a. 維持の措置

- ・ 史跡がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき
- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損、衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき
- ・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき

b. 非常災害のために必要な応急措置を執る場合

- ・ 現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急の措置
- ・ 事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる現状に復する行為

c. 保存に影響を及ぼす行為でその影響が軽微である場合

d. 日常的な維持管理の行為

史跡地内で行う下記の日常的な維持管理は現状変更には該当しない。

- ・ 側溝や堀、雨水枡を維持する日常行為（清掃、目地充填、小規模な浚渫など土砂堆積物の除去）
- ・ 植生の日常的な手入れ（剪定、清掃、枯損木・倒木処理、草刈り、除草、病虫害駆除、施肥、花壇の植え替えなど）
* 草刈りなどのうち、遺構に影響を及ぼす伐根や、景観を改変するような伐採を除く
- ・ 照明器具や防災設備、電気工作物などの清掃、機器の保守点検、器具交換、工作物の塗り替え（同系色の塗装）
- ・ 史跡内建造物、復元建造物、工作物の保守作業（清掃及び簡易な補修、防蟻処理等）
- ・ 史跡内建造物、復元建造物、工作物の定期的な内外部の塗装塗り替え（同系色の塗装）
- ・ 史跡内建造物、復元建造物の雨戸など日常管理で使用する建具の補修調整、障子の張り替え、作り替え（同仕様）、床材等の部分的な交換など。
- ・ 園内通路の日常的な清掃管理、簡易な補修（舗装された路面の表層打ち替えなど）、破損や劣化による部分的な取り替え

② 長崎市による現状変更の許可が必要な行為

(1) に示した文化財保護法第125条による現状変更申請が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、現状変更の許可及びその取り消し並びに停止命令を長崎市教育委員会が行う。本史跡における現状変更許可の申請先は、長崎市文化財課とする。

- ・ 3ヶ月以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増築、改築または除却で土地の掘削・盛土・切土その他土地の形状の変更を伴わないもの。
- * 小規模建築物とは、階数が2以下でかつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって建築面積が120㎡以下のもの。
- ・ 小規模工作物の設置・改修もしくは除去で、土地の掘削・盛土・切土その他土地の形状の変更を伴わないもの
- ・ 道路の舗装もしくは修繕で、土地の掘削・盛土・切土・道路幅員の変更など土地の形状変更を伴わないもの
- ・ 管理団体等による史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、路面標示、囲いその他の施設の設置、改修または除却
- ・ 木竹の伐採（危険防止のため必要な樹木の伐採）

なお、平成28年4月に一部改正・施行される文化財保護法施行令により、以下の現状変更に係る文化庁長官の許可権限についても、都道府県又は市の教育委員会に移譲することとなっている。

- ① 2年以内の期限を限って設置される仮設建築物の新設、増築又は改築
- ② 電柱並びに埋設されていない電線、ガス管、水管及び下水道管並びにこれらに類する工作物の設置等
- ③ 建築物等（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に限る。）の除却

③ 現状変更が認められない行為

史跡地内で行う下記の行為に対しては現状変更を認めない。

- a. 史跡の適切な保存管理のために策定された本計画書に定められた基準に反する場合
- b. 史跡の滅失、毀損または衰亡のおそれがある場合
- c. 史跡の景観を阻害、またはその価値を著しく減じると認められる場合

(3) 現状変更取扱基準

保存管理の方法に基づき、(1) に示した現状変更許可が必要な行為のうち、主なものについて行為ごとの取扱を地区別に示す。

表 44 現状変更の取扱基準の一覧(概要)

	現状変更の取扱基準	対象となる構成要素	
		第Ⅰ地区内 (史跡指定範囲かつ、現在の「その他の教育文化施設」内)	第Ⅱ地区内 (現在の「その他の教育文化施設」外)
a. 道路の改修、新設など	公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。		国道499号、南側市道、東側市道
b-1 歴史的建造物の保存修理、復元建造物や復元構造物(石垣)の修理、	建造物や構造物の維持のための修理は認める。 ^{*1}	歴史的建造物、復元建造物、護岸石垣	
b-2. 管理施設(公園施設・便益施設等)の改修・新設など	史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。	防災施設・設備機器、石材保管用倉庫及び保管スペース、ベンチやパーゴラなど管理または公開に伴う施設、等	
c. 建築物の新築、増築、改築、移転または除去	新築は、原則として認めない。 ^{*2} ただし地下遺構への影響や景観への配慮がなされ、史跡の価値が維持向上する場合、認めることもある。その際、歴史的建造物・復元建造物として適切な手法を用いて実施する。	歴史的建造物、復元建造物、復元構造物(練り堀など)	
d. 工作物・土木構造物の設置・改修	新築は、原則として認めない。 防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の設置及び改修は遺構に影響がなく、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。	擁壁、門、境界柵、練堀、土堀、中央通路、案内板、記念碑、側溝及び雨水枡	南側護岸石垣前の空堀及び擁壁、路面電車の線路敷地内の運転保安に関する小規模な施設
e. 地形の変更	原則として認めない。 遺構復元や後世の地形改変の復旧など、文化財保護のための地形変更は認める。	出島の扇形の地形や外観、出島内の現状地盤	国道499号、南側市道、東側市道

	現状変更の取扱基準	対象となる構成要素	対象となる構成要素
		第Ⅰ地区内 (史跡指定範囲かつ、現在の「その他の教育文化施設」内)	第Ⅱ地区内 (現在の「その他の教育文化施設」外)
f. 樹木の伐採、伐根、植樹	原則として認めない。 遺構に影響を及ぼす樹木の伐採、伐根及び更新は認める。	デジマノキ、シーボルト里帰り植物 庭園内樹木、低木植栽	歩道上の街路樹
g. 地下埋設物の設置・改修	公共・公益上必要な地下埋設物は地下遺構に影響ない範囲で認める。	復元建造物、防災施設・設備、管理または公開に伴う施設等の基礎及び配管	道路構造物
h. 建築物・工作物などの色彩の変更	原則として認めない。 建築物・工作物の色彩変更は周辺景観に配慮し、景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。	歴史的建造物、復元建造物、復元構造物、通用門、境界柵、塀	
i. 発掘調査及び保存整備	遺構の保存や状況把握に関わる調査は認める。 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備は、その方法を充分検討した上で認める。	保存整備を行う遺構	道路下の遺構

【特記事項】

- *1 建造物の維持のための修理や補強などの改修は、遺構に影響がないよう図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。
- *2 基礎を伴わない車庫や物置などの簡易な建築物については、地下遺構への影響や周辺景観が配慮されている場合において認めるものとする。

上記に伴い、現状変更を許可する場合は下記の通りとする。

1. 現状変更に際しては、事前の発掘調査を実施（簡易な建築物・工作物等は立ち会い）し、重要遺構確認の場合は現状変更を認めないこととする。
2. 現状変更を認める場合は、遺構面を損しないこと、文化財としての価値及び景観を大きく損なわないこと等の条件を付する。

第5章 史跡の追加や周辺環境に関する考え方

1. 史跡の拡大の考え方

本来の出島は、多くの絵画資料に描かれているように海中に浮かんだその姿が、周囲との接触を制限した鎖国政策を象徴するものであり、その姿が鎖国期の出島の本質的価値を如実に表している。しかしながら、出島が有する歴史的価値（本質的価値）を正しく後世に伝えるためには、現在の史跡の範囲である島の部分のみならず、江戸時代に周囲の海域に立てられていた傍示杭で管理された海域と、出島橋で接続し、高札や出島の貿易や管理に関わっていた阿蘭陀通詞の会所や商家が立ち並ぶ江戸町の出島に面していた対岸部分までを史跡の範囲に含める必要がある。

このような価値を踏まえた上で、傍示杭の位置を基準として管理されていた海域周辺までを史跡の拡大検討範囲としたい。

一方、出島の価値としては、鎖国期のみならず幕末の開国以降も海外との交流の窓口であったという歴史の連続性も重要である。この歴史の連続性を示す要素として、幕末に波止場や遊歩道を新設するために築足された石垣の遺構があるが、傍示杭を基準とした史跡の拡大検討範囲は、幕末に築足された石垣遺構とそれを保護する範囲を包含する範囲になっており、この範囲での史跡拡大が実現されれば、最も重要な鎖国期の出島の本質的価値に加え、幕末以降の出島の歴史的価値も併せて守ることが可能になる。

長崎市としては、鎖国期の象徴である海に浮かぶ出島の姿を復元し後世へ伝えるため、傍示杭を基準とした範囲を根拠としつつ、史跡の拡大を検討していきたい。



図 104 傍示杭と出島を描いた絵画 石崎融思『長崎港図』神戸市立博物館蔵



図105 榜示杭が描かれた幕末の絵図『出島図』(長崎歴史文化博物館収蔵 安政初年(1854-55))か



図106 出島周辺の築足が行われた幕末から明治の絵図
長崎出島旧地図 (長崎大学附属図書館経済学部分館収蔵)

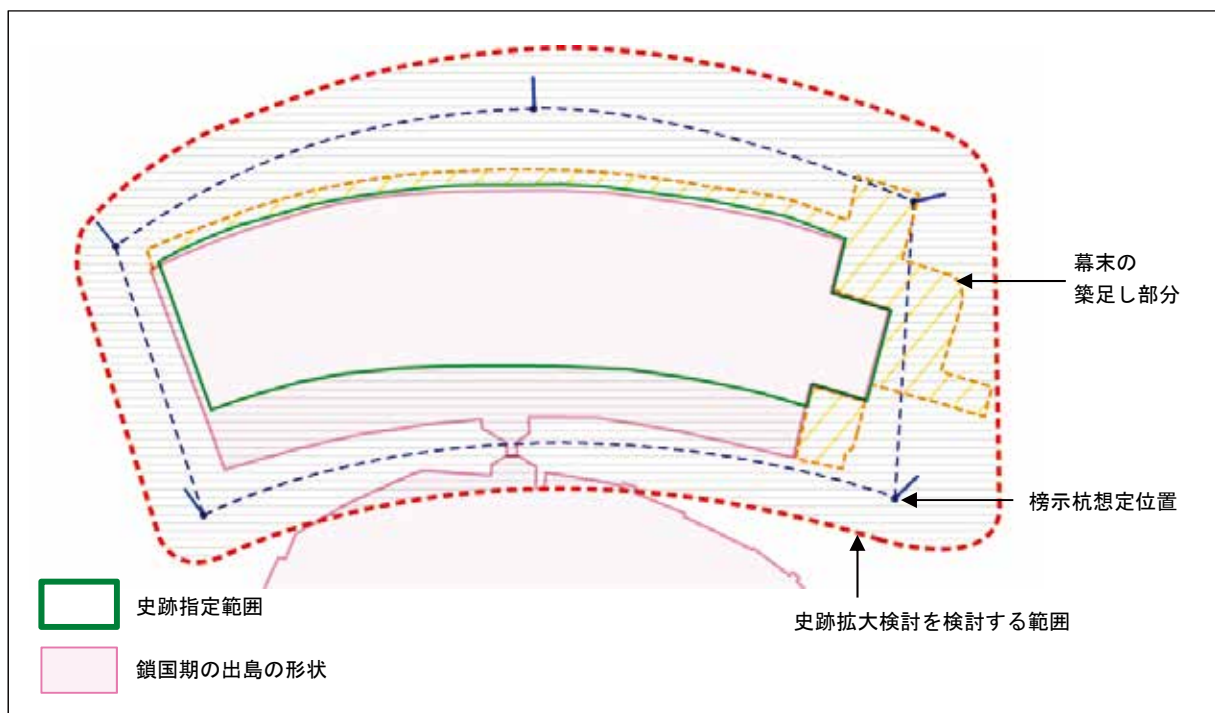


図107 史跡指定拡大検討範囲イメージ図

2. 史跡の追加指定の検討

(1) 追加指定範囲の考え方

今後の史跡追加指定は、出島の史跡としての本質的価値となる要素を含め、史跡として一体的に保護しつつ、本来の海上に浮かぶ島としての出島の姿を復元し後世に伝えてゆくことを主な目的とする。

今回の追加指定のうち、かつて海に面していた西・南・東側については、外から船の接近を制限するために設置された出島周辺の標示杭を絵図から推定した位置を基準とし、出島内外から眺めることができる範囲を基本に設定する。出島の対岸に位置した北側（江戸町側）については、護岸遺構を保護しつつ、市の所有地として管理を行っていくことが可能となる中島川公園までを追加指定範囲とする。

今後は長期構想と合わせ、本来の海に浮かぶ出島としての景観を復元してゆけるよう、所有者の同意を得ることに努めて追加指定を行ってゆくこととする。

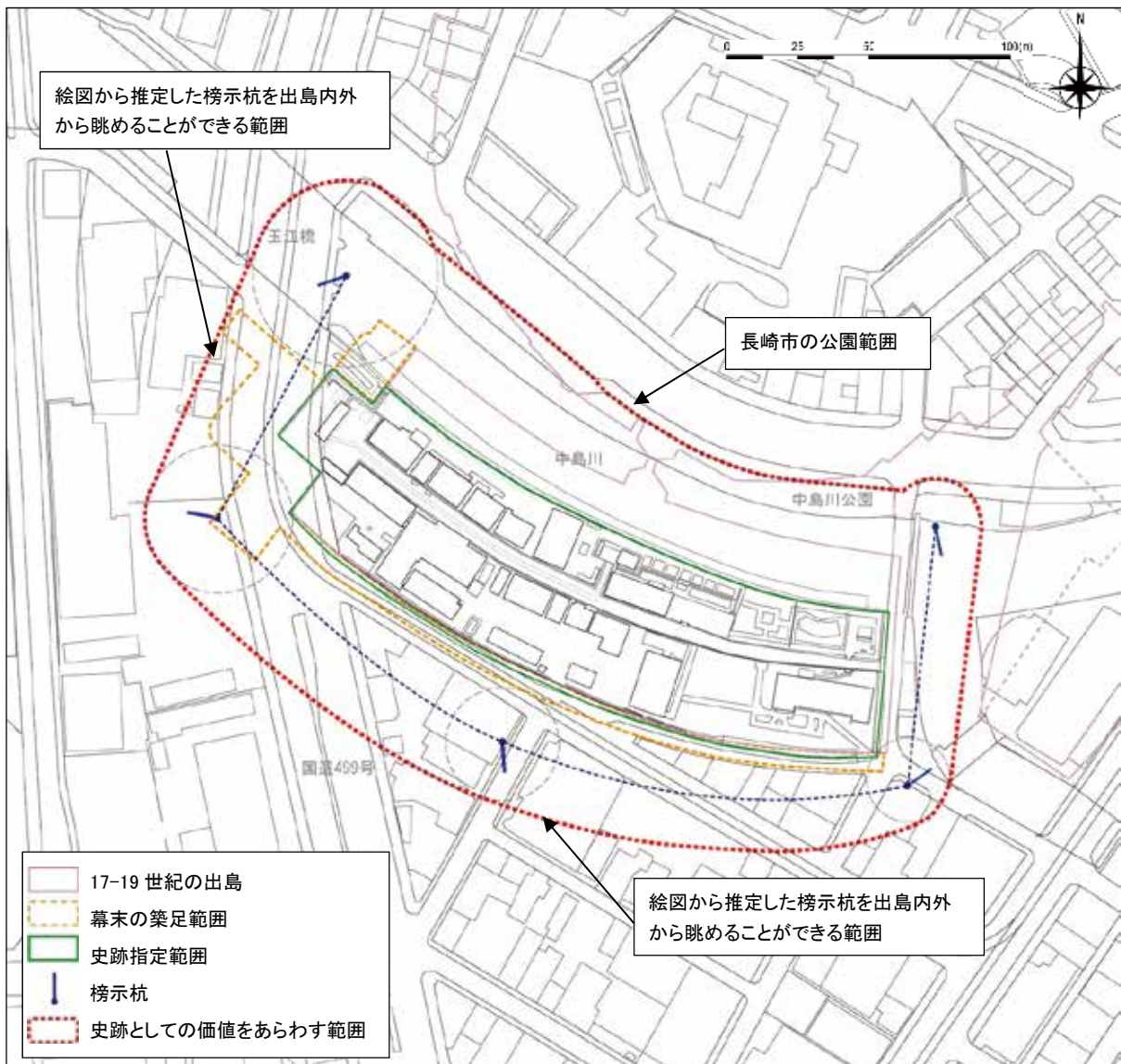


図 108 追加指定範囲と拡大の考え方

(2) 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素

1. で述べたとおり、出島は人工の島としての形状だけではなく、出島と向き合う町の部分と、出島の周囲の傍示杭で囲まれた海域を含めた特異な立地そのものが本質的価値を構成している。

また、出島は、鎖国期の貿易の場から外国人居留地に到る歴史の重層性と連続性を示す史跡という点でも重要な価値を有しており、開国後、慶応年間までの築足部分も本質的価値に準じる要素を構成しているが、その一部は史跡指定地に含まれていない。加えて大正11年の史跡指定範囲は築造当初の護岸の一部が史跡指定地外となっている。

一方で、出島対岸の中島川沿いでは、中島川変流工事により旧護岸石垣の外側に現在の護岸石垣が築かれ、その一部は解体した旧出島橋の石材が使われていた可能性があるなど、各時代の要素が混在した状況となっている。中島川公園部分では、現在も発掘調査により、出島築造に関する貴重な遺構が確認されている。また出島周辺には、出島の歴史を説明する上で欠かすことができない遺跡などが残されている。

以下に第4章でも区分した、史跡周辺の未指定地における本質的価値を構成する諸要素、及び密接に関わる諸要素をまとめる。

表 45 史跡の周辺地域の構成要素

要素の分類	時代区分	名称
史跡の本質的価値を構成する諸要素	鎖国期 (1636-1858)	旧出島北側地形
		地下に埋蔵されている遺構・遺物
		東側護岸石垣
		旧出島橋橋詰及び石垣
		江戸町護岸石垣
		旧出島橋部材、石柱
		傍示杭想定地を含む周囲の海域
本質的価値に準じた諸要素	幕末-明治 (1859-1903)	文久年間の築足部分・石垣
		元治年間の築足部分・石垣
		慶応年間の築足部分・石垣
		中島川変流工事に伴う石垣遺構
史跡の価値と関連性の深い遺跡・土木遺産	鎖国期 (1636-1858)	長崎奉行所西役所跡遺跡、海軍伝習所跡、医学伝習所跡(現長崎県庁)
		銅座町遺跡(対馬藩蔵屋敷跡)(現十八銀行本店)
		俵物役所跡(現十八銀行本店)
		稲佐外国人墓地(オランダ人墓地区域)
「その他の教育文化施設」として管理している要素	西側石垣前の空堀、見学用園路及び金属柵、説明板、樹木(高木)	
その他の要素	都市施設*、民有地、出島表門橋	

*都市施設 道路等の交通施設、公園等の公共空地、上下水道等の供給処理施設、河川等の水路、学校等の教育文化施設等、団地などの住宅施設、官公庁施設、など都市計画法で定める施設

表 46 出島の構成要素

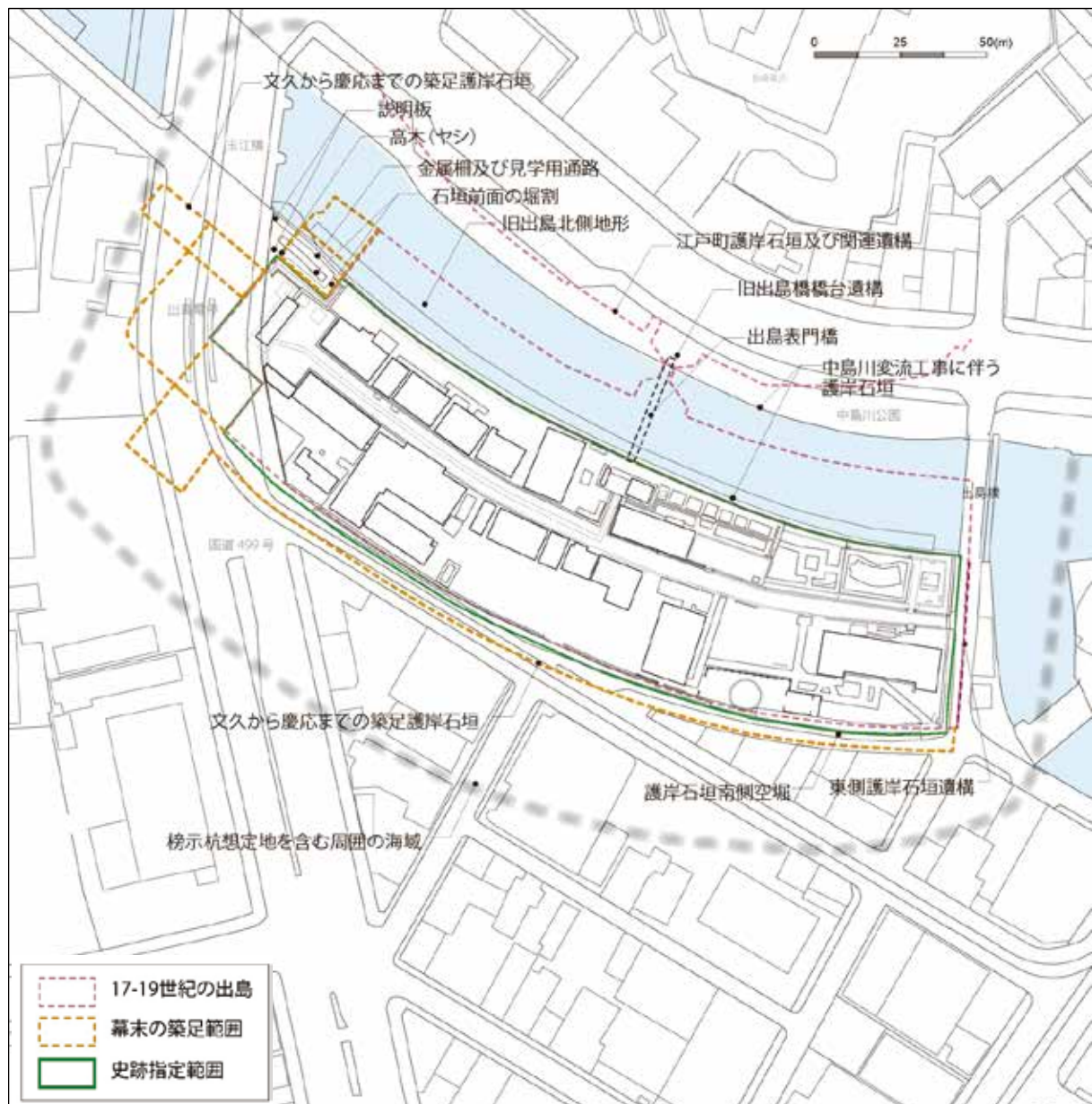
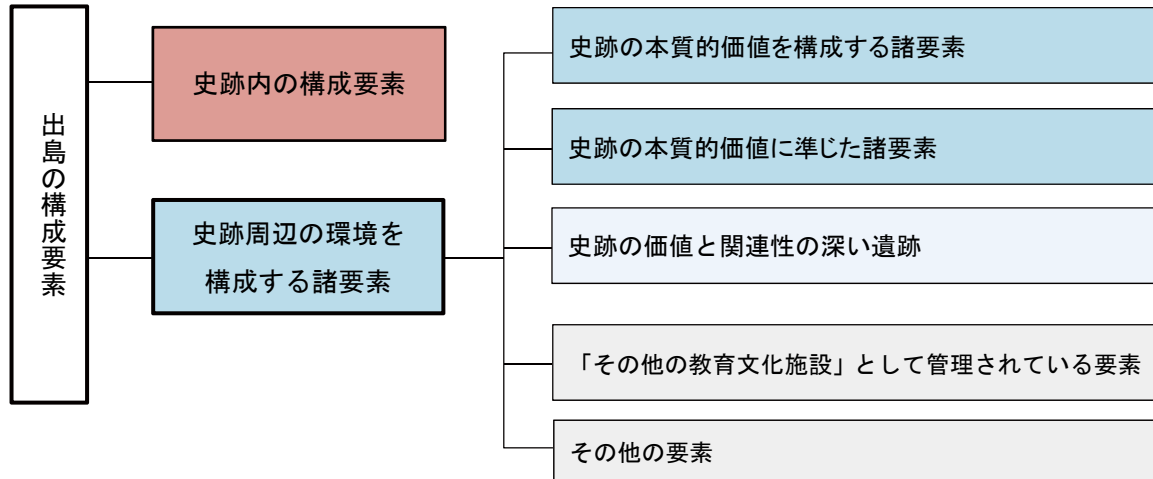


図 109 史跡の周辺環境を構成する要素(史跡周辺の要素)

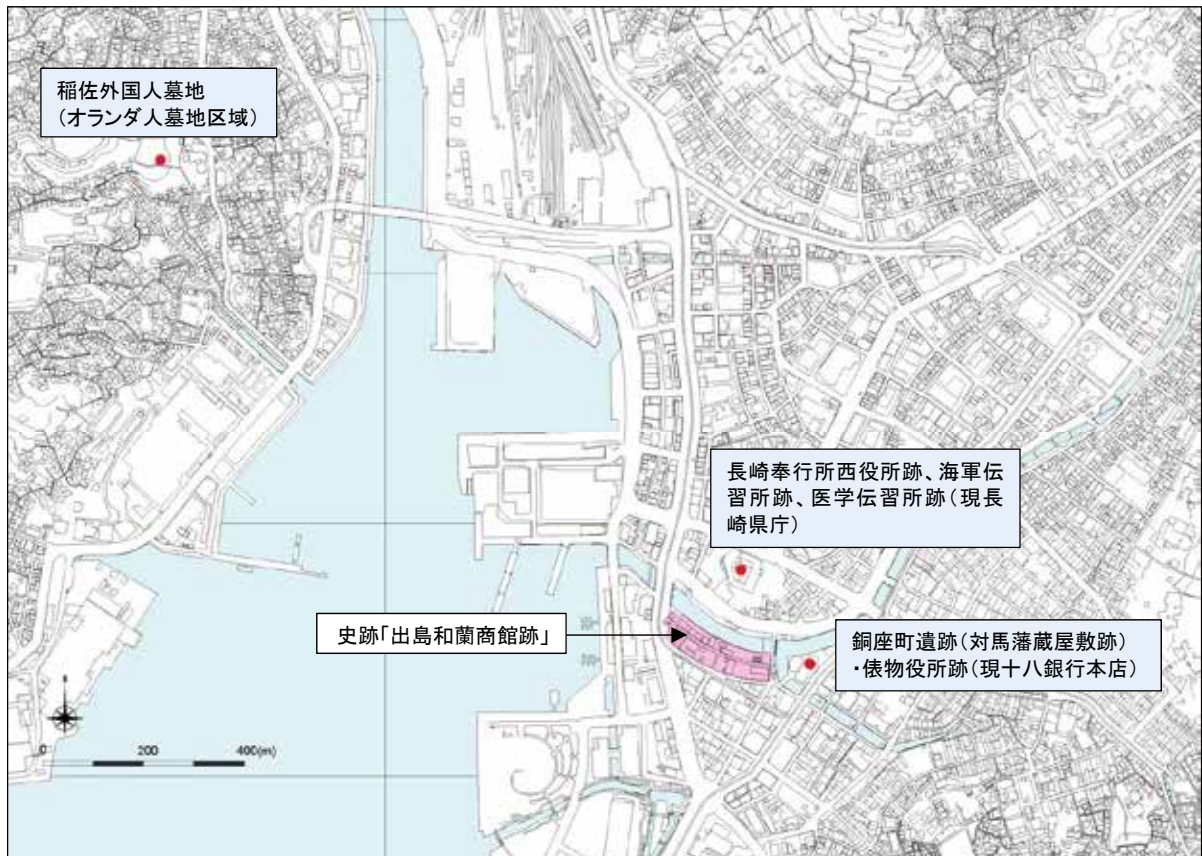




図 110 史跡の周辺環境を構成する要素(史跡の価値と関連性の深い遺跡)

表 47 史跡周辺の環境を構成する諸要素

主な要素の名称	概要及び写真	
旧出島北側地形	明治 22 年の中島川変流工事の際に削られた出島北側地形。本来の北側護岸位置は確認されていない。	
東側護岸石垣	昭和 60 年度、平成 14 年度の調査で確認された石垣遺構	
旧出島橋橋台及び石垣遺構 (江戸町側)	平成 26～27 年度の発掘調査により確認された。江戸時代の橋台及び石垣遺構。	
江戸町護岸石垣	平成 26～27 年度の発掘調査により確認された 17 世紀～19 世紀の江戸町護岸石垣遺構。	
幕末(文久・元治・慶応年間)の築足部分・石垣	昭和 60 年から平成 26 年の間に行われた調査で確認された石垣遺構。	

主要要素の名称	概要及び写真	
中島川変流工事に伴う石垣遺構	<p>明治 22 年の中島川変流工事の際に造られた江戸町側及び出島北側護岸石垣遺構。江戸町側は現在、河川改修事業に伴い改修が行われている。</p>	
長崎奉行所西役所跡遺跡、海軍伝習所跡、医学伝習所跡（現長崎県庁）		
銅座町遺跡（対馬藩蔵屋敷跡）（現十八銀行本店）	平成 4 年度に調査が行われ、記録保存が行われた。	
俵物役所跡（現十八銀行本店）		
稲佐悟真寺国際墓地（オランダ人墓地区域）	<p>稲佐悟真寺内の国際墓地の一角にある、出島オランダ商館のオランダ人のためにつくられた墓地。</p>	
西側石垣前の空堀・見学用園路及び金属柵	<p>平成 12 年に整備された西側石垣の見学のために設置された石垣前面の空堀と園路、金属柵</p>	
説明板・高木・道路施設等	<p>史跡指定地外の「その他の教育施設」地内には平成 8 年に植樹された高木（ヤシ）と説明板 2 基がある。また、周辺の道路には街路照明のほか、電柱や歩車道境界柱などの道路構造物がある。</p>	

(3) 追加指定を検討する範囲の地区区分

「4章3. 地区区分」でも述べた、将来的に史跡の指定拡大等の措置を検討するⅢ地区の範囲は以下とする。



図 111 史跡の本質的な価値を持ち、追加指定を検討する範囲の地区区分

表 48 Ⅲ地区の範囲 将来的に史跡の指定拡大と公有化を目指す範囲

地区の特徴	保存管理の考え方	主な構成要素
現在の史跡周辺にあり、出島の本質的価値、本質的価値に準じる要素及び本質的価値と密接に関わる要素を含む地区	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的な史跡の指定拡大と公有化をめざす。 ・先行して取得した土地は遺構を保護した上で、当面は緑地としての維持管理を行う。 ・先行して整備を進める場合は出島内の保存管理に準じ、周辺景観に配慮しつつ行う。 ・将来的には出島として一体的に保存管理を行うことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定範囲外の道路に存在する護岸石垣 ・中島川変流工事に伴う北側石垣 ・幕末期の築足遺構 ・旧出島橋橋詰及び対岸の石垣 ・教育文化施設として市が管理している土地(北西隅部) ・出島に接していたかつての海域

(4) 追加指定地に関する保存管理の基本方針

追加指定地は所有者の意向を確認しつつ、順次公有化を進める。特に出島南側、南西側に近接する範囲については、ビルの老朽化に伴い再開発が予想されることから、早期かつ優先的に公有化することを目指す。また、対岸の中島川公園など、今後の整備に伴う発掘調査により、出島の本質的価値に関わる遺構が確認されている部分の遺構・遺物については、史跡内に準じて調査及び記録を継続的に実施し、調査後の適切な保存状態を継続する。

また史跡指定地ではないものの、現在「その他の教育文化施設」として長崎市が管理している部分については、地下の遺構の取扱に注意し、周辺の景観を損ねることのないよう配慮しつつ公開及び維持管理を行う。

3. 周辺環境の保全

(1) 周辺景観の現状と出島の歴史的景観

「2. (1) 追加指定範囲の考え方」で述べたとおり、出島は本来海上に浮かぶ人工の島として築造され、水門が作られるなど、海との関係が非常に強い史跡である。しかし、出島周辺埋め立て後、周辺にはビルが建ち並び、出島の価値である周辺の海と一体となった歴史的景観は損なわれている現状である。（「2章2. 社会環境 (3) 出島周辺の現状と課題」参照）

現在長崎市では景観法に基づく長崎市景観計画（平成23年4月施行、平成27年変更）により市全域の景観方針が定められ、特に景観形成が求められる地区は「景観形成重点地区」に指定している。しかし出島周辺は「一般地区」の指定であり、事前届出が必要な建築物・工作物の高さは20m以上、という規制にとどまっている。また周辺は商業地域に指定され、ほとんどの商業施設が建築可能であり、高層マンションやビルなどの建設が続いている。このことから、現在の法的規制では、出島から海を体感できるような景観の保全は難しい。

今後、出島周辺の景観を保全するには、別途景観上の検討が必要となるが、出島及び周辺には、史跡としての価値を体感できるような内外の視点場が残されている。これらの視点場は、かつて海に囲まれていた出島の地形や、長崎港を見渡す出島からの風景といった、出島の歴史的景観を伝える貴重な場所であり、史跡の価値の一部でもある。

ここでは、史跡周辺も含めた代表的な視点場とそこから見た景観として重要な範囲について整理し、今後景観上の計画を進めていく上での基本的な方向性を示すものとする。

a. 出島内から眺めることができる海上の景観

出島は外周が塀にかこまれていたものの、カピタン部屋2階やヘトル部屋屋上の物見台などは、長崎湾を眺めることができる視点場であり、多くの絵画資料で知られている。

視点場1 ヘトル部屋物見台

ヘトル部屋の屋上に作られていた物見台からは、長崎港を眺めているオランダ人たちを描いた絵画が残されている。現在、物見台から海を見ることはできないが、当時は長崎港を出入りする船を見る視点場であったと考えられる。



図 112 川原慶賀『蘭館絵巻』のうち「蘭船入港図」
長崎歴史文化博物館収蔵



写真 90 ヘトル部屋物見台より
(上:現状、下:3Dマップ重ね図)

視点場2 カピタン部屋2階

長崎港や海を背景としたカピタン部屋を描いた絵画が数多く残されており、カピタン部屋2階も、海を見る視点場であったと考えられる。現在は涼所の一角からわずかに海が見える程度であるが、実際には長崎港入り口（女神大橋）を正面に、大浦付近から西側の山並まで広がる海を体感できる場所である。



図 113 川原慶賀『蘭館絵巻』のうち「宴会図」
長崎歴史文化博物館収蔵



図 114 川原慶賀「出島蘭館饗宴図」
東京藝術大学大学美術館蔵



写真 91 カピタン部屋涼所より
(上:現状、下:3Dマップ重ね図)

b. 出島周辺から眺めることができる出島と海が一体となった景観

視点場3 出島北側から出島の扇形を眺める視点

実際に絵画のような扇形の島としての外観を認識できるのは、現在の県庁第1別館付近である。別館屋上からは長崎港と女神大橋、出島を一体で眺めることが可能であり、海に向かって作られた出島を体感することができる視点場となっている。



図 115 石崎融思『長崎港図』
神戸市立博物館蔵



写真 92 県庁第1別館6階より出島を見る視点

視点場4 水門から西側

水門付近から出島の外を見る視点場では、稲佐山を正面に見た絵画や古写真などがある。現在はビルに囲まれ、水門付近から稲佐山を見ることができないが、稲佐山は出島の中央通りから水門方向への軸線上にあり、海越しに見える稲佐山は、水門から見る重要な景観であったと考えられる。



図 116 リンデン伯「日本の思い出」のうち「出島の大通り」(長崎歴史文化博物館収蔵)



写真 93 VIEWS OF JAPAN 風景写真(長崎出島館之圖)(長崎歴史文化博物館収蔵)



写真 94 水門より稲佐山方面
(上:現状 下:3Dマップにて建物を除去)

地図データ: Google, DigitalGlobe

以上のような視点場から出島や出島周辺を眺めた景観として重要と考えられるのは以下のエリアである。これらのエリアが重なった場所は、景観的にも重要であり、今後都市計画上の検討が必要と考えられる。

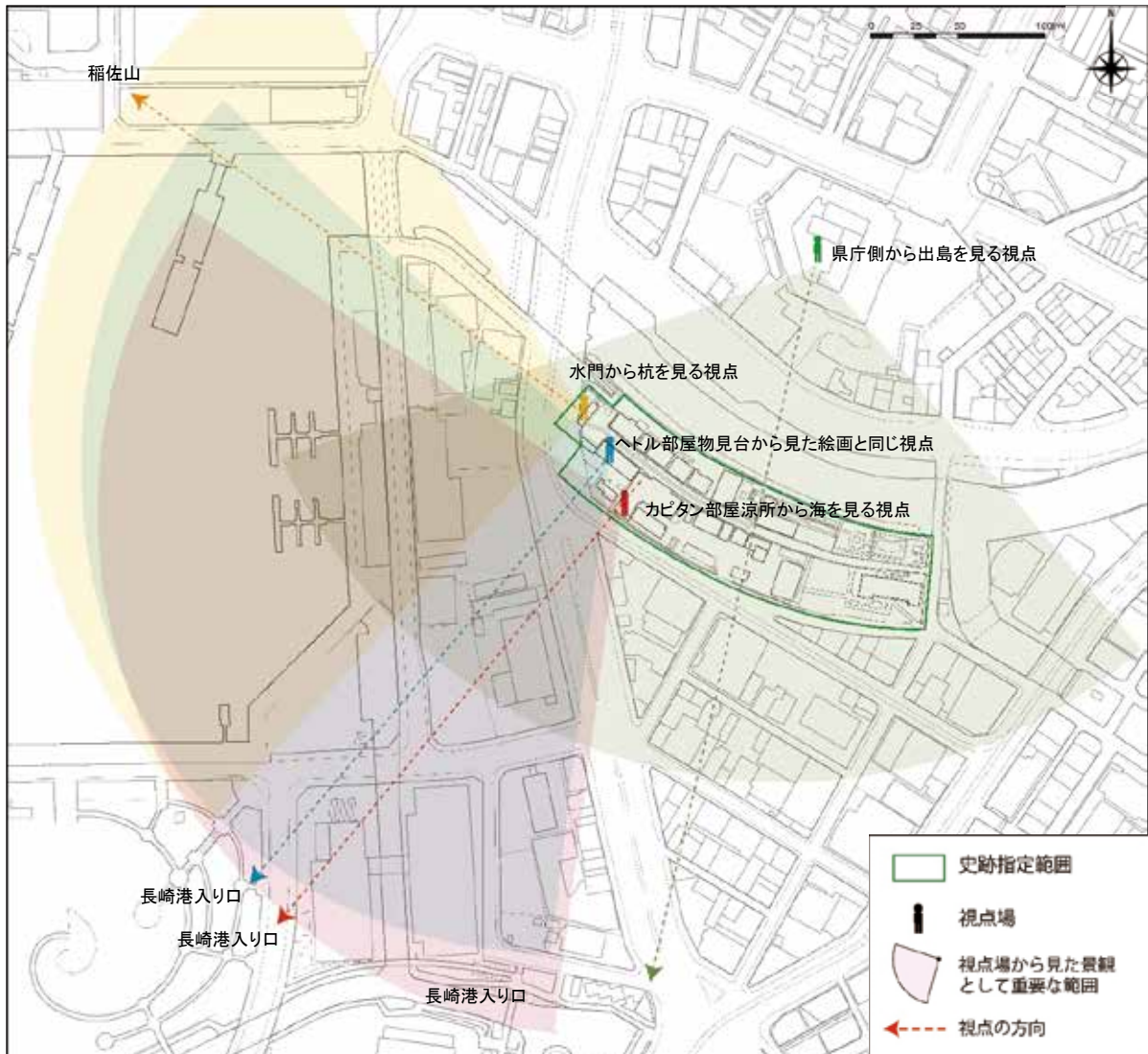


図 117 出島内外の視点場と景観として重要な範囲

表 49 出島周辺の視点場と景観のポイント

視点場	視点の中心	範囲	景観のポイント
へトル部屋物見台	長崎港入り口 (女神大橋)	大浦方面から悟真寺	長崎港入り口と長崎港対岸の悟真寺までを見渡することができる視点場
カピタン部屋 2 階	長崎港入り口	大浦方面から稲佐山	長崎港入り口と長崎港対岸の山なみを見ることができる視点場
水門	稲佐山	女神大橋から稲佐山	稲佐山を中心に女神大橋までを見ることができる視点場
県庁上から	出島表門	出島が見渡せる範囲	長崎湾と出島を眺めることができる視点場

(2) 出島及び周辺における景観の保全の考え方

(1) で示した出島内外の視点場からの景観を再現し、保全していくためには、史跡周辺も含めた広域での景観規制を別途検討していく必要がある。

長崎市では、市全域が景観計画区域に指定されており、特徴を活かした景観づくりを進める地区は景観形成重点地区に指定され、地域特性を踏まえた詳細な景観形成基準を定めている。しかし、出島周辺は一般地区であり、広域の新たな景観規制は難しい状況となっている。視点場から海を見通せるような景観を担保するためには、公有化による緑地の確保などの手段を検討するなど、景観規制にあたっては、本計画とは別に景観上の検討が必要となる。

しかし、現在の史跡内及び周辺については、今後も長崎市が一体的に史跡整備や公開・活用を行っていくことから、史跡として保存管理を継続していく上で必要となる景観上の基準を作り、関係者で共通理解を図っていくことが重要となっている。

このため、史跡内及び周辺については、市の管理のもと、周囲のまちなみと調和のとれた良好な景観を形成するための基本的な考え方及び景観形成基準の考え方を示すものとする。

① 景観基準の考え方

現在長崎市が管理している史跡内及び、対岸の中島川公園については、「中島川・寺町地区」の景観形成重点地区に準じた景観形成基準をまとめ、関係者で共有していく。将来的に史跡が拡大した場合も、この基準を適用していく。

② 適用する景観基準

【共通（全体）】

- ・ 構造物・工作物などは史跡内の歴史的建造物や復元建造物等との景観と調和したものとし、色彩や材料に配慮する。
- ・ 史跡内の歴史的景観との調和に配慮しつつ、人の集まる空間では植栽や休憩スペースなどを設ける。

【史跡指定地内】

- ・ 出島内の建造物の色彩や外観は歴史的考証をふまえた史跡内の保存管理の考え方に従って維持する。
- ・ 樹木は周囲から見たときに圧迫感のない高さを維持する。
- ・ 史跡を学ぶ場としつつ、快適な屋外空間となるよう配慮し、夜間にもそぞろ歩きができる、安全かつ史跡にふさわしい良質な夜間景観を演出する。
- ・ 屋外の照明は、建築物や工作物の形態・意匠や用途に合わせ、それぞれにふさわしい色温度となるように配慮する。

【史跡指定地外の長崎市管理地（中島川公園含む）】

- ・水門前の空地は水門側から見た史跡としての景観に調和するよう、色彩や材料に配慮する。
- ・建物は川沿いのまとまりを感じさせ、出島と川面をひきたたせる圧迫感のない高さとする。
- ・川との水際を楽しむことができる、地域に開かれた空間とする。
- ・公園から出島を見たときにできるだけ各種の屋外設備が見えないよう配置や外観に配慮する。
- ・公園周辺は歩道・道路なども一体的な空間として考え、デザインなどに配慮する。
- ・仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の快適性を考慮するとともに、良好な景観を損なわないように、設置場所、形態、色彩等に配慮する。

表50 史跡出島和蘭商館内における景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																								
・活用に伴う工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・復元建物、歴史的建造物などで外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更	高さ	・高さは5m以下とする。(平屋建)																								
	形態 ・意匠	・空調屋外機等建築物の付帯設備は、道路等から望見される場所(屋上を含む)に設置しない。やむを得ず設置する場合は遮へいし、周辺の景観に調和する素材を用いるものとする。 ・自動販売機は、建物等の中に組み込む。 ・工作物等の外観はなるべく単純な形態とし、高さを抑える。																								
	色彩	【活用に伴う工作物等】 ・基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 (1)建築物の屋根 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> (2)建築物の壁面、工作物 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、GY系、BG系、B系、PB系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系、Y系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系、P系、RP系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> ・説明板などに使用するアクセントカラーは(1)(2)で規定した色以外も含め、史跡のイメージを示すシンボリックな色とし、史跡内で統一したものを用いる。 ・説明板・案内板などは可能な限り取り外しが可能な構造とし、一時的な広告物等は可動式のものとする。 【外観を変更する修繕・模様替え・色彩変更】 ・復元建物、歴史的建造物などの色彩は建物本来の色彩仕様に従う。 ・修理に伴う外観の変更については、建物の保存管理計画に従って手続きを行う。 ※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。 ・周辺景観への影響がないと市長が認めるもの	色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下	/	色相	明度	彩度	R系、GY系、BG系、B系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下	YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下	G系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下	N系	4.0以上～9.0以下	/
色相	明度	彩度																								
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																								
N系	2.5以上～5.0以下	/																								
色相	明度	彩度																								
R系、GY系、BG系、B系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下																								
YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下																								
G系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下																								
N系	4.0以上～9.0以下	/																								

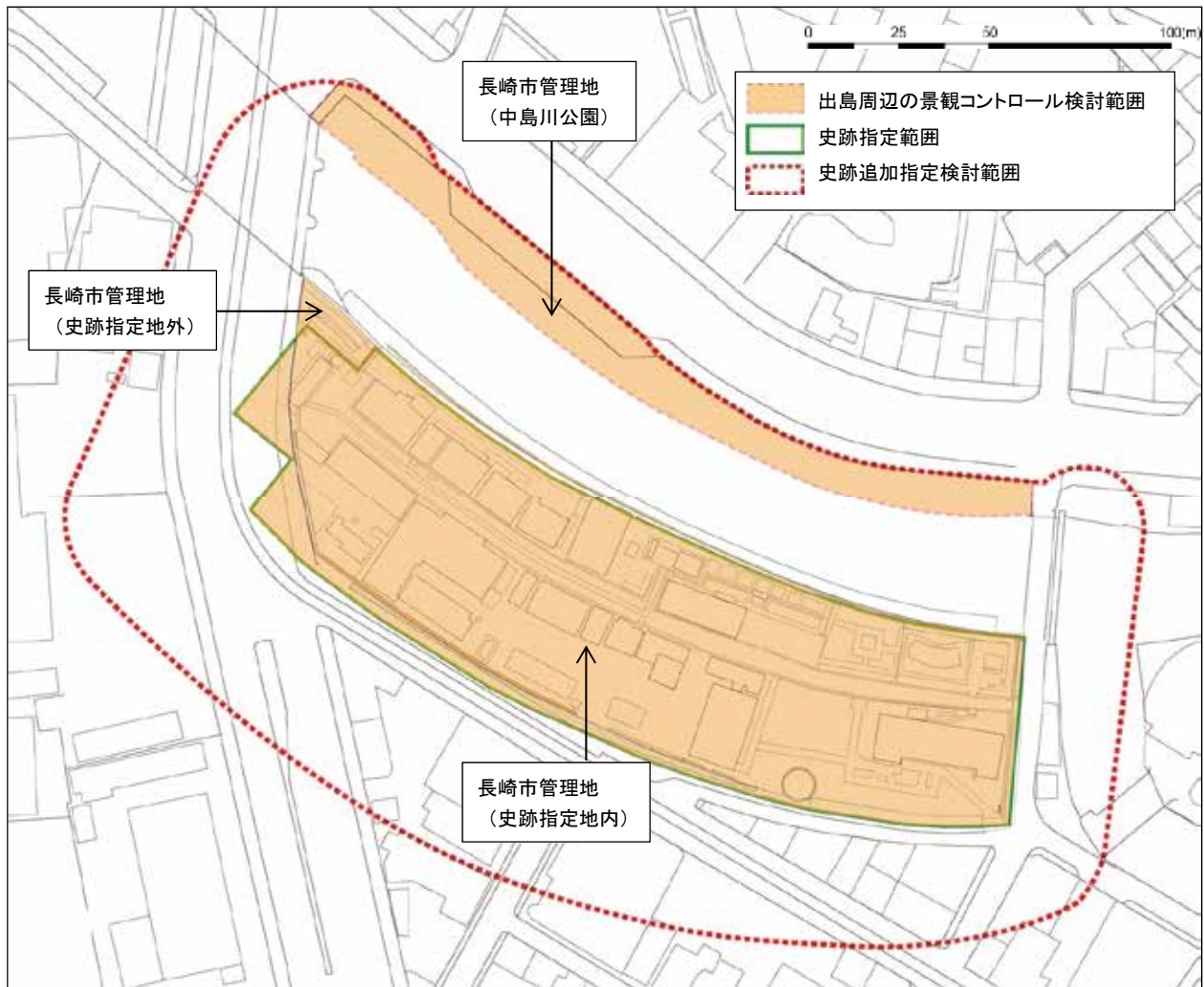


図 118 出島及び周辺の景観形成基準検討範囲

4. 都市計画変更の検討に向けて

(1) 都市計画に関する課題

史跡の追加指定は海の中の出島と周囲の海を復元し、その価値を守るとともに、幕末の遺構の保護も目的としている。平成8年に策定した『史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書』の基本方針にあるとおり、長崎市では、最終的には19世紀初頭の出島の原風景の復元を目指していくこととしている。

一方、現状の出島は長崎市の中心部に位置し、幹線道路や路面電車の線路が集中するなど、複雑な交通網となっている。また史跡の西側は国道の一部になっており、史跡北側の顕在化のためには中島川の振替も必要となることから、出島の完全復元を推進してゆくには、道路移設を含む都市計画の見直しが重要な課題となっている。

この課題の解決にあたっては、まず関係部局や関係事業との調整・協議を継続しながら、追加指定と大規模な公有化を少しずつ進めていく必要がある。



写真 95 出島周辺の交通状況

高速度 低速度

(2) 史跡指定拡大と都市計画変更の進め方

今後の史跡指定拡大に伴う都市計画変更については、以下のような基本的な方向性のもとに、関係者の合意を得ながら進めていくものとする。

- ・史跡としての歴史的価値にもとづく範囲での、史跡指定拡大及び都市計画変更を検討していく。
- ・今後の追加指定については、隣接地3（南側地区）を優先的に進め、所有者の意向を尊重しつつ、建物の老朽化などそれぞれの土地の事情に応じて個別に協議を行い、同意の得られたところから拡大していく。
- ・史跡の拡大にあたっては、事業の円滑な推進を図るため、拡大する範囲を、現在の史跡と同じ都市施設として位置付けし、都市計画区域の変更について検討を進める。

(3) 都市計画変更に向けた今後の流れ

今後の都市計画上の課題解決に向けて、出島周辺の都市計画変更と史跡整備の一般的な事業フローを以下に掲載している。

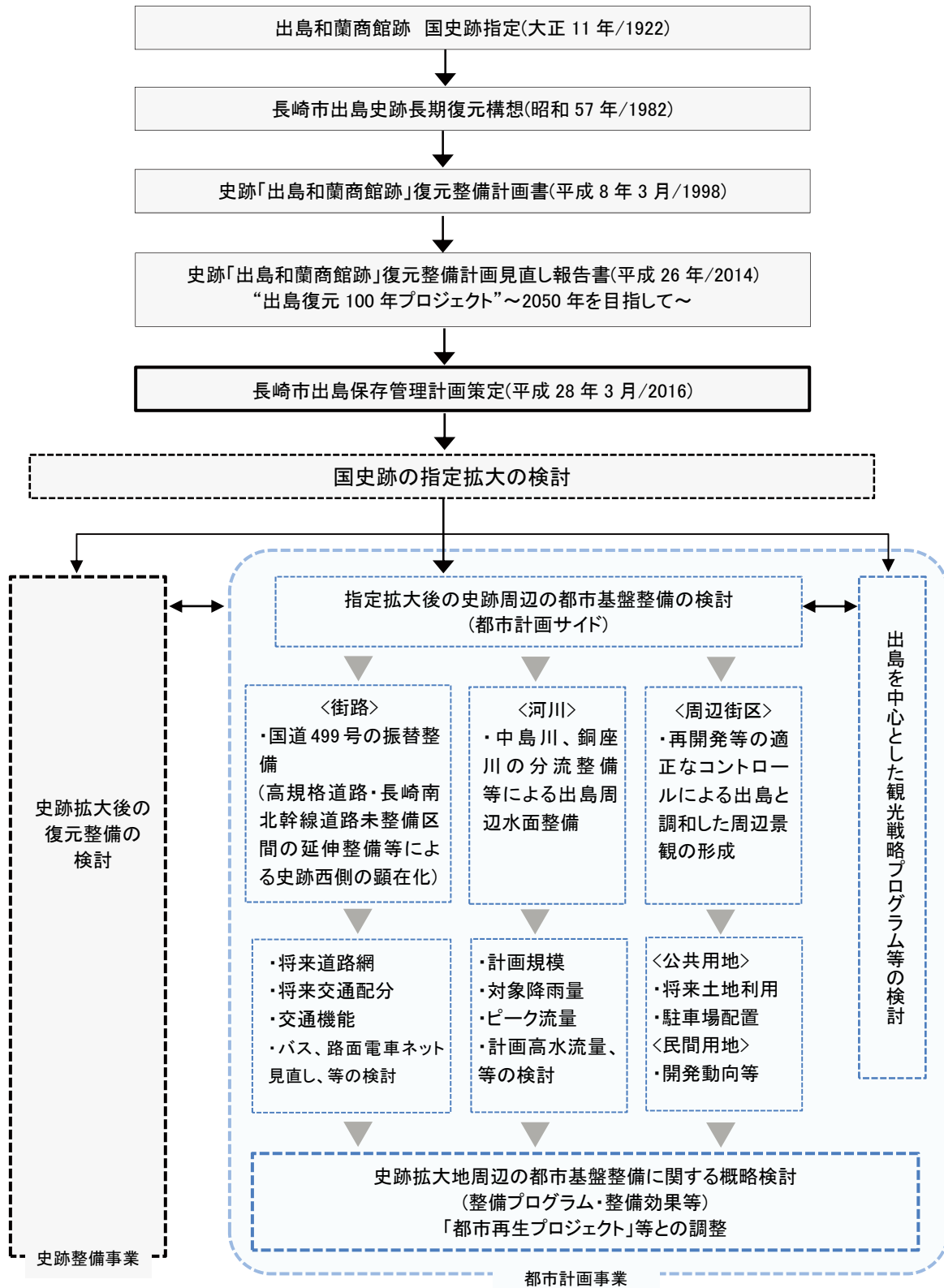


表 51 事業フロー

第6章 整備と公開・活用

1. 基本的な考え方

(1) 整備と公開活用の基本的な考え方

史跡の本質的価値を確実に保存することに加え、その価値を人々に分かりやすく伝えるため、整備と公開・活用を推進する。出島における整備と公開・活用は、これまでの整備計画を基本としながらも、将来的な史跡指定範囲の拡大と整備の推進を想定した以下の考え方とする。

① 史跡の価値にもとづく整備・活用

史跡としての整備・活用は、史跡の価値が正しく理解されるよう、出島の特性や発掘調査等の学術調査の成果を踏まえたものとする。

② 保存のための整備の推進

史跡の本質的価値を構成する諸要素、本質的価値に準じた要素については、良好な状態を維持しつつ次世代へと確実に継承するため、適切な維持管理に努める。構造物・建造物などは十分な調査に基づき、必要に応じて修理などの保存のための整備を推進する。

公開・活用に供する施設や便益施設、防災上必要な施設、工作物や土木構造物の整備にあたっては、地下に埋蔵されている遺構を損なうことのないよう配慮する。また施設の位置や外観などが出島及び周辺の景観を損ねることのないよう配慮する。

遺構を展示する場合は専門家の指導のもと、適切な保存と公開・活用をはかる。

植栽は地下遺構に影響を与えるおそれがあるため、配置には十分注意し、既存の樹木は地下遺構に影響がないよう、生育状態を確認しつつ伐採や移植などを行う。

③ 史跡および地形の顕在化

史跡の特性である、海上に浮かぶ扇形の地形としての景観を回復していくため、出島外周部の地形の顕在化や周辺の海域の再現、およびそれらを一体的に眺望できる視点場の整備を推進していく。

④ 公開範囲の設定と公開方法

史跡の本質的価値を守りつつ、来訪者を安全かつ適切に誘導するため、史跡の公開範囲を設定する。公開にあたってはバリアフリー化に考慮しつつ、動線や案内施設の整備を進める。また史跡内における歴史学習の場や、地域のイベントの場として積極的に公開していく。

また、公開の内容として、衣食などの生活文化や芸術に関する出島を通じた文化の導入に関するイベントやワークショップの実施を行っていく。このような交流を通じて市民自ら新たな創作活動を体験することで、出島の歴史的価値や重要性を理解し、出島の復元整備事業が長崎の町づくりにおける重要な事業であることを認識していただき、完全復元へ向けた取り組みの重要性に対する共通理解を深めてもらう。

⑤ 公開・便益施設の整備の推進

史跡地内外における案内・説明施設や園路等の公開に関わる施設の整備を推進する。その際、周囲から見える出島の景観や、史跡としての歴史的な環境に配慮した施設とする。また、来訪者に安全で快適な場を提供するため、史跡地内外における便益施設等の整備を推進する。

⑥ 広域での関連する文化遺産との連携と情報発信

出島に関連する国内外の文化遺産とも連携を深め、広域での交流活動や情報発信に取り組む。また史跡に関連する情報発信では、国内外の多くの人に伝達できるよう、多様な手法や言語、媒体を用いて行う。

⑦ 管理施設の維持

出島は長崎市により主体的に保存管理が行われ、観光施設としても一般公開されており維持管理には多くの関係者が従事している。今後も、史跡の保存管理のための事務所や倉庫など、管理施設の維持に努める。

(2) 整備の推進に向けて

史跡指定地のうち、長崎市が所有し一般公開されているⅠ地区については、既往の整備計画をもとに現在、整備や公開活用が進められている。また、現在史跡指定地外となっている出島対岸の中島川公園では、公有化が完了したことから史跡に準じた整備が行われているものの、Ⅱ地区の中心である史跡西側は道路が通過し、史跡としての整備が長期的な課題となっている。

このため、整備は当面Ⅰ地区内を優先して実施し、Ⅱ・Ⅲ地区については公有化や調査の進捗状況のほか、保存のために必要な条件が整った場合など、状況に応じて段階的に進める。

2. 整備計画

(1) 短中期及び長期の整備計画

「1. (1) 整備と公開活用の基本的な考え方」で述べた整備活用の基本方針に基づき、これまでの整備計画の内容を整理したものが以下の表である。

表 53 整備計画

整備活用の基本方針	短中期の整備計画		長期の整備計画
①史跡の価値にもとづく整備活用	・第2ステップ(中央部)の残り3棟を早期に整備し、庭園、付属屋も含め中央から西側の総合的、空間的な整備を終える。	I	西側の顕在化に伴い、ヘトル部屋横の検使部屋、料理部屋横の通詞部屋の2棟を新たに復元する。また、国道499号の移設に伴って、荷揚げ場の復元を行う。 南側の史跡指定拡大に伴い、明治期建造物の移転について検討する。
		II	明治期建造物の移転検討結果を踏まえて、以下のいずれかの整備を実施 A. 明治期建造物の移設→東側建造物復元の実施→東側建造物周辺の庭園整備 B. 明治期建造物継続利用(東側建造物復元の中止) ・出島北側建造物の復元を進める。 ・表門橋の移設と旧出島橋の復元 ・出島東側建造物の復元と庭園復元整備
②保存のための整備の推進	・建造物の耐震補強の検討を行う。 ・遺構に影響を与える樹木の移植・伐根等を実施する。	I	・展示入れ替えあるいは移設などのタイミングで建造物の耐震補強を進める。
③史跡および地形の顕在化	東側の市所有のポンプ場の解体等を進める。 史跡の指定拡大の考え方に従い、史跡南側の公有化を推進する。	I	・都市計画決定に基づくエリアの公有化を推進する。 国道499号の移設に伴い、出島西側・南側の顕在化と周辺水面再現を推進する。 ・河川のバイパス工事を進める。
		II	北側の顕在化と人工地盤の整備を進める。
④公開範囲の設定と公開方法	表門橋の架橋に伴う見学ルートの本格的見直しを検討する。 ・明治期建造物の活用方法について、展示活用計画のなかで検討を行う。	I	・復元建物が複数におよぶことから、その特性を踏まえた公開活用を図るとともに、周辺施設との展示活用に関する連携を強化する。
		II	出島の顕在化事業の進捗に伴い、見学ルートの再見直しを検討する。
⑤公開・便益施設の整備の推進	・県庁舎跡地において検討されている歴史・情報発信機能や展望機能に関し、出島との連携を円滑に行うための機能等について、県との協議に取り組む。 ・出土された遺物の文化財指定や、史跡を国指定史跡から特別史跡への指定へ向けた取り組みを進める	I	・県庁跡地で新たに整備される施設での出島関連の情報発信、機能連携等について検討する。 ・出島からの眺望を確保するため、出島南側、西側の民有地を公有化する。 ・出島からの眺望を確保するため、公有化した出島南側、西側の公有地を公園や広場等に整備し、利活用を図る。
⑥広域での関連する文化遺産との連携と情報発信	外国語のパンフレットや説明板の多国語表記による、情報発信を充実させる。	I	・出島が本来有していた国際交流の場としての機能を現在に復活させ、出島及び関連する施設を使った市民と外国人との交流の拠点としていく。
⑦管理施設の維持	史跡内の既存建物などを活用し、管理施設を維持する。		

表 54 整備のスケジュール

1636	1641	1951 昭26	2000 平12	13	18	22	2036 平48	2041 平53	2051 平63	2100
事業期間				短中期 (2013-2022)			長期Ⅰ (2036-2041)		長期Ⅱ (2041-2051)	
史跡内の 復元整備事業			I期	II期	III期					
出島築造					2022完了					
出島和蘭商設置					2041完了					
整備着手					2051完了					
					長期計画の最終目					

(2) 整備に関する今後の課題

① 技術的な課題

【道路付替や電車軌道移設に関する交通計画の課題】

- ・道路や電車は市民の生活の足であり、市民生活に与える影響は大きい。出島を中心とした整備によって、出島周辺（長崎駅～浜の町～ベイエリア）の交通網の利便性の向上を図るとともに、付替・移設工事による悪影響を最小限に抑える必要がある。
- ・道路付替や電車軌道移設に際しては、本エリアへの観光客の動線等にも配慮した、長崎空港や長崎駅、高速道路など、広域的な交通網を視野に入れた交通計画を検討する必要がある。
- ・工事期間に生じる迂回路や渋滞状況について配慮も必要である。
- ・事業を円滑に進めるためには、地元住民をはじめとする市民に対して、事業の必要性に関して周知するとともに、検討経緯の透明化を図ることも重要である。

【河川改修に関する課題】

- ・出島に隣接する中島川、銅座川の河川改修、出島顕在化に際して新たに整備される水面の再現については、安全性、工法、コスト、工期など、専門的な技術に基づく検討が必要である。
- ・新たな水面の整備にあたり、現在の国道等に既設されている各種埋設管について、新たなルート確保等の検討が必要である。
- ・出島の周囲に水面を確保する場合、西側及び南側に築足された幕末期の護岸石垣について、慎重に取り扱う必要がある。また、江戸時代の護岸石垣の顕在化に際しては、その保護の観点から、河川流量等の検討を行ない、顕在化と石垣保護の二つの観点から工法を調整する必要がある。

【出島内の設備に関する課題】

出島が顕在化した場合、周辺地域との接続した部分がほぼなくなると考えられることから、上下水道やガス、電気などの出島内のインフラ設備の整備、供給方法について検討しておく必要がある。

島内への出入り口が減少することから、救急患者、火災時等、緊急時の対応につき、配慮した計画が求められる。

【史跡内の整備計画の見直しの必要性】

史跡地周辺を含む、出島顕在化の検討については、平成23年度の『史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画見直し』の中で再検討を行ったが、史跡内の整備計画については、平成8年度の整備計画をそのまま継承することとなっている。現在は、整備計画の第2ステップ第Ⅲ期復元工事が行われているが、現在の公開状況や社会情勢を踏まえ、第3ステップ以降の復元整備計画について、再度見直しを行う必要がある。

【管理用施設・保存施設等の必要性】

現在、出島への年間来場者数は40万人前後であり、今後第3期の復元工事完了後は、対岸からの表門橋架橋事業とも合わせ、来場者はさらに増加することが見込まれる。しかし、現在の出島内の施設は内部を展示しているほか、出島の管理や運営のための諸室や倉庫などに使われ、史跡の管理のための追加利用が難しい。また、出島内及び対岸の中島川公園での発掘調査で出土した遺物の保管も、現在の施設では数が限られており、市内近郊の施設で保管している状況となっているなど、管理用施設・保存施設の不足が課題となっている。

今後は史跡地周辺、あるいは史跡拡大後の市有地などを対象に、新たな管理用施設や保存施設等の整備を検討する必要がある。

② 財政計画

公有化等用地の確保、交通網の整備、既存埋設管の振替、護岸石垣の調査と整備など、今後の事業推進にあたり、必要となる経費は膨大な金額となると推定される。このため、国、県に対し、本事業への理解を求め、一体的に整備を進めていく必要がある。

市民には、これまで以上に広報活動を重視し、事業への関心を深めていただき、理解を求める姿勢が必要となる。

③ 世界都市人間都市の実現

事業の推進にあたっては、今後ますます出島の文化財的な保護と市民の手による活用が重要となる。これまでの調査及び復元整備によって培われた実績に基づき、出島の文化財としての価値をさらに高めるよう努め、これらの価値を損なうことなく活用を行い、現代に息づく出島を目指す必要がある。このため、更なる国内外の観光客増に向けての努力と市民への出島の開放を念頭に、計画立案を行なう。

④ 世界への情報発信

近年、世界各地のオランダ商館にて発掘調査及び整備が実施されている現状にあるなか、先進的に復元整備を推進してきた出島の重要性は国際的にも高まりつつある。このため、更なる情報開示や情報発信を行い、国際的な知名度を挙げ、海外の観光客の増加を目指す。また、出島が本来有していた国際交流の場としての機能を現在に復活させ、市民と外国人の交流の拠点となる施設を目指す。

第7章 保存管理の体制整備

1. 保存管理体制

(1) 現在の保存管理体制

現在、史跡指定地の保存管理は長崎市所有地については市が、国道部分については長崎県が主体となって行っている。また現在史跡として一般公開されている範囲については、長崎市によって維持管理及び公開活用事業が進められ、関係各課との調整を行いつつ、専門家からの指導助言を受ける体制が整っている。史跡内の現状変更行為については長崎県・文化庁などの指導を受けつつ、出島復元整備室が申請を行っている。

今後も現在の体制を維持しつつ、河川との境界付近など、長崎県と市との所有が分かれる部分については、事前に調整を行いながら、修理や整備などの事業を進める体制を整えていく。

(2) 今後の保存管理体制に向けて

現在の長崎市出島復元整備室による管理運営体制を維持しながらも、今後史跡内で増加する建造物や工作物の維持管理・整備事業等に対応するため、技術者を増員し、建築及び土木工事の修理業務等に直接対応できる体制を整える。

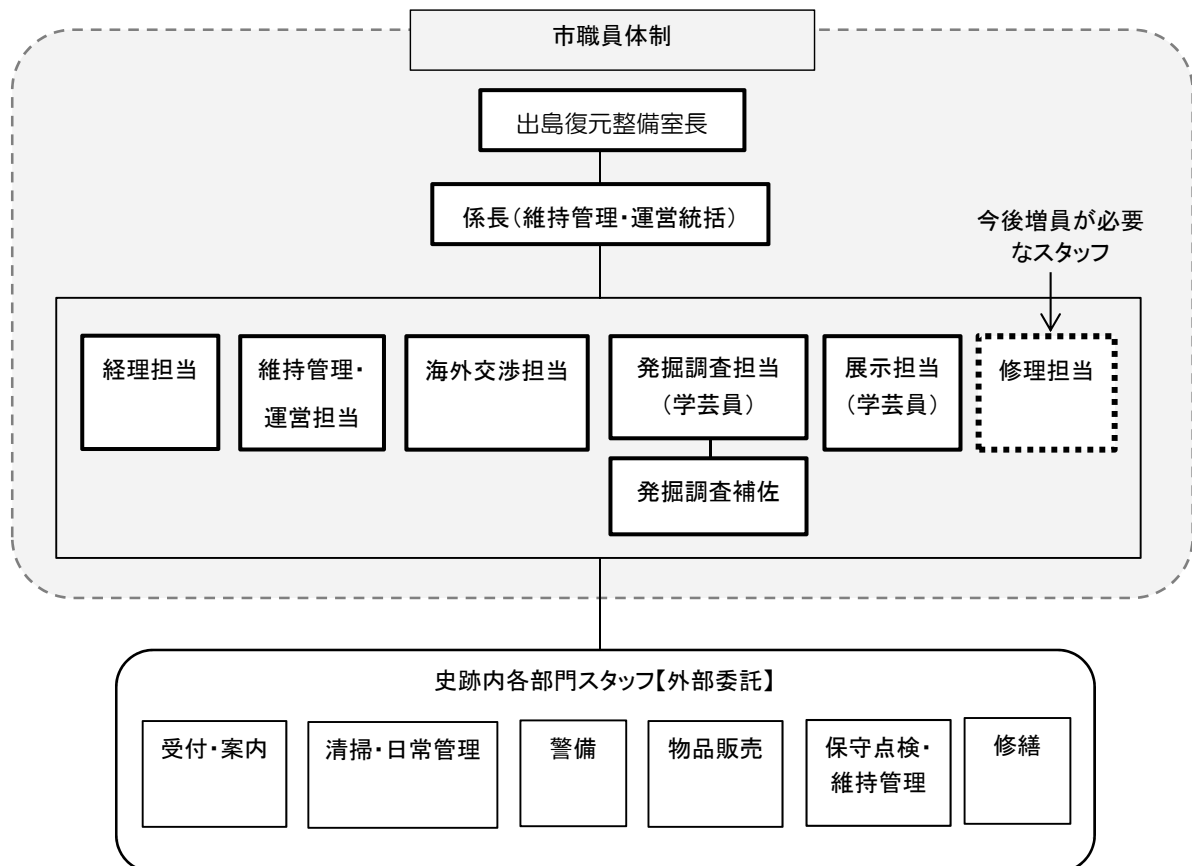


表 55 今後の保存管理体制

出島ではこれまで16棟の復元建造物を復元し、2棟の木造による歴史的建造物のほか、2棟の石造建造物を整備している。これまでの復元工事でつちかわれた工法や仕様、維持管理サイクルなどのノウハウは非常に貴重であり、特に伝統的な材料などを使った工法や仕様は、今後左官や大工、瓦などの職人養成のために、後世に伝えてゆくべきものである。今後は建造物の修理や、復元工事などの中で、出島を研修の場として積極的に活用し、公開していくことが望ましい。このためには出島内に専門の技術スタッフを配置し、研修のための見学会・説明会の開催などを企画・実行していく体制を整える。

② 将来的な指定管理の可能性について

現在グラバー園では2008年4月1日より管理運営を長崎市から指定管理者へ移行し、施設内の運営及び維持管理等の業務を行っている。出島でも、現在の長崎市による直営での管理運営体制を維持することが望ましいものの、将来的な職員数の削減や運営費用削減などの目的から、外部の管理者による施設管理・運営体制に移行する可能性もある。

(3) 保存管理・整備活用推進のための体制づくり

① 基本的な考え方

【保存管理体制】

史跡に近接する「その他の教育文化施設」の一部にある西側護岸石垣や対岸の中島川公園など、出島の本質的価値に関わる遺構が確認されている部分については、現在の長崎市による保存管理体制を継続する。

現在道路として使用している部分は道路管理者である長崎県、長崎市が維持管理を行う。

【関係行政機関の連携】

今後の史跡指定拡大や周辺の整備推進にあたっては、現在の長崎市による整備の体制に加え、都市計画との調整のほか、多くの関係者との連携を視野に入れた組織づくりを検討していく必要がある。このため現在の長崎市役所内ワーキンググループを継承し、関連部局との連携・調整を図る。

文化庁による史跡整備に関する指導、助言を得るとともに、国土交通省をはじめとする他省庁に対し、出島の整備計画の重要性や観光・経済に与える効果等をアピールするための協力を依頼していく。

観光庁とも連携し、出島の特性である「日本の近代化の原点」を国のインバウンド施策の重要テーマとして位置づけ、世界に発信していく。

【市民の理解協力】

出島の顕在化や周辺地域の整備は、長崎のまちの骨格を変える、大規模な公共投資が必要となる事業であり、市民の理解、支援が不可欠である。そのため、今後の出島の整備に関するシンポジウムや出島でのイベント等を通じて、出島の将来ビジョンの市民との共有化を図る。

附属資料

1. 文化財保護法等に係る規定	199
・文化財保護法（抜粋）	199
・文化財保護法施行令（抜粋）	205
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に 関する規則	207
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則	209
・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等 に関する規則	210
・文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然 記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について	213
・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則	215
・文化財保護法および文化財保護法施行令の一部改正について	217
・史跡に建立する石碑の取扱について	218
・文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法 律施行令の一部を改正する政令案（概要）	219
2. 復元建造物基本図面	222
・第Ⅰ期復元建造物	222
・第Ⅱ期復元建造物	247
3. 出島の榜示杭に関する主な資料	280
4. 『史跡 出島和蘭商館跡 復元整備構想 -答申書-』	283
（長崎市出島史跡整備審議会 昭和57年10月）より	
5. 『史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書』概要	284
（長崎市 平成8年）	
6. 参考文献一覧	290

1. 文化財保護法等に係る規定

文化財保護法 (抜粋)

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)

最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第 27 条から第 29 条まで、第 37 条、第 55 条第 1 項第四号、第 153 条第 1 項第一号、第 165 条、第 171 条及び附則第 3 条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 122 条、第 131 条第 1 項第四号、第 153 条第 1 項第七号及び第八号、第 165 条並びに第 171 条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであ

ることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第2章から第6章 略

第7章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第110条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を

行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第111条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第112条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第109条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から2年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第110条第1項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第 114 条 前条第 1 項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第 3 項並びに第 109 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

第 115 条 第 113 条第 1 項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第 12 章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第 116 条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第 117 条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第 41 条第 3 項の規定を準用する。

4 前項で準用する第 41 条第 3 項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第 118 条 管理団体が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項及び第 33 条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 56 条第 3 項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第 119 条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第 12 章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第 31 条第 3 項の規定を準用する。

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の

承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第 121 条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第 36 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第 122 条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前 2 項の場合には、第 37 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第 123 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前 2 条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

2 前項の場合には、第 38 条第 2 項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第 124 条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第 118 条及び第 120 条で準用する第 35 条第 1 項の規定により補助金を交付し、又は第 121 条第 2 項で準用する第 36 条第 2 項、第 122 条第 3 項で準用する第 37 条第 3 項若しくは前条第 2 項で準用する第 40 条第 1 項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第 42 条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第129条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第 130 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第 131 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第 1 項の規定により立ち入り、調査する場合には、第 55 条第 2 項の規定を、前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

文化財保護法施行令 (抜粋)

(昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号)

最終改正：平成 28 年 12 月 26 日政令第 396 号

(最終改正までの未施行法令)

平成 28 年 12 月 26 日政令第 396 号

(未施行)

第 5 条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、

建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 m²以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- ニ 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号)

最終改正：平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 11 号

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第 1 条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 119 条第 2 項で準用する法第 31 条第 3 項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年齢
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第 2 条 法第 119 条第 2 項で準用する法第 31 条第 3 項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第 3 条 法第 120 条で準用する法第 32 条第 1 項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第4条 法第120条で準用する法第32条第2項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第5条 法第120条で準用する法第32条第3項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時

- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第7条 法第115条第2項(法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第1項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあつたのち30日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第8条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第167条第1項第一号及び第二号の場合に係るときは第3条の規定を、法第167条第1項第三号の場合に係るときは第6条の規定を、法第167条第1項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号)

最終改正：平成17年3月28日 文部科学省令第11号

(復旧の届出)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書
(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第2条 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第5条 法第167条第1項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

2 法第167条第1項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第169条第1項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)

最終改正：平成27年12月21日 文部科学省令第36号

(許可の申請)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第125条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第184条第1項第二号及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が

行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第2条 前条の許可申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しな

なければならない。

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第二号及び令第5条第4項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

2 法第168条第3項で準用する法第80条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第6条 令第5条第4項第一号ヌの管理のための計画(以下「管理計画」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

(平成12年4月28日庁保記第226号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をする事ができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1. 令第5条第4項第一号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第二号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から3ヶ月を超える場合
 - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする

2. 令第5条第4項第一号ロ関係

- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号へによる都道府県または市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3. 令第5条第4項第一号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模観測・測定機器
 - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4. 令第 5 条第 4 項第一号ニ関係

(1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 115 条第 1 項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5. 令第 5 条第 4 項第一号ホ関係

(1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6. 令第 5 条第 4 項第一号ヘ関係

(1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3) 木竹の伐採が、法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号）

最終改正：平成 27 年 9 月 11 日 文部科学省令第 30 号

（標識）

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第1項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第2条 法律第115条第1項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第3条 前条第1項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第4条 法第115条第1項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、13cm角の四角柱とし、地表からの高さは30cm以上とするものとする。

3 第1項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第1項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第5条 第1条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第6条 法第115条第1項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について

(平成 12 年 3 月 10 日庁保伝第 14 号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知)

第 3 史跡名勝天然記念物関係

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

史跡名勝天然記念物等現状変更等に関する事務（法第 80 条（新第 125 条）は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が法定受託事務として行うこととしたこと（法第 99 条第 1 項第 2 号並びに令第 5 条第 1 項第 2 号、第 4 項第一号、第 5 項及び第 6 項）。

- 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準（新地方自治法第 245 条の 9）については、追って定める予定である。
- 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提供については、別途依頼する予定である。
- 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければしてはならない（法第 85 条の 3）（第 8 2 参照）。
- 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務あることから、国が行うこととなる（法第 99 条第 4 項）（第 8 4 参照）。

(一) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

(i) 史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県（市の区域内における現状変更等については、当該市）の教育委員会が行う（法第 99 条第 1 項第 2 号及び令第 5 条第 4 項第一号イからへまで）。

- ① 3 ヶ月以内の期間を限って設置される小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が 120 m²以下のものをいう。②において同じ。）の新築、増築、改築又は除却（同号イ）
- ② 指定面積が 150 ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第一種及び第二種低層住居専用地域における小規模建築物の新築又は建築後 50 年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却（同号ロ）
- ③ 土地の形状を変更しないで行われる、i) 建築物以外の工作物の設置若しくは設置後 50 年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又は ii) 道路の舗装若しくは修繕（同号ハ）
- ④ 管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却（同号ニ）
- ⑤ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修（同号ホ）
- ⑥ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。）（同号ヘ）

史跡に建立する石碑の取扱について

(昭和 43 年 1 月文化財保護委員会通知)

最近、史跡に石碑を建立したいという申請が多くありますが、これを安易に許可することは、史跡の性格上好ましいものではありません。したがって、県教委におかれましては、これまで通り原則として許可しないよう指導して頂きたく、もし万一止むを得ないと判断されるものについては、史跡全体の整備計画の進行に応じて、左の条件を付して、申請書を受け付けられるようお取り計らい下さい。

申請条件

1 申請の主旨及び内容

建立の主旨及びその内容が当該史跡に係るもので、史跡の品位に十分合致するものに限る。

2 建立団体

当地域社会より十分な支持を受ける団体に限る。

3 建立場所

重要遺構を避け、かつ史跡の景観を害しない場所に限定する。

4 石碑の高さ

3メートル以下

5 石碑の占有面積

10 m²以下

なお、申請にあたっては、建立場所、碑文はもちろん、設計図面を添付すること。

昭和 43 年 1 月
文化財保護委員会事務局 記念物課

文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令案（概要）

史跡名勝天然記念物の円滑かつ効率的な管理に資するため、史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る許可等に関する文化庁長官の権限に属する事務の一部を都道府県又は市の教育委員会に移譲する。また、市の区域内に存する都道府県が管理団体である史跡名勝天然記念物について、都道府県の教育委員会が管理のための計画を策定した場合には、文化財保護法施行令第5条第4項各号に掲げる事務について当該都道府県の教育委員会が行えることとする。

(1) 文化財保護法施行令の一部改正

イ 次の①から⑤までの現状変更等に係る文化庁長官の許可権限について、都道府県又は市の教育委員会に移譲する。（同令第5条第4項第1号関係）

- ① 2年以内の期限を限って設置される仮設建築物の新設、増築又は改築
- ② 電柱並びに埋設されていない電線、ガス管、水管及び下水道管並びにこれらに類する工作物の設置等
- ③ 建築物等（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に限る。）の除却
- ④ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- ⑤ 捕獲した天然記念物に指定された動物の血液その他の組織の採取

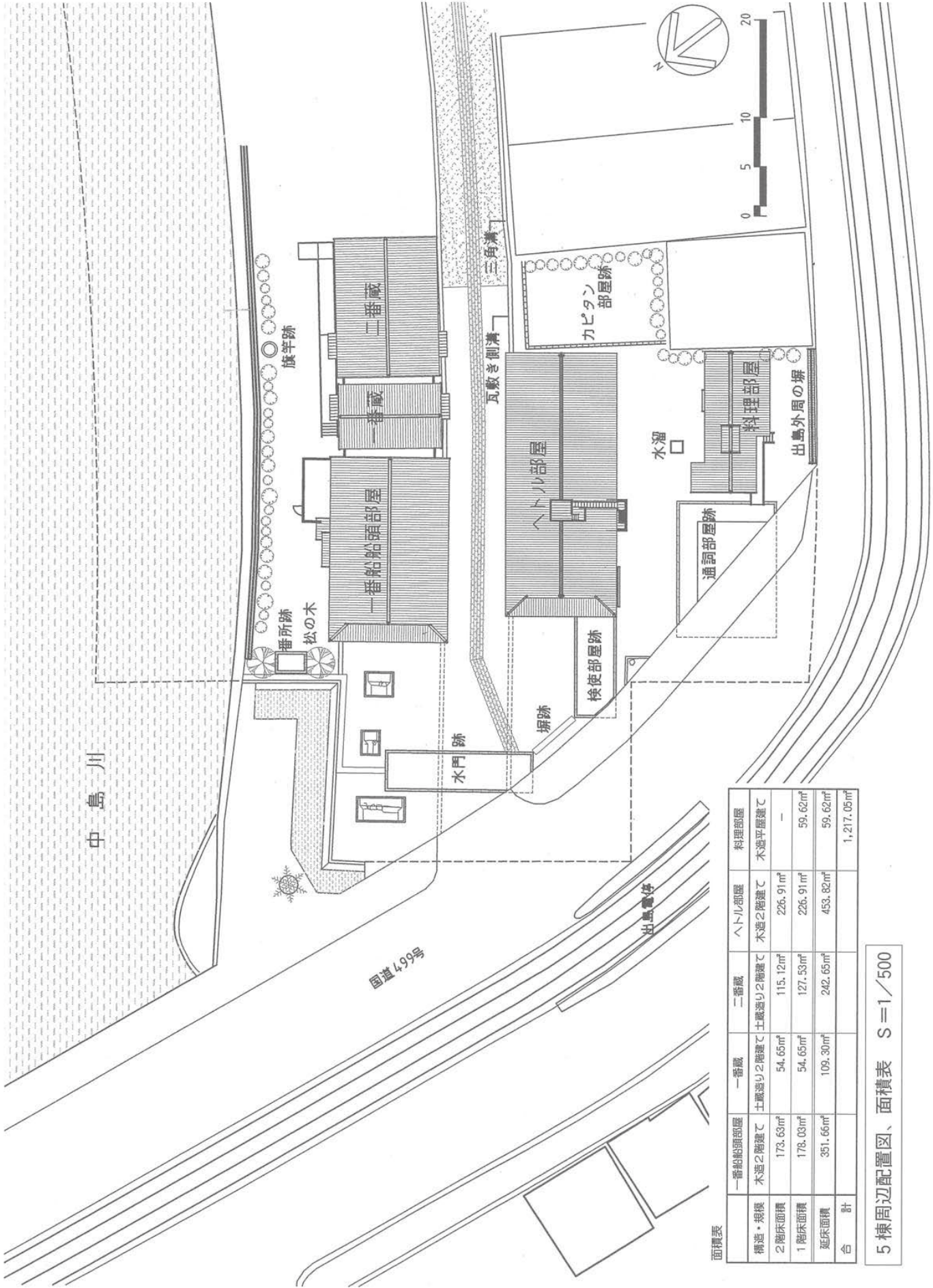
ロ 市の区域内に存する国指定の史跡名勝天然記念物のうち、都道府県の管理団体であり、かつ、当該都道府県の教育委員会が管理のための計画を定めている史跡名勝天然記念物に係る現状変更等については、地方に移譲されている範囲において都道府県の教育委員会が許可することができることとする。（同令第5条第4項柱書、第6項及び第7項）

(2) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正

文化財保護法施行令の改正により市の教育委員会が行うこととする許可等の事務の範囲が拡大することを受け、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づく歴史的風致維持向上計画の認定を受けた町村の教育委員会が行うこととする許可等の事務も、これに対応したものなるよう拡大する。（同令第6条第1項）

施行期日：平成28年4月1日

2. 復元建造物基本図面



面積表

構造・規模	一番船頭部屋 木造2階建て	一番蔵 土蔵造り2階建て	二番蔵 土蔵造り2階建て	ハトル部屋 木造2階建て	料理部屋 木造平屋建て
2階床面積	173.63㎡	54.65㎡	115.12㎡	226.91㎡	-
1階床面積	178.03㎡	54.65㎡	127.53㎡	226.91㎡	59.62㎡
延床面積	351.66㎡	109.30㎡	242.65㎡	453.82㎡	59.62㎡
合 計					1,217.05㎡

5棟周辺配置図、面積表 S=1/500

1. 一番船頭部屋

外部仕上表

外壁	南・西：淡色塗装壁仕上、北・東・下層：白版打壁張張 杉板70.05幅0.8 白版杉0.13×0.05
開口部	明障子+木製雨戸、明障子+格子+雨戸、板戸、武者窓+明障子
基礎	謙卓石割雨仕上
水切	銅板 70.4mm(土台上層、下層雨押上、点雨押上、雨戸戸袋上、一部端壁上)
その他	銅製雨樋、二階窓手摺り、漆縁、戸袋(銅板屋根)、番脱石、一筋敷居内分り敷710mm

内部仕上表

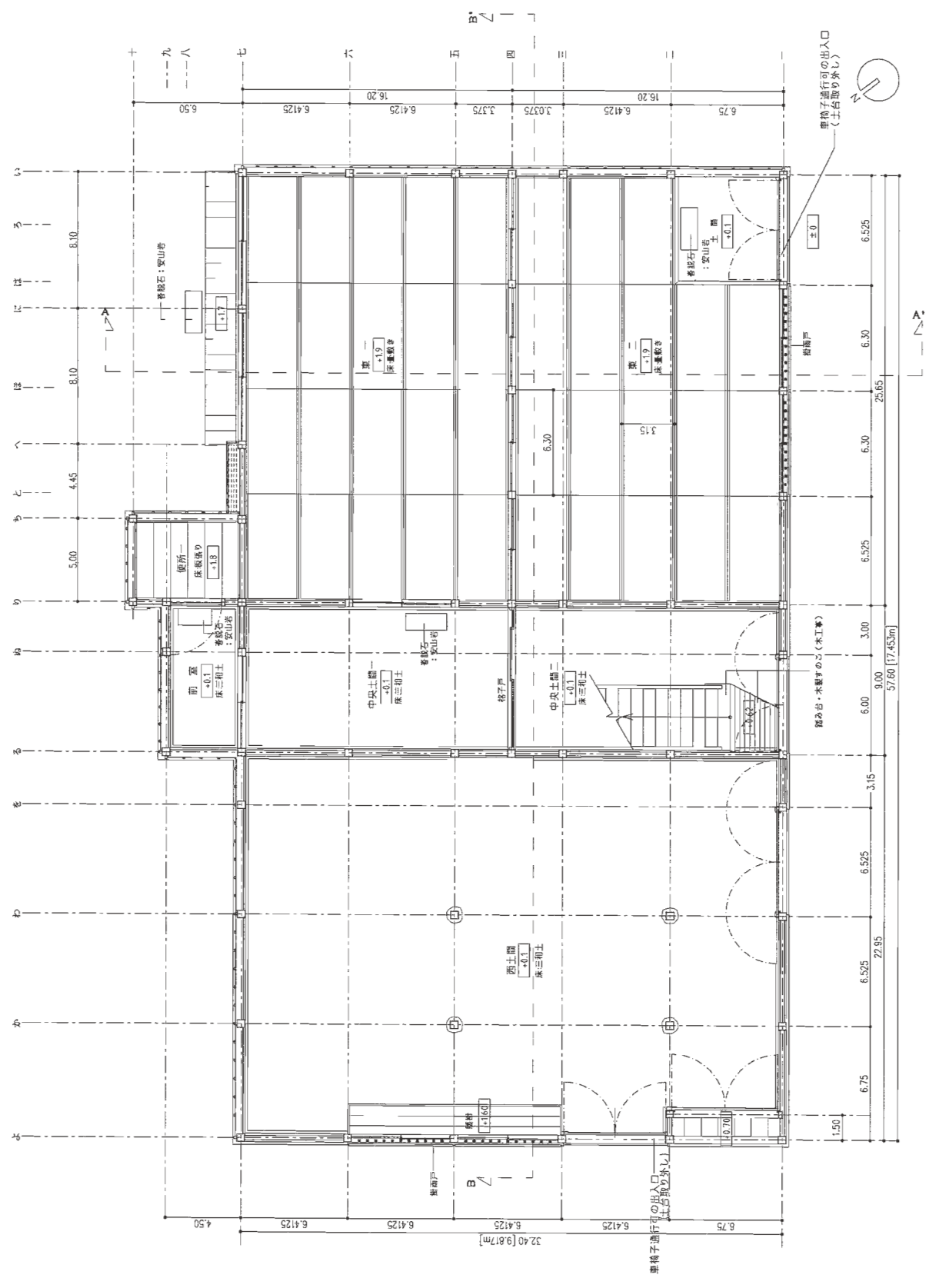
階	床		中木		壁		廻り縁		天井		備考
	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	
1階											
西土間	三和土 70.3	耐圧版コンクリート	丸山嵩シャット仕上 化粧土台H=0.5	漆喰塗	小舞掻土壁	小舞掻土壁	根太現し 板張 檜70.05	野縁 杉0.1×0.1		鴨居・長押：杉、敷居：檜(全室同じ)	
	畳敷 70.2 無地縁	荒床 杉 70.1	畳高 檜 0.12×0.2	唐紙貼(B) 美濃紙下張	小舞掻土壁 漆喰塗	小舞掻土壁 漆喰塗	根太現し 板張 檜70.05	野縁 杉0.1×0.1		襖 巻脱石 欄干欄板(巾先)	
東一	畳敷 70.2 無地縁	荒床 杉 70.1	畳高 檜 0.12×0.2	唐紙貼(B) 美濃紙下張	小舞掻土壁 漆喰塗	小舞掻土壁 漆喰塗	根太現し 板張 檜70.05	野縁 杉0.1×0.1		巻脱石	
	一部三和土 70.3	耐圧版コンクリート	丸山嵩シャット仕上 化粧土台H=0.5	一部膠板張	小舞掻土壁 漆喰塗	小舞掻土壁 漆喰塗	根太現し 板張 檜70.05	野縁 杉0.1×0.1		巻脱石	
中央土間一	三和土 70.3	耐圧版コンクリート	丸山嵩シャット仕上 化粧土台H=0.5	漆喰塗	小舞掻土壁	小舞掻土壁	根太床板現し	-		巻脱石	
中央土間二	三和土 70.3	耐圧版コンクリート	丸山嵩シャット仕上 化粧土台H=0.5	漆喰塗	小舞掻土壁	小舞掻土壁	根太床板現し	-		巻脱石	
前室	モルタル刮毛引	耐圧版コンクリート	丸山嵩シャット仕上 化粧土台H=0.5	漆喰塗	小舞掻土壁	小舞掻土壁	根太床板現し	-		巻脱石	
便所一	板張 檜 70.13	根太	雑巾摺 檜 0.12×0.1	漆喰塗	小舞掻土壁	小舞掻土壁	垂木化粧裏板現し	-		面戸板 杉70.05	
2階											
西一	畳敷 70.2 無地縁	板張 杉 70.1 一部割張り	畳高 檜 0.12×0.2	唐紙貼(A) 美濃紙下張	小舞掻土壁 漆喰塗	小舞掻土壁 漆喰塗	唐紙貼(B) 美濃紙下張	二重廻縁 杉 0.20×0.18,0.27×0.27	丸山嵩シャット板打 杉 70.03 野縁 0.13×0.15@1/4間	長押(杉H=0.4)、付鴨居(杉H=0.15) 障子入欄間、	
	畳敷 70.2 無地縁	板張 杉 70.1 一部割張り	畳高 檜 0.12×0.2	唐紙貼(A) 美濃紙下張	小舞掻土壁 漆喰塗	小舞掻土壁 漆喰塗	唐紙貼(B) 美濃紙下張	一重廻縁 杉 0.20×0.18	野縁受 0.13×0.15@1/2間 吊木 0.12×0.13	障子入欄間、	
東三	畳敷 70.2 無地縁	板張 杉 70.1 一部割張り	畳高 檜 0.12×0.2	唐紙貼(A) 美濃紙下張	小舞掻土壁 漆喰塗	小舞掻土壁 漆喰塗	唐紙貼(B) 美濃紙下張	二重廻縁 杉 0.20×0.18,0.27×0.27	以上杉 @1/2間(70.3)	長押(杉H=0.4)、付鴨居(杉H=0.15)	
	畳敷 70.2 無地縁	板張 杉 70.1 一部割張り	畳高 檜 0.12×0.2	唐紙貼(A) 美濃紙下張	小舞掻土壁 漆喰塗	小舞掻土壁 漆喰塗	唐紙貼(B) 美濃紙下張	二重廻縁 杉 0.20×0.18,0.27×0.27		長押(杉H=0.4)、付鴨居(杉H=0.15)	
中央廊下	板張 檜 70.13	根太	雑巾摺 檜 0.12×0.1	漆喰塗	小舞掻土壁	小舞掻土壁	芳縁天井 杉 70.03 幅10 半縁：杉0.12×0.15間取	裏棧 0.1×0.13@1.6 吊木 0.08×0.1@1/2間			
中央廊下二	板張 檜 70.13	根太	雑巾摺 檜 0.12×0.1	漆喰塗	小舞掻土壁	小舞掻土壁	芳縁天井 杉 70.03 幅10 半縁：杉0.12×0.15間取	裏棧 0.1×0.13@1.6 吊木 0.08×0.1@1/2間		階段：段板 檜70.13,側桁 檜70.2幅0.9, 裏板 杉70.04, 手摺檜	
便所二	板張 檜 70.13	根太	雑巾摺 檜 0.12×0.1	漆喰塗	小舞掻土壁	小舞掻土壁	垂木化粧裏板現し	裏棧 0.1×0.13@1.6 吊木 0.08×0.1@1/2間			

* 塗装
B：木材保護材塗り(外壁板、戸袋、板庇裏板など)
C：久米蔵塗り(外部の欄間扉柱と内部の木部すべて)
F：防雨材塗布の上、久米蔵塗り(土台)

* 床下部分は防蟻・防腐処理
* 各仕上の詳細は、指図仕様書によること

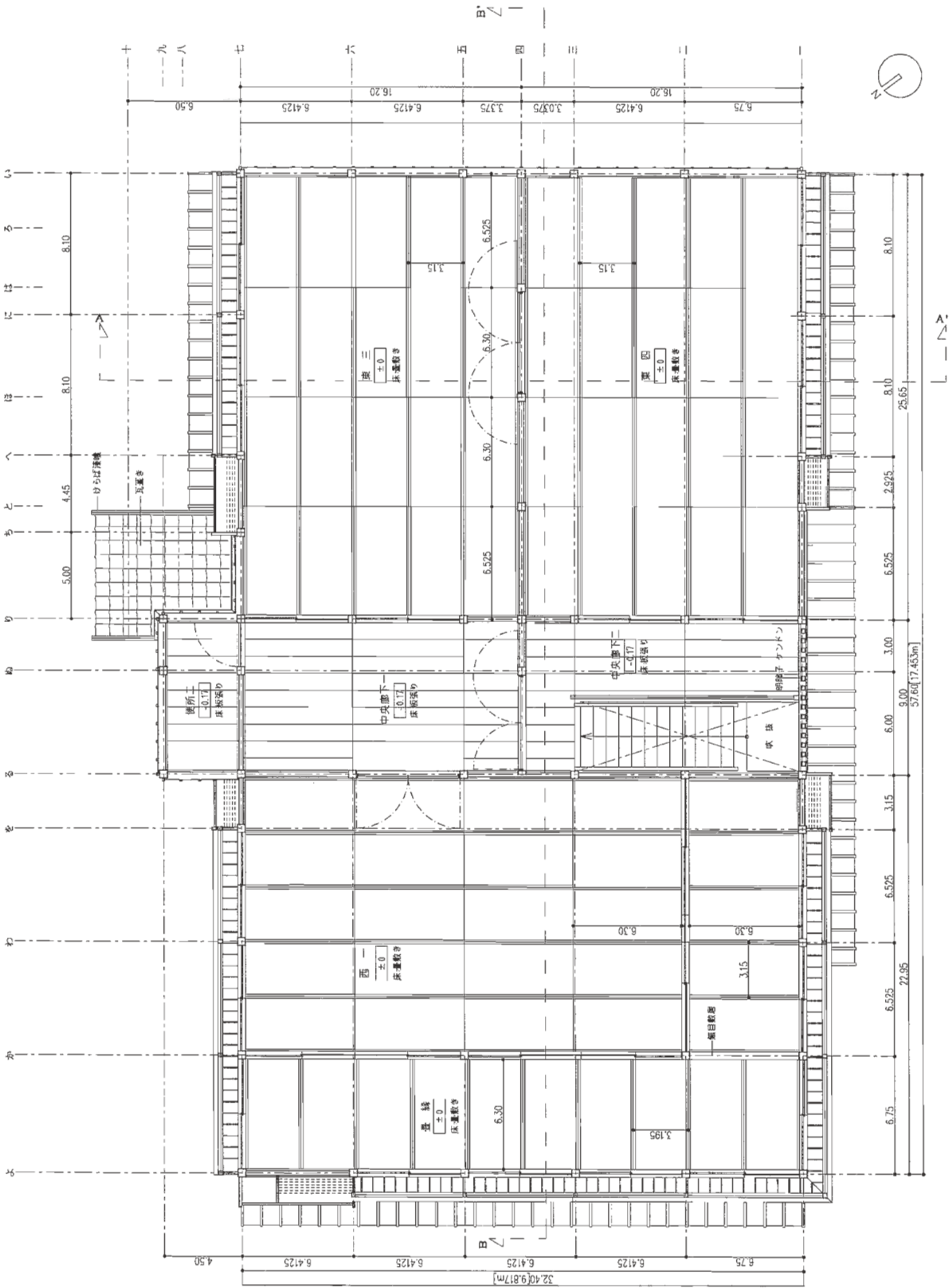
仕 上 表

一番船頭部屋

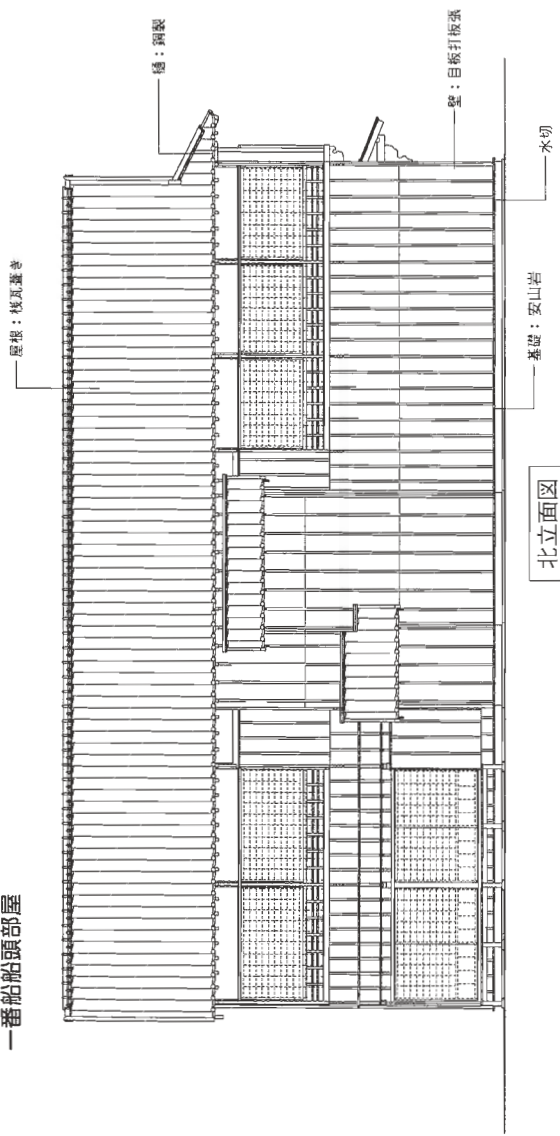


1階平面図 1/100

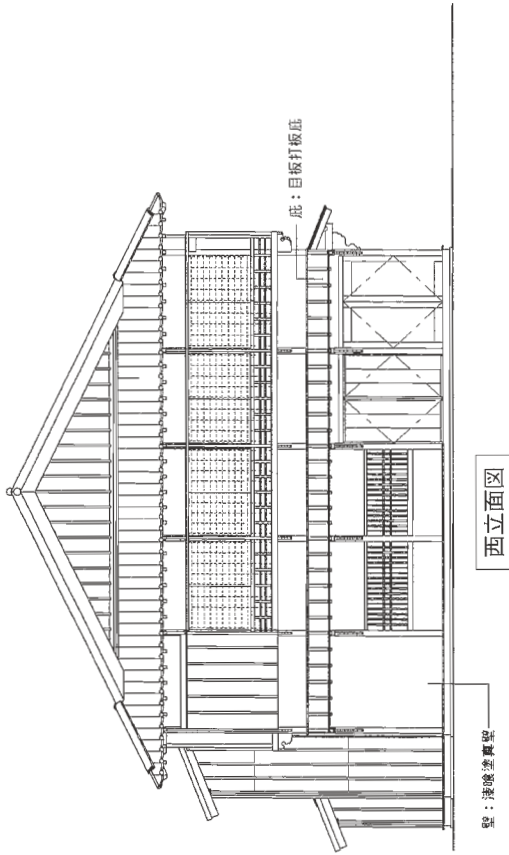
2階平面図 1/100



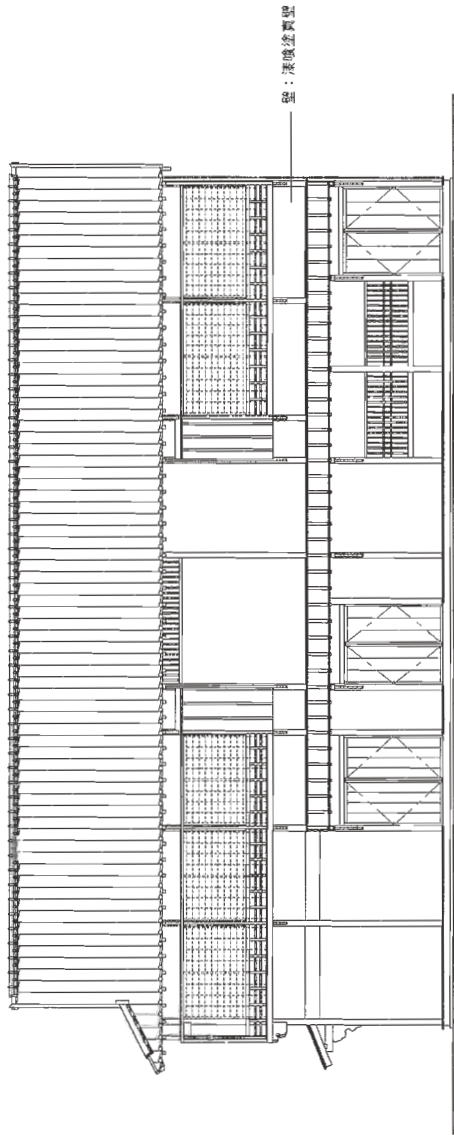
一番船頭部屋



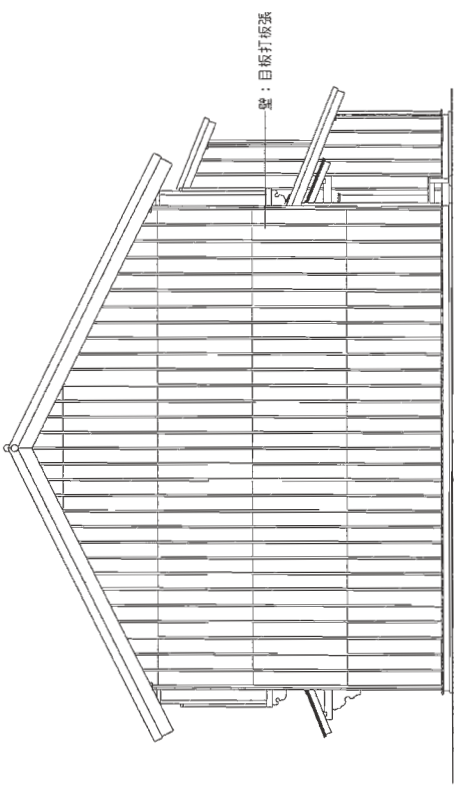
北立面図



西立面図



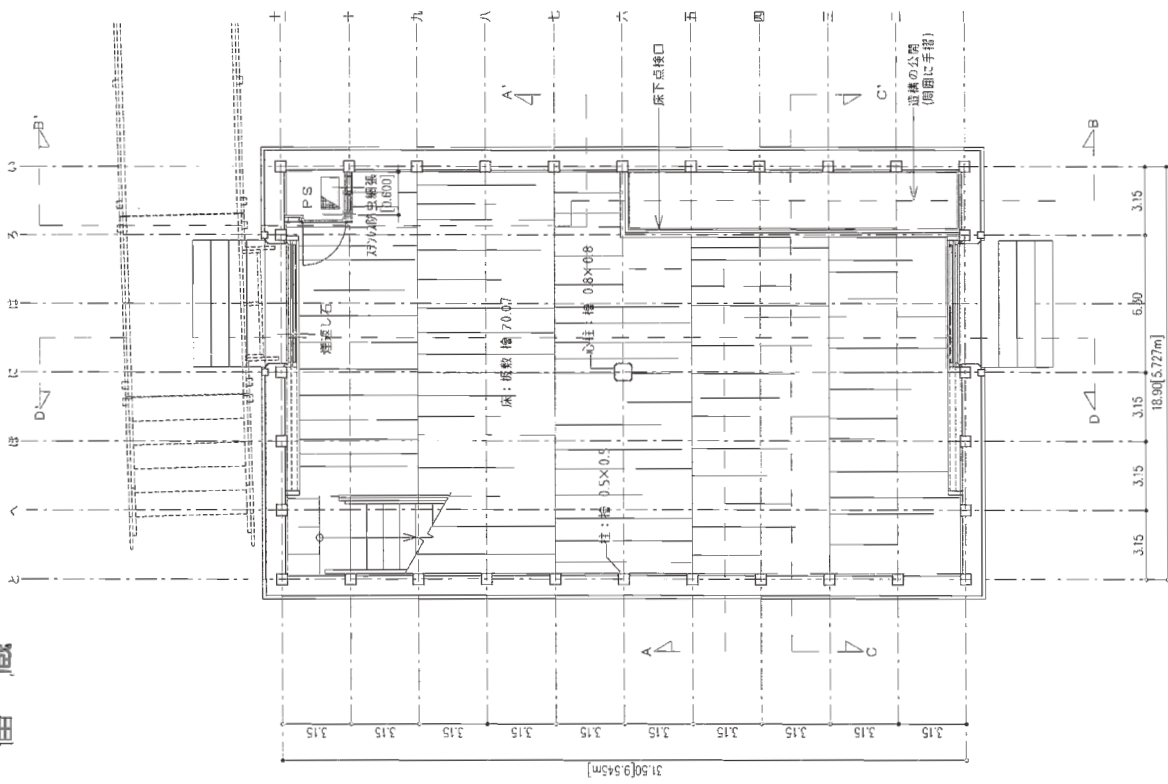
南立面図



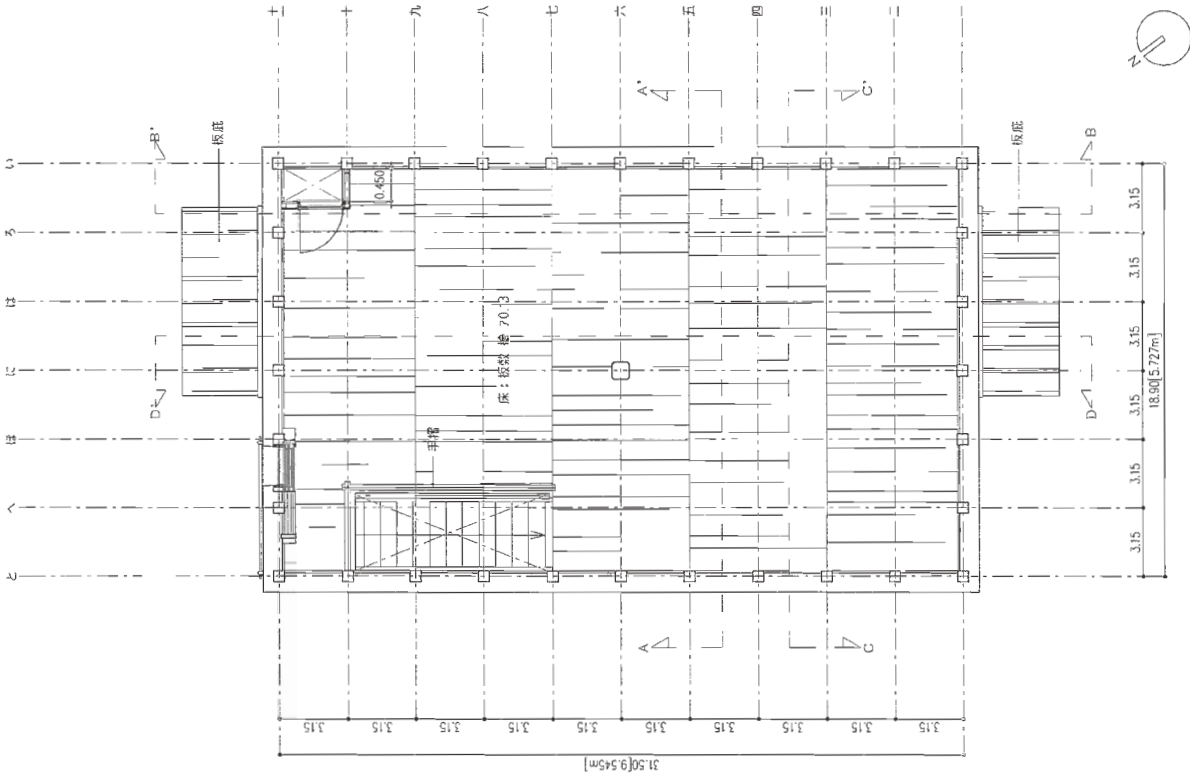
東立面図

立面図 S=1/150

2. 1 一階図



1 階平面図



2 階平面図

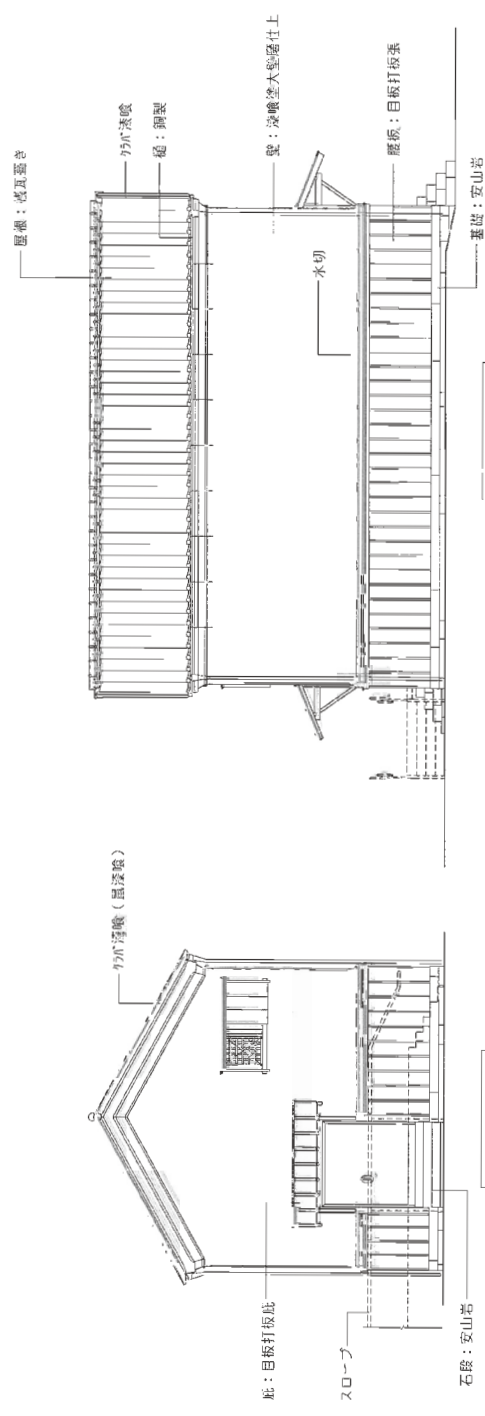
各階平面図 S=1/100

一番蔵

仕上表

外部仕上	柱瓦葺：切落し徳瓦、六四版、空葺、勾配5.5寸 大柱：のし積石版 埋設地蔵、珪瓦瓦5寸 組築跡仕上、2段巴 軒瓦：中割唐摺入軒瓦、けらば：埋設地蔵り 下地：Z127埋込フワフワ二層張り 瓦葺彩0.12×0.0633(φ0.833)@0.71 野地板 杉 70.05 瓦は特注品
庇	目板打板葺 葺板：ワラ 70.08巾1.0 目板：ワラ 0.1×0.15端頭
外壁	深嵌塗大壁葺仕上 腰部分：目板打板葺 杉板 70.05巾1.0、巨板：杉 0.05×0.15
基礎	安山岩切石積み、ノックアウト仕上げ
開口部	窓：鋼板系防火戸(外側)、鉄格子、土戸・網戸(内側) 出入口：土戸(外側)、格子戸(内側)
その他	空調カウリ 石段、雨樋、外部照明(二層階と共用)、床下換気口
内部仕上	
床	板敷 桧 70.07(1階)・71.3(2階)乱巾
巾木	1階：化粧土合(横) H=0.2 2階：配線中ホ ラウン H=120 配線、コンセント(取付用)
壁	深嵌塗縁壁 PS部分：シナ合板75.5目張り
天井	1階：根太天井 2階：小屋組現し
備考	階段、手摺、入口控室、PS内床換気口(ワラ断車脚付着)

※塗装
 A：木材保護材塗り、黒色(外部：隠蔽・庇葺板・窓枠)
 C：久米塗塗り(外部、木部が見えかかり)
 P：防雨樹脂布(土台)
 H：PS部分E-2塗装
 ※床下部分は、防蟻・防湿処理



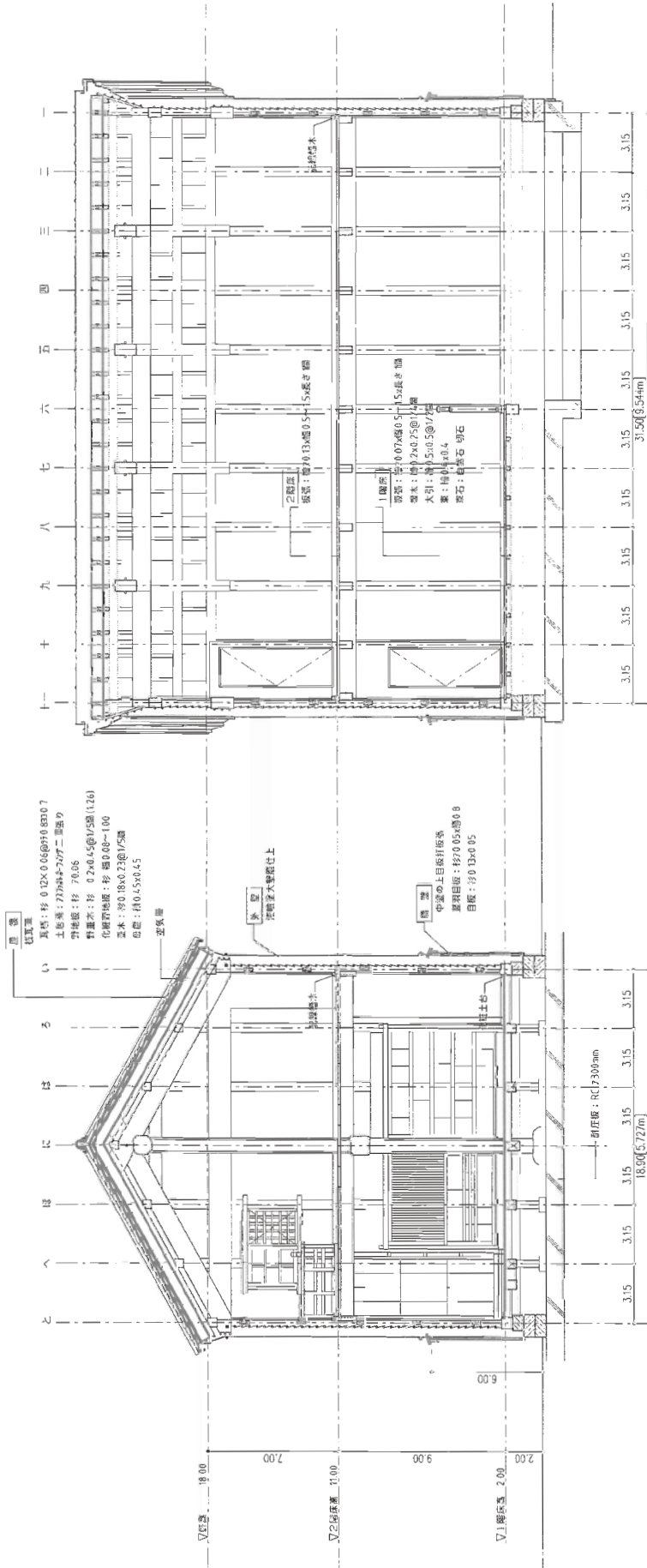
西立面図

北立面図

東立面図

南立面図

立面図、仕上表 S=1/150



断面図 1 S=1/100

B-B' 断面図

A-A' 断面図

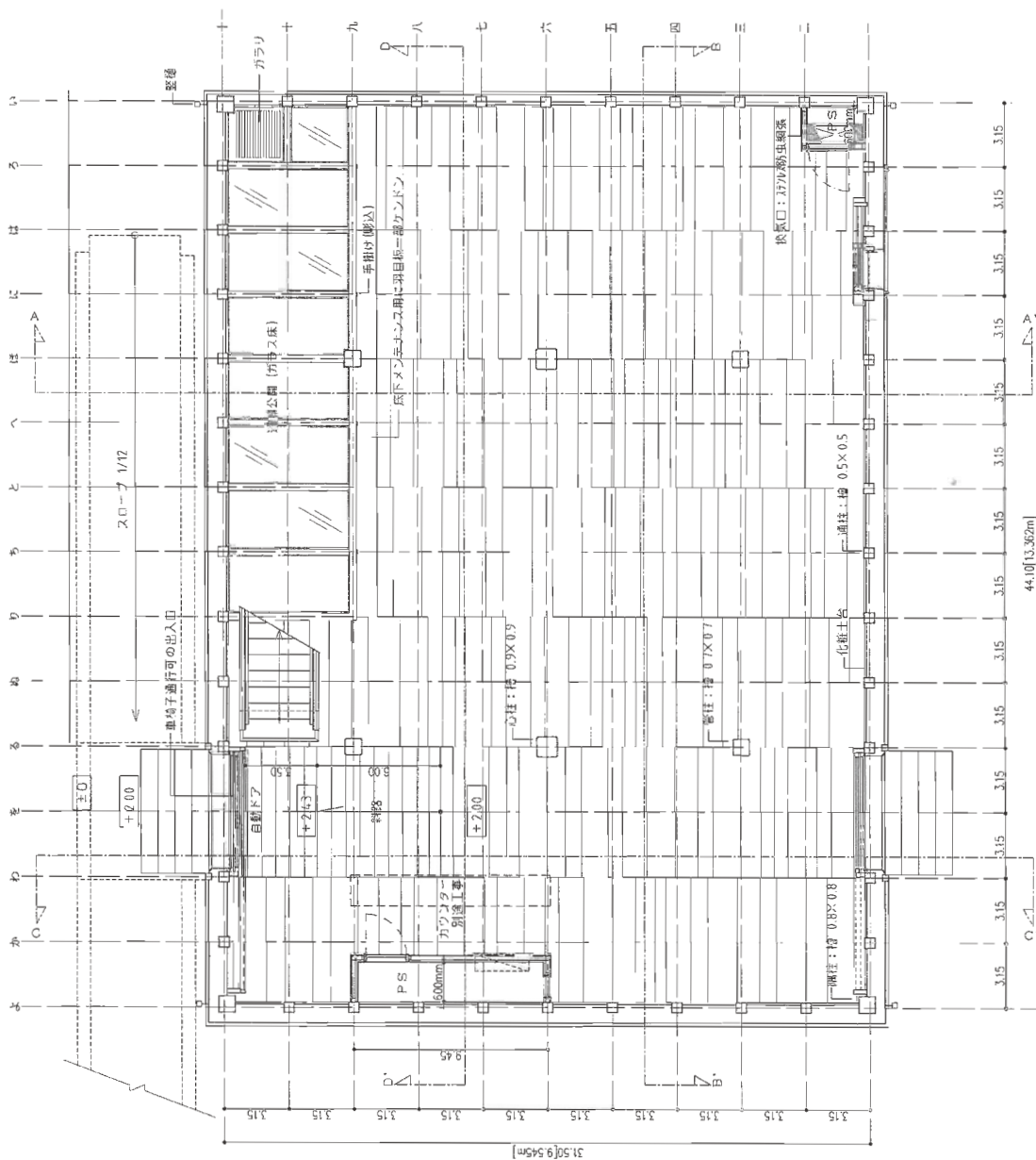
3. 二番蔵

仕上表

外部仕上	屋根 棟瓦葺：切換し破瓦、六四版、空葺、勾配5.5寸 大棟：のし編3段、浸透目地、補孔瓦5寸崩流噴仕上、2段巴 軒瓦：中銅瓦葺入軒瓦、はらば：浸透塗り 下地：727MM×727MM二重張り(727MM×727MM 94.0) 瓦葺(杉0.12×0.065(0.83)@0.7) 野焼板 杉 70.06 軒瓦は特注品
庇	目板打板葺 葺板：975 70.08 巾10 目板：975 0.1×0.15(浸透)
外壁	浸透塗木製葺仕上 腰部分：目板打板葺 杉板 70.05 巾10、目板：杉 0.05×0.15
基礎	安山岩切石積み、コンクリート仕上げ
開口部	窓：障子紙防火戸(外側)、鉄格子、土戸・網戸(内側) 出入口：土戸(外側)、格子戸(内側) 換気出入口：ガラス自動ドア併設 空調ガラリ
その他	石段、雨樋、外部斜路(一番蔵と共用)、内部斜路、空調ガラリ
内部仕上	床 板敷 樟 70.09(1階)・71.3(2階)乱巾 建伸公開部分：強化セガラス10mm+10mm
中木	1階：化粧土台(特) H=0.2 2階：杉細中木 977 H=120 (廊下、コンセント取付用)
壁	浸透塗葺装 PS部分：シナ合板75.5目塗り茶り
天井	1階：桐太天井 2階：小豆塗り
備考	階段、手摺、入口斜路、PS内床換気口(防虫網付き)

*塗装
 A：木材原材塗り、黒色(外部：障子紙・底漆板・窓枠)
 C：タタ米塗り(外部、木軸部見えがかり)
 F：防湿剤塗布(土台)
 H：PS部分 EP塗装

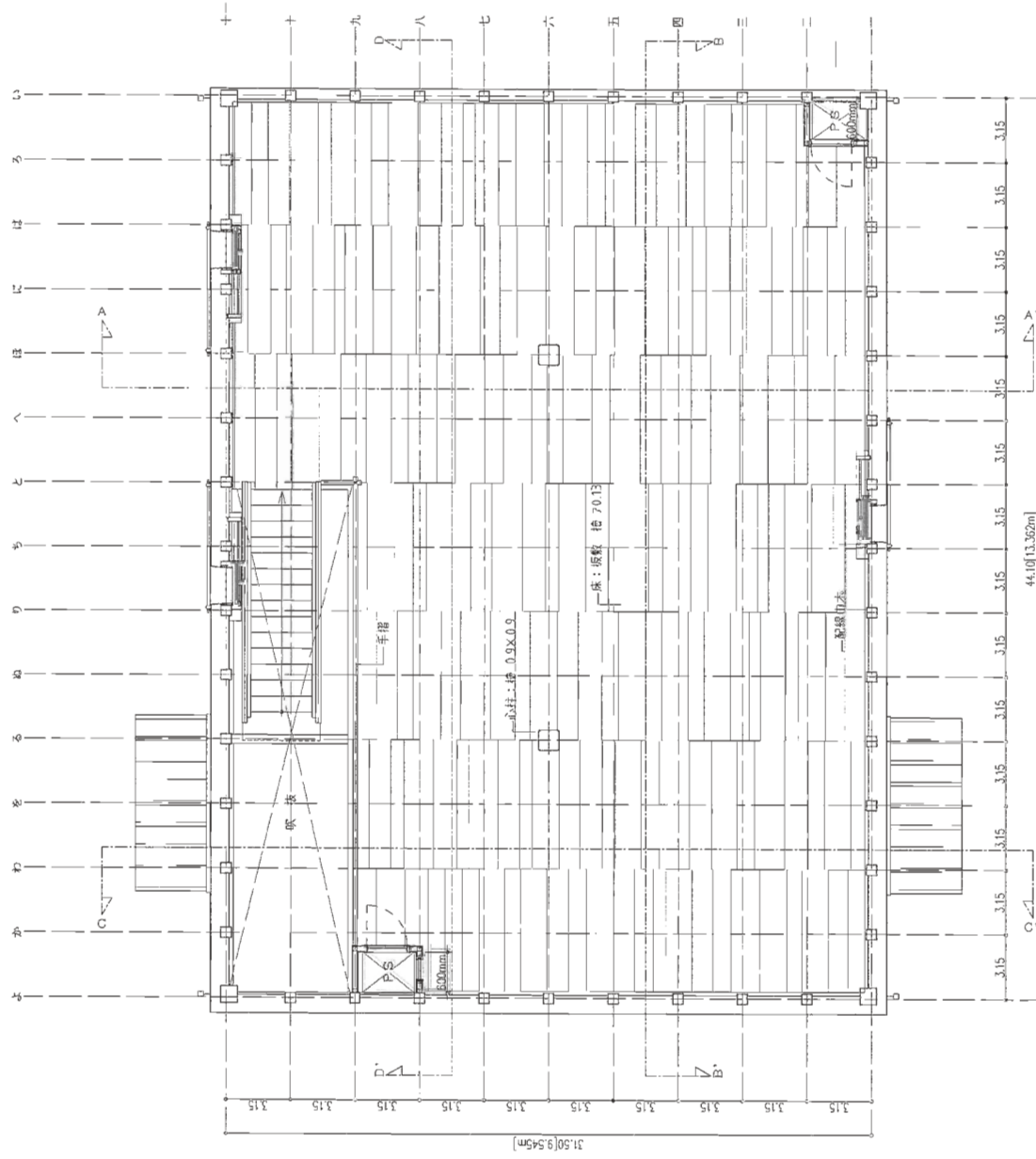
*床下部分は、防蟻・防湿処理



1階平面図

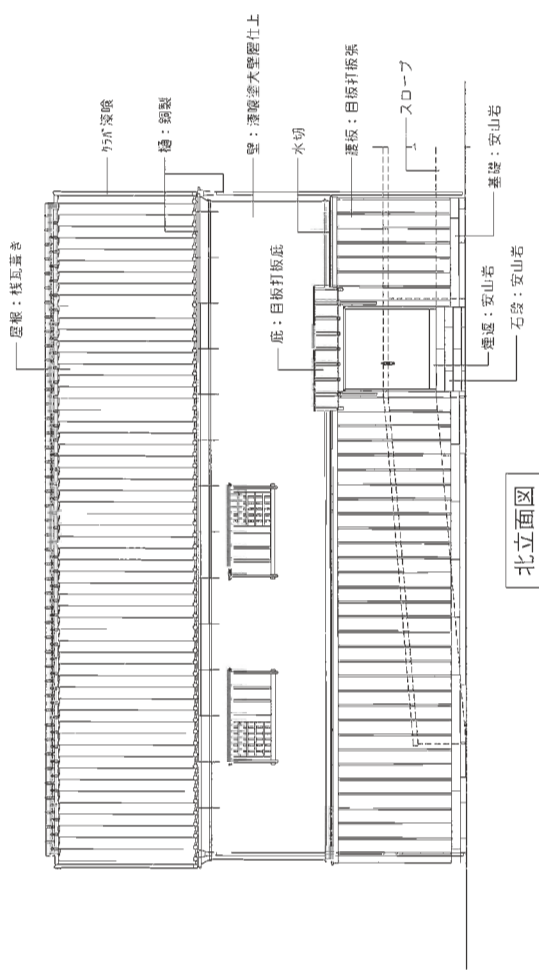
1階平面図、仕上表 S=1/100

二 通 藏

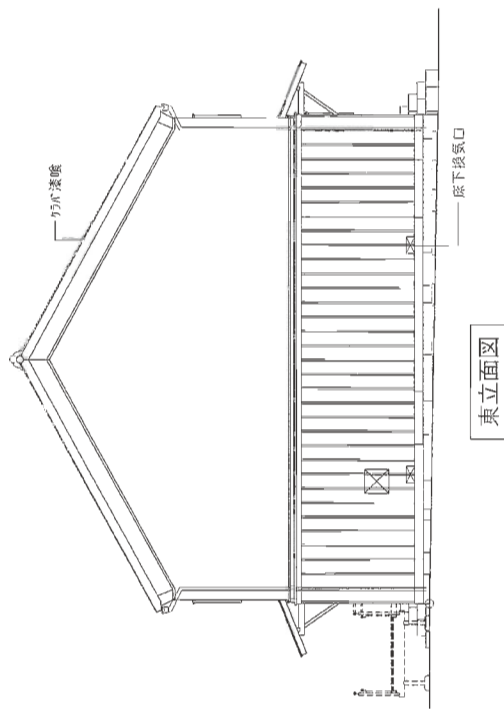


2 階平面図

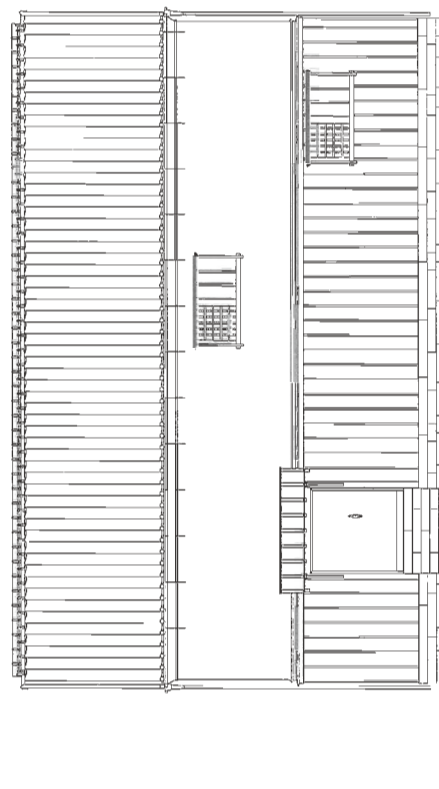
2階平面図 S=1/100



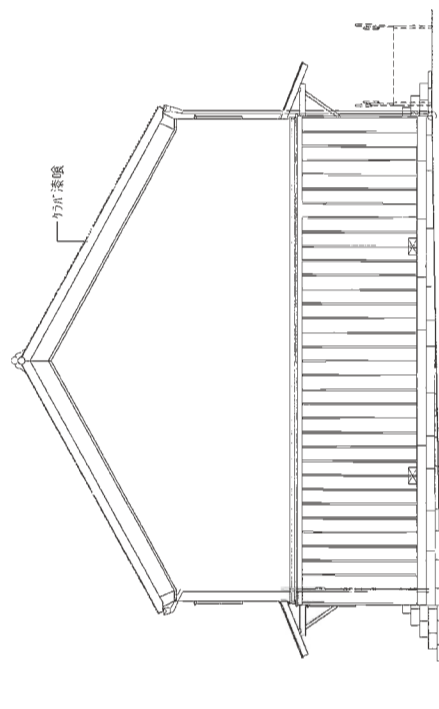
北立面図



東立面図



南立面図



西立面図

立面図 S=1/150

4. ヘトル部屋

部位	仕様	材料	備考
外壁	縦瓦葺	切石・成瓦、六面版、草葺、勾配5寸、朝瓦は特注品	
開口部	木製	のし島3段、胡瓜瓦5寸自由形薄塗、端部は2枚巴	
基礎	コンクリート	切石・成瓦、胡瓜瓦5寸自由形薄塗、端部は2枚巴	
床	フローリング	クオーク	
天井	石膏ボード	1200×2400	
その他	断熱材	グラスウール	

階	床		天井	廻り縁		仕上	下地	壁	仕上	下地	廻り縁	仕上	下地	天井
	仕上	下地		仕上	下地									
1階	床板	フローリング	石膏ボード	化粧板	化粧板	フローリング	コンクリート	壁紙	珪藻土	珪藻土	化粧板	珪藻土	珪藻土	石膏ボード
2階	床板	フローリング	石膏ボード	化粧板	化粧板	フローリング	コンクリート	壁紙	珪藻土	珪藻土	化粧板	珪藻土	珪藻土	石膏ボード

階	床		天井	廻り縁	仕上	下地	壁	仕上	下地	廻り縁	仕上	下地	天井
	仕上	下地											
1階	床板	フローリング	石膏ボード	化粧板	化粧板	フローリング	コンクリート	壁紙	珪藻土	珪藻土	化粧板	珪藻土	石膏ボード
2階	床板	フローリング	石膏ボード	化粧板	化粧板	フローリング	コンクリート	壁紙	珪藻土	珪藻土	化粧板	珪藻土	石膏ボード

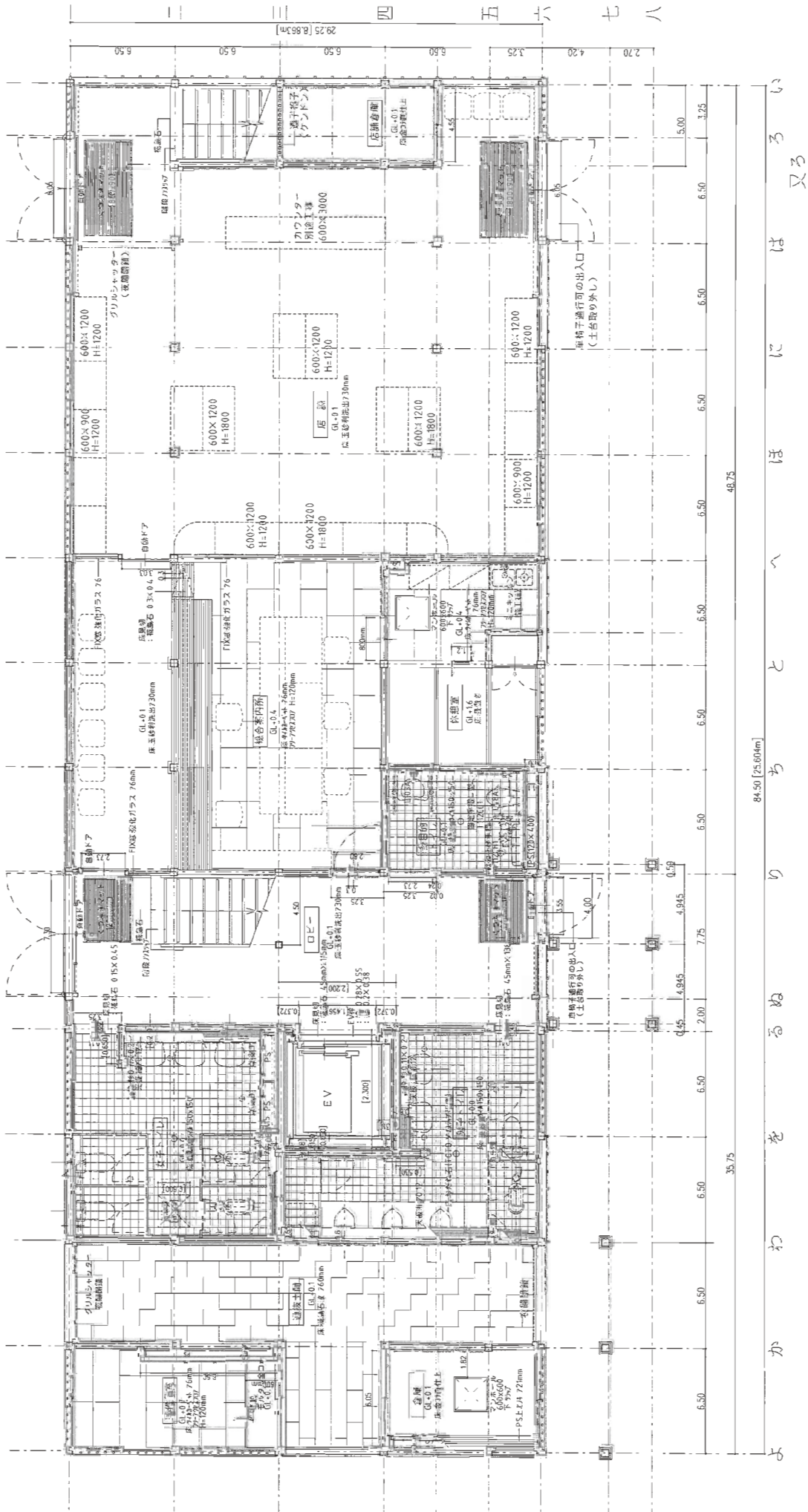
階	床	天井	廻り縁	仕上	下地	壁	仕上	下地	廻り縁	仕上	下地	天井
1階	床板	石膏ボード	化粧板	フローリング	コンクリート	壁紙	珪藻土	珪藻土	化粧板	珪藻土	珪藻土	石膏ボード
2階	床板	石膏ボード	化粧板	フローリング	コンクリート	壁紙	珪藻土	珪藻土	化粧板	珪藻土	珪藻土	石膏ボード

※仕様 B: 床材傷防止(外壁板、戸袋、扉底、扉裏、枠)
 C: 久米板(外壁の傷防止)
 D: OP (西側之階開口部: 手摺、壁埋、枠)
 E: EP (天井)
 F: 防湿材透布の上、密着G (土台)
 G: 彩色ワレタン塗装 (内部の床すべて)
 ※仕上上の詳細は、特記仕様によること

仕 上 表

※仕様 B: 床材傷防止(外壁板、戸袋、扉底、扉裏、枠)
 C: 久米板(外壁の傷防止)
 D: OP (西側之階開口部: 手摺、壁埋、枠)
 E: EP (天井)
 F: 防湿材透布の上、密着G (土台)
 G: 彩色ワレタン塗装 (内部の床すべて)
 ※仕上上の詳細は、特記仕様によること

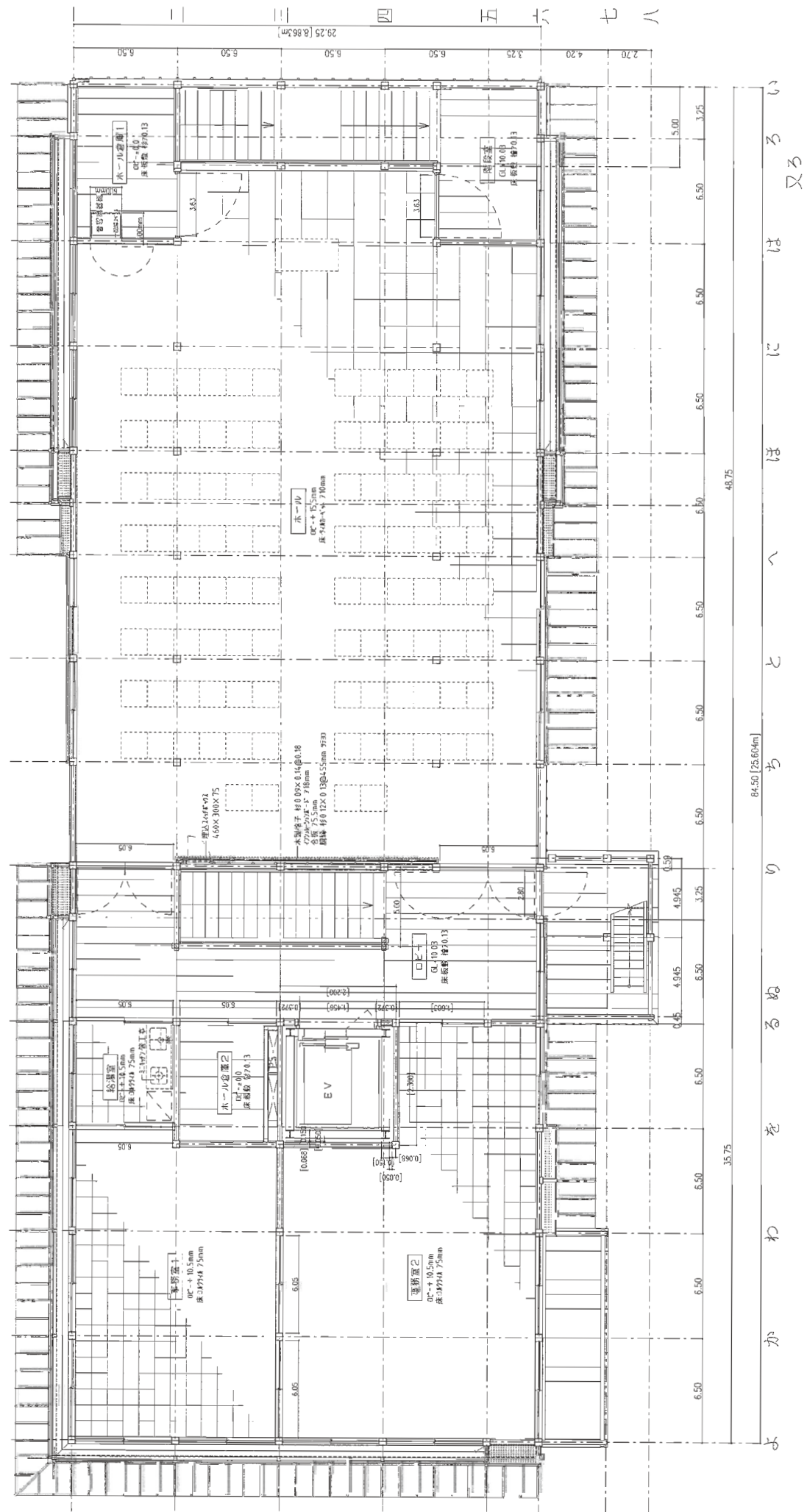
へんり線画



1階平面図

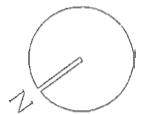
1階平面図 S=1/100

ハトリ部屋

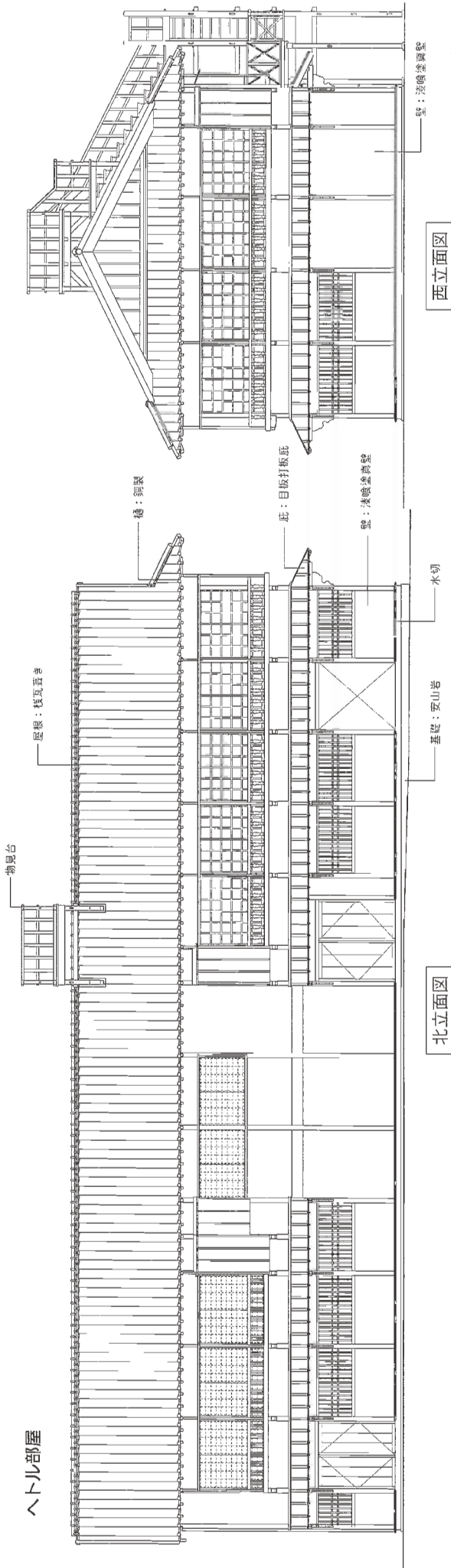


2階平面図 S=1/100

2階平面図

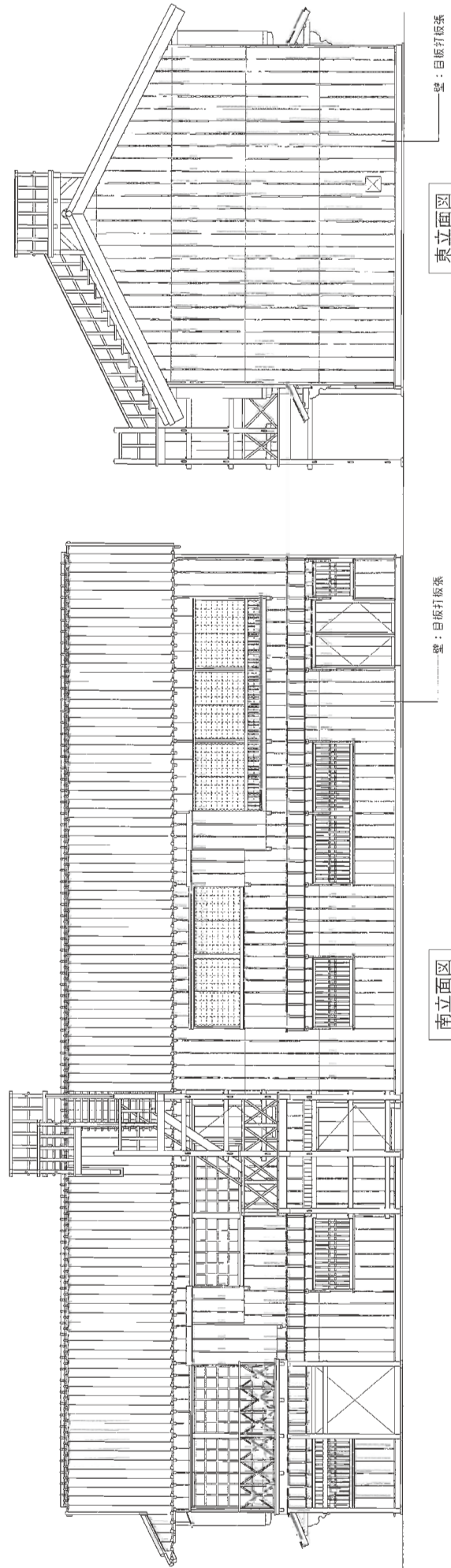


ハトル部屋



北立面图

西立面图

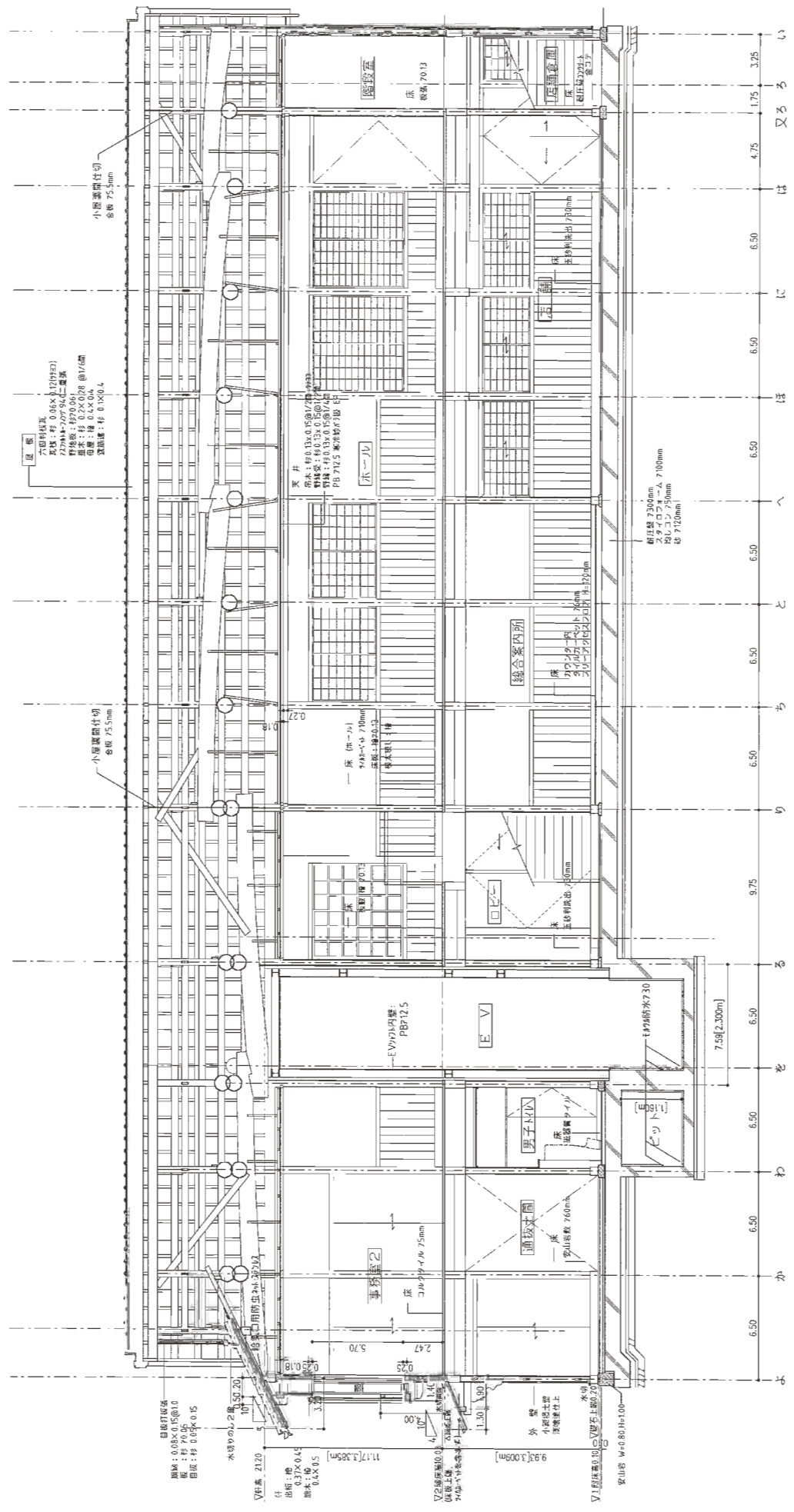


南立面图

东立面图

立面图 $S = 1/150$

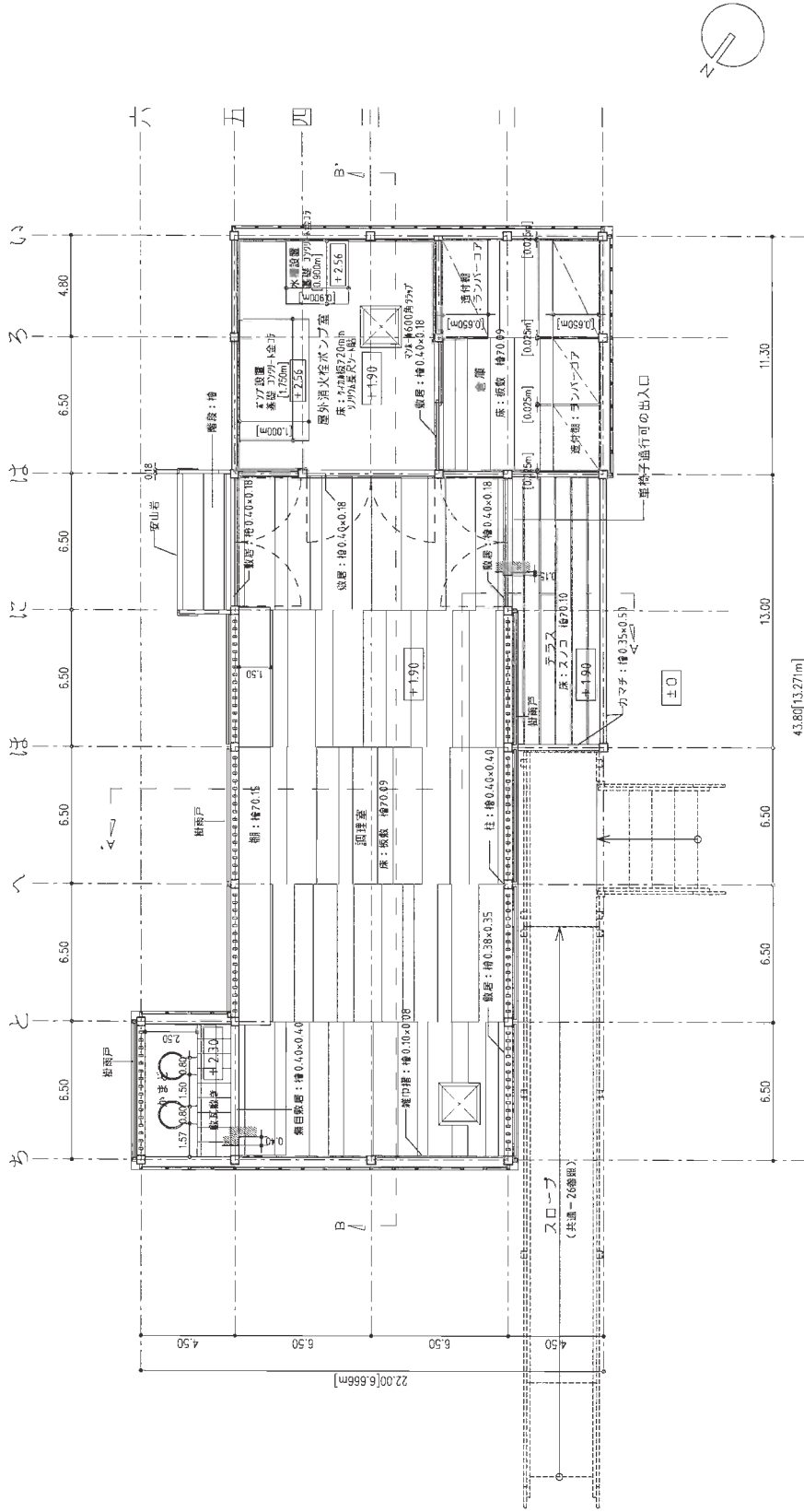
ハトル部屋



断面図 2 S=1/100

桁行方向断面図

5. 料理部屋

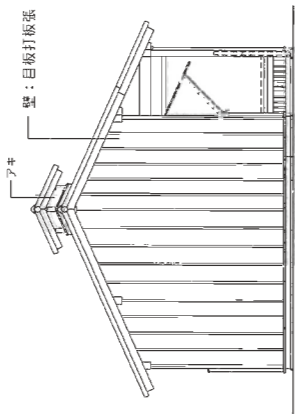


平面図

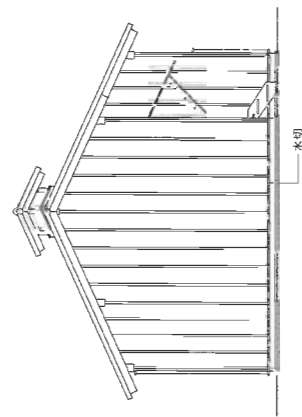
平面図 S=1/100

仕上表

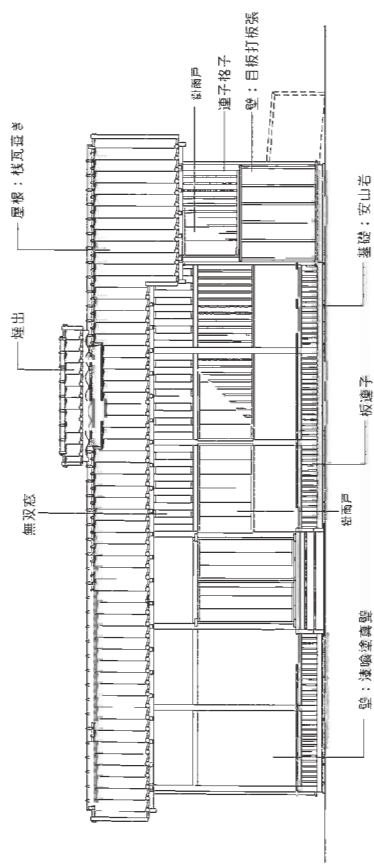
外部仕上	
屋根	椽瓦葺：切落し葺き、六四版、空葺、初葺4.5寸 大構：のし積3段、碓丸瓦5寸 母澤崎仕上 煙止部分は、のし積2段、端部2段巴 軒瓦：中割葺様入軒瓦 けらば：薄磯 下地：土葺葺 700割版、瓦葺葺0.12×0.06 77@0.8 30@0.71 軒瓦は特注品
外壁	北：漆喰塗真鍮器仕上、床下部分板遣子、一部目板打葺板張 西南葺：目板打葺板張 杉板70.05 幅0.80 目板杉0.15×0.08 煙出部分：薄磯塗
開口部	格子窓 突出し板戸 無双窓 板戸出入口)
基礎	安山岩、ショット仕上
その他	木製階段、御製西障、水切調整板(704mm)土台上、 煙出立上り、調板調伸入、スロープ
内部仕上	
床	板敷 幅70.09、かまど部分：敷瓦葺き(下地三0土 瓦共4寸) ボンプ室：70割版720mm ヲワカク1張り
巾木	襦巾摺 幅 H=01
壁	漆喰塗真鍮器 杉 712mm 煙出：板張り P 712.5mmE P塗装 大壁 ボンプ室：P 712.5mmE P塗装
天井	小梁間、野地板はシュロ襦間を漆喰塗 煙出：化粧ノ煙器、垂木隠し ボンプ室：P 79mmE P塗装
欄干	欄：ランバーコア 724mm、かまど：土壁り 70割板仕上り



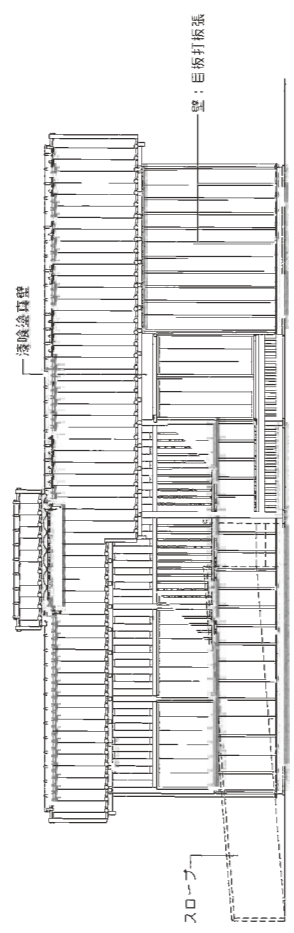
西立面図



東立面図



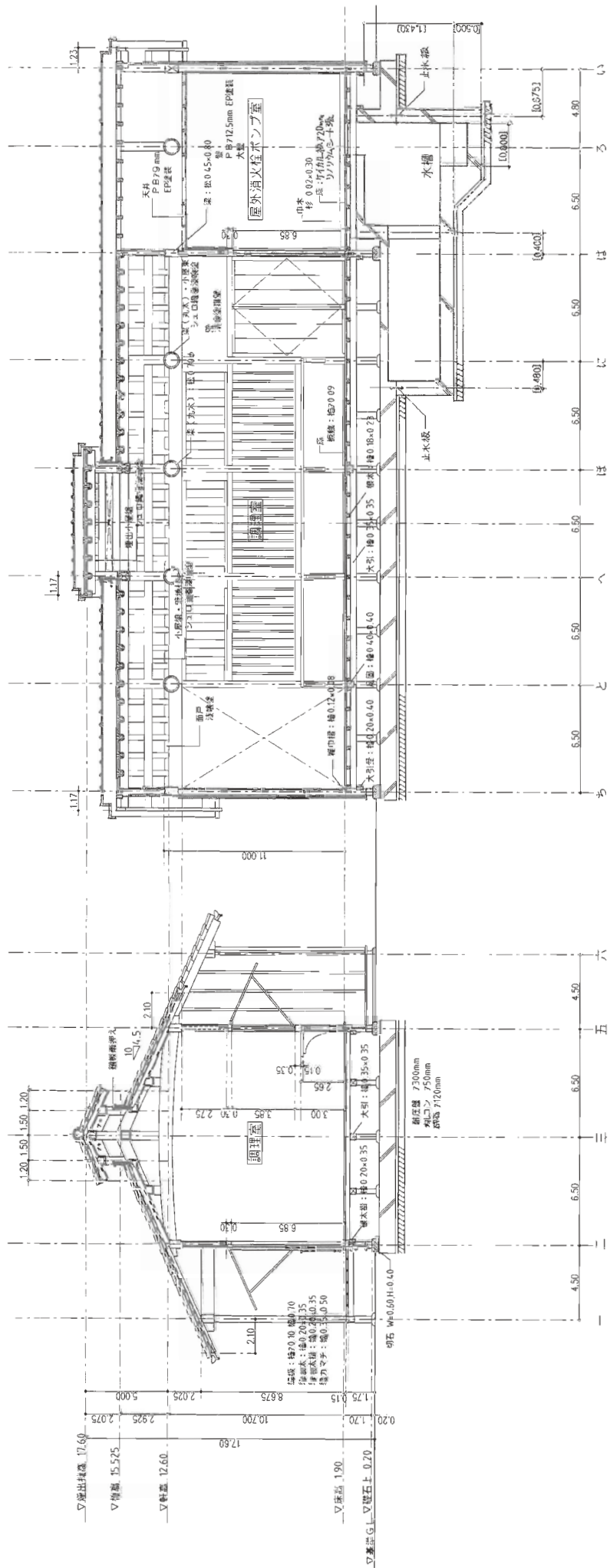
北立面図



南立面図

立面図、仕上表 S=1/150

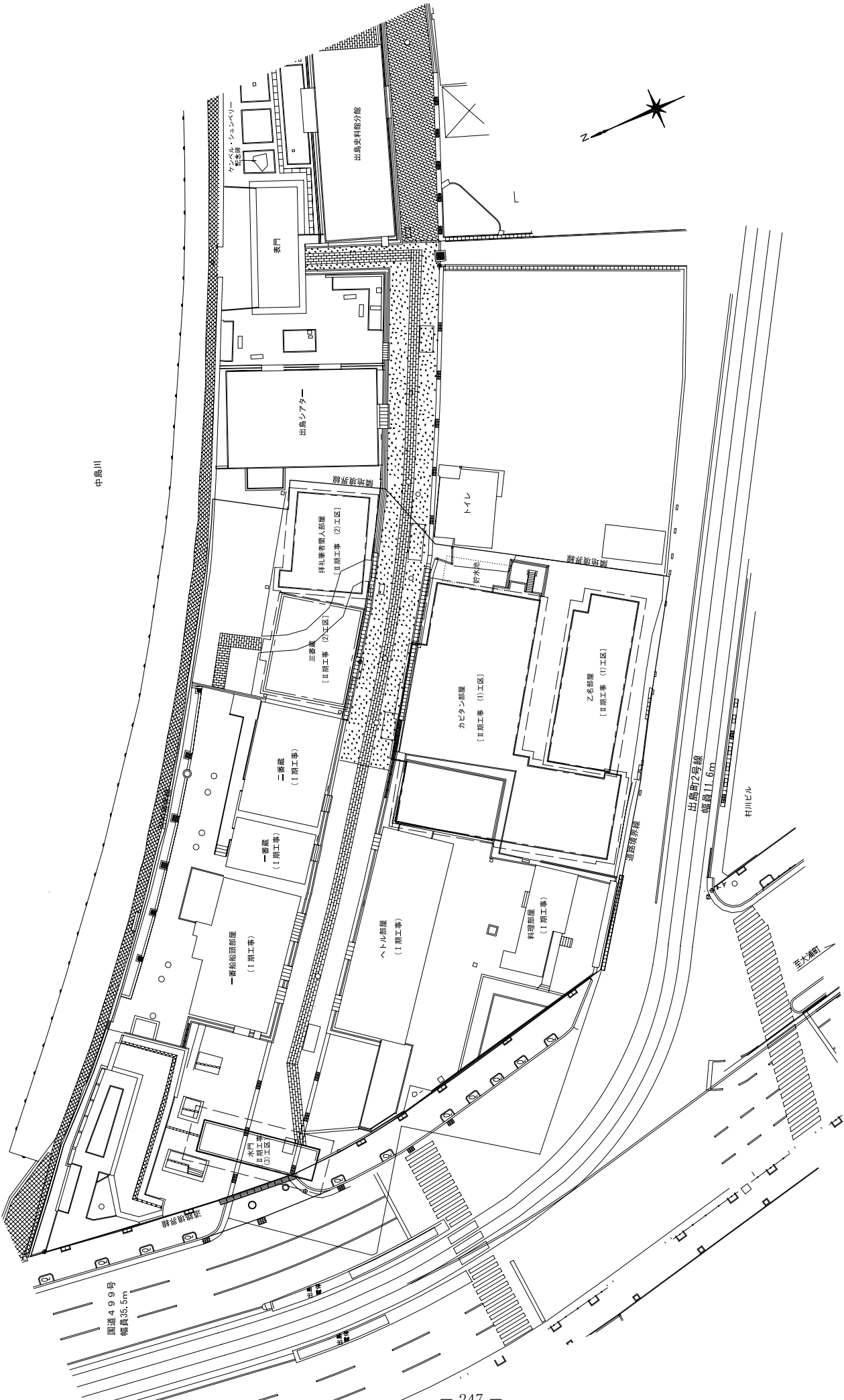
料理部屋



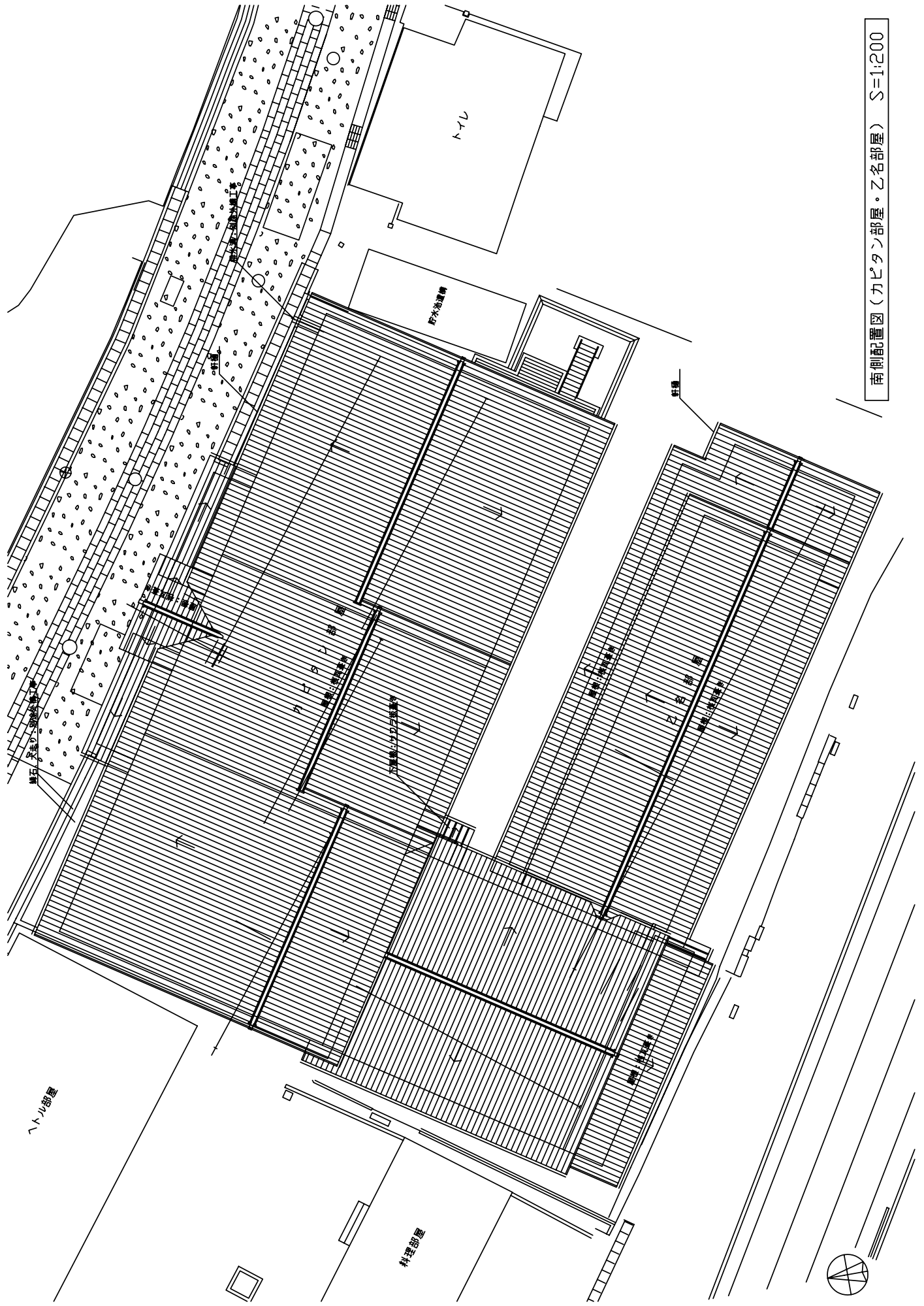
A-A' 断面図

B-B' 断面図

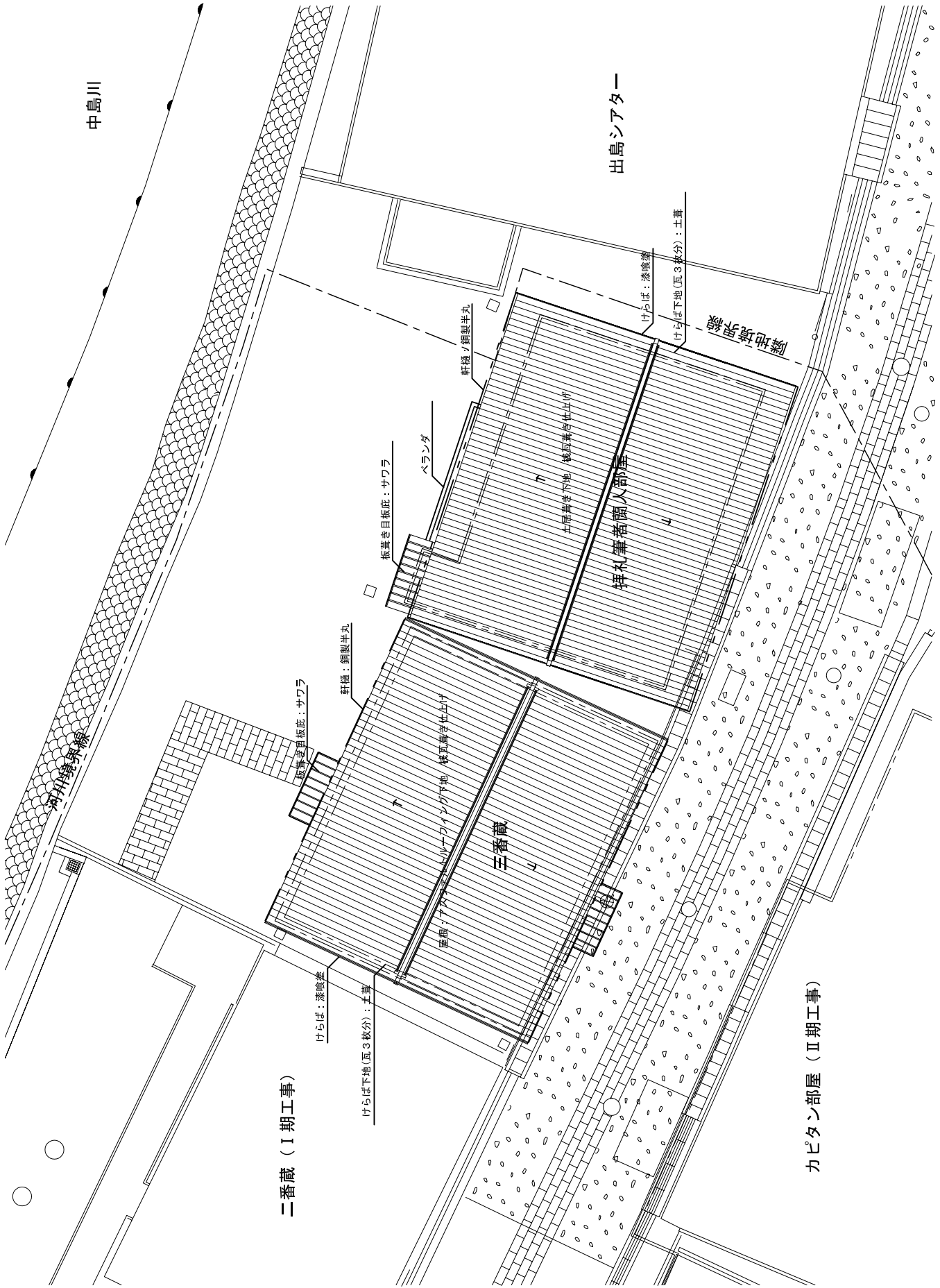
断面図 S=1/100



全体配置図 S=1:600



南側配置図 (カピタン部屋・乙名部屋) S=1:200

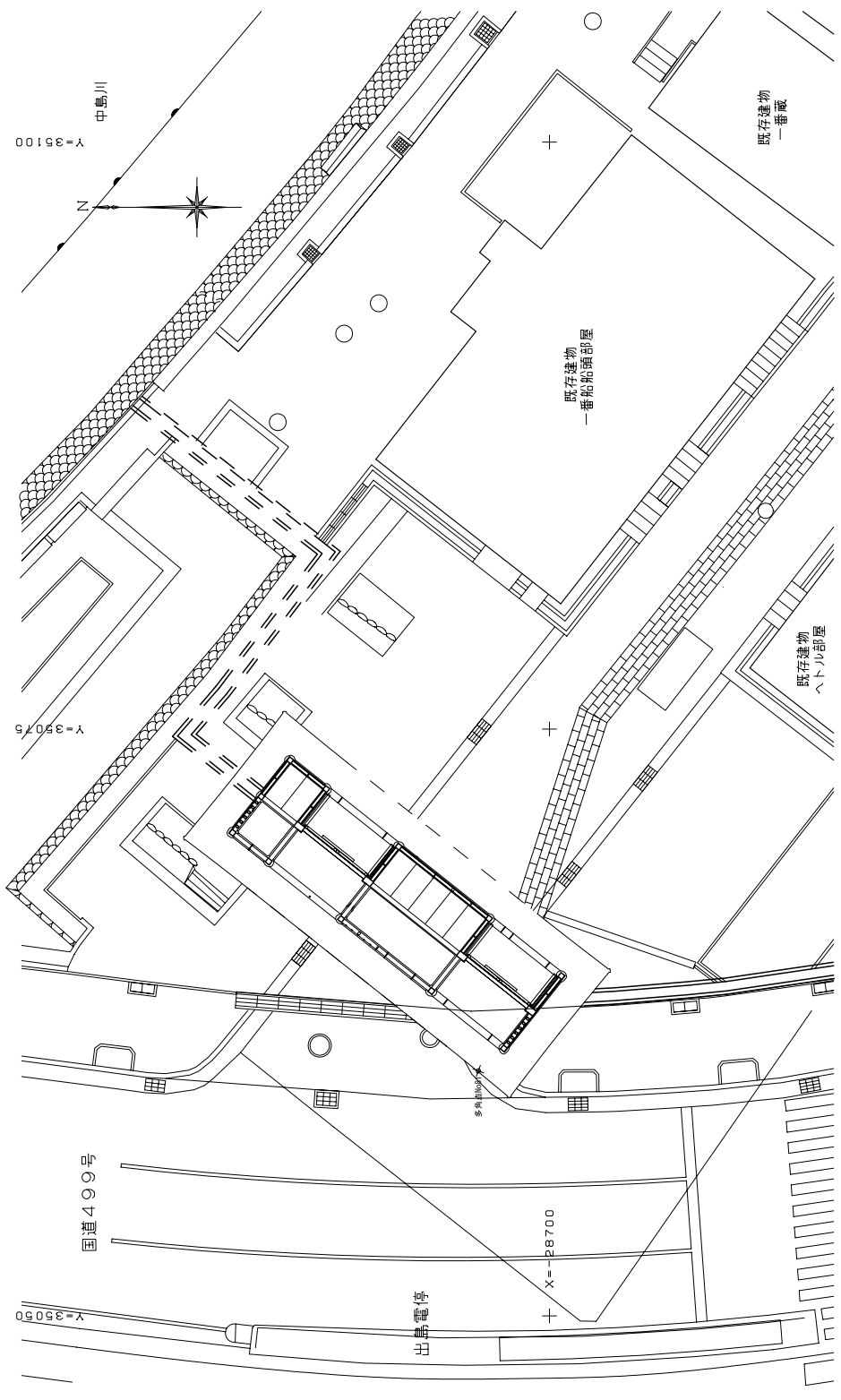


北側配置図 (三番蔵・押札箒着蘭人部屋) S=1:200

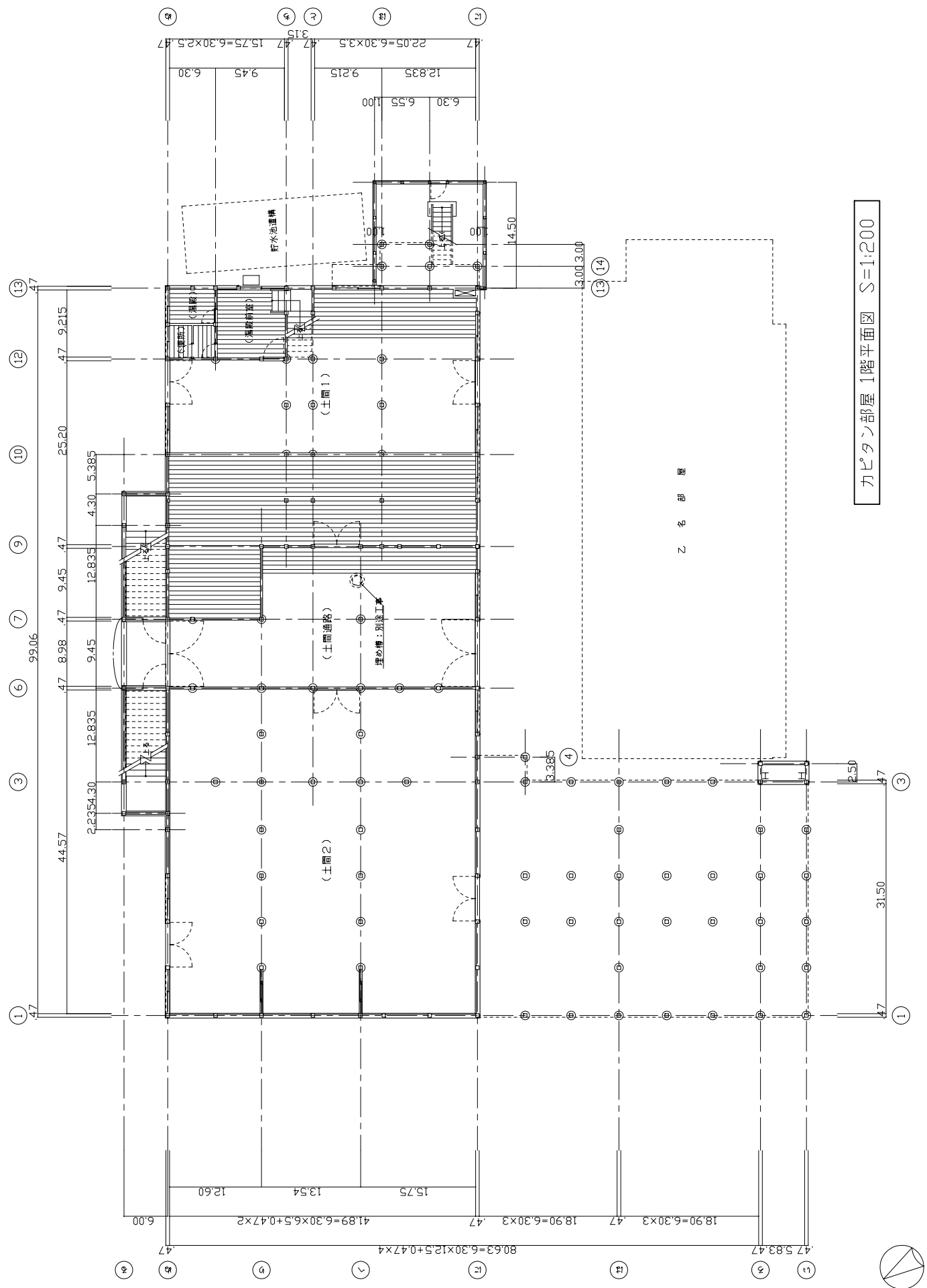


二番蔵 (I期工事)

カピタン部屋 (II期工事)



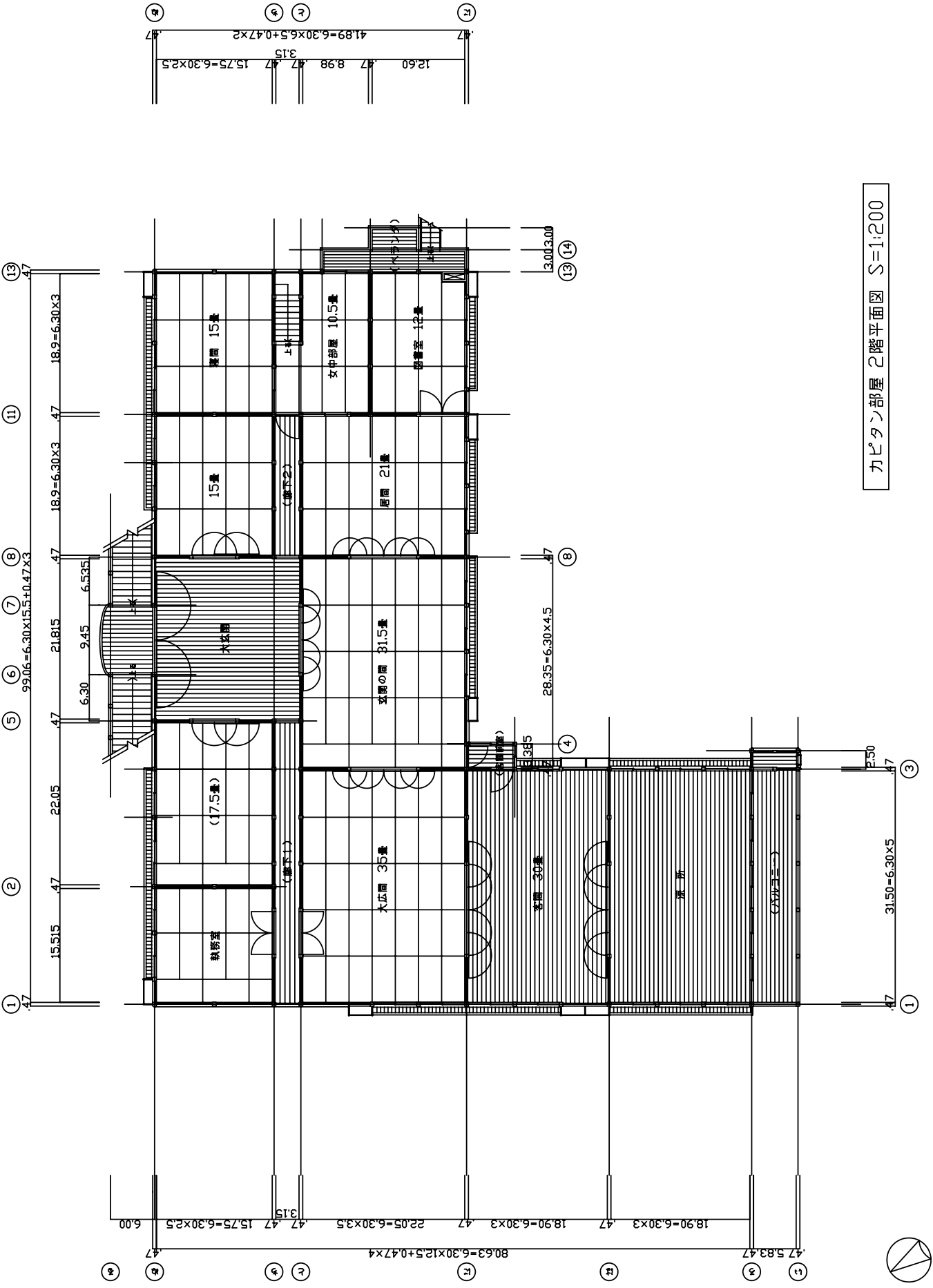
西側配置図 (水門周辺) S=1:200

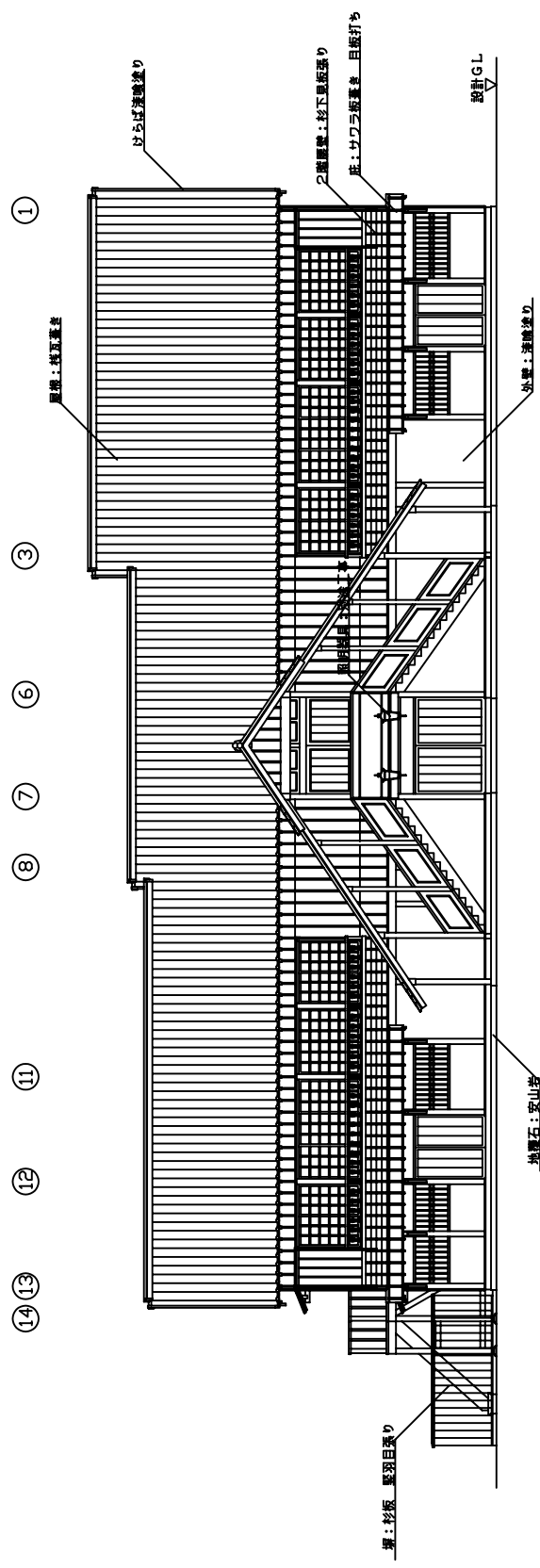


乙 名 部 屋

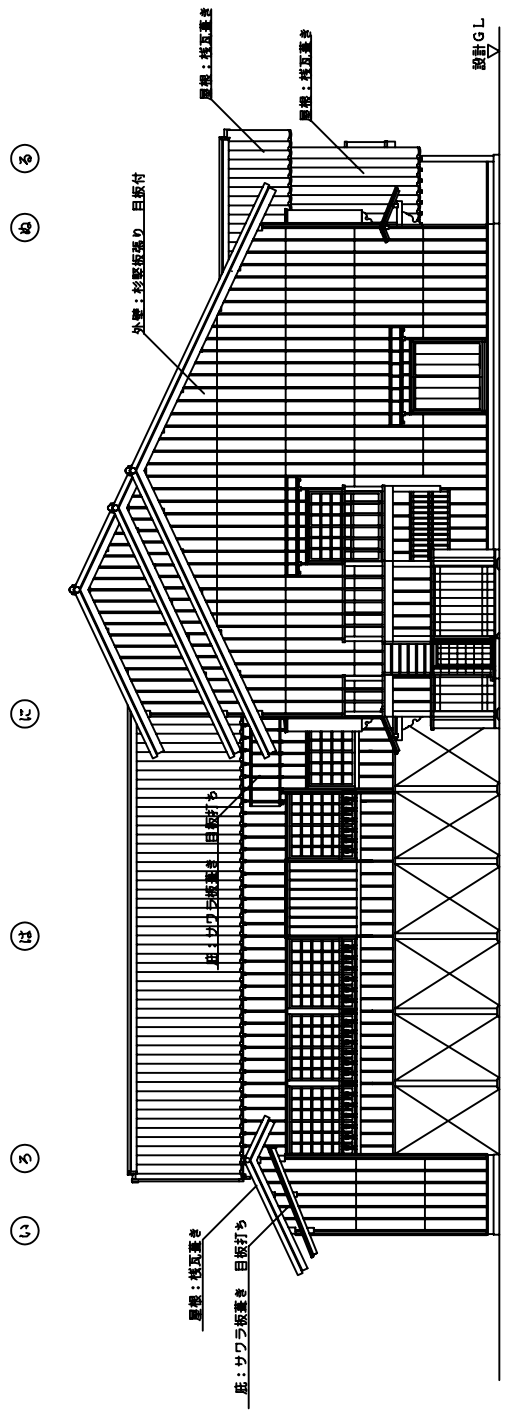
カピタン部屋 1階平面図 S=1:200

カピタン部屋 2階平面図 S=1:200





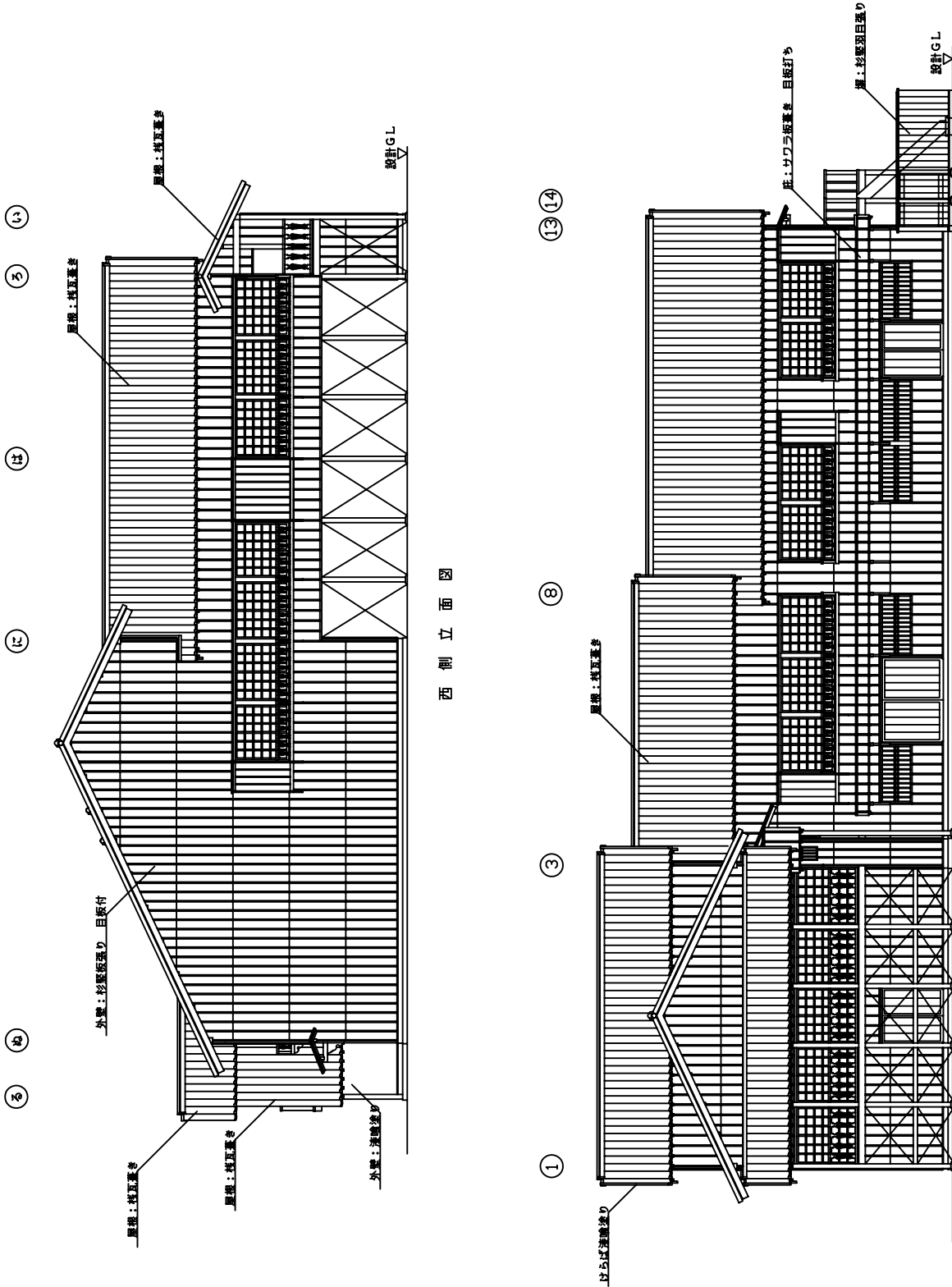
北側立面図



東側立面図

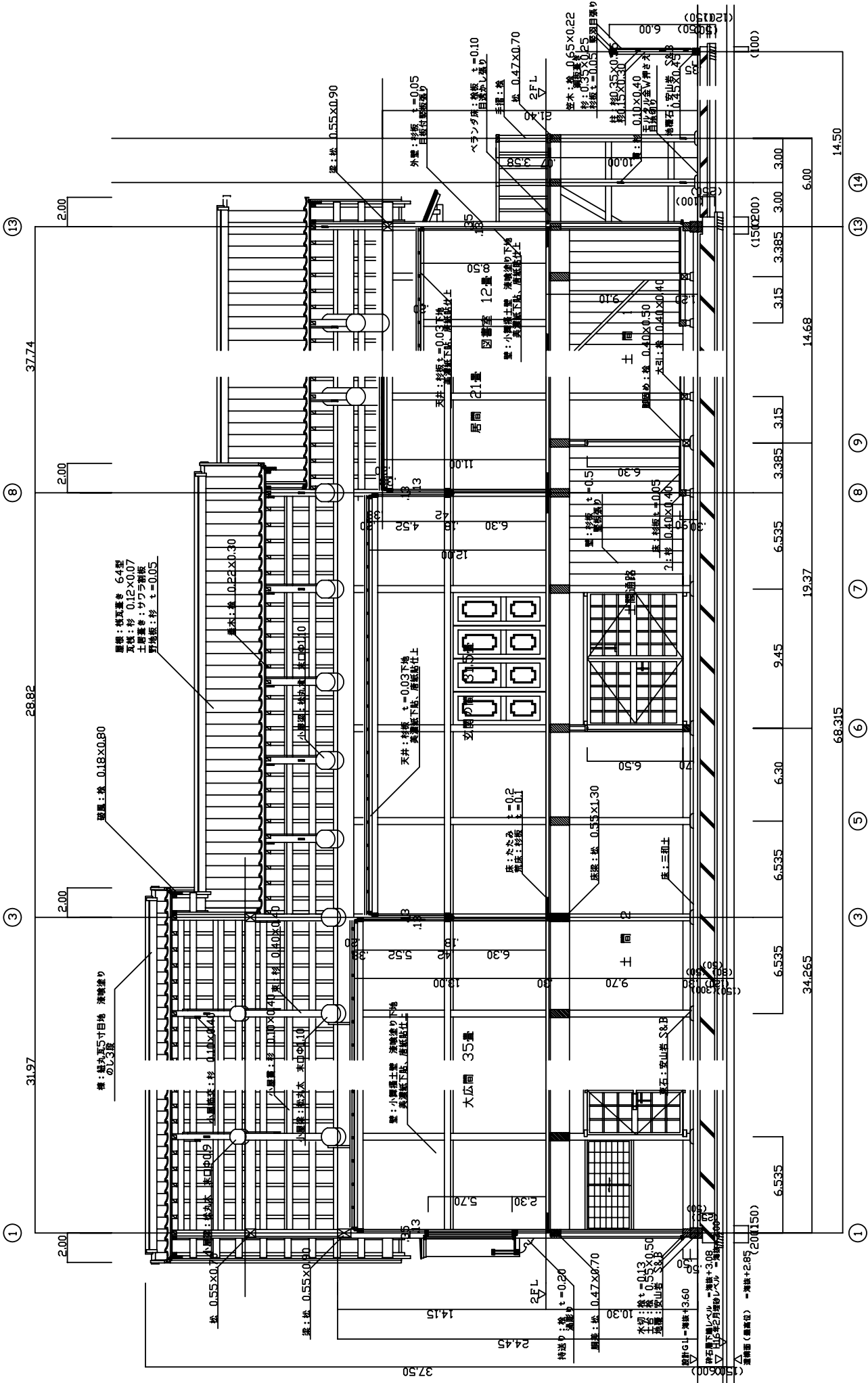
カピタン部屋 立面図1 S=1:200

カピタン部屋 立面図2 S=1:200



西側立面図

南側立面図

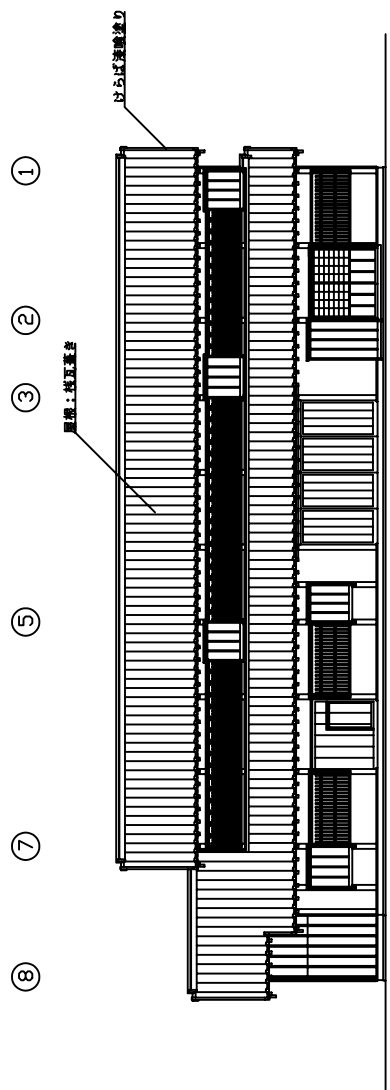


カピタン部屋 断面図2 S=1:100

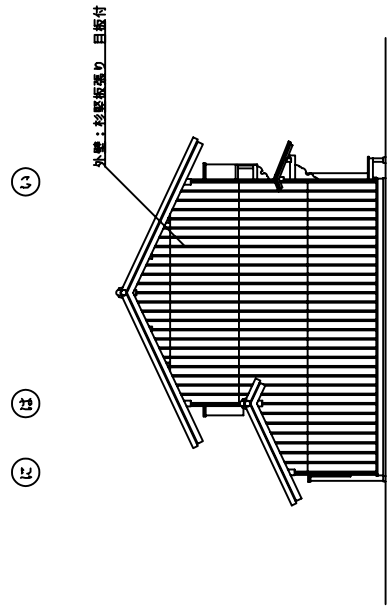
■外部仕上表		開口部		(単位/尺)	
屋根	棧瓦：切落し棧瓦、六四版、空葺、向けらば(瓦3列分)べた葺、勾配4.7寸 下地：土居葺(サワラ割板)、向けらば(瓦3列分)土葺 大棟：のし積3段、緋丸瓦5寸目地漆喰塗、端部：2段巴 軒瓦：中剣模縁入(特注品)、けらば：漆喰塗	開口部	明障子+木製雨戸、明障子+木製格子、明障子+木製雨戸、木製開戸、木製折戸		
庇	板葺樹木庇 勾配4.0寸 葺板：サワラt=0.08W=1.00 目板：サワラ0.10×0.15 猿頭、腕木、桁：松 裏面無機質浸透性高弾性表面防水保護剤塗装 持送り：松 t=0.20 油影り	格子・持送り 戸袋	格子：松 浸透性木材保護着色塗装 杉(一筋鴨居・敷居・椽) 浸透性木材保護着色塗装 木製(土台上端)	持送り：杉 浸透性木材保護着色塗装	
軒裏	垂木野地板現し 浸透性木材保護着色塗装	水切			
外壁	東・西面、一部北・南面：目板付堅板張り(大壁)浸透性木材保護着色塗装 杉板t=0.05 W=1.08 北・南面：漆喰塗(真壁)	濡れ縁・連子 塗装	松 浸透性木材保護着色塗装		
基礎	筋柱板(RC t=200mm)の上、安山岩S80F仕上 下地：均しコンクリートt=50mm、防護フィルム(ボリエチレン製) t=0.15mm、砕石t=120mm		防錆剤塗布(十台) 防蟻防腐処理(床土部分)		

名称	床		巾木		壁		廻縁		天井		備考
	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	下地	
1階											
部屋1	畳敷 無地縁	荒床(杉) t=0.10	漆喰塗 腰：美濃紙貼	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	根太床板現し 古色塗				階段：松板古色塗
(土間)	三和土										
部屋2	畳敷 無地縁	荒床(杉) t=0.10	漆喰塗 腰：美濃紙貼	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	2階床梁	杉板t=0.04 羽重ね張り 榑縁0.15×0.18 古色塗	裏棧 吊木			長押：杉 H=0.35 古色塗
部屋3	畳敷 無地縁	荒床(杉) t=0.10	漆喰塗 腰：美濃紙貼	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	2階床梁	杉板t=0.04 羽重ね張り 榑縁0.15×0.18 古色塗	裏棧 吊木			
部屋4	畳敷 無地縁	荒床(杉) t=0.10	漆喰塗 腰：美濃紙貼	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	2階床梁	杉板t=0.04 羽重ね張り 榑縁0.15×0.18 古色塗	裏棧 吊木			
部屋5	畳敷 無地縁	荒床(杉) t=0.10	漆喰塗 腰：美濃紙貼	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	2階床梁	杉板t=0.04 羽重ね張り 榑縁0.15×0.18 古色塗	裏棧 吊木			
式台	板張 杉t=0.05		漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	2階床梁	杉板t=0.04 羽重ね張り 榑縁0.15×0.18 古色塗	裏棧 吊木			
〃	三和土		漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	2階床梁	杉板t=0.04 羽重ね張り 榑縁0.15×0.18 古色塗	裏棧 吊木			
部屋6	畳敷 無地縁	荒床(杉) t=0.10	漆喰塗 腰：美濃紙貼	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	2階床梁	杉板t=0.04 羽重ね張り 榑縁0.15×0.18 古色塗	裏棧 吊木			
部屋7	畳敷 無地縁	荒床(杉) t=0.10	漆喰塗 腰：美濃紙貼	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	2階床梁	杉板t=0.04 羽重ね張り 榑縁0.15×0.18 古色塗	裏棧 吊木			
2階											
部屋8	畳敷 無地縁	荒床(杉) t=0.10	漆喰塗 腰：美濃紙貼	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	一重 杉 0.20×0.16	杉板t=0.04 羽重ね張り 榑縁0.12×0.14 古色塗	裏棧 吊木			階段：松板古色塗
部屋9	板張 杉t=0.10		漆喰塗 腰：美濃紙貼	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	一重 杉 0.20×0.16	杉板t=0.04 羽重ね張り 榑縁0.12×0.14 古色塗	裏棧 吊木			
部屋10	畳敷 無地縁	荒床(杉) t=0.10	漆喰塗 腰：美濃紙貼	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	一重 杉 0.20×0.16	杉板t=0.04 羽重ね張り 榑縁0.12×0.14 古色塗	裏棧 吊木			階段：松板古色塗
階段室・P・S			漆喰塗 杉板張t=0.05 古色塗り	小舞踊土壁 漆喰塗	小舞踊土壁 漆喰塗	一重 杉 0.20×0.16	杉板t=0.04 羽重ね張り 榑縁0.12×0.14 古色塗	裏棧 吊木			階段：松板古色塗

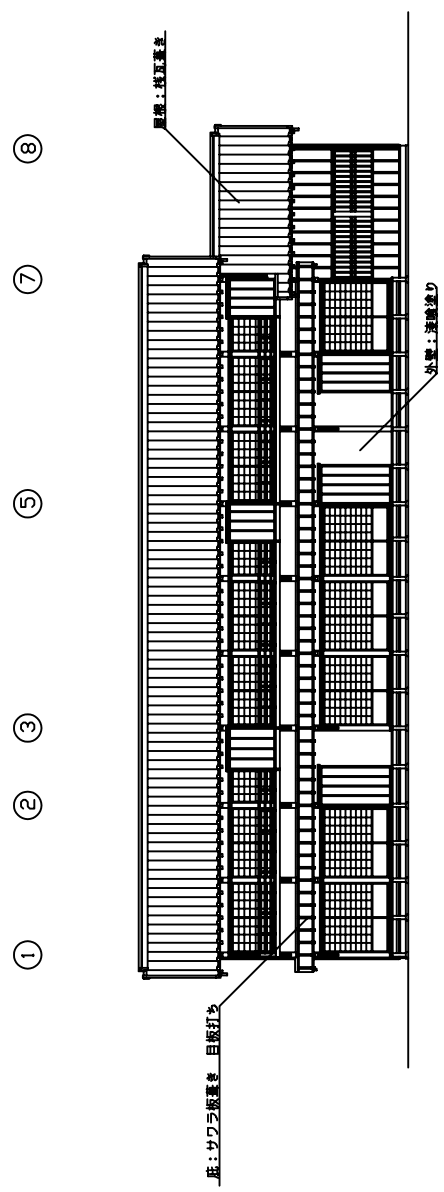
乙名部屋 仕上表



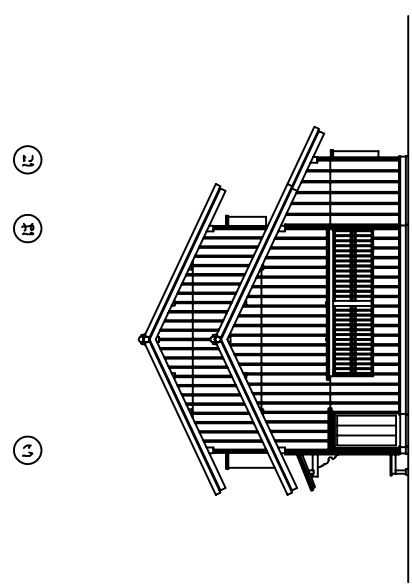
北側立面図



西側立面図

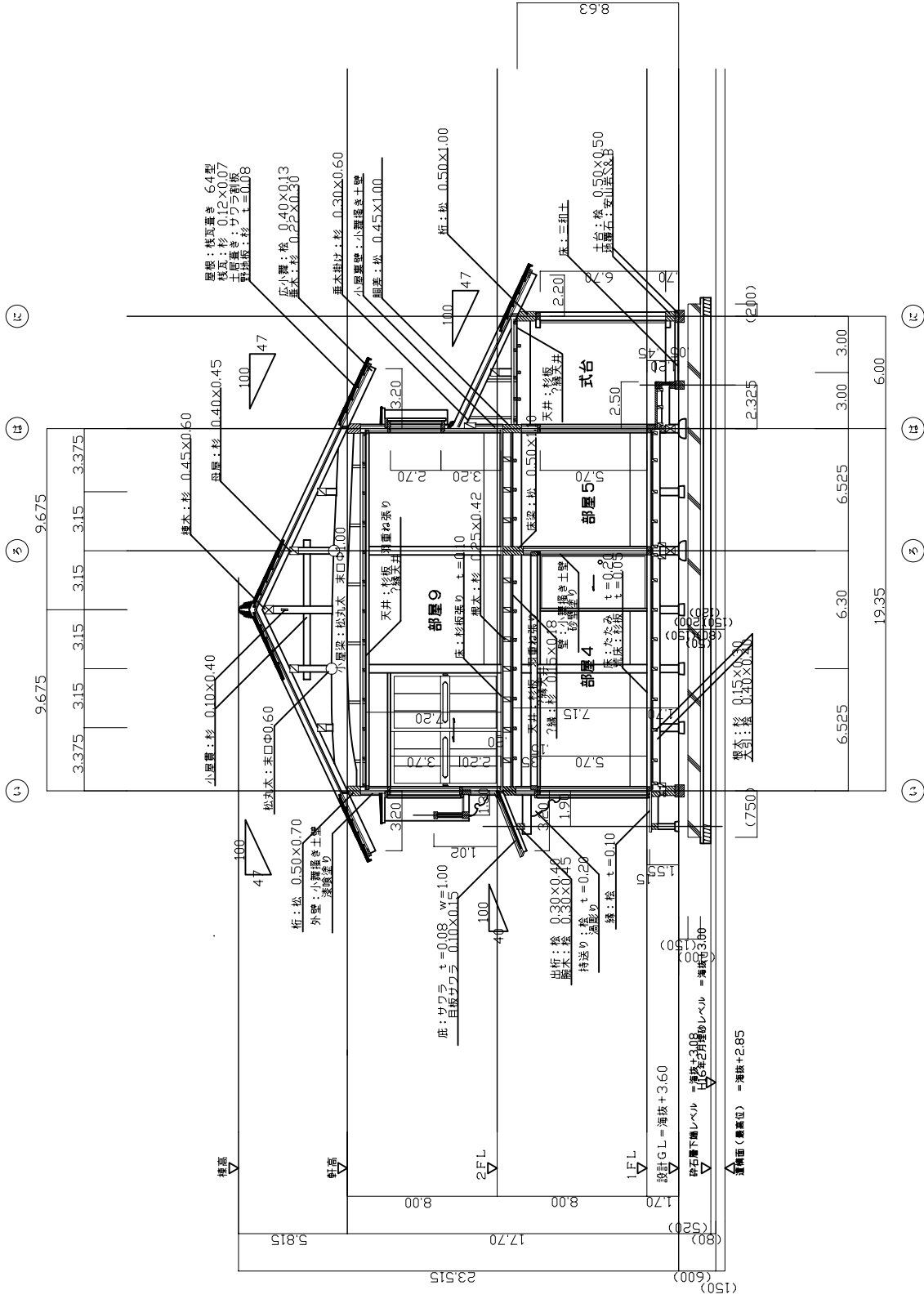


南側立面図



東側立面図

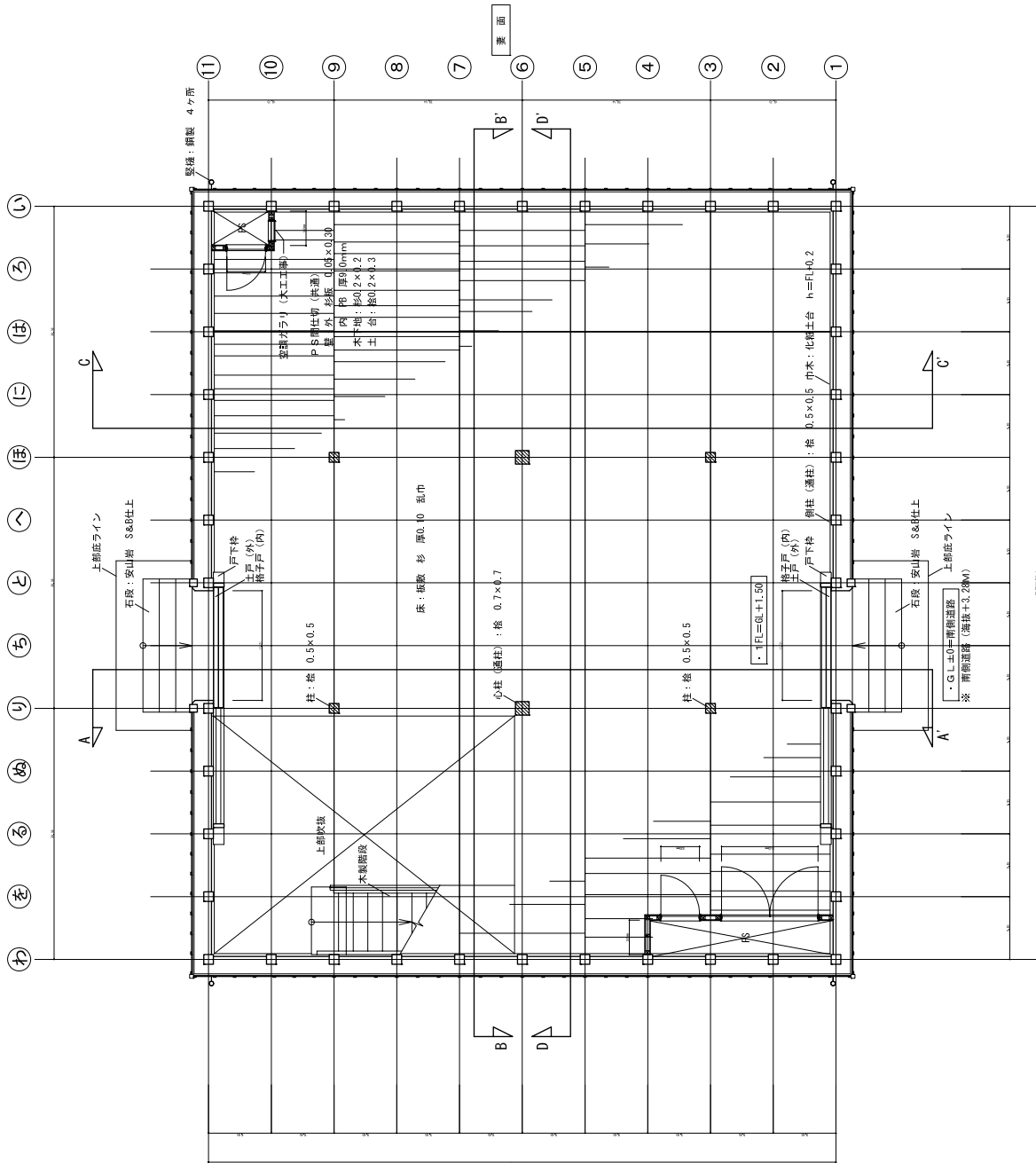
乙名部屋 立面図 S=1:200



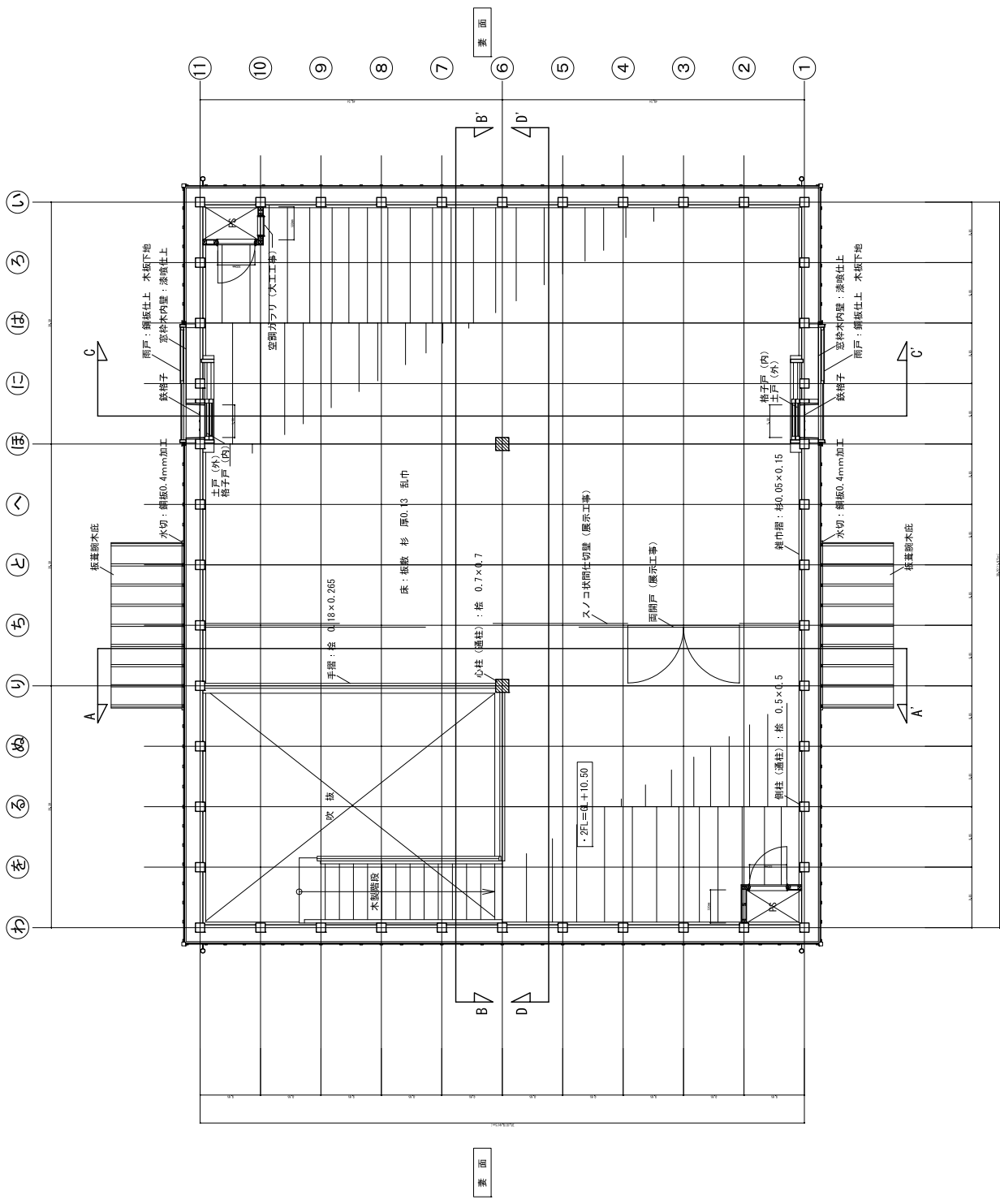
乙名部屋 断面図1 S=1:100

三番 1階平面図・仕上表 S=1:100

仕上表	
屋根	<p>屋根葺き：切流し椋瓦、六四版、空葺、面けらば(瓦3列分)べた葺、勾配5.5寸</p> <p>大棟：のし肩3段巻目地、椋丸瓦5寸目地漆喰塗、2段巴</p> <p>軒瓦：中割椋瓦入軒瓦、けらば：漆喰塗</p> <p>下地：アスファルトルーフィング二重張り、面けらば(瓦3列分)土葺</p> <p>瓦葺：杉 0.12×0.07φ0.85φ0.7</p> <p>野地板：杉 t=0.05</p> <p>断熱材：ポリスチレンフォーム t=50mm(垂木間充填)</p> <p>軒瓦は特注品とする</p>
庇	<p>庇葺き：瓦葺、目板：サワラ 葺取、脚木・桁：松</p>
外壁	<p>目板内窓部(大窓)：外部用木材保護塗料塗 杉板 目板：杉</p> <p>杉板寸法 厚0.05×巾1.03、目板寸法 0.05×0.15 01.09~1.03</p> <p>土壁中塗り下地、縦割線に壁かけ</p> <p>窓枠内壁面：土壁漆喰仕上</p> <p>土壁下地：土壁 厚0.9 竹小舞下地 縦割線幅み</p>
軒裏	漆喰塗込
鉢巻	漆喰塗込
開口廻り	漆喰塗込
柱	<p>軒裏：鋼製丸t=0.4mmφ120mm、整葺：鋼製丸t=0.4mmφ15mm</p> <p>構造骨格：鋼製 引/2間</p>
水切	<p>水切：鋼板 t=0.4mm加工(斜巻一版葺、窓庇・脚木庇葺取上)</p> <p>水切：杉(土台上葺)</p>
基礎	<p>耐圧版(RC t=200)の上、安山岩S&B仕上(見えがかり)</p> <p>下地：均しコンクリート(=50mm、防湿フィルムt=0.15mm、砕石 t=120mm)</p>
石段	安山岩S&B仕上(見えがかり)
開口部	<p>窓：鋼張防火戸(外側)、鉄格子、土戸・網戸(内側)</p> <p>出入口：土戸(外側)、格子戸(内側)</p>
その他	床下通気口4ヶ所：鋼製
内部仕上	
床	<p>板敷：杉 厚0.10(1階)、0.13(2階) 乱巾</p>
中木	<p>1階：化粧土台(松) 見えがかり部 h=FL+0.2</p> <p>2階：雁巾覆 杉0.05×0.15</p>
壁	<p>漆喰塗仕上(裏壁)</p> <p>下地：土壁</p> <p>杉板0.05×0.3(P&S外側)、PB t=9.0mm(P&S内部)</p> <p>下地：木軸下地</p>
天井	1階：根木漆喰処理、2階：小豆組処理
その他	木軸階段、手摺、建具木枠
築	<p>外部用木材保護塗料塗 木部(外部：外壁、庇葺板、窓枠、窓枠)</p> <p>防湿剤塗布(土台)</p> <p>防蟻・防腐処理(床下部分)</p>

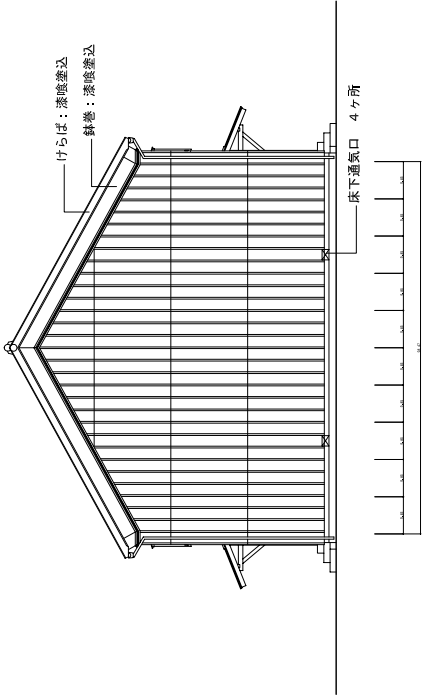


裏面

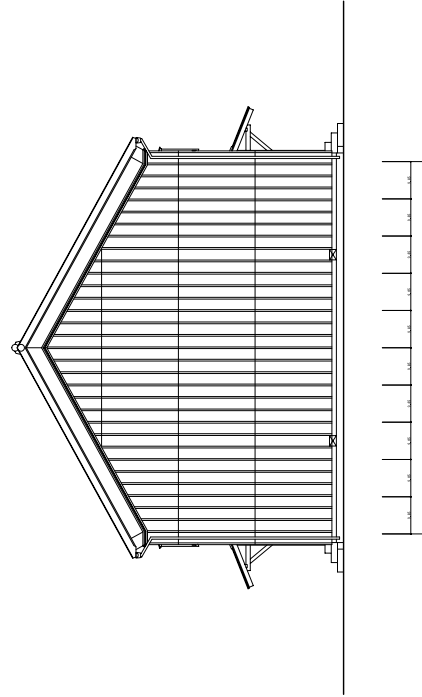


三番蔵 2階平面図 S=1:100

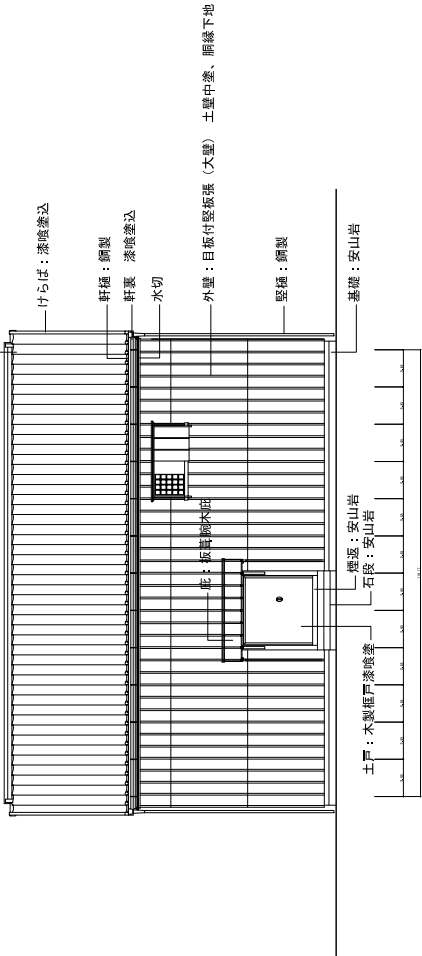
三番葺 立面図 S=1:200



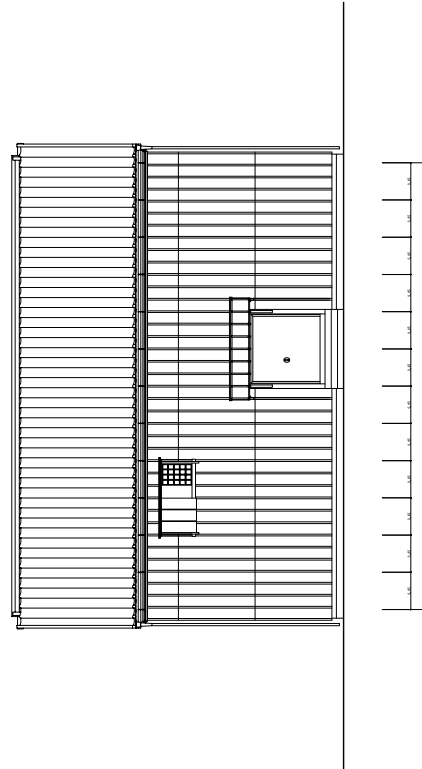
東側立面図 S=1/100



西側立面図 S=1/100

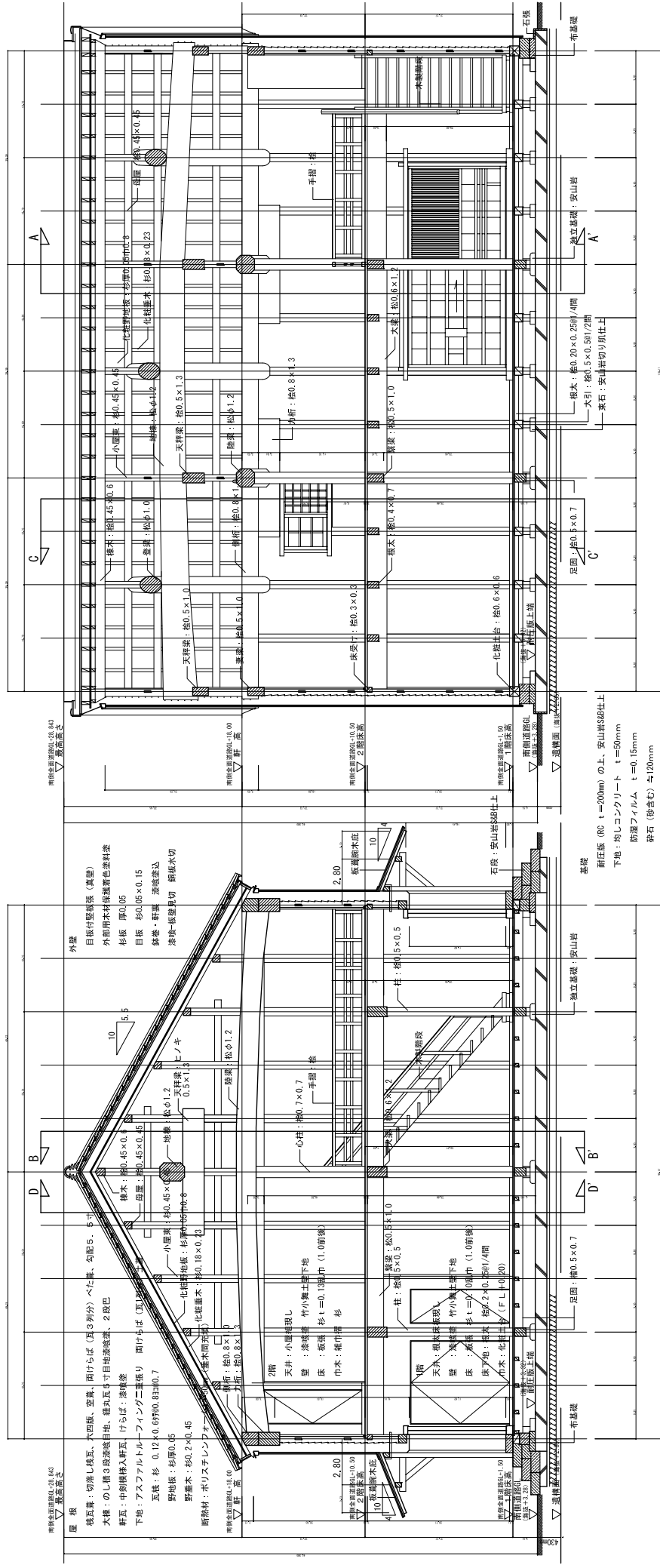


南側立面図 S=1/100



北側立面図 S=1/100

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ (わ) (を) (る) (ぬ) (り) (ち) (と) (へ) (ま) (に) (は) (ろ) (い)

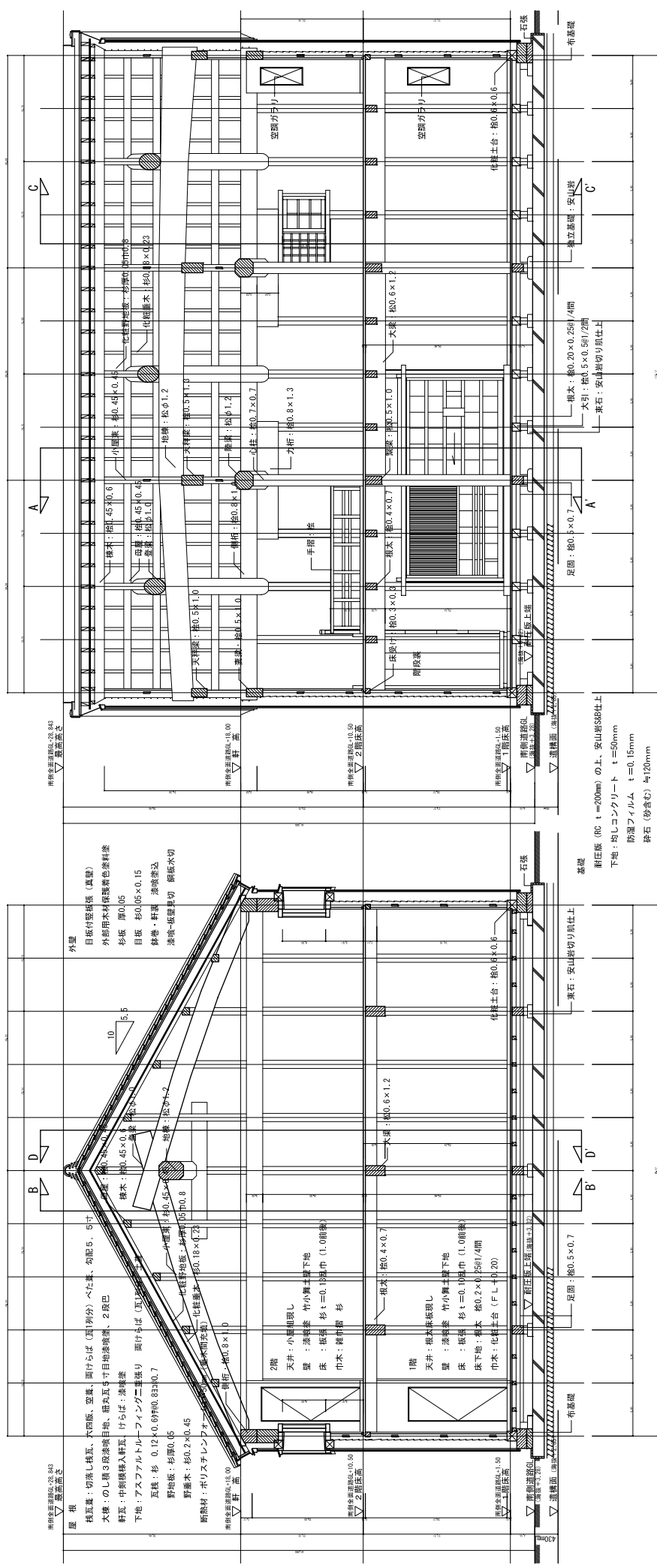


A-A' 断面図

B-B' 断面図

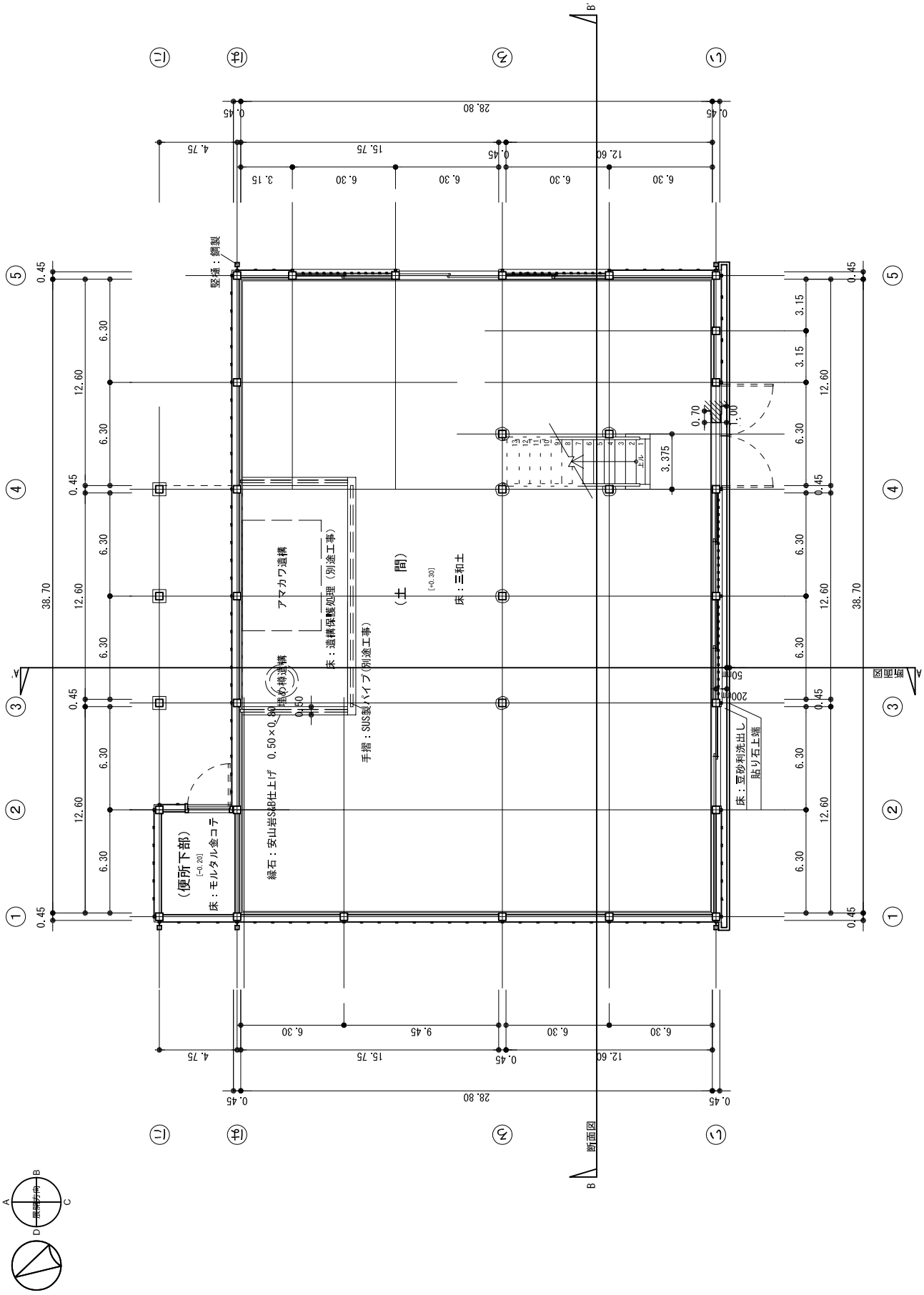
三番 断 面 図 1 S=1:100

⑪ ⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ ② ① わ る ぶ り ち と へ (ほ) に (は) ③ ② ①

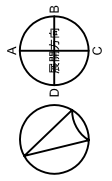
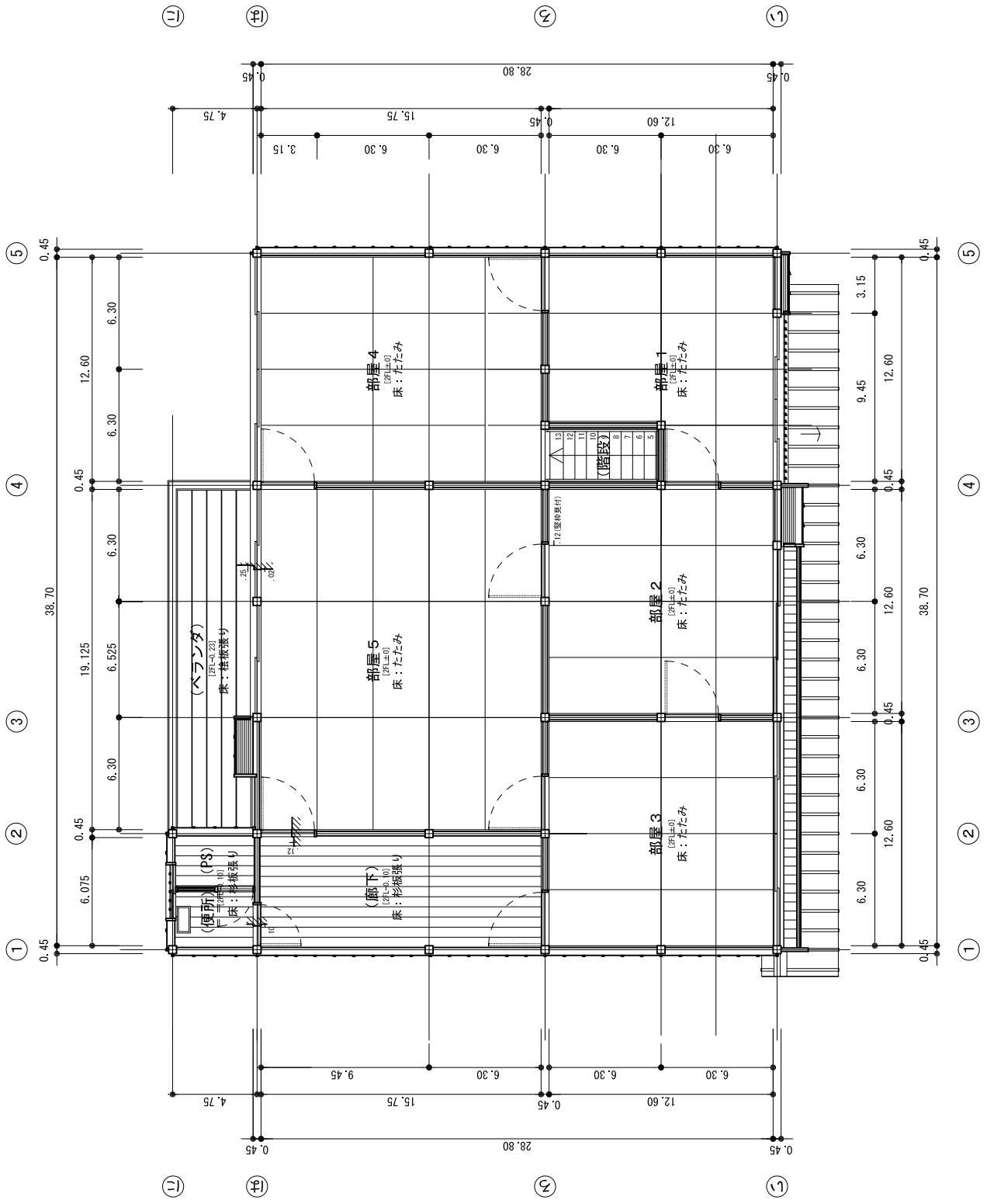


三番蔵 断面図2 S=1:100

拝礼筆者蘭人部屋 1階平面図 S=1:100

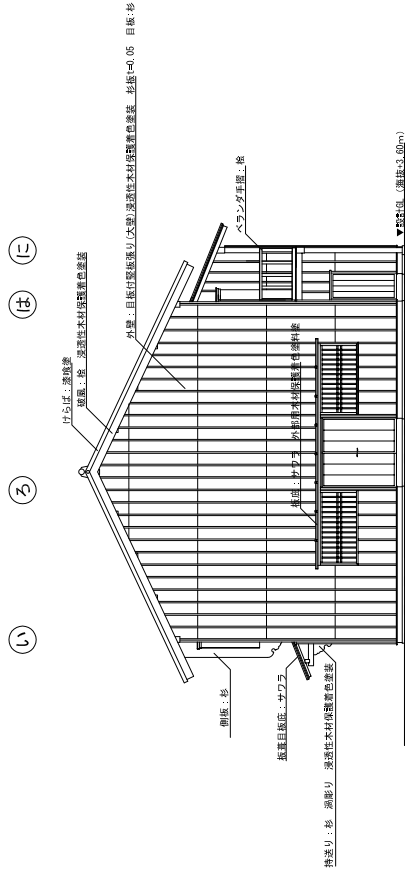


2. 復元建造物基本図面

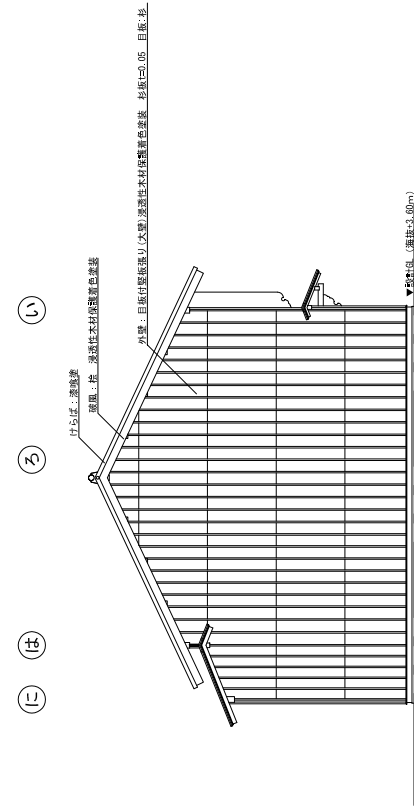


拝礼筆者蘭人部屋 2階平面図 S=1:100

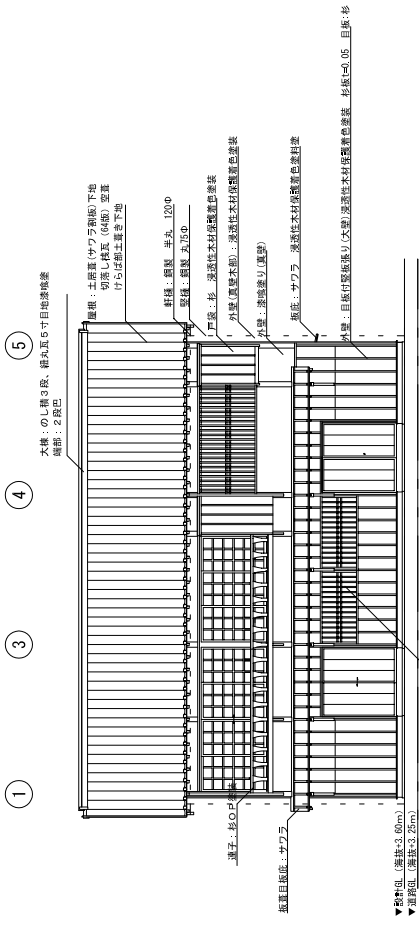
拝礼筆者蘭人部屋 立面図 S=1:200



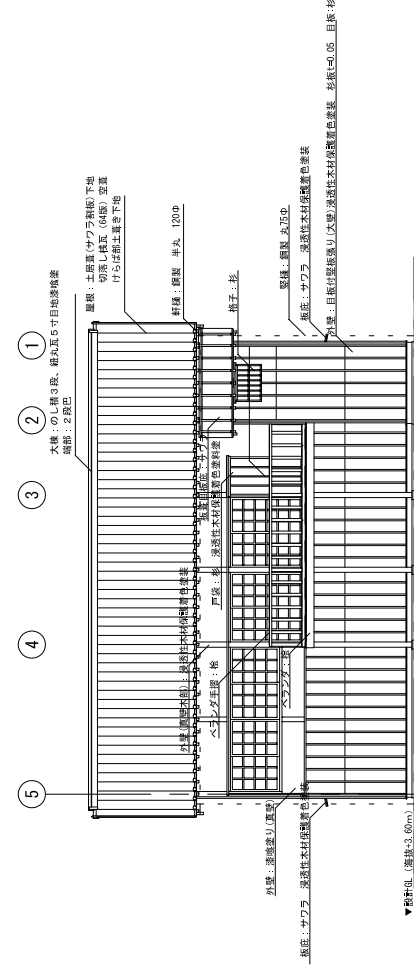
東側立面図



西側立面図

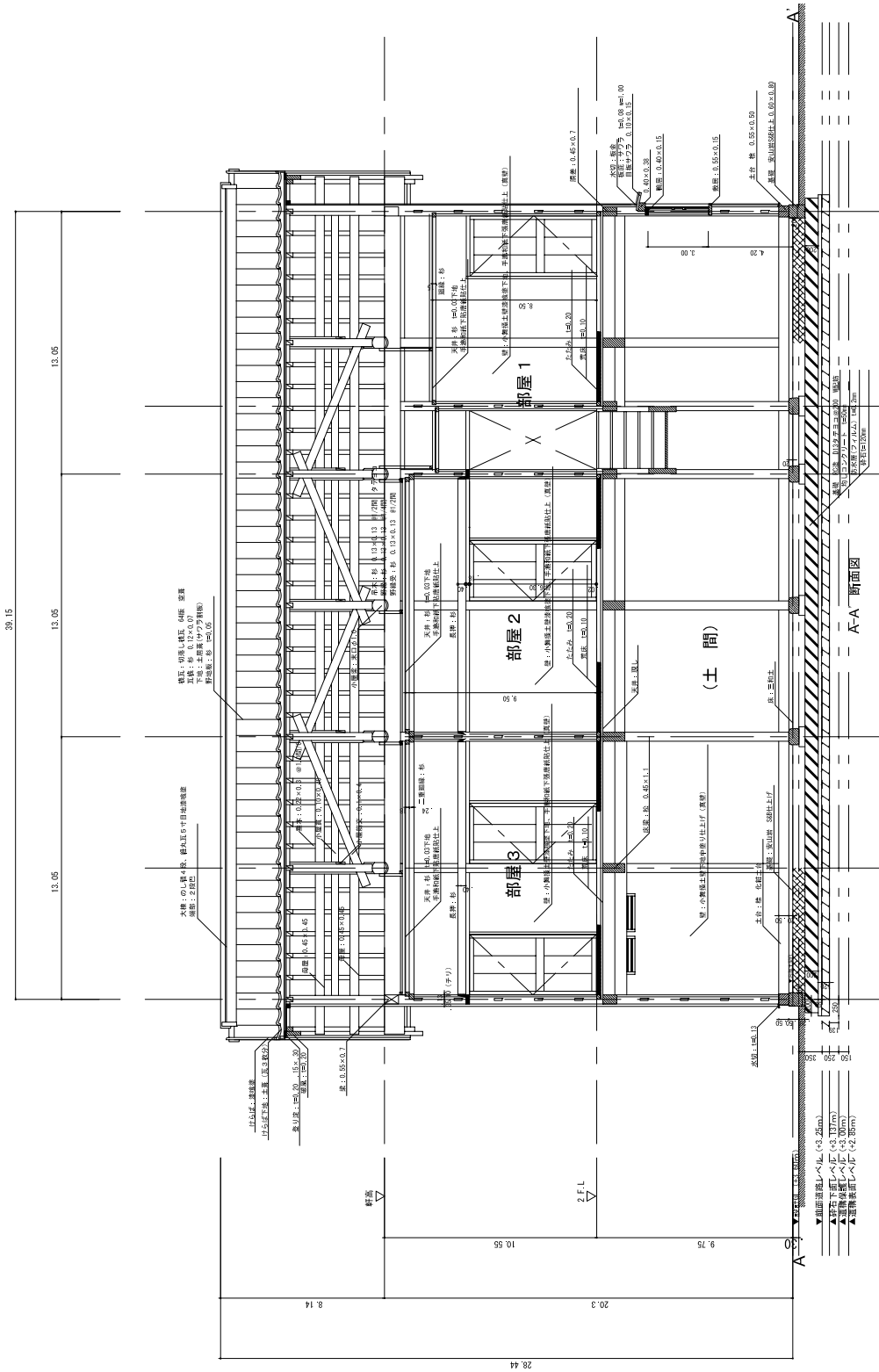


南側立面図



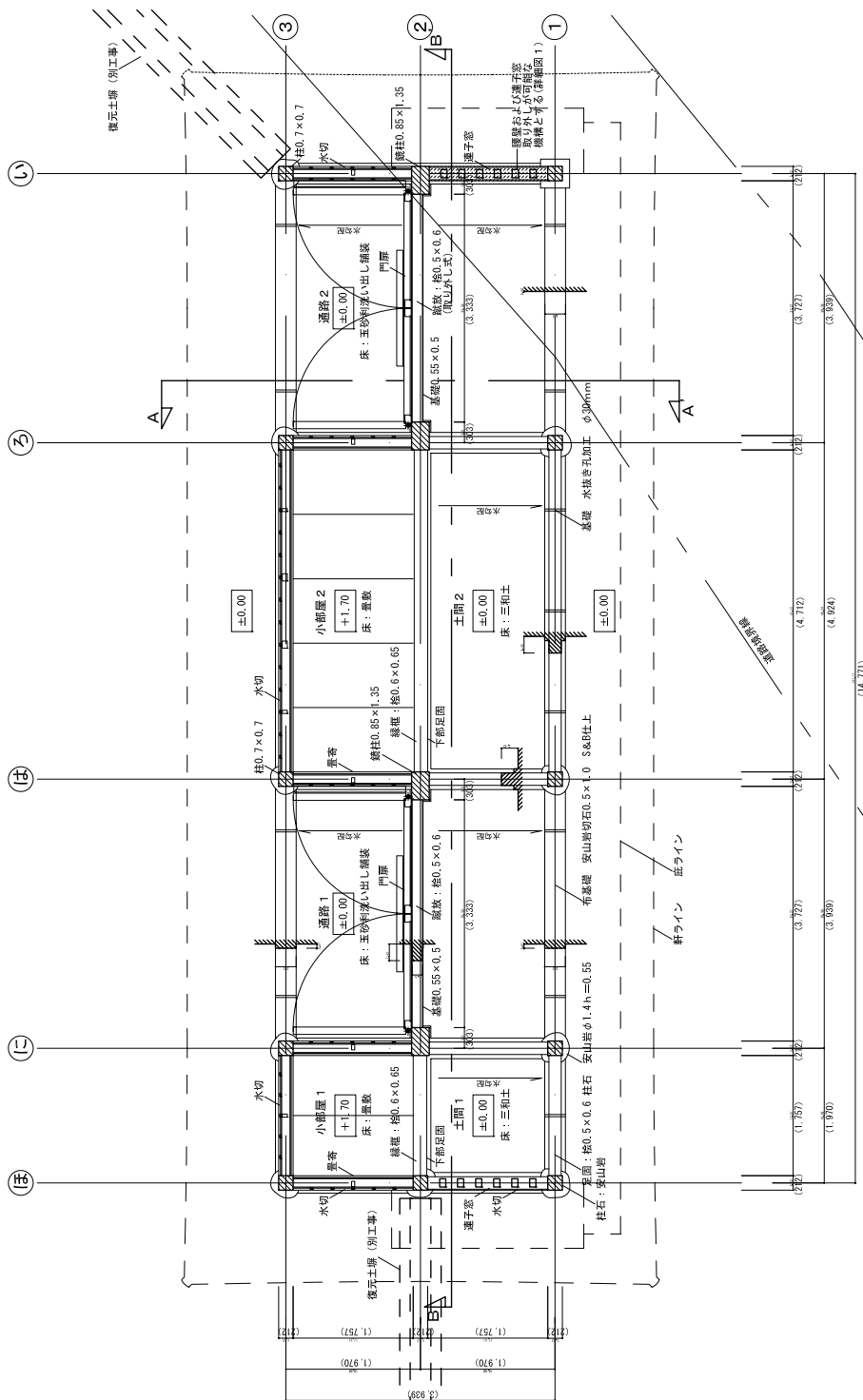
北側立面図

① ② ③ ④ ⑤



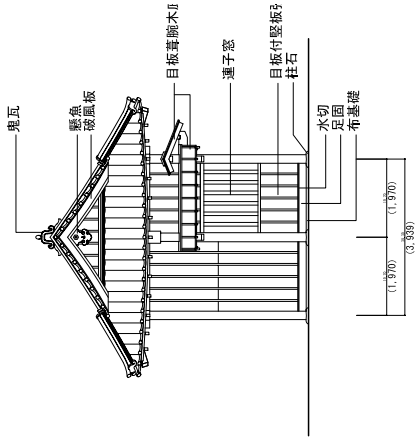
拝礼筆者蘭人部屋 断面図1 S=1:100

仕上表	
外部仕上	
屋根	根瓦葺：切落し葺瓦、六四版、空葺、勾配6.5寸 大棟：のし積6版漆喰目地、根お瓦5寸目地漆喰塗、鳥伏間、東瓦、巴瓦 隅棟：赤瓦瓦 障棟：のし積3版漆喰目地、根お瓦5寸目地漆喰塗、鳥伏間、東瓦、巴瓦 軒瓦：中割模入葺瓦、けらば：軒瓦脚瓦使い 下地：土座葺（サワラ指板） 瓦葺：杉 厚0.12×0.6材0.83材0.7 野地板：杉 厚0.05 軒瓦は特注品とする
庇	板葺本庇：葺板：サワラ 厚0.08 巾1.0、目板：サワラ 0.1×0.15縁頭
外壁	目板付笠板張（葺瓦）外部用木材保護着色塗料塗 杉板 厚0.05 目板 杉 0.05×0.15 下地：横間縁 杉0.08×0.1材1.5 一部 漆喰塗（葺瓦）
裏壁	目板付笠板張 外部用木材保護着色塗料塗 杉板 厚0.05、目板 杉 0.05×0.15 下地：横間縁 杉0.08×0.1
水切	水切：銅板 t=0.4mm加工（板葺部足間上端、廊下庇雨押上、下層雨押上）
基礎	柱石：安山岩 φ140h=0.55 耐圧版（RC t=200）の上、安山岩S&B仕上（見えがかり） 下地：均しコンクリート t=50mm、防護フィルム t=0.15mm、砕石 t=20mm
建具	門扉、格子窓、格子欄間
その他	破風板、懸魚
内部仕上	
床	畳敷 t=0.2、床下地 杉 t=0.05
巾木	畳寄 杉
壁・小壁	竹小算下地土壁塗りの上 漆喰塗真壁 通縁：目板付笠板張（葺瓦）外部用木材保護着色塗料塗 杉板 厚0.05
天井	小部屋・土間：神縁天井 古色塗 通縁：目板かし板天井 古色塗
廻り縁	杉 一重、裏縁、吊木下地
その他	水切銅板（厚0.4mm）足間上（一部）
塗料	
本館：外部用木材保護着色塗料塗（外部：外壁、木軸地見えがかり、庇葺板、廊木、窓枠、格子） 防風網塗布（土台） 防蟻・防露処理（床下部分）	

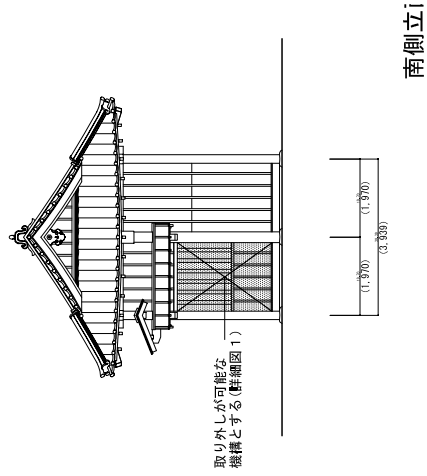


※内は、GLからの高さを表す
 ※GL=海抜+2850
 ※断面寸法は仕上寸法を示す

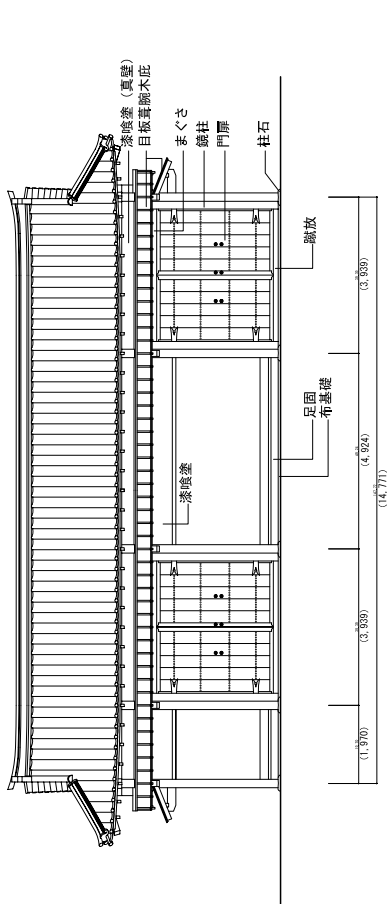
水門平面図・仕上表 S=1:100



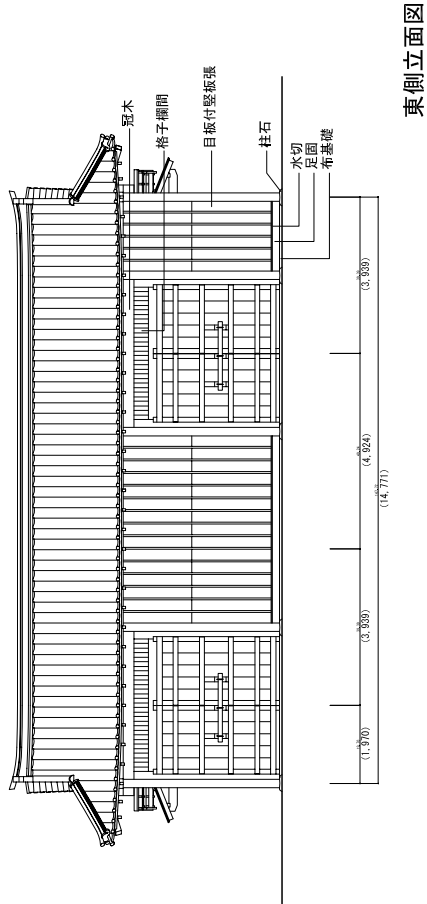
北側立



南側立

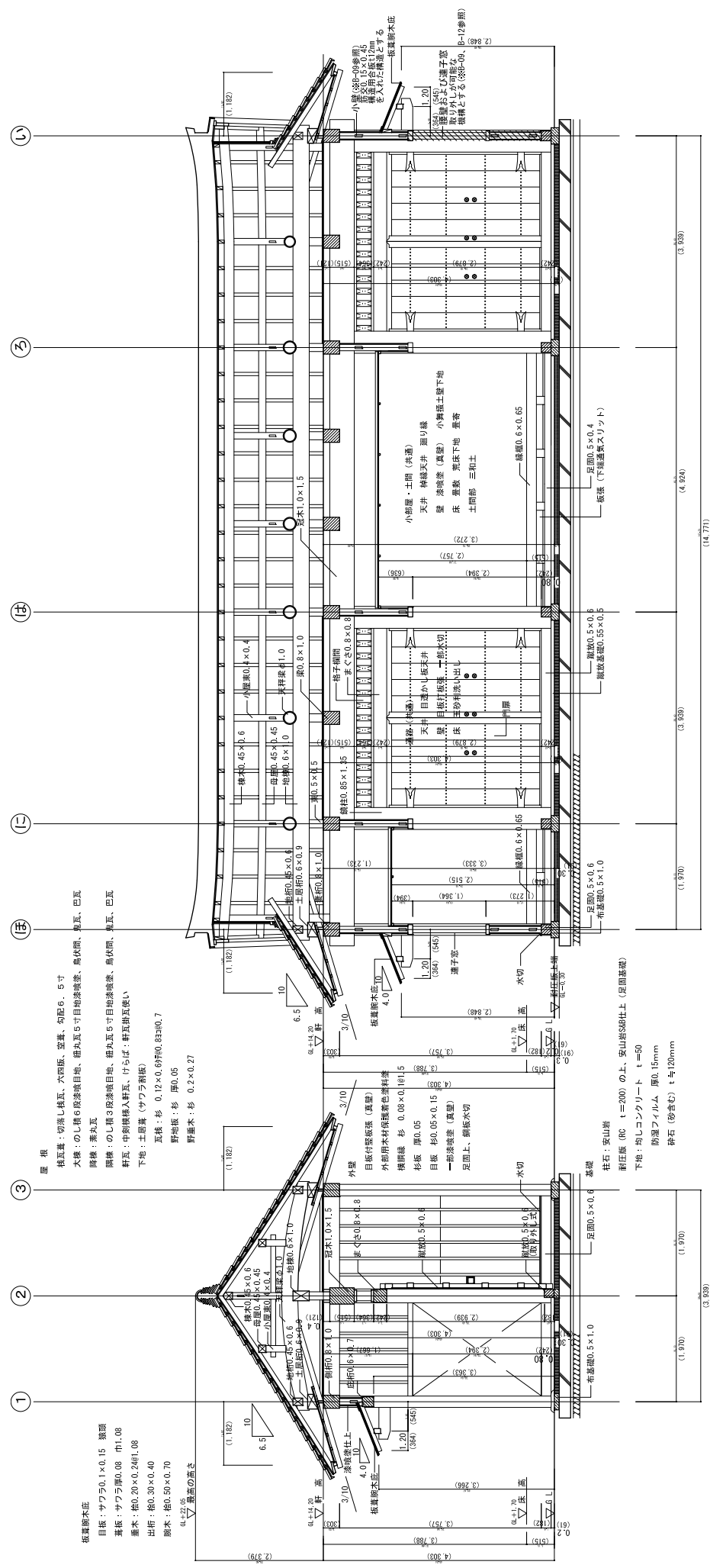


西側立面図



東側立面図

水門 立面図 S=1:200



A-A 断面図

B-B 断面図

水門 断面図 S=1:100

※GL=海抜+2850
※断面寸法は仕上寸法を示す

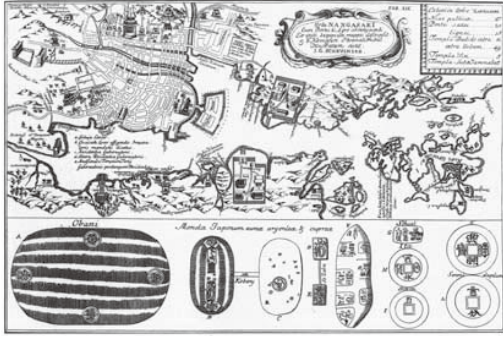
3. 出島の榜示杭に関する主な資料

榜示杭に関する主な資料一覧

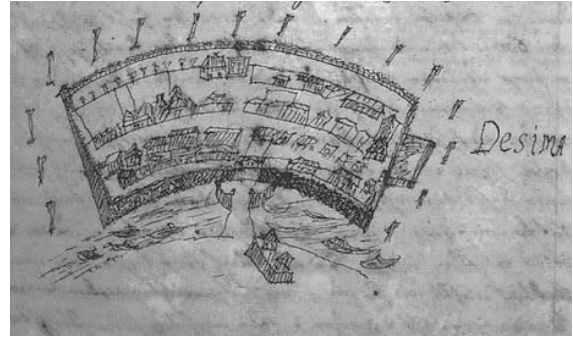
No.	資料名	所蔵先	内容	製作時期	本数	制札	備考	概形
48	ケンペル『日本誌』所収長崎図	国会図書館	長崎の町全体を描いた地図。	1777-1779 (1680-1690来日)	点線	無		
112	ケンペル『日本誌』自筆稿本所収出島図	大英図書館			16	有		
113	ケンペル『日本誌』所収出島図				13	有	「一番外側の柵から数歩のところ、水中に13本の背の高い杭が立っており…」	
121	長崎出島図	松浦史料博物館	寛政の大火前のもの。		10	有	文章は12本	
145	出島図	長崎歴史文化博物館(市博分)	寛政の大火より10年位前のもの。	天明8年(1788)頃?	12	無	榜示杭記載あり	
147	「長崎諸役所建物絵図」所収出島図	東京大学史料編纂所	寛政の大火前のもの。		7	無	黒点で表示	
117	長崎出島図	松浦史料博物館	松浦静山が長崎で描かせた	寛政12年(1800)か	11	無	文章は12本「榜示杭拾貳本」	
151	「長崎諸役所絵図」所収出島図	国立公文書館内閣文庫		寛政10年(1798)～文化6年(1809)か	5	無	赤丸で表示	
152	出島歩刻之図	出島復元整備室(旧馬場知子氏蔵)	中央通路は、寛政の大火後の幅で、カピタン部屋が描かれている。「御入用普請」	文化6年(1809)以降か	5	無	「御入用石垣練塀忍返榜示杭」	
157	出島間割之図	立正大学図書館		文政11年(1828)頃	5	無		
158	出島鹿絵図	出島復元整備室(馬場知子氏旧蔵)		天保9年(1838)写	5	無	「榜示杭」	
188	出島図	長崎歴史文化博物館(市博分)		安政初年(1854-55)か	5	無	「榜示杭五本」	
191	出島古図	長崎歴史文化博物館(市博分)	庭園の家が長方形(外科医用住居として新築)	嘉永6年(1853)～安政4年(1857)	4	無	「榜示杭五本」	

(注)No. の数字は『出島図』に掲載された時の図版番号を示す。

3.
出島の榜示杭に関する主な資料



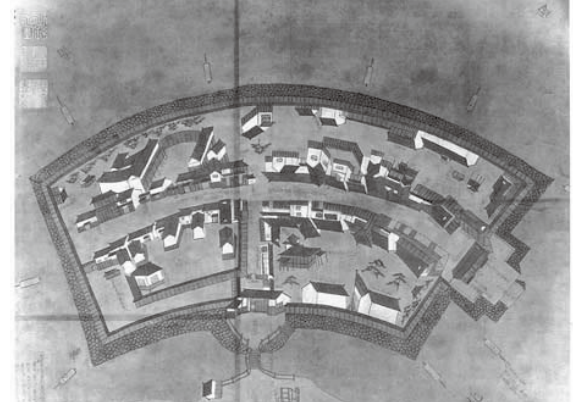
48 ケンペル『日本誌』所収長崎図 1777-1779(1680-1690来日)



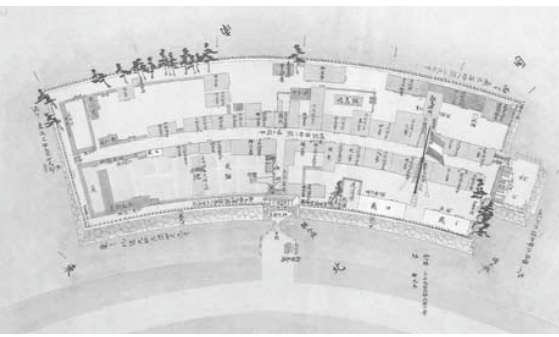
112 ケンペル『日本誌』自筆稿本所収出島図



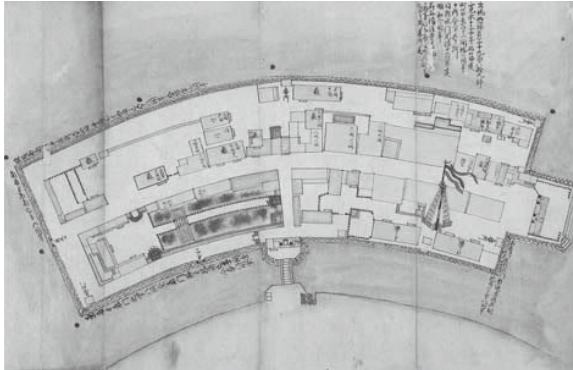
113 ケンペル『日本誌』所収出島図



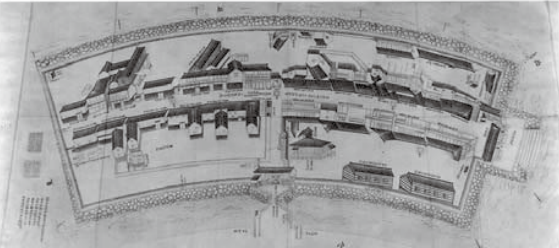
121 長崎出島図 松浦史料博物館 寛政の大火前のもの。



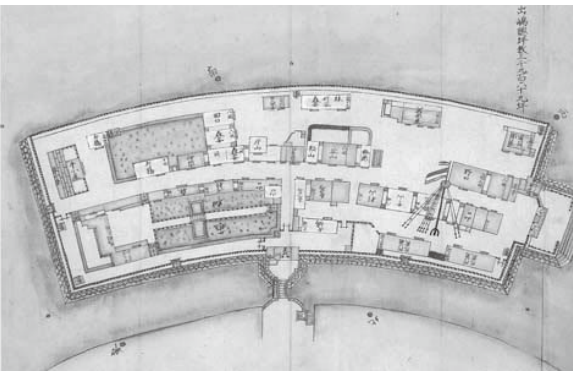
145 出島図 長崎歴史文化博物館(市博分) 寛政の大火より10年位前のもの



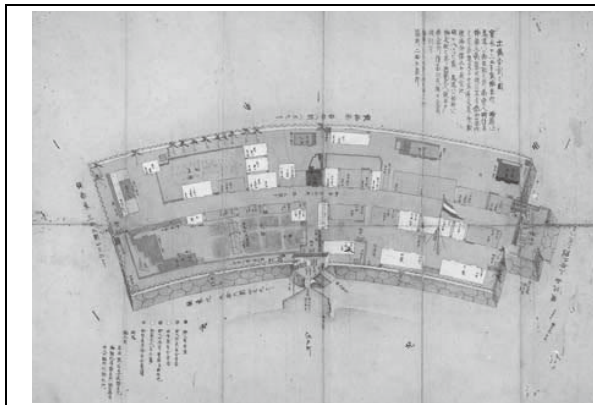
147「長崎諸役所建物絵図」所収出島図 東京大学史料編纂所 寛政の大火前のもの。



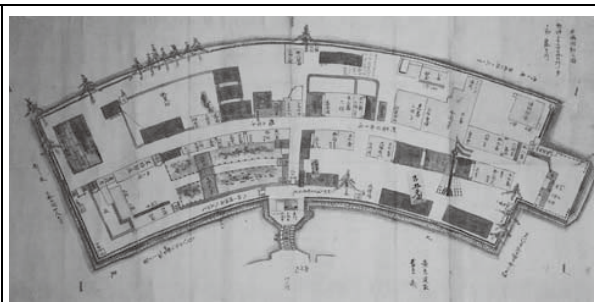
117 長崎出島図 松浦史料博物館 寛政12年(1800)か



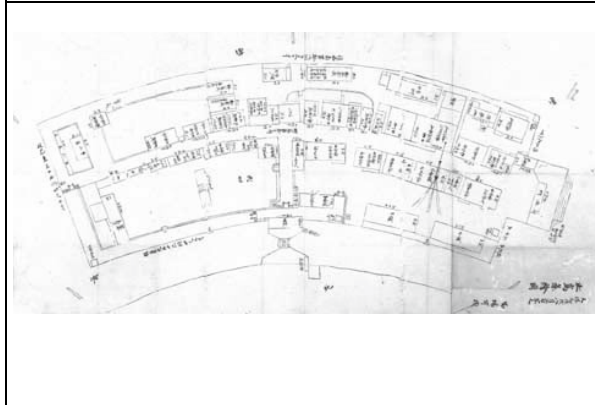
151「長崎諸役所絵図」所収出島図 国立公文書館内閣文庫 寛政10年(1798)~文化6年(1809)か



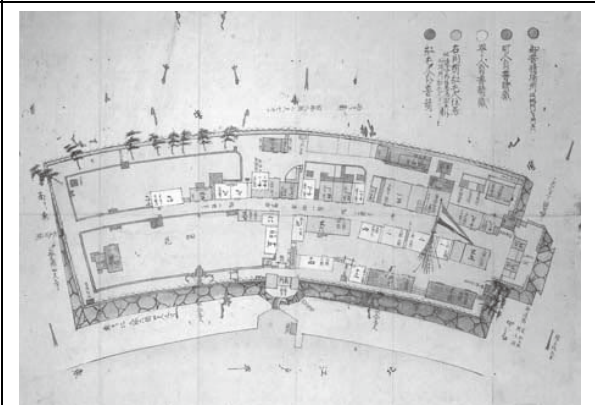
152 出島歩刻之図 出島復元整備室(馬場知子氏旧蔵) 文化6年(1809)以降か



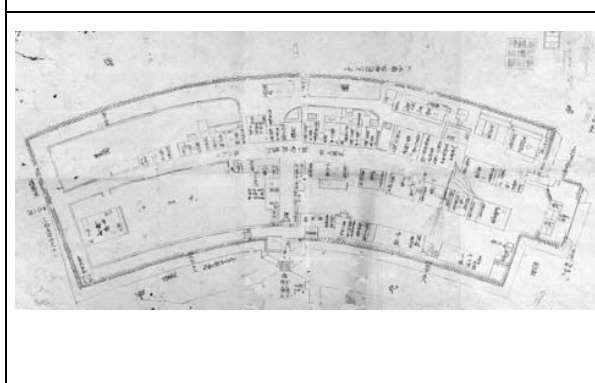
157 出島間割之図 立正大学図書館 文政11年(1828)頃



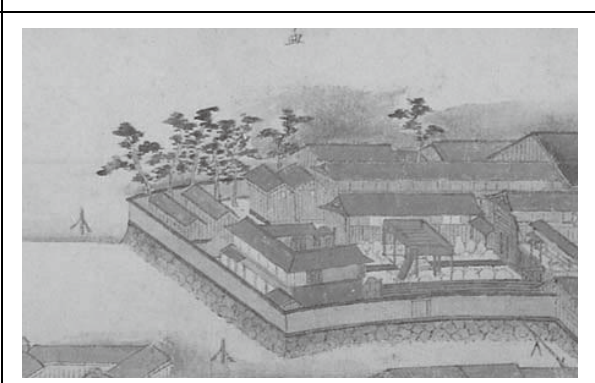
158 出島籠絵図 出島復元整備室 (馬場知子氏旧蔵)



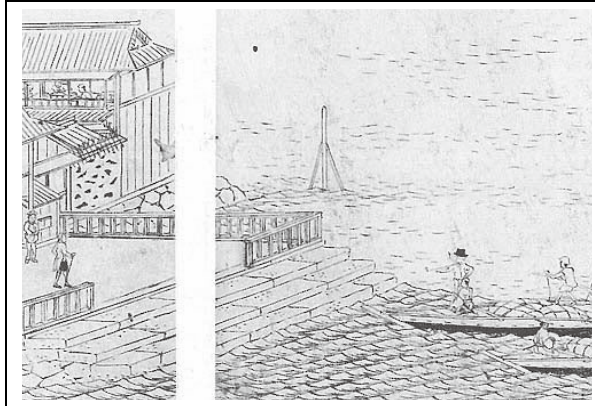
188 出島図 長崎歴史文化博物館 安政初年(1854-55)か



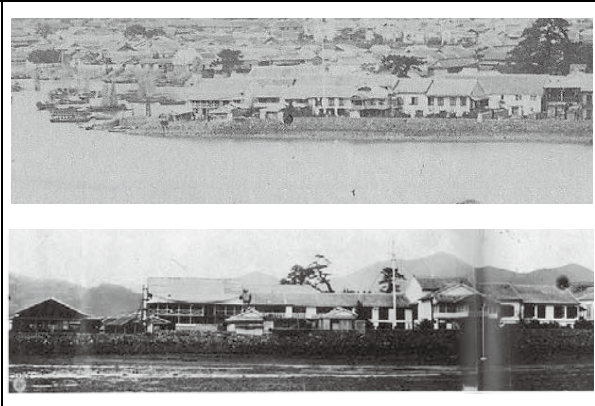
191 出島古図 長崎歴史文化博物館 嘉永6年(1853)~安政4年(1857)



(絵画資料)11 石崎融思 長崎港図 神戸市立博物館 文政元年(1818)以前か



(絵画資料)172 石崎融思「長崎古今集覧名勝図絵」所収出島図 長崎歴史文化博物館 文政8年(1825)頃か



(古写真:上)「南山手からの大浦と出島(1)」 文久2(1862) 長崎大学附属図書館
(古写真:下)「海側から写された出島」(仮)年代不明 ライデン大学

3.
出島の榜示杭に関する主な資料

4. 『史跡 出島和蘭商館跡 復元整備構想 -答申書-』 (長崎市出島史跡整備審議会 昭和 57 年 10 月) より

史跡出島和蘭商館跡整備の基本構想

出島の築造は 1636 年(寛永 13) のことであるが、ポルトガル人がここに居住したのは、彼等が 1639 年にその渡来を禁止されるまでの期間にすぎず、ことにそれ以後 1641 年にオランダ人が入居するまでは空家も同然の状態であった。この間の出島についての資料はきわめて乏しく、したがって、この時期の出島についてはほとんど知ることができないし、また事実、その施設、その景観ともにまだ十分整っていないと、考えられる。

オランダ人の入居後も、実は初期の間は資料が乏しく、信頼すべき資料によって、出島の施設、景観等を知ることができるのは、ようやく 18 世紀に入って以降のことである。

本審議会は、資料(資料 1 参照)を収集し検討した結果、18 世紀後半以降、とくに 19 世紀初頭を中心とする前後の 20 年間の時期において、その施設、景観等が最も整備せられ、また、現存する資料並びに文献の状態から見て、それを相当正確に知ることができ、復元整備することも可能であるとの判断に到達した。ただし、今日の出島遺跡は、前述のように主に明治年間に埋め立てられて市街地化したため、当時のおもかげをしのびうる遺構はほとんど残っていない現状である。

そこで本審議会としては、一方において、市街地化された出島史跡の公有地化を極力促進し、旧出島の境界線を再調査し、確定して、その遺跡としての範囲の確定、残存する遺構の発見・確認に努めるとともに、一方、広範囲にわたって収集した資料並びに文献に即して、前期の時期の出島の施設、景観を正確に研究した成果を、この遺跡の上に復元整備すべきものとするので、次の 7 項目の構想を提案する。

1. 出島遺跡の境界確認調査と範囲の確定
2. 史跡内民有地の公有化
3. 出島の建造物の復元整備
4. 出島庭園等の整備
5. 出島対岸民有地の公有化
6. 出島と江戸町を結ぶ橋の復元
7. 出島史跡整備に伴う周辺地区の環境整備

5. 『史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書』概要（長崎市 平成8年）

I 出島和蘭商館跡復元整備基本方針

基本方針

出島の復元整備については昭和26年度から公有化に取り組み、整備事業を実施してきたが、昭和57年長崎市出島史跡整備審議会より出島の長期的総合的な復元整備構想の答申がなされた。この答申に基づき出島の範囲確認調査、出島境界標の設置を行い、出島関係史料の集大成とも言える「出島図—その景観と変遷—」を刊行し、出島表門が復元された。

その後、答申構想を具体化し事業の一層の進捗を図るため、平成4年度に長崎市出島史跡復元整備研究会を設置し、実務上の観点から復元の範囲や周辺環境整備、公有化の促進並びに実施を目指した計画づくりの必要性を骨子とした整備計画基本案が作成され、平成5年10月には、出島史跡を教育文化施設、中島川の対岸地区を都市公園として都市計画決定がなされ、公有化が促進されている。

本計画は、長崎市出島史跡整備審議会の復元整備構想(答申)を基に、具体的な復元整備計画を策定するもので、長期計画と短中期計画から構成され、基本的には19世紀初頭の出島和蘭商館跡の完全復元を目指すものとする。

そのためには史跡北面の復元に伴う中島川の振り替え、西面の水門部分の復元に伴う国道499号の線形変更など大規模な市街地改造が必要となる。その実現には事業手法、関係機関との調整、住民の合意形成、出島周辺の大型プロジェクトや計画との整合性などからして、かなり長期的な計画とならざるを得ない。

そこで、出島復元整備の手順としては、現在の史跡指定地を中心とした範囲を対象とし、15年程度を目標とした短中期の復元整備計画を設定することとした。

出島は鎖国時代、日本と西欧を結ぶ我が国唯一の窓口であり、経済、文化、学術等の交流拠点として日本の近代化に重要な役割を果たした世界的遺産であることから遠大な構想のもとに復元を図っていくものとする。

2. 復元整備目標

貴重な歴史的文化的遺産である出島史跡の遺構や遺物の保存を図るとともに、往時の建造物等を史実に基づいて復元し、文化・学習施設としての機能を目指す。

長崎市のシンボルとして機能させるとともに、周辺都市空間を含めて市民が親しむことのできるアメニティ空間を構築する。

歴史的観光拠点として、出島史跡の活用を図るとともに、出島周辺の歴史的遺産とのネットワーク化に努めていく。

国際交流や文化活動の場としても積極的な運営を図っていく。

3. 復元整備手順

復元整備目標を踏まえて、全体的には以下の方針で復元整備計画を策定する。

出島史跡と出島対岸の公園整備を中心として、出島の顕在化、史跡内の復元整備および展示活

用を段階的に進めていく短中期復元整備を行う。

19世紀初頭の出島の原形を復元し、更に四面を水面による顕在化に努め、原風景の再現を目指していくとともに周辺の都市機能、まちづくりとの調和発展を図っていく長期復元整備を行う。史跡内では復元建物等のハード面の整備だけでなく、往時の出島の生活風俗と文化的交流を幅広く表現していくものとし、文化活動を展開していくものとする。

II. 短中期復元整備計画

1. 史跡の保存と公開計画

出島和蘭商館は、鎖国期において日本と西欧の交流が唯一行われていた所であり、その歴史的価値は単に長崎の文化的遺産というよりも、世界的なものとしてとらえるべきである。この史跡はオランダをはじめとする西欧人が来日し、生活した場所であり、現在でも出島には、当時の人々が残した遺構や遺物が点在している。

出島の整備にあたっては、これらの遺構や遺物の保存を第一義とすると同時に、その価値を来訪者に広く公開し、理解させなければならない。それにはまず、公有化計画と合わせて発掘計画を作成し、それに基づく系統的な発掘調査を行い、史跡の範囲、遺構レベルを明確にして復元整備レベルを決定する。

現存する遺構については破損状況、仕様、年代等調査結果にもとづき、復元・修理を行う必要がある。

現在保存されている出島の遺構・遺物は、鎖国期のものと、居留地時代以後のものに大別され以下のものであり、この他にも地中に埋蔵されている遺構・遺物があると思われる。

鎖 国 期	A. 石造日時計		居 留 地	J. 門柱
	B. ケンペル・ツェンバリー記念碑			K. 三角溝
	C. 旗竿石			L. 居留地地番境石
	D. 大砲			M. 建物礎石
	E. 石垣			
	F. 土層			
	G. 建物礎石			
	H. 出島橋石柱			
	I. デジマノキ			

(中略)

2. 建物の復元計画

(1) 建物復元の考え方

和蘭商館は寛永18年(1641)に平戸からこの地に移ってきた。それから開国までの約220年間の地で交易を営んだ。その間には火災も含め、幾度も立替が行われているが、建物を大別すると、居住地等の建物(蘭人用、日本人用)、蔵、門、番所、小屋などで構成されており、これらの建物の復元には、現在入手し得る可能な限りの資料に基づく考察および調査が必要である。そのため、

川原慶賀等によって描かれた外観の詳細な出島図や各建物の桁行、梁間寸法が記入された古絵図及び建物を立体的に明らかにすることができるオランダのライデン国立民族学博物館に収蔵されているフィッシャー(J.F. van Overmer Fisscher 1820~1824 第1次来日)の出島模型(縮尺約1/30)などの現地調査結果を踏まえ、復元建物の平面・立面・配置の基本的な作図を行った。

しかしながら史料絵図の平面と模型では建物の材質や内部の仕様等の不明な部分もあり、建替えの記録が記載されている可能性のある商館長日記及びオランダ側の出納簿の解読や、現存する町家などの類例調査を進めるとともに礎石や遺構の確認のため埋蔵調査を行い、十分に考証を重ね、復元精度を高めていく。

まずは、建物復元模型を製作し、細部の納まりや建物のバランスなどの検討を加えた後、諸史料、発掘調査結果を基に復元の難易度を分析し、可能なものについて復元の対象とし、19世紀初頭の出島の町並を形成していく。なお、復元検討に使用した模型は石倉での展示に活用する。

3. 庭園の復元計画

復元の考え方

出島の庭園は、出島全体面積の約2割を占め、建造物とともに、出島の生活環境を物語る重要な施設である。

その庭園の機能は大きく2つに分けることができる。

一つは、商館員たちの生活における、憩いと潤いの場の提供である。出島には、商館長、荷倉役、医師、筆者等が常時住んでいたとされ、これらの居住者にとって出島での生活は必ずしも快適なものではなかったであろう。そのため心のなぐさめとなる観賞用の花木、草花を植え、さらに日本の夏の蒸し暑さは特別なものであり、これをしのぐための涼所も池の上に設けられた。これらの憩いと潤いの場としての庭園の姿をよく表現しているのが、「紅夷人旅館図」や「南蛮図—灌園愛花図」である。

もう一つの機能は、西欧にない数多くの日本の植物を収集・研究するためのストックヤード機能で、川原慶賀の描いた出島図の庭園部分に表れている。

出島に滞在した3人の商館医師、ケンペル、ツェンベリー、シーボルトは、西欧にない珍しい日本の植物の収集・研究も来日の目的のひとつであった。彼らは日本植物の収集・研究を日本人の協力を得て充実させ、それを世界に紹介する一方、後世の日本植物学に大きな影響を及ぼした。収集した植物は種子、苗、さく葉として膨大な種類を本国へ送り、それが西欧諸国に大きな反響を呼んだ。その舞台となった出島の庭園は、出島が和蘭商館であった約220年の間には、幾度かの変遷を遂げている。

出島の庭園は、ある一断面を復元しても、それは出島庭園を語るには不十分なものとなるので、復元する出島庭園の植栽内容は2つの機能を表現するとともに、植物に関わりのある3人の植物学者を通じて総体的に提示していくものとする。

4. 旧出島橋の復元計画

復元の考え方

往時の出島は、四方を海に囲まれた築島であり、その周辺を塀で取り囲んだ隔離した世界であった。旧出島橋は、出島の和蘭商館と長崎の街とを結ぶ唯一の出入口であり、出島の中でも象徴

的な構造物で、出島復元計画の重点項目である。

しかしながら、出島は、明治 18 年からはじまる中島川の変流工事により出島側を平均 18m 削り取られ、出島と江戸間の距離は約 20m から約 30m となった。

市民や来訪者に往時の出島を彷彿させ、架橋の気運を盛り上げるためにも、河川管理者との協議を重ね、端の取付部分の公有化を図りながら、旧出島橋の早急な復元整備を図る必要がある。

5. 明治期建物等の保存計画

(1) 保存の考え方

現在、出島には旧出島神学校、旧内外倶楽部、新石倉、旧石倉の明治期等建物及び出島橋が存在している。特に、旧出島神学校と旧内外倶楽部、出島橋は明治期のものとしては、その規模、構造、外観から、今日では高く評価される近代的遺産である。一方、出島復元は土地の公有化や各種調査を前提としており、すべてが完成するには相当の期間を要する。

そのため、19 世紀初頭の出島和蘭商館跡の復元に関連して生ずる移築については整備効果を勘案して慎重に検討すべきであり、短中期計画まで整備の上活用していくこととする。

6. 展示活用計画

(1) 展示活用計画の方針

1) 展示の考え方

出島は 1641 年、和蘭商館が平戸から長崎出島に移転され、安政の開国までの約 220 年間貿易のみならず、西洋の学術・文化導入の窓口として大きな役割を果たし、我が国の開国、近代化に大きく貢献した歴史上極めて重要な史跡である。

展示の基本的な考え方としては、出島和蘭商館の町並みを復元し、歴史的意義を分かり易く表現するため、幅広く系統的にかつ躍動的に展開し市民が誇りに思い、来訪者が感動する「出島の魅力」をつくり上げ伝承していくことに努める。

更に整備を進め、市民をはじめ来訪者に広く公開し、長崎市の歴史的、文化的環境の構成要素として機能させていく。

建造物の復元はそれ自体が広い意味で展示物であり、復元という行為によって、19 世紀初頭の出島を体験的に学ぶことができる。この外にも最新の展示手法を用いながら、通史的な流れやその背景を明確にしていく。

展示は建物の復元とともに出島整備の核であり、出島の歴史的情報と出島の魅力を表現するため、学習機能を中心として、出島の完全復元への啓蒙・啓発や文化交流などの役割を持つものとする。

7. 出島の顕在化計画

(1) 顕在化の考え方

鎖国時代我が国唯一の西欧との窓口として海に浮かぶ扇形をしていた出島は、安政 5 年(1858)に和蘭商館が廃止され、慶応 2 年(1866)に外国人居留地に編入されると急激にその姿を一変することとなる。慶応 3 年(1867)に南側外周に遊歩道が埋築され、明治 10 年(1877)～明治 26 年(1893)に行われた第 1 次港湾改良工事による中島川変流工事のため北側約 18m が削られ、明治

36年(1903)の第2次港湾改良工事により出島、新地、梅香崎全面の海域が埋め立てられ、その特色である扇形が失われた。

出島は、大正11年(1922)に国の史跡に指定され、その後、昭和26年から長崎市ではその復元整備への取り組みを始め、昭和57年長崎市出島史跡整備審議会より出島史跡の復元整備に関する7項目の構想の答申を受けた。答申では、19世紀初頭の出島の復元、四面顕在化が提言され、周辺市街地を含めた復元整備が求められることになった。

一方、長崎市における出島の文化的、空間的、精神的シンボル性は誰もが認めるところではあるが、市街地に埋没した出島の姿、形を復元するためには大規模な市街地改造を伴うため、その実現化には事業手法をはじめ、時間的、財政的に多くの課題を抱えている。

そのため、史跡地全体の復元整備を短期間に実施することは困難であり、史跡地の整備に合わせて四面の顕在化が徐々に実感できる段階的な整備を行っていく必要がある。この出島の顕在化計画では、完全復元と四面顕在化に最終目標にして、徐々に目に見える形で顕在化が図られていく段階的の事業を計画していく。こうした視点にたつて顕在化計画では、当面必要な顕在化整備を主に公共空間の中で行い、地域住民をはじめ多くの人々に具体的な顕在化を見せて理解と意識を高めつつ、併せて換算復元の実現に向けて関係機関との調整を早期に働きかけるとともに、具体的な進展の見られる周辺プロジェクトの動向に対応した段階的な整備に取り組んでいくものとする。

Ⅲ 長期復元整備計画

1. 長期復元整備計画の考え方

出島史跡地の顕在化は、短中期計画の段階で部分的に整備されてくるものの、北側の拡張や水門部分の顕在化など、なお往時の原形を取り戻すまでには至らない。出島の姿・形の完全復元、四面の水面による顕在化という2つの長期的目標を達成し、往時の出島のイメージをより鮮明に再現してはじめて出島の復元が完成の域に達するものといえる。

また、出島とその周辺地区では、アーバンルネッサンス構想、県庁建替、骨格となる交通体系の整備など大型プロジェクトを抱え、長崎市の都心形成にとって重要な位置にあり、出島の復元とこれらプロジェクトとの歩調を合わせた市街地の改造によってこれまでにない長崎の魅力を創造していく絶好の機会ととらえられる。

このため、出島の姿・形の完全復元、四面顕在化に向けての目標を確立し、周辺市街地と一体となって出島を核にしたまちづくり、環境形成が進められるよう、現時点での最良の方策と考えられる長期復元整備計画を明らかにしていくことが望まれる。

出島の姿・形の完全復元、四面顕在化の実現には、史跡地北面の拡張に伴う中島川の振り替え、西面水門部分の復元、顕在化に伴う国道499号の線形変更、銅座川の振り分けなど大規模な市街地の改造を伴うこととなり、その実現には事業手法、関係機関との調整、他プロジェクトや計画との整合性、財源など十分な検討を行わなければならない。また、この計画の実現までには相当長い期間を要すると思われ、この間の社会、経済情勢の変化も十分予想されることから、随時、計画の見直しを行うなど柔軟な対応が図られる整備体制を持つ必要がある。

2. 長期計画の整備プログラム

短中期の顕在化計画から完全復元、四面顕在化を最終目標とする骨格構造に至るまでは、様々な事業の活用、事業相互の時間的、空間的な調整が図られることが前提となる。そのため、関係事業との調整・協議の進捗度に応じて大規模な基盤整備を行う用地確保と整備事業を随時進めていくことになる。

ここでは、四面顕在化が公共空間のスムーズな機能更新及びその用地確保をバランスよく行いながら、出島を囲むひとつひとつの面を段階的に顕在化していく基本的なプロセスを示す。

I ステップ：北面の復元、顕在化

短中期で整備される江戸町線の振替に連動して、中島川公園及び中島川を振替、北面の拡張復元を図る。

II ステップ：西面水門の復元、顕在化

アーバンルネッサンス構想との調整、用地確保等の条件を整え、国道 499 号の振替、西面水門の復元、顕在化を図る。

III ステップ：南面周辺の環境整備

銅座川の分流により、明確な水面形成を図るとともに、出島を核にした市街地環境の形成を図る。

この基本的な形成プロセスを事業調整の念頭において、今後関係機関への協力依頼や協議を行い、長期復元整備計画の実現へ向けてひとつひとつ取り組んでいくことが、この壮大な計画を実現に向けて導いていくことになる。特に、この骨格構造の実現には相当の年月と事業費が必要となり、出島とその周辺地域が共通した目標を持ち、地域住民や事業者の総意によって一体的なまちづくりとしていく取り組みが不可欠となる。

こうした出島を核にした都市改造は新たな都市環境・機能をイメージづけていく先導的公共事業を積極的に展開することからはじまり、地域住民や事業者の計画への理解と関心を深めながら、その可能性を高めていくことが肝要である。また、出島地域の将来像を地域ならではの発想で確かなものにしていく地域主体の取り組みを行っていくことが望まれる。

6. 参考文献一覧

【発掘調査・整備報告書等】

- 国指定史跡「出島和蘭商館跡」西側5棟建造物復元工事報告書（平成13年3月発行）
 国指定史跡「出島和蘭商館跡」第Ⅱ期建造物復元工事報告書（平成21年3月発行）
 国指定史跡「出島和蘭商館跡」南側護岸石垣発掘調査・修復復元工事報告書 第1分冊
 国指定史跡「出島和蘭商館跡」南側護岸石垣発掘調査・修復復元工事報告書 第2分冊
 国指定史跡「出島和蘭商館跡」旧出島神学校修理工事報告書（昭和55年3月発行）
 旧内外クラブ保存修理工事報告書（平成12年3月発行）
 『長崎県文化財調査報告書 第184集 出島-一般国道499号電線共同溝整備工事に伴う緊急調査報告書-』（平成17年3月発行）
 『長崎県文化財調査報告書 第11集 出島-一般国道499号電線共同溝整備工事に伴う緊急調査報告書-』（平成26年3月発行）
 『銅座町遺跡 十八銀行本店敷地埋蔵文化財発掘調査報告書』（平成5年3月）

【市史・県史】

- 長崎市著『長崎市史 地誌編 名所舊蹟部』（昭和42年復刻版 清文堂出版株式会社）
 市制百年長崎年表編さん委員会編『市制百年長崎年表』（長崎市 平成元年）
 長崎市史編さん委員会編『新長崎市史 第一巻 自然編、先史・古代編、中世編』（平成25年長崎市）
 長崎市史編さん委員会編『新長崎市史 第二巻 近世編』（平成24年 長崎市）
 長崎市史編さん委員会編『新長崎市史 第三巻 近代編』（平成26年 長崎市）
 長崎県史編纂委員会編『長崎県史 対外交渉編』（昭和61年 吉川弘文館）

【単行本】

- 山口光臣著『長崎の洋風建築』（長崎市教育委員会 昭和42年）
 長崎県教育委員会編『長崎県の近代化遺産 ー長崎県近代化遺産総合調査報告書』（長崎県教育委員会 平成10年）
 長崎市教育委員会編『長崎市の文化財』（長崎市教育委員会 平成21年 第10版）
 長崎市出島史跡整備審議会編『出島図 改訂版 その景観と変遷』（平成2年 中央公論美術出版）
 金井圓著『近世日本とオランダ』（放送大学教育振興会 平成5年）
 長崎県教育委員会編『長崎とオランダー近世日本への歩みー』（長崎県文化団体協議会 平成12年新訂版）
 長崎市教育委員会他編『ながさき・出島[古写真の世界]展』（ながさき・出島「古写真の世界」展実行委員会 平成12年）
 布袋厚著『復元！江戸時代の長崎』（平成24年第4版 長崎文献社）
 水口洋一郎編 『研究紀要 第1号 オランダ商館長日誌目録 1609年-1860年』（平成26年長崎文献社）

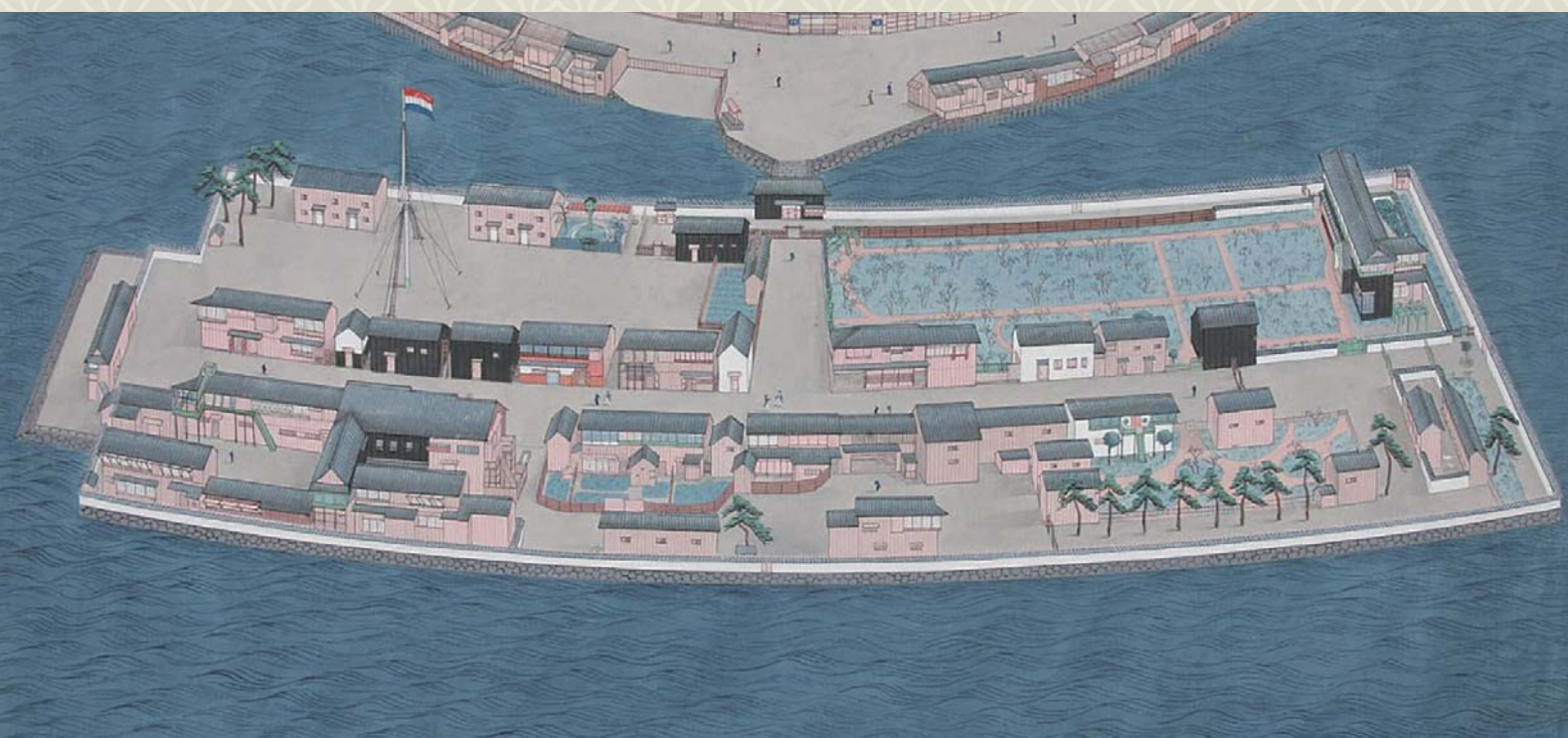
【行政資料】

- 長崎市教育委員会編 史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書（長崎市 平成8年3月）
 長崎市都市計画部都市計画課編『長崎市都市計画マスタープラン』（長崎市 平成19年改訂版）
 長崎市観光戦略策定会議編『長崎市観光戦略』（長崎市 平成20年）
 長崎市企画財政部総合企画室編『長崎市第四次総合計画』（長崎市 平成23年）
 長崎市都市計画部まちづくり推進室編『長崎市景観基本計画』（長崎市 平成23年）
 長崎市経済局文化観光部文化財課編『長崎市歴史文化基本構想』（長崎市 平成27年）
 長崎県土木部河川課編『中島川水系河川整備計画』（長崎県 平成13年6月）
 長崎県環境部環境政策課編「長崎県環境基本計画」（長崎県 平成28年3月）

国指定史跡「出島和蘭商館跡」 保存活用計画

発行日 平成28年3月（初版）
平成29年3月（改訂版）
編集・発行 長崎市
長崎市教育委員会
〒850-0862 長崎市出島町6-1
担当：長崎市文化観光部出島復元整備室

編集協力 株式会社文化財保存計画協会



表紙及び裏表紙の「出島図」はライデン国立民族学博物館蔵

国指定史跡「出島和蘭商館跡」保存活用計画

平成 28 年 3 月
長崎市
長崎市教育委員会